

西原町地域防災計画

(修正素案)

令和6年 月修正

西原町防災会議

西原町地域防災計画

目 次

第1編 総 則

| | |
|-------------------------------|----|
| 第1章 総 則 | 1 |
| 第1節 目的 | 1 |
| 第2節 用語 | 2 |
| 第3節 西原町の概況 | 3 |
| 1 自然的条件 | 3 |
| 2 社会的条件 | 3 |
| 3 災害記録 | 7 |
| 第4節 災害の想定 | 12 |
| 1 風水害 | 12 |
| 2 地震及び津波の被害想定 | 16 |
| 3 津波の浸水想定 | 18 |
| 4 石油コンビナートの災害基本想定 | 24 |
| 第5節 防災機関の処理すべき事務又は業務の大綱 | 25 |
| 1 西原町 | 25 |
| 2 東部消防組合 | 25 |
| 3 沖縄県 | 25 |
| 4 指定地方行政機関 | 26 |
| 5 自衛隊 | 28 |
| 6 浦添警察署 | 28 |
| 7 指定公共機関 | 28 |
| 8 指定地方公共機関 | 29 |
| 9 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者 | 30 |
| 第6節 町民等の責務 | 32 |
| 1 町民 | 32 |
| 2 自治会・自主防災組織 | 32 |
| 3 事業者 | 32 |
| 第2章 基本方針 | 33 |
| 第1節 災害の想定と防災計画の基本的考え方 | 33 |
| 1 想定の方針 | 33 |
| 2 防災計画の考え方 | 34 |
| 第2節 防災対策の基本方針 | 35 |
| 1 周到かつ十分な災害予防対策 | 36 |
| 2 迅速かつ円滑な災害応急対策 | 36 |

| | | |
|-----|-------------------------|----|
| 3 | 適切かつ速やかな災害復旧・復興対策 | 37 |
| 4 | その他 | 37 |
| 第3節 | 本町の特殊性等を考慮した重要事項 | 38 |
| 1 | 本土からの遠隔性等の条件不利性 | 38 |
| 2 | 本土への復帰の遅れ、町の小規模性等の条件不利性 | 38 |
| 3 | 沿岸部の低地に密集する人口等への防災対策 | 38 |
| 4 | 観光客や外国人の避難誘導 | 39 |
| 第4節 | 防災計画の見直しと推進 | 40 |

第2編 災害予防計画

| | | |
|-----|---|----|
| 第1章 | 共通の災害予防計画 | 1 |
| 第1節 | 災害予防計画の構成 | 1 |
| 第2節 | 災害に強いまちづくり | 2 |
| 第1款 | 防災対策に係る土地利用の推進 | 2 |
| 1 | 防災対策に係る土地利用に関する事業の基本方針（実施主体：建設部） | 2 |
| 2 | 防災対策に係る土地利用に関する事業の実施（実施主体：建設部） | 3 |
| 第2款 | 都市基盤の整備 | 4 |
| 1 | 都市基盤施設の防災対策に係る整備（実施主体：建設部、県、道路管理者、港湾管理者、漁港管理者） | 4 |
| 2 | 火災に強いまちの形成（実施主体：東部消防組合、建設部、総務部） | 5 |
| 第3款 | ライフライン施設等の機能の確保 | 7 |
| 1 | 上水道施設災害の予防（実施主体：建設部） | 7 |
| 2 | 下水道施設災害の予防（実施主体：建設部） | 7 |
| 3 | 都市ガス施設等災害の予防（実施主体：沖縄ガス(株)） | 8 |
| 4 | 高圧ガス施設災害の予防（実施主体：総務部、東部消防組合、(一社)沖縄県高圧ガス保安協会） | 8 |
| 5 | 電力施設災害の予防（那覇産業保安監督事務所、沖縄電力(株)） | 9 |
| 6 | 通信施設災害の予防（実施主体：総務部、福祉部、県、各電気通信事業者） | 10 |
| 7 | 放送施設災害の予防（実施主体：各放送機関） | 12 |
| 8 | 通信・放送設備の優先利用等の事前措置（実施主体：総務部、県、関係機関） | 12 |
| 第4款 | 危険物施設等の対策 | 13 |
| 1 | 危険物災害予防計画（実施主体：総務部、東部消防組合、浦添警察署、危険物製造所等の管理者・監督者） | 13 |
| 2 | 毒物・劇物災害予防計画（実施主体：総務部、東部消防組合、県、浦添警察署、毒物劇物営業者等） | 14 |
| 3 | 火薬類災害予防計画（実施主体：総務部、那覇産業保安監督事務所、県、浦添警察署、(一社)沖縄県火薬類保安協会等） | 14 |
| 4 | 有害化学物質等漏出災害予防計画（実施主体：総務部、県） | 14 |
| 5 | 石油コンビナート災害予防計画（実施主体：総務部、県、特定事業所） | 15 |

| | |
|--|----|
| 第3節 災害に強い人づくり | 16 |
| 第1款 防災訓練 | 16 |
| 1 防災訓練の実施に係る基本方針 | 16 |
| 2 各防災訓練の実施に係る事項（実施主体：総務部、防災関係機関） | 16 |
| 3 総合防災訓練等（実施主体：総務部、関係部局、防災関係機関） | 17 |
| 4 防災訓練の成果の点検（実施主体：総務部、関係部局、防災関係機関） | 18 |
| 5 地域防災訓練等の促進（実施主体：総務部、県） | 18 |
| 第2款 防災知識の普及・啓発 | 19 |
| 1 防災知識の普及・啓発（実施主体：総務部、気象台、防災関係機関） | 19 |
| 2 各種防災教育の実施（実施主体：総務部、建設部、教育部、防災関係機関） | 20 |
| 3 消防・防火教育（実施主体：東部消防組合、総務部、事業所） | 21 |
| 4 災害教訓の伝承（実施主体：総務部、県） | 23 |
| 第3款 自主防災組織の育成 | 24 |
| 1 自主防災組織整備計画の策定 | 24 |
| 2 町民の防災意識の向上（実施主体：総務部） | 24 |
| 3 組織の編成単位（実施主体：総務部） | 24 |
| 4 組織づくり（実施主体：総務部） | 24 |
| 5 活動計画の策定（実施主体：総務部） | 24 |
| 6 組織の活動 | 25 |
| 7 資機材の整備（実施主体：総務部） | 25 |
| 8 活動拠点整備等（実施主体：総務部） | 25 |
| 9 組織の結成の促進と育成（実施主体：総務部、東部消防組合） | 25 |
| 第4款 企業防災の促進 | 26 |
| 1 事業者における防災対策の強化（実施主体：各事業者） | 26 |
| 2 町・県の支援（実施主体：建設部、総務部、県、商工会） | 26 |
| 第5款 消防力の強化等 | 27 |
| 1 消防力・消防体制等の拡充強化（実施主体：総務部、東部消防組合） | 27 |
| 2 火災予防査察・防火診断（実施主体：総務部、東部消防組合） | 27 |
| 3 消防職員の充実（実施主体：総務部、東部消防組合、県） | 27 |
| 4 消防団員の充実（実施主体：総務部、県） | 27 |
| 第6款 地区防災計画の普及等 | 29 |
| 1 地区防災計画の位置づけ（実施主体：町防災会議） | 29 |
| 2 地区防災計画の普及促進（実施主体：総務部） | 29 |
| 3 個別避難計画との整合（実施主体：福祉部、総務部） | 29 |
| 第4節 災害応急対策活動の準備 | 30 |
| 第1款 初動体制の強化 | 30 |
| 1 職員の動員配備対策の充実（実施主体：総務部、関係部局） | 30 |
| 2 災害対策本部の円滑な設置・運営のための備えの充実（実施主体：総務部、建設部） | 30 |
| 3 災害情報の収集・伝達体制の充実（実施主体：総務部） | 31 |
| 4 情報分析体制の充実（実施主体：総務部、県） | 31 |

| | | |
|-----|--|----|
| 5 | 災害対策実施方針の備え（実施主体：総務部） | 32 |
| 6 | 複合災害への備え（実施主体：総務部、防災関係機関） | 32 |
| 第2款 | 活動体制の確立 | 33 |
| 1 | 職員の防災対応力の向上（実施主体：総務部） | 33 |
| 2 | 物資、資機材の確保及び調達体制の充実（実施主体：総務部、建設部） | 33 |
| 3 | 応援体制の強化（実施主体：総務部、福祉部、建設部、関係部局、県） | 35 |
| 4 | 交通確保・緊急輸送体制の充実（実施主体：総務部、建設部、福祉部、県、県警察、道路 管理者） | 36 |
| 5 | 広報広聴体制の充実（実施主体：総務部） | 38 |
| 6 | 防災拠点の整備に関する検討（実施主体：総務部） | 38 |
| 7 | 公的機関等の業務継続性の確保（実施主体：総務部、関係部局、防災関係機関） | 38 |
| 第3款 | 個別応急対策の迅速かつ円滑な実施のための事前措置の充実 | 40 |
| 1 | 生命・財産への被害を最小限とするための事前措置の充実（実施主体：総務部、関係部局、 東部消防組合、県） | 40 |
| 2 | 大規模停電への備え（実施主体：病院、社会福祉施設等の管理者） | 41 |
| 3 | 被災者の保護・救援のための事前措置の充実（実施主体：総務部、教育部、建設部、関係 部局、県） | 41 |
| 第4款 | 消防防災ヘリコプターの整備の検討 | 44 |
| 第5款 | 災害ボランティアの活動環境の整備 | 45 |
| 1 | ボランティア意識の醸成（実施主体：福祉部、教育部、西原町社会福祉協議会、県） | 45 |
| 2 | ボランティアの育成等（実施主体：福祉部、西原町社会福祉協議会、県） | 45 |
| 3 | ボランティア支援対策（実施主体：福祉部、建設部、総務部、西原町社会福祉協議会、県） | 45 |
| 第6款 | 要配慮者の安全確保 | 47 |
| 1 | 社会福祉施設等における安全確保（実施主体：総務部、福祉部） | 47 |
| 2 | 在宅で介護を必要とする町民の安全確保（実施主体：総務部、福祉部） | 48 |
| 3 | 不特定多数の者が利用する施設における安全確保（実施主体：施設管理者） | 50 |
| 第7款 | 観光客・旅行者・外国人等の安全確保 | 51 |
| 1 | 観光客・旅行者等の安全確保（実施主体：総務部、建設部、施設管理者、各交通機関等） | 51 |
| 2 | 外国人の安全確保（実施主体：総務部、建設部） | 51 |
| 3 | 観光危機管理体制の整備（実施主体：総務部、建設部、観光関連団体等） | 52 |
| 第5節 | 避難体制等の整備 | 53 |
| 1 | 避難体制の整備（実施主体：総務部、福祉部、建設部、教育部、関係施設等管理者） | 53 |
| 2 | 避難場所・避難所の指定・整備等（実施主体：総務部、福祉部、関係部局） | 53 |
| 第2章 | 地震・津波災害予防計画 | 57 |
| 第1節 | 地震・津波災害予防計画の基本方針等 | 57 |
| 1 | 減災目標 | 57 |
| 2 | 緊急防災事業の適用 | 57 |
| 3 | 防災研究の推進 | 57 |

| | | |
|-----|---|----|
| 第2節 | 地震・津波に強いまちづくり | 58 |
| 第1款 | 都市基盤の整備 | 58 |
| 1 | 津波に強いまちの形成（実施主体：建設部、総務部） | 58 |
| 第2款 | 地盤災害の防止等 | 60 |
| 1 | 地盤災害防止（実施主体：建設部、関係部局） | 60 |
| 2 | 農地防災事業の促進（実施主体：建設部） | 61 |
| 第3款 | 建築物・構造物等の対策 | 62 |
| 1 | 防災建築物・構造物等の建設の促進（実施主体：建設部、教育部） | 62 |
| 2 | 文化財災害予防計画（実施主体：教育部、文化財の所有者又は管理者） | 63 |
| 第3節 | 地震・津波に強い人づくり | 64 |
| 1 | 広域津波避難訓練（実施主体：総務部、関係部局、防災関係機関） | 64 |
| 第4節 | 地震・津波災害応急対策活動の準備 | 65 |
| 1 | 建築物・宅地の応急危険度判定体制の整備（実施主体：建設部） | 65 |
| 第5節 | 津波避難体制等の整備 | 66 |
| 1 | 津波避難計画の策定・推進（実施主体：総務部） | 66 |
| 2 | 津波危険に関する啓発（実施主体：総務部、福祉部、建設部、教育部） | 66 |
| 3 | 津波に対する警戒避難体制・手段の整備（実施主体：総務部） | 67 |
| 4 | 津波災害警戒区域における警戒避難体制の整備等（実施主体：総務部） | 69 |
| 第3章 | 風水害等災害予防計画 | 70 |
| 第1節 | 風水害等災害予防計画の基本方針 | 70 |
| 第2節 | 風水害等に強いまちづくり | 70 |
| 第1款 | 地盤・土木施設等の対策、災害危険区域の指定等 | 70 |
| 1 | 治水計画（実施主体：総務部、建設部） | 70 |
| 2 | 土砂災害予防計画（実施主体：総務部、建設部） | 72 |
| 3 | 農地等災害の予防及び防災営農の確立（実施主体：建設部） | 73 |
| 4 | 高潮等対策（実施主体：総務部、建設部、県） | 74 |
| 5 | 緑地の整備・保全（実施主体：建設部） | 74 |
| 第2款 | 建築物・構造物等災害予防計画 | 75 |
| 1 | 建築物等の耐風及び耐火対策の促進（実施主体：建設部） | 75 |
| 2 | 公共建築物の耐風及び耐火対策等（実施主体：建設部） | 75 |
| 3 | 公共建築物等の定期点検及び定期検査（実施主体：関係部） | 75 |
| 4 | 文化財災害予防計画（実施主体：教育部、文化財の所有者又は管理者） | 75 |
| 第3款 | 不発弾災害予防計画 | 76 |
| 1 | 不発弾の処理体制（実施主体：総務部、県、県警察、自衛隊、第十一管区海上保安本部（中城海上保安部）） | 76 |
| 2 | 関係機関の協力体制の確立（実施主体：総務部、県、国、関係機関） | 77 |
| 第4款 | 気象観測施設・体制の整備 | 78 |
| 1 | 沖縄気象台における気象業務体制の整備（実施主体：総務部、沖縄気象台） | 78 |
| 2 | 主要関係機関における気象観測体制の整備（実施主体：総務部、建設部、県、関係機関） | 78 |

| | | |
|-----|---|----|
| 第3節 | 風水害等に強い人づくり | 79 |
| 第1款 | 防災知識の普及・啓発 | 79 |
| 1 | 台風教育（実施主体：総務部、教育部、沖縄気象台） | 79 |
| 第2款 | 自主防災組織の育成 | 80 |
| 第4節 | 風水害等応急対策活動の準備 | 81 |
| 第1款 | 個別応急対策の迅速かつ円滑な実施のための事前措置の充実 | 81 |
| 1 | 水防及び救助施設等整備計画（実施主体：総務部、建設部、東部消防組合、船舶関係者、危険物取扱者） | 81 |
| 第5節 | 道路事故災害予防計画 | 82 |
| 1 | 危険箇所の点検・補修（実施主体：建設部、沖縄総合事務局、土木建築部、西日本高速道路） | 82 |
| 2 | 体制・資機材の整備等（実施主体：建設部、沖縄総合事務局、土木建築部、西日本高速道路） | 82 |
| 第6節 | 海上災害予防計画 | 83 |
| 1 | 災害応急対策への備え（建設部、第十一管区海上保安本部、沖縄総合事務局、県、消防機関） | 83 |

第3編 災害応急対策計画

| | | |
|-----|--|----|
| 第1章 | 地震・津波災害応急対策計画 | 1 |
| 第1節 | 組織計画 | 1 |
| 1 | 西原町災害対策本部（実施主体：各班） | 1 |
| 2 | 西原町防災会議（実施主体：防災会議委員） | 4 |
| 3 | 防災関係機関の協力体制（実施主体：防災関係機関） | 4 |
| 4 | 災害対策の動員（実施主体：各班） | 4 |
| 第2節 | 地震情報・津波警報等の伝達計画 | 12 |
| 1 | 緊急地震速報（実施主体：気象庁） | 12 |
| 2 | 地震情報等の種類及び発表基準（実施主体：気象庁） | 12 |
| 3 | 大津波警報・津波警報・注意報、津波情報の種類及び発表基準（実施主体：気象庁） | 13 |
| 4 | 津波警報等の伝達（実施主体：本部事務局班、各班、防災関係機関等） | 18 |
| 5 | 近地地震津波に対する自衛処置（実施主体：本部事務局班） | 18 |
| 第3節 | 地震災害時の避難計画 | 20 |
| 1 | 実施責任者 | 20 |
| 2 | 避難指示等の運用（実施主体：本部事務局班、県、避難措置の実施者） | 21 |
| 3 | 避難の実施の方法（実施主体：消防対策班、福祉統括班） | 23 |
| 第4節 | 津波災害時の避難計画 | 24 |
| 1 | 実施責任者 | 24 |
| 2 | 避難指示等の発令（実施主体：本部事務局班） | 24 |
| 3 | 避難場所（実施主体：本部事務局班） | 25 |
| 4 | 避難誘導（実施主体：消防対策班） | 25 |

| | | |
|-----|---|----|
| 5 | 船舶等の避難（実施主体：第十一管区海上保安本部（中城海上保安部）） | 25 |
| 第5節 | 南海トラフ地震臨時情報が発表された場合の措置 | 26 |
| 1 | 南海トラフ地震に関連する情報について（実施主体：気象庁） | 26 |
| 2 | 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合における災害応急対策に係る措置（実施主体：総務部） | 28 |
| 3 | 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）又は（巨大地震注意）が発表された場合における災害応急対策に係る措置（実施主体：総務部、関係各部） | 28 |
| 第2章 | 風水害等災害応急対策計画 | 30 |
| 第1節 | 組織計画 | 30 |
| 1 | 災害対策本部の設置（実施主体：各班） | 30 |
| 2 | 本部設置に至らない場合の措置（実施主体：本部事務局班、各班） | 30 |
| 3 | 本部設置場所 | 30 |
| 4 | 本部の解散 | 31 |
| 5 | 本部設置等の通知公表（実施主体：本部事務局班、企画財政班） | 31 |
| 6 | 災害対策本部の組織（実施主体：各班） | 31 |
| 7 | 災害対策の動員（実施主体：各班） | 31 |
| 第2節 | 気象警報等の伝達計画 | 34 |
| 1 | 警報等の種類及び発表基準（実施主体：沖縄气象台、県、町長） | 34 |
| 2 | 警報等の発表及び解除等の発表機関（実施主体：沖縄气象台、地方气象台、町長、県（知事）） | 41 |
| 3 | 気象警報等の伝達（実施主体：本部事務局班、県、国、防災関係機関） | 42 |
| 4 | 災害が発生するおそれのある異常現象発見時の措置（実施主体：本部事務局班、浦添警察署、第十一管区海上保安本部（中城海上保安部）、町民等） | 42 |
| 第3節 | 風水害避難計画 | 44 |
| 1 | 実施責任者 | 44 |
| 2 | 避難指示等の発令（実施主体：本部事務局班、福祉統括班） | 44 |
| 3 | 避難場所（実施主体：本部事務局班） | 48 |
| 4 | 避難誘導（実施主体：消防対策班） | 48 |
| 第4節 | 水害対策計画 | 49 |
| 1 | 実施責任者 | 49 |
| 2 | 水害対策組織と機構 | 49 |
| 3 | 連絡協議において協議すべき事項 | 49 |
| 4 | 本部の事務分担（実施主体：各班） | 49 |
| 5 | 水害対策非常配備（実施主体：各班） | 50 |
| 6 | 水害対策巡視（実施主体：土木統括班） | 51 |
| 7 | 水位及び潮位の通報（実施主体：土木統括班） | 51 |
| 第5節 | 海上災害応急対策計画 | 52 |
| 1 | 連絡調整本部の設置（実施主体：本部事務局班、国、県、第十一管区海上保安本部（中城海上保安部）、関係機関） | 52 |
| 2 | 実施機関 | 52 |

| | | |
|-----|--|----|
| 3 | 海上災害時の通報系統（実施主体：本部事務局班、国、県、第十一管区海上保安本部（中城海上保安部）、県警察、消防機関、関係機関） | 53 |
| 4 | 第十一管区海上保安本部（中城海上保安部）の実施事項（実施主体：第十一管区海上保安本部（中城海上保安部）） | 53 |
| 5 | 町の実施事項（実施主体：本部事務局班、消防対策班） | 57 |
| 第6節 | 道路事故災害応急対策計画 | 59 |
| 1 | 発生直後の情報の収集・連絡及び通信の確保（実施主体：本部事務局班、道路管理者） | 59 |
| 2 | 応急活動及び活動体制の確立（実施主体：道路管理者、関係機関） | 59 |
| 3 | 救助・応急、医療及び消火活動（実施主体：消防対策班、本部事務局班、道路管理者） | 59 |
| 4 | 道路、橋梁等の応急措置（実施主体：道路管理者、ライフライン事業者、県警察） | 59 |
| 5 | その他（実施主体：道路管理者） | 59 |
| 第3章 | 共通の災害応急対策計画 | 60 |
| 第1節 | 災害通信計画 | 60 |
| 1 | 通信の協力体制（実施主体：通信設備の所有者又は管理者） | 60 |
| 2 | 通信設備の利用法（実施主体：本部事務局班、企画財政班） | 60 |
| 3 | 町における措置（実施主体：本部事務局班、企画財政班） | 61 |
| 第2節 | 災害状況等の収集・伝達計画 | 62 |
| 1 | 実施責任者 | 62 |
| 2 | 災害状況の収集（実施主体：本部事務局班） | 62 |
| 3 | 災害発生直後の第1次情報の報告（実施主体：本部事務局班、消防本部） | 62 |
| 4 | 災害報告（実施主体：本部事務局班） | 63 |
| 5 | 安否情報の提供（実施主体：企画財政班） | 64 |
| 第3節 | 災害広報計画 | 65 |
| 1 | 実施機関 | 65 |
| 2 | 実施機関相互の連絡 | 65 |
| 3 | 広報活動（実施主体：企画財政班、各班） | 65 |
| 4 | 町民に対する広報（実施主体：企画財政班） | 65 |
| 5 | 風水害時の災害広報（実施主体：企画財政班） | 66 |
| 第4節 | 自衛隊災害派遣要請計画 | 67 |
| 1 | 町長の派遣要請要求等（実施主体：町長、本部事務局班） | 67 |
| 2 | 派遣部隊の活動内容（実施主体：自衛隊） | 67 |
| 3 | 派遣部隊との連絡調整（実施主体：本部事務局班、県、自衛隊） | 67 |
| 4 | 町及び県の準備すべき事項（実施主体：本部事務局班、県） | 68 |
| 5 | 災害派遣等を命ぜられた部隊等の自衛官の権限等（実施主体：自衛隊） | 68 |
| 6 | 派遣部隊の撤収（実施主体：本部事務局班、知事、自衛隊） | 69 |
| 7 | 経費の負担区分等（実施主体：本部事務局班） | 69 |
| 8 | ヘリポートの準備（実施主体：本部事務局班） | 69 |
| 9 | 自衛隊の自主派遣（実施主体：自衛隊） | 69 |

| | | |
|------|--|----|
| 第5節 | 広域応援要請計画 | 70 |
| 1 | 国等への応援要請（実施主体：本部事務局班） | 70 |
| 2 | 防災関係機関における応援要請（実施主体：本部事務局班、警察、消防機関） | 70 |
| 第6節 | 指定避難所の開設・運営計画 | 72 |
| 1 | 指定避難所の開設及び収容保護（実施主体：避難所班、本部事務局班） | 72 |
| 2 | 避難者の移送（実施主体：本部事務局班） | 72 |
| 3 | 指定避難所の運営管理（実施主体：避難所班） | 72 |
| 4 | 避難の長期化への対応（実施主体：避難所班、土木対策班、県） | 74 |
| 5 | 県有施設の利用（実施主体：避難所班、県） | 74 |
| 6 | 船舶の利用（実施主体：避難所班、県、第十一管区海上保安本部（中城海上保安部）） | 74 |
| 7 | 学校等の指定避難所の受入れ（実施主体：教育委員会） | 74 |
| 8 | 在宅避難者等の支援（実施主体：避難所班） | 74 |
| 9 | 広域一時滞在（実施主体：町長、本部事務局班、知事） | 74 |
| 第7節 | 観光客等対策計画 | 77 |
| 1 | 実施責任者 | 77 |
| 2 | 避難情報の伝達及び避難誘導（実施主体：産業観光班、消防対策班、観光施設等の管理者、交通機関の管理者） | 77 |
| 3 | 避難収容（実施主体：産業観光班、県、観光施設等の管理者） | 77 |
| 4 | 帰宅支援（実施主体：企画財政班、県） | 78 |
| 第8節 | 要配慮者対策計画 | 79 |
| 1 | 実施責任者 | 79 |
| 2 | 避難行動要支援者の避難支援（実施主体：福祉統括班） | 79 |
| 3 | 避難生活への支援（実施主体：福祉統括班、町民班、県） | 79 |
| 4 | 外国人への支援（実施主体：産業観光班、県） | 79 |
| 第9節 | 消防計画 | 81 |
| 1 | 実施責任者 | 81 |
| 2 | 火災、風水害等警防計画（実施主体：消防対策班、消防本部） | 81 |
| 3 | 救助・救急計画（実施主体：消防対策班、消防本部） | 81 |
| 4 | 相互応援計画（実施主体：消防機関） | 81 |
| 第10節 | 救出計画 | 82 |
| 1 | 実施責任者 | 82 |
| 2 | 救出の方法（実施主体：消防対策班、本部事務局班、消防本部、浦添警察署、県、） | 82 |
| 3 | 救出用資機材の調達（実施主体：消防対策班、消防本部） | 82 |
| 4 | 惨事ストレス対策（実施主体：消防本部） | 82 |
| 第11節 | 医療救護計画 | 83 |
| 1 | 実施責任者 | 83 |
| 2 | 医療救護活動に関する組織体制（実施主体：県） | 83 |
| 3 | 情報収集と共有（実施主体：健康保険班、県、県医療本部） | 83 |
| 4 | 医療救護の実施（実施主体：健康保険班、県、DMAT、DPAT、医療救護班） | 84 |
| 5 | 医療機関の活動（実施主体：医療機関） | 85 |

| | | |
|------|---|-----|
| 6 | 傷病者の搬送（実施主体：健康保険班、消防機関、県医療本部、県） | 85 |
| 7 | 助産体制（実施主体：健康保険班、県） | 86 |
| 8 | 医薬品、衛生材料及び血液製剤等の確保（実施主体：健康保険班） | 86 |
| 9 | 被災者の健康管理とこころのケア（実施主体：健康保険班、県、D P A T） | 86 |
| 第12節 | 交通応急対策計画 | 88 |
| 1 | 実施責任者 | 88 |
| 2 | 実施要項（実施主体：土木統括班、道路管理者、県公安委員会、県、警察機関、自衛隊、消防機関） | 88 |
| 3 | 相互連絡（実施主体：道路管理者、警察機関） | 92 |
| 4 | 発見者等の通報（実施主体：土木統括班、警察機関） | 92 |
| 5 | 台風・大雨・津波時の対策（実施主体：土木統括班、道路管理者、警察機関） | 92 |
| 第13節 | 輸送計画 | 94 |
| 1 | 実施責任者 | 94 |
| 2 | 輸送対象 | 94 |
| 3 | 輸送方法（実施主体：総務班） | 94 |
| 4 | 広域輸送拠点の確保（実施主体：本部事務局班） | 95 |
| 第14節 | 治安警備計画 | 96 |
| 1 | 治安警備活動（実施主体：本部事務局班、浦添警察署） | 96 |
| 第15節 | 災害救助法適用計画 | 97 |
| 1 | 実施責任者 | 97 |
| 2 | 救助法の適用基準 | 97 |
| 3 | 救助法の適用手続き（実施主体：福祉統括班、県） | 98 |
| 4 | 救助法による救助の程度、方法、期間及び実費弁償の基準 | 98 |
| 第16節 | 給水計画 | 99 |
| 1 | 実施責任者 | 99 |
| 2 | 給水方法（実施主体：上下水道班） | 99 |
| 3 | 給水量（実施主体：上下水道班） | 99 |
| 4 | 水道施設の応急復旧（実施主体：上下水道班） | 99 |
| 5 | 医療施設等への優先的給水（実施主体：上下水道班） | 99 |
| 第17節 | 食料供給計画 | 100 |
| 1 | 実施責任者 | 100 |
| 2 | 食料の調達方法（実施主体：福祉統括班） | 100 |
| 3 | 応急配給及び炊き出しの方法（実施主体：福祉統括班、避難所班） | 100 |
| 4 | 炊き出し等食料の給与の費用及び期間等 | 101 |
| 5 | 要配慮者等に配慮した食料の給与（実施主体：福祉統括班） | 101 |
| 第18節 | 生活必需品供給計画 | 102 |
| 1 | 実施責任者 | 102 |
| 2 | 物資の調達（実施主体：福祉統括班、本部事務局班） | 102 |
| 3 | 物資の給与又は貸与（実施主体：福祉統括班） | 102 |
| 4 | 物資の配給方法（実施主体：福祉統括班） | 102 |

| | | |
|------|--|-----|
| 5 | 義援物資の受入れ、金品の保管及び配分（実施主体：福祉統括班） | 103 |
| 第19節 | 防疫計画 | 104 |
| 1 | 実施責任者 | 104 |
| 2 | 感染症対策実施の組織（実施主体：健康保険班） | 104 |
| 3 | 感染症対策の指示（実施主体：知事） | 104 |
| 4 | 感染症対策の実施（実施主体：健康保険班、上下水道班） | 104 |
| 5 | 消毒薬剤の調達（実施主体：健康保険班） | 105 |
| 6 | 臨時予防接種（実施主体：健康保険班） | 105 |
| 7 | その他（実施主体：健康保険班） | 105 |
| 第20節 | 清掃計画 | 106 |
| 1 | 実施責任者 | 106 |
| 2 | ごみの収集処理の方法（実施主体：環境衛生班） | 106 |
| 3 | し尿の収集処理の方法（実施主体：環境衛生班） | 106 |
| 4 | 食品衛生監視（実施主体：健康保険班） | 106 |
| 5 | 犬等及び危険動物の保護・収用計画（実施主体：環境衛生班） | 106 |
| 6 | ペットへの対応（実施主体：環境衛生班） | 106 |
| 第21節 | 行方不明者の捜索及び遺体処理並びに埋葬計画 | 108 |
| 1 | 実施責任者 | 108 |
| 2 | 行方不明者の捜索（実施主体：消防対策班） | 108 |
| 3 | 行方不明者発見後の収容及び処理（実施主体：消防対策班、本部事務局班、警察官又は海上保安官） | 108 |
| 4 | 遺体の処理（実施主体：本部事務局班） | 109 |
| 5 | 遺体の埋（火）葬（実施主体：本部事務局班） | 109 |
| 6 | 行方不明者の捜索等の費用及び期間等 | 109 |
| 第22節 | 障害物の除去・災害廃棄物処理計画 | 111 |
| 1 | 実施責任者 | 111 |
| 2 | 除去の方法（実施主体：土木統括班、道路管理者、河川管理者、港湾管理者、第十一管区海上保安本部（中城海上保安部）） | 111 |
| 3 | 災害廃棄物の処理（実施主体：土木統括班、環境衛生班、県） | 112 |
| 第23節 | 住宅応急対策計画 | 113 |
| 1 | 実施責任者 | 113 |
| 2 | 応急仮設住宅の建設（実施主体：土木統括班、町民班、県） | 113 |
| 3 | 住宅の応急修理（実施主体：土木統括班） | 114 |
| 4 | 県営住宅の活用（実施主体：県） | 114 |
| 5 | 住家の被災調査（実施主体：税務班、県） | 114 |
| 6 | 被災者台帳の作成（実施主体：税務班） | 115 |
| 第24節 | 二次災害の防止計画 | 116 |
| 1 | 実施責任者 | 116 |
| 2 | 被災建築物の応急危険度判定（実施主体：土木統括班、県） | 116 |
| 3 | 被災宅地の危険度判定（実施主体：土木統括班、県） | 116 |

| | | |
|------|--|-----|
| 4 | 降雨等による水害・土砂災害の防止（実施主体：土木統括班、県） | 116 |
| 5 | 高潮、波浪等の対策（実施主体：土木統括班、県、国） | 117 |
| 第25節 | 教育対策計画 | 118 |
| 1 | 実施責任者 | 118 |
| 2 | 応急教育対策（実施主体：各学校長（園長）、町教育委員会） | 118 |
| 3 | 学校給食対策（実施主体：町教育委員会） | 119 |
| 4 | 社会教育施設等対策（実施主体：公民館施設等の管理者） | 119 |
| 5 | 罹災児童・生徒の保健管理（実施主体：町教育委員会） | 120 |
| 6 | 文化財の保護（実施主体：文化財の所有者等、文化班、生涯学習班） | 120 |
| 第26節 | 危険物等災害応急対策計画 | 121 |
| 1 | 石油類（実施主体：本部事務局班、消防機関、施設責任者） | 121 |
| 2 | 高圧ガス類（実施主体：本部事務局班、消防機関、施設責任者） | 121 |
| 3 | 火薬類（実施主体：本部事務局班、消防機関、施設責任者） | 121 |
| 4 | 毒物劇物（実施主体：本部事務局班、消防機関、施設責任者） | 122 |
| 5 | 石油コンビナート（実施主体：本部事務局班、消防機関、施設責任者） | 122 |
| 第27節 | 労務供給計画 | 123 |
| 1 | 実施責任者 | 123 |
| 2 | 労務者供給の方法（実施主体：産業観光班、本部事務局班） | 123 |
| 3 | 救助法による賃金職員等の雇上げ（実施主体：産業観光班） | 123 |
| 4 | 従事命令、協力命令（実施主体：産業観光班） | 124 |
| 第28節 | 民間団体の活用計画 | 127 |
| 1 | 実施責任者 | 127 |
| 2 | 協力要請対象団体 | 127 |
| 3 | 協力要請（実施主体：本部事務局班） | 127 |
| 第29節 | ボランティア受入計画 | 128 |
| 1 | ボランティアの募集（実施主体：福祉統括班、社会福祉協議会） | 128 |
| 2 | ボランティアの受入れ（実施主体：福祉統括班、社会福祉協議会） | 128 |
| 3 | ボランティアの活動内容 | 128 |
| 4 | ボランティアの活動支援（実施主体：福祉統括班、県、社会福祉協議会） | 129 |
| 第30節 | 公共土木施設応急対策計画 | 130 |
| 1 | 実施責任者 | 130 |
| 2 | 施設の防護（実施主体：土木統括対策班、産業観光班、県、沖縄総合事務局、西日本高速道路(株)） | 130 |
| 3 | 応急措置（実施主体：土木統括班、産業観光班、県、沖縄総合事務局、西日本高速道路(株)） | 131 |
| 4 | 応急工事（実施主体：土木統括班、産業観光班、県、沖縄総合事務局、西日本高速道路(株)） | 131 |
| 第31節 | ライフライン等施設応急対策計画 | 133 |
| 1 | 電力施設応急対策（実施主体：沖縄電力株式会社） | 133 |
| 2 | ガス施設応急対策（実施主体：ガス関係業者） | 133 |

| | | |
|------|--------------------------------|-----|
| 3 | 液化石油ガス施設応急対策（実施主体：液化石油ガス販売事業所） | 133 |
| 4 | 上水道施設応急対策（実施主体：上下水道班） | 133 |
| 5 | 下水道施設応急対策（実施主体：上下水道班） | 133 |
| 6 | 電気通信設備応急対策（実施主体：電気通信事業者） | 133 |
| 第32節 | 交通機関応急対策計画 | 134 |
| 1 | バス・タクシー（実施主体：バス・タクシー事業者） | 134 |
| 第33節 | 農林水産物応急対策計画 | 135 |
| 1 | 農林水産物の対策（実施主体：産業観光班） | 135 |
| 2 | 農産物応急対策（実施主体：産業観光班） | 135 |
| 3 | 家畜応急対策（実施主体：産業観光班） | 135 |
| 4 | 漁船漁具応急対策（実施主体：産業観光班、消防対策班） | 136 |
| 第34節 | その他災害応急対策に必要な事項 | 137 |
| 1 | 応急公用負担 | 137 |
| 2 | 警戒区域の設定権 | 138 |
| 3 | 証標 | 139 |

第4編 災害復旧・復興計画

| | | |
|-----|-------------------------------|---|
| 第1節 | 公共施設災害復旧計画 | 1 |
| 1 | 実施責任者 | 1 |
| 2 | 計画の種類 | 1 |
| 3 | 町及び県における措置（実施主体：本部事務局班、県、県警察） | 2 |
| 第2節 | 被災者生活への支援計画 | 3 |
| 1 | 災害相談（実施主体：税務班） | 3 |
| 2 | 罹災証明書等の発行（実施主体：税務班） | 3 |
| 3 | 住宅の復旧（実施主体：税務班、土木統括班） | 3 |
| 4 | 生業資金の貸付（実施主体：税務班、福祉統括班） | 4 |
| 5 | 被災世帯に対する住宅融資（実施主体：税務班） | 4 |
| 6 | 災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給（実施主体：福祉統括班） | 5 |
| 7 | 災害義援金品の募集及び配分（実施主体：福祉統括班） | 5 |
| 8 | 租税の徴収猶予及び減免等（実施主体：税務班） | 5 |
| 9 | 職業のあっせん（実施主体：産業観光班） | 6 |
| 10 | 被災者生活再建支援（実施主体：税務班） | 6 |
| 11 | 地震保険や共済制度の活用（実施主体：本部事務局班） | 6 |
| 第3節 | 中小企業者等への支援計画 | 7 |
| 1 | 農業者への融資対策（実施主体：産業観光班） | 7 |
| 2 | 漁業者への融資対策（実施主体：産業観光班） | 7 |
| 3 | 中小企業者への融資対策（実施主体：産業観光班） | 7 |
| 第4節 | 復興の基本方針 | 8 |
| 1 | 復興計画の作成（実施主体：総務部、県） | 8 |

| | | |
|---|----------------------------|---|
| 2 | がれき処理（実施主体：総務部、県、関係機関） | 8 |
| 3 | 防災まちづくり（実施主体：建設部、県） | 8 |
| 4 | 特定大規模災害時の復興方針等（実施主体：総務部、県） | 8 |

第1編 総則

(修正素案)

第1編 総則

目次

| | |
|------------------------------|----|
| 第1編 総則..... | 1 |
| 第1章 総則..... | 1 |
| 第1節 目的..... | 1 |
| 第2節 用語..... | 2 |
| 第3節 西原町の概況..... | 3 |
| 1 自然的条件..... | 3 |
| 2 社会的条件..... | 3 |
| 3 災害記録..... | 7 |
| 第4節 災害の想定..... | 12 |
| 1 風水害..... | 12 |
| 2 地震及び津波の被害想定..... | 16 |
| 3 津波の浸水想定..... | 18 |
| 4 石油コンビナートの災害基本想定..... | 24 |
| 第5節 防災機関の処理すべき事務又は業務の大綱..... | 25 |
| 1 西原町..... | 25 |
| 2 東部消防組合..... | 25 |
| 3 沖縄県..... | 25 |
| 4 指定地方行政機関..... | 26 |
| 5 自衛隊..... | 28 |
| 6 浦添警察署..... | 28 |
| 7 指定公共機関..... | 28 |
| 8 指定地方公共機関..... | 29 |
| 9 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者..... | 30 |
| 第6節 町民等の責務..... | 32 |
| 1 町民..... | 32 |
| 2 自治会・自主防災組織..... | 32 |
| 3 事業者..... | 32 |
| 第2章 基本方針..... | 33 |

| | | |
|-----|-------------------------|----|
| 第1節 | 災害の想定と防災計画の基本的考え方 | 33 |
| 1 | 想定の方え方 | 33 |
| 2 | 防災計画の方え方 | 34 |
| 第2節 | 防災対策の基本方針 | 35 |
| 1 | 周到かつ十分な災害予防対策 | 36 |
| 2 | 迅速かつ円滑な災害応急対策 | 36 |
| 3 | 適切かつ速やかな災害復旧・復興対策 | 37 |
| 4 | その他 | 37 |
| 第3節 | 本町の特殊性等を考慮した重要事項 | 38 |
| 1 | 本土からの遠隔性等の条件不利性 | 38 |
| 2 | 本土への復帰の遅れ、町の小規模性等の条件不利性 | 38 |
| 3 | 沿岸部の低地に密集する人口等への防災対策 | 38 |
| 4 | 観光客や外国人の避難誘導 | 39 |
| 第4節 | 防災計画の見直しと推進 | 40 |

第1章 総則

第1節 目的

本計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づいて、西原町の防災対策に関し、概ね次の事項を定め、総合的かつ計画的な防災行政の推進を図り、防災の万全を期するものである。

- (1) 西原町の防災対策に関する指定地方行政機関、県、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体及びその他防災上重要な施設の管理者の処理すべき事務又は業務の大綱並びに町民等の責務
- (2) 治山、治水、砂防及び海岸保全事業、緊急防災・減災事業の推進に係る事業、防災教育及び訓練、災害用食料、物資及び資材の備蓄及び防災施設の整備その他の災害予防に関する計画
- (3) 防災に関する組織、気象警報等の伝達、災害情報等の収集、避難、水防、消防、救助、衛生、文教及び交通輸送その他の災害応急対策に関する計画
- (4) 災害復旧・復興に関する計画
- (5) その他の必要な事項

本計画の構成、対象災害は次のとおりである。

| 編 | 章 | 内容及び対象災害等 |
|----------------------|-----------------------|--|
| 第1編 総則 | 第1章 総則 | 本計画の目的、想定する災害、防災関係機関等の役割分担、 |
| | 第2章 基本方針 | 防災対策の基本方針及び計画の見直し・推進体制等の基本事項 |
| 第2編 災害予防計画 | 第1章 地震・津波災害 予防計画 | 地震・津波に関する予防計画 |
| | 第2章 風水害等災害 予防計画 | 台風や大雨による洪水・高潮・土砂災害・風害、大規模火災、危険物等災害、不発弾等災害、道路事故災害、航空機事故災害及び海上災害に関する予防計画 |
| 第3編 災害応急対策 計画 | 第1章 地震・津波災害 応急対策計画 | 地震・津波及び風水害等に関する応急対策計画 |
| | 第2章 風水害等災害 応急対策計画 | 台風や大雨による洪水・高潮・土砂災害・風害、大規模火災、危険物等災害、道路事故災害、航空機事故災害及び海上災害に関する応急対策計画 |
| | 第3章 共通の災害 応急対策計画 | 各種災害に係る共通の災害応急対策計画 |
| 第4編 災害復旧・復興 計画 | | 各種災害に係る災害復旧・復興計画 |
| 資料編 | | 各編に係る資料・様式 |

第2節 用語

この計画において、次の各号に掲げる用語の意義はそれぞれ当該各号に定めるところによるものとする。

- | | |
|----------|---------------------------|
| 1 基本法 | 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）をいう。 |
| 2 救助法 | 災害救助法（昭和22年法律第118号）をいう。 |
| 3 町防災計画 | 西原町地域防災計画をいう。 |
| 4 県防災計画 | 沖縄県地域防災計画をいう。 |
| 5 町本部 | 西原町災害対策本部をいう。 |
| 6 町本部長 | 西原町災害対策本部長をいう。 |
| 7 県本部 | 沖縄県災害対策本部をいう。 |
| 8 県医療本部 | 沖縄県災害医療本部をいう。 |
| 9 地域医療本部 | 沖縄県地域災害医療本部をいう。 |

第3節 西原町の概況

1 自然的条件

(1) 位置及び地形（北緯 26° 13′ 19″ 東経 127° 46′ 3″ 町の面積 15.90 平方キロメートル）

本町は、沖縄本島の中中部と南部の接点となっており、北緯 26 度 12 分 24 秒から 15 分 12 秒、東経 127 度 44 分 6 秒から 47 分 30 秒に位置し、東は中城湾に面し、北東より南部にかけて中城村、宜野湾市、浦添市、那覇市、南風原町、与那原町の 6 ケ市町村に隣接している。また、町の総面積は 15.90km²、東西約 5.8km、南北に約 5.1km のやや楕円形状をなしている。地形概観は、本町の南部に運玉森があり、幸地城、棚原城がつらなる北西部は、台地丘陵地域で本島西部にやや傾斜し、運玉森の麓から南東沿岸には、肥沃で広大な平野を形成している。地質は、ほとんど島尻層で一部地域に琉球石灰岩がみられ、土壌はほとんどがジャングルで一部に国頭マージ、ウジマが分布している。



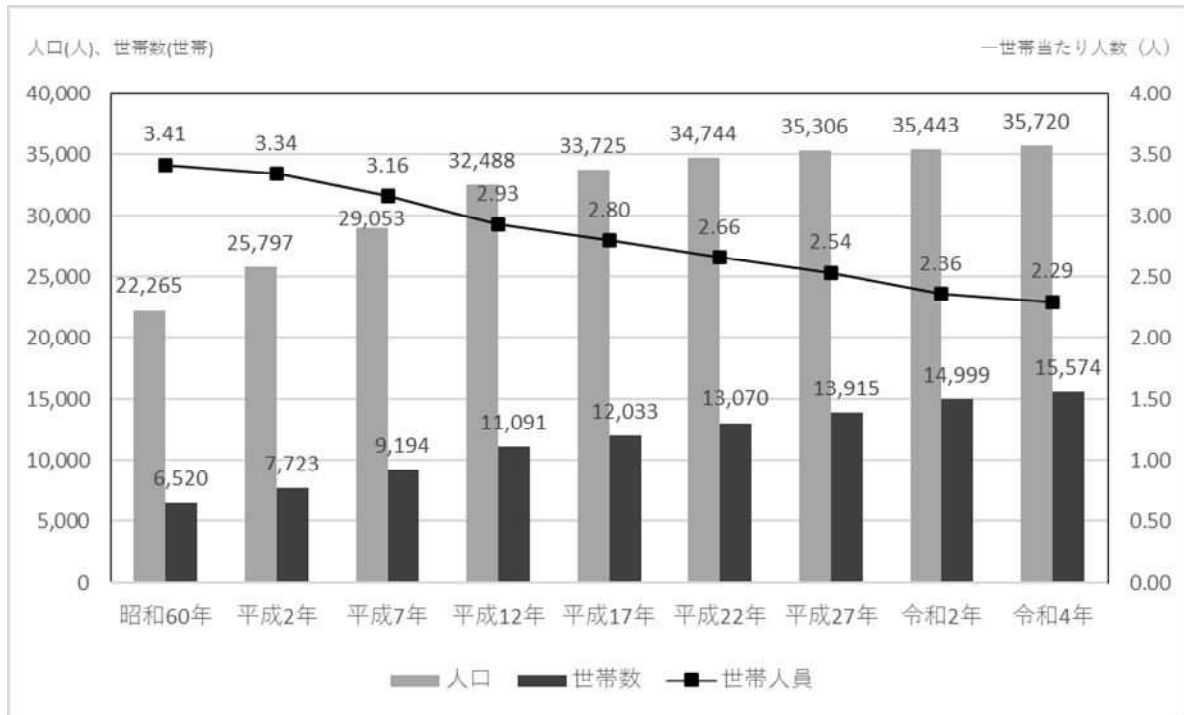
(2) 気象

気候は、亜熱帯に属し、四季を通じて概ね温暖で、令和 4 年の平均気温は 23.7℃（那覇市、平年値（1991～2020 年）23.3℃）、年間降水量は、2,996.5 mm（那覇市、平年値（1991～2020 年）2161.0mm）であった。風速は平均 4.9m（那覇市、平年値（1991～2020 年）5.3m/s）で、冬季は北東の風、夏季は南西の風が多く、時に夏から秋にかけて台風の通過により地域的に被害が著しい。

2 社会的条件

(1) 人口

本町の人口は、令和 4 年、総人口 35,720 人、15,574 世帯、一世帯当たり人数は 2.29 人となっている。（令和 4 年 12 月末日現在）



(住民基本台帳)

(2) 居住状況

令和3年1月1日現在、本町の構造別家屋の状況は、木造 528 棟 (4.9%)、木造以外 10,216 棟 (95.1%)、総棟数 10,744 棟となっている。

(3) 交通事情

本町を走る道路網は、町西端部を南北に沿うように沖縄自動車道が通り、町内には西原 JCT があるほか、国道 329 号、県道 38 号線・34 号線・29 号線・155 号線及びこれらに接する町道、農道で構成されており、町民の生産、生活道となっている。町内における交通量は、那覇市及び浦添市及び宜野湾市に隣接し、中南部を結ぶ広域交通の位置にあり、交通量は社会経済の発展に伴い増大する傾向にある。

(4) 小那覇地区石油コンビナート等特別防災区域

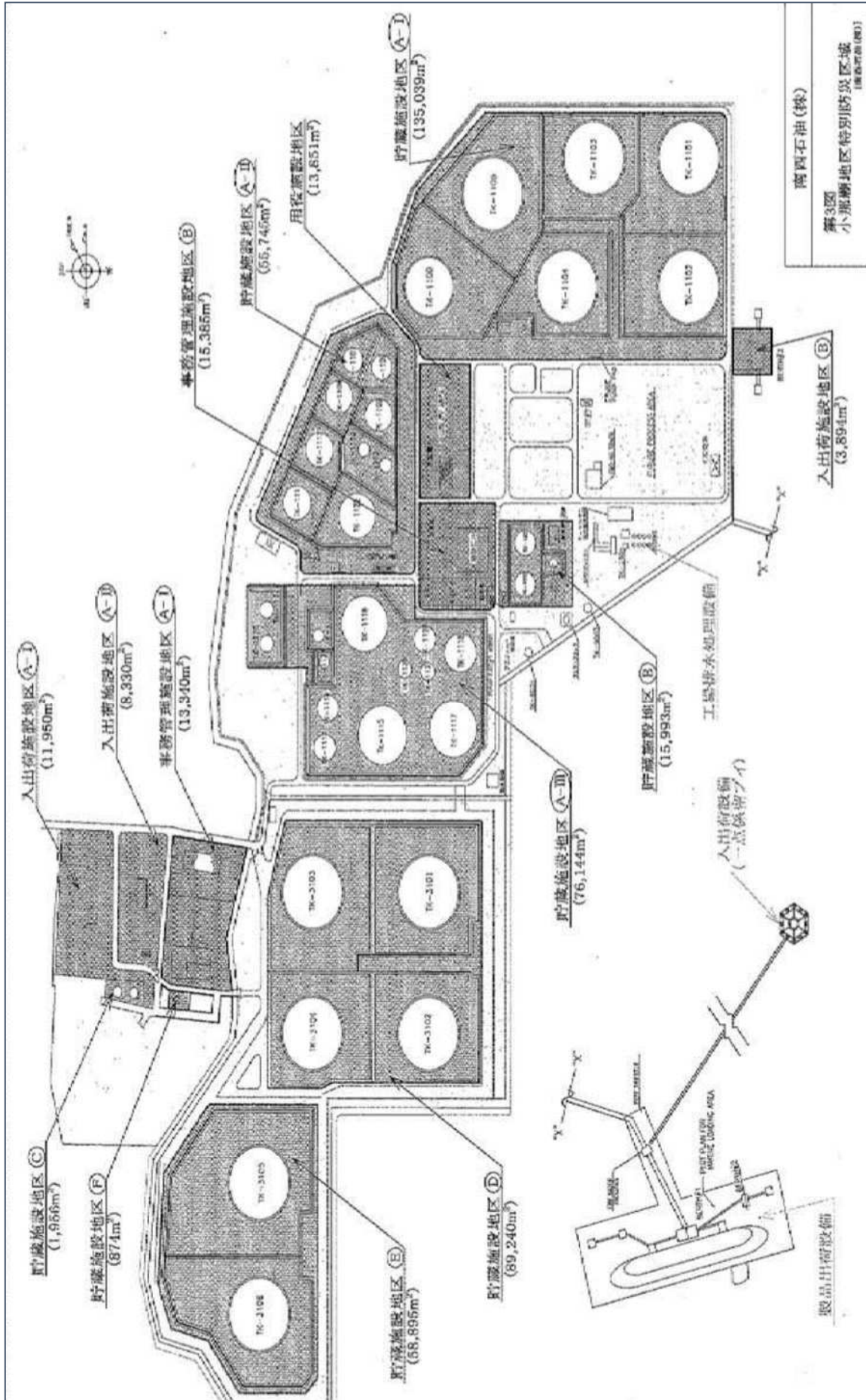
本町には、小那覇地区石油コンビナート等特別防災区域が存在する。その特別防災区域の北東部は、中城村との村界に接し、南西側は小那覇川下流までの西原町字小那覇の一部及び同地先埋立地の工業専用地域として用途指定された区域で、指定区域の総面積は 846,450 ㎡である。

小那覇地区石油コンビナート等特別防災区域は、純粋なコンビナートは形成されておらず、石油貯蔵業一社のみで構成されており、周辺の白地にはコンクリート工場、鋳物工場、アスファルト工場等多種の工場がある。

小那覇地区石油コンビナート等特別防災区域の概要

| | | | | | |
|-----|----------------------|----------|-----------------------|--------------|-------------------------|
| 区称 | 小那覇地区石油コンビナート等特別防災区域 | | | | |
| 所在地 | 西原町 | 町の面積 | 15.84 km ² | 町の人口 (世帯) | 35,611 人 (15,697 世帯) |
| 態様 | 石油貯蔵 | | | | |
| 地区 | 面積 (m ²) | 種別及び事業所名 | | | |
| | | 第一種事業所 | | | |
| 小那覇 | 846,450 | 南西石油 (株) | | | |

小那覇地区石油コンビナート等特別防災区域



3 災害記録

(1) 自然災害

本町における気象災害は台風によるものが最も多く、沿岸の地域は、波浪と強風による災害が大きく、特に台風の通過時刻と満潮の時刻が重なったときは、兼久川、小波津川の流域の低地部は、降雨量が 150 mmを超えると、その一部では浸水の危険性がある。なお、最近発生した気象災害は、次のとおりである。

過去における主な自然災害

| 年月日 | 災害の種類 | | 一般災害 | | | | 土木関係被害 | 農林水産業被害 | | 備考 |
|--------------|-------------------------|-----|------|----|-----|----|--------|---------|--------|------|
| | | | 人 | | 住家等 | | | | | |
| | | | 死者 | 負傷 | 全半壊 | 浸水 | | | | |
| 昭和 31.8.1 | 暴風雨 (台風6号ワ ンダ) | 風水害 | | | 46 | | 水稻7反 | 0.5% | 住家全壊 | 3戸 |
| | | | | | | | キビ | 25% | 〃 半壊 | 5戸 |
| | | | | | | | イモ | 100% | 公共建物全壊 | 3戸 |
| | | | | | | | 野菜 | 100% | 非住家全壊 | 16戸 |
| 31.8.15 | 暴風雨 (台風9号バ ブス) | 風水害 | | | 17 | | 水稻 | 5% | 住家半壊 | 2戸 |
| | | | | | | | イモ | 25% | 非住家半壊 | 15戸 |
| | | | | | | | キビ | 20% | | |
| | | | | | | | そ菜 | 100% | | |
| 31.9.8 | 暴風雨 (台風12号エ マ) | 風水害 | 1 | 2 | 596 | | 水稻 | 50% | 住家全壊 | 57戸 |
| | | | | | | | イモ | 55% | 〃 半壊 | 120戸 |
| | | | | | | | 野菜 | 95% | 非住家全壊 | 107戸 |
| | | | | | | | キビ | 40% | 〃 半壊 | 303戸 |
| | | | | | | | その他 | 20% | 公共建物全壊 | 2戸 |
| | | | | | | | | | 〃 半壊 | 7戸 |
| | | | | | | | | | 死者 | 1名 |
| | | 負傷者 | 2名 | | | | | | | |
| 31.9.25~26 | 暴風雨 (台風15号ハ リエット) | 風水害 | | | 92 | | 水稻 | 30% | 住家全壊 | 3戸 |
| | | | | | | | キビ | 40% | 〃 半壊 | 25戸 |
| | | | | | | | イモ | 30% | 非住家全壊 | 18戸 |
| | | | | | | | 野菜 | 90% | 〃 半壊 | 45戸 |
| | | | | | | | その他 | 60% | 公共建物全壊 | 1戸 |

| 年月日 | 災害の種類 | | 一般災害 | | | | 土木関係被害 | 農林水産業被害 | 備考 |
|-------------------|----------------------------------|-------|------|----|-----|-----|--------------------------------|---|----|
| | | | 人 | | 住家等 | | | | |
| | | | 死者 | 負傷 | 全半壊 | 浸水 | | | |
| 昭和 36. 10. 2～3 | 暴風雨 (台風 23 号テ イルダ) | 風水害 | | | 188 | | | 住家全壊 9 戸 " 半壊 33 戸 非住家全壊 33 戸 " 半壊 112 戸 公共建物半壊 1 戸 学校全壊 2 戸 | |
| 40. 8. 4～5 | 暴風雨 (台風 15 号ジ ーン) | 風水害 | | | | 167 | 橋梁流失 3 | 住家床上浸水 47 戸 " 床下浸水 120 戸 | |
| 41. 5. 31 | 暴風雨、たつ まき (台風 3 号ジ ュディ) | 風水、風害 | | | | | 道路決壊 300m | 被害額 6,000 ドル | |
| 41. 9. 2 | 暴風雨 (台風 16 号ア リス) | 風水害 | | | | | 道路復旧 300m | 被害額 3,000 ドル 復旧額 6,000 ドル | |
| 41. 9. 23 | 暴風雨 (台風 24 号ヘ レン) | 風水害 | | | | 86 | | 住家床上浸水 30 戸 " 床下浸水 56 戸 | |
| 42. 6. 6 | 大雨 (前線) | 水害 | | | | 32 | 道路損壊 1 | 住家床下浸水 32 戸 | |
| 44. 6. 23 | 大雨 | 水害 | | | | | 道路決壊 300m | 被害額 8,000 ドル | |
| 44. 8. 20 | 暴風雨 (台風 9 号コ ラ) | 風水害 | 2 | | 38 | 85 | 道路破損 1 | 住家半壊 8 戸 非住家全壊 28 戸 " 半壊 8 戸 住家床上浸水 75 戸 住家床下浸水 10 戸 | |
| 47. 6. 6～7 | たつまき、大 雨 (前線) | 風害、水害 | | | | 173 | 道路破損 1 | 住家床上浸水 49 戸 " 床下浸水 124 戸 | |
| 54. 8. 22～23 | 暴風雨 (台風 11 号) | 風水害 | | | | | キビ 野菜 71.1% | 5% 小那覇川 100m | |
| 55. 10. 11～13 | 暴風雨 (台風 19 号) | 風水害 | | | | | 河川決壊 2 | 幸地川 320m | |
| 56. 10. 20～21 | 暴風雨 (台風 24 号) | 風水害 | | | | | 河川侵食 5 キビ 野菜 34.5% | 池田川 150m 幸地川支川 100m 徳佐田川支川 50m 徳佐田川 80m 宇治泊川支川 100m | |

| 年月日 | 災害の種類 | | 一般災害 | | | | 土木関係被害 | 農林水産業被害 | 備考 |
|------------------|----------------|-------|------|----|-----|---|---------------------------------------|--|----|
| | | | 人 | | 住家等 | | | | |
| | | | 死者 | 負傷 | 全半壊 | 浸水 | | | |
| 昭和 57. 6. 2～3 | 大雨 (集中豪雨) | 水害 | | | | | | 住家床上浸水 2戸 " 床下浸水 2戸 兼久川 200m 内間川 80m 徳佐田川 100m | |
| 58. 9. 25～26 | 暴風雨 (台風10号) | 風水害 | 2 | 38 | 85 | 道路決壊 70m " 流失 3 河川護岸 1 山くずれ 1 2 | キビ 9% 野菜 84% 花卉 4.5% その他 80% | 安室、池田線 32m 幸地、池田線 5m 内間川 5m 棚原 1.9m 幸地、池田 20m | |
| 58. 3. 12 | 大雨 (集中豪雨) | 風害、水害 | | | 33 | 道路決壊 1 がけくずれ 2 | | 住家床上浸水 12戸 町道(内間、上原線) 20m | |
| 59. 8. 18～20 | 暴風雨 (台風10号) | 風水害 | | | 5 | 道路決壊 3 土砂くずれ 1 | キビ 4% 野菜 100% その他 12% | 住宅床下浸水 5戸 翁長、上原線 40m 翁長、幸地線 30m 津花波、上原線 20m 幸地、石嶺線 15m | |
| 60. 8. 13 | 大雨 (集中豪雨) | 水害 | | | 12 | 道路 3 河川 2 | | 住宅床上浸水 4戸 住宅床下浸水 8戸 農産被害 500千円 | |
| 61. 8. 25～26 | 暴風雨 (台風13号) | 風水害 | | | | 河川 2 | 野菜 14.5% 果樹 15% | 幸地川 210m 宇地泊川 85m 公立文教施設 350千円 | |
| 61. 9. 23 | 大雨 (集中豪雨) | 水害 | | | 28 | 道路決壊 2 | | 住宅床上浸水 2戸 住宅床下浸水 26戸 | |
| 62. 9. 25 | 暴風雨 (台風12号) | 風水害 | 1 | | | 河川 2 | | 幸地川 13m 小波津川支川 11m 公共施設 250千円 | |
| 63. 10. 6 | 暴風雨 (台風24号) | 風水害 | | | | 道路 1 河川決壊 1 | キビ 2.5% 野菜 48.9% 花キ 0.7% | 棚原7号線 50m 内間川支川 160m | |
| 平成 2. 5. 10 | 大雨 (集中豪雨) | 水害 | | | 5 | 河川 2 | | | |
| 2. 9. 17 | 暴風雨 (台風19号) | 風水害 | | | | 河川決壊 1 | キビ 2.5% | 小波津川支川 400m | |

| 年月日 | 災害の種類 | | 一般災害 | | | | 土木関係被害 | 農林水産業被害 | 備考 |
|--------------|----------------|-----|------|----|-----|----|--------------|---------------------|----|
| | | | 人 | | 住家等 | | | | |
| | | | 死者 | 負傷 | 全半壊 | 浸水 | | | |
| 平成 3.7.27 | 暴風雨 (台風9号) | 風水害 | | | | | 道路 29 | | |
| 3.9.13 | 暴風雨 (台風17号) | 風水害 | | | | | キビ 2% | | |
| | | | | | | | 花キ 4% | | |
| | | | | | | | 果樹 80% | | |
| 3.9.27 | 暴風雨 (台風19号) | 風水害 | | | | | キビ 1% | | |
| | | | | | | | 花キ 5% | | |
| | | | | | | | 果樹 50% | | |
| 4.6.12 | 大雨 (集中豪雨) | 水害 | | | | | 擁壁決壊 1 | 擁壁被害 8,900千円 | |
| 4.6.29 | 暴風雨 (台風3号) | 風水害 | | | | | キビ 1% | | |
| | | | | | | | 野菜 100% | | |
| | | | | | | | 果樹 50% | | |
| 4.8.31 | 暴風雨 (台風16号) | 風水害 | | | | | 擁壁決壊 1 | 擁壁被害 105,307千円 | |
| 5.9.2 | 暴風雨 (台風13号) | 風水害 | | | | | キビ | | |
| | | | | | | | 野菜 0.1% | | |
| | | | | | | | 12.8% | | |
| 6.5.30~6.2 | 大雨 (集中豪雨) | 水害 | | | 1 | 1 | がけくずれ 1 | | |
| 8.5.28 | 大雨 (集中豪雨) | 水害 | | | 1 | | | | |
| 8.8.13 | 暴風雨 (台風12号) | 風水害 | | | | | がけくずれ 1 | 農作物被害 2,368千円 | |
| 9.8.7 | 暴風雨 (台風11号) | 風水害 | | | | | 道路結果 1 | | |
| 9.8.17~19 | 暴風雨 (台風13号) | 風水害 | | | | | キビ | 農作物被害 9,960千円 | |
| 10.2.18 | 豪雨 | 水害 | | | | | がけくずれ 4箇所 | 床上浸水 25戸 | |
| | | | | | 136 | | 道路陥没 1箇所 | 床下浸水 111戸 | |
| | | | | | | | | 車両被害 6台 | |
| 17.6.14 | 大雨 | 水害 | | | 8 | | | 床下浸水 38世帯 | |
| | | | | | | | | 公共土木施設被害 5,000千円 | |
| 19.1.21 | 大雨 | 水害 | | | | | がけくずれ 1 | | |
| 19.6.7 | 大雨 | 水害 | | | | | 道路 5箇所 | 畑冠水 1.0ha | |
| | | | | | | | 河川 1箇所 | | |
| 19.8.11 | 大雨 | 水害 | | | | | 道路 4箇所 | 床下浸水 8世帯 | |
| | | | | | | | 橋梁 1箇所 | | |
| 19.12.21 | 大雨 | 水害 | | | | | 道路 1箇所 | | |
| 22.2.27 | 地震 | 地震 | | | | | 道路 1箇所 | 公共施設 1棟 | |
| | | | | | | | | 水道 15戸 | |
| | | | | | | | | ブロック塀等 1箇所 | |

| 年月日 | 災害の種類 | | 一般災害 | | | | 土木関係被害 | 農林水産業被害 | 備考 |
|-----------------|-------|-----|------|----|-----|------------|--------|--|----|
| | | | 人 | | 住家等 | | | | |
| | | | 死者 | 負傷 | 全半壊 | 浸水 | | | |
| 平成 23. 5. 28 | 台風 | 風水害 | | | | | | 農林水産業施設被害 2,000千円 農産被害 35,510千円 | |
| 23. 8. 3 | 台風 | 風水害 | | | | がけくずれ 4 | | | |
| 24. 8. 25 | 台風 | 風水害 | | | | | | 農産被害 2,500千円 | |
| 24. 9. 28 | 台風 | 風水害 | | 1 | | 学校 6箇所 | | 水道 453戸 農林水産業施設被害 200千円 公共土木施設被害 7,892千円 農産被害 8,800千円 | |

資料：沖縄県災害誌「被害状況報告書」

(2) 人為的災害

近年の人為的災害（火災）の件数は、次のとおりである。

火災件数

| 年別 | 種目 | | | | 件数 | 被害額 (千円) |
|-------|----|----|----|-----|----|-------------|
| | 建物 | 林野 | 車両 | その他 | | |
| 平成25年 | 6 | 0 | 4 | 9 | 19 | 20,588 |
| 平成26年 | 7 | 0 | 5 | 4 | 16 | 7,176 |
| 平成27年 | 2 | 0 | 1 | 3 | 6 | 49,304 |
| 平成28年 | 2 | 0 | 1 | 3 | 6 | 981 |
| 平成29年 | 4 | 1 | 0 | 3 | 8 | 289 |
| 平成30年 | 1 | 3 | 0 | 2 | 6 | 1 |
| 令和元年 | 4 | 1 | 1 | 6 | 6 | 101,839 |
| 令和2年 | 6 | 0 | 4 | 6 | 16 | 3,988 |
| 令和3年 | 3 | 0 | 1 | 0 | 4 | 108,186 |

第4節 災害の想定

本計画は、沖縄県が本県の気象、地勢及び地質等の地域特性によって起こる災害を検討した結果をふまえ、本町に特に関係のある次に掲げる規模の災害を想定の基本として策定した。

ただし、平成23年（2011年）に発生した東北地方太平洋沖地震、明和8年（1771年）八重山地方大地震の津波の教訓から、歴史に学ぶ最大クラスの地震・津波からの避難についても、町全域で可能な限り対策を講じる必要がある。

1 風水害

(1) 台風

ア 昭和32年台風第14号フェイ

襲来年月日：昭和32年9月25日、26日

最大風速：47.0m/s（那覇）

最大瞬間風速：61.4m/s（那覇）

降水量：70.7mm（那覇、25～26日）

死傷者・行方不明者：193名（うち死者及び行方不明者131名）

住宅全半壊：16,091戸

イ 第2宮古島台風（昭和41年台風第18号コラ）

襲来年月日：昭和41年9月5日

最大風速：60.8m/s（宮古島）

最大瞬間風速：85.3m/s（宮古島）

降水量：297.4mm（宮古島、3～6日）

死傷者：41名

住宅全半壊：7,765戸

ウ 平成15年台風第14号マエミー

襲来年月日：平成15年9月10日、11日

最大風速：38.4m/s（宮古島）

最大瞬間風速：74.1m/s（宮古島）

降水量：470.0mm（宮古島、9～12日）

死傷者：94名（うち死者1名）

住宅全半壊：102棟（うち全壊19棟）

(2) 地すべり

発生年月日：平成18年6月10日

発生場所：沖縄県中頭郡中城村字北上原及び安里地内

降雨状況：先行降雨量533mm（5/1～6/9）（胡屋）

集中降雨量：88mm（6/10）（胡屋）

地すべりの規模：平均高さ30m（最大42m）、長さ約335m

移動土量：約34万m³、地すべり面積5万6千m²

地すべり幅：最大 260m

人的被害：なし

道路損壊：県道 35 号線延長 140m、村道坂田線延長 100m

(3) 河川の氾濫（浸水想定）

県内の重要河川である次の水位周知河川については、水防法に基づく洪水浸水想定区域が指定されている。洪水浸水想定区域は、洪水防御に関する計画の基本となる降雨で、当該河川が氾濫した場合の浸水深をシミュレーションで予測されている。

なお、支川の氾濫、高潮及び内水による氾濫等は考慮されていない。

洪水浸水想定結果の図を P14 に示す。

洪水浸水想定区域一覧 (令和元年 11 月 12 日現在)

| 対象水系・区間 | 想定降雨（発生確率） | 関係市町村（浸水予測概要） |
|----------------|--------------------------------------|-------------------------------|
| 小波津川水系 小波津川 | 小波津川流域全体に日総雨量で 1,109mm（想定し得る最大規模の降雨） | 西原町（兼久川から小那覇川付近にかけて浸水深 3 m未満） |

(4) 高潮（浸水想定）

本県に襲来する台風の特徴をもとに、大きな被害をもたらすおそれがある台風の経路及び中心気圧（最低中心気圧 870hPa）を想定して、波浪と高潮による浸水区域が予測されている。調査は平成 18 年度に本島沿岸域、平成 19 年度に宮古・八重山諸島沿岸域を対象に実施しており、予測結果の概要は次のとおりである。なお、高潮浸水想定結果の図を P15 に示す。

高潮浸水想定概要

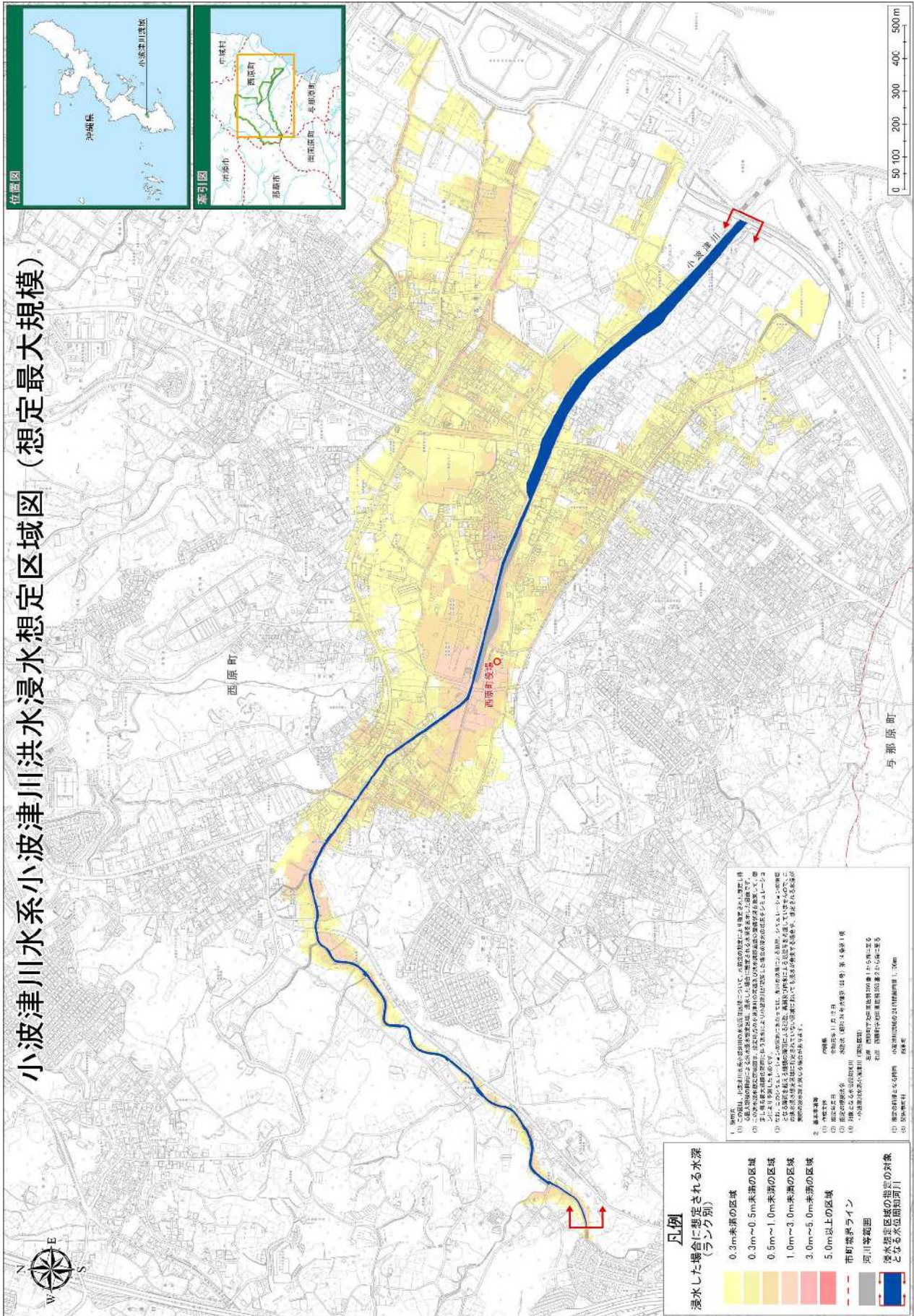
| 対象 | 想定台風の経路 | 浸水予測 |
|-------|---|--|
| 本島沿岸域 | ① 沖縄本島西側を北上 ② 沖縄本島南側を西進 ③ 沖縄本島東側を北上 | 本島南部では海岸に沿って広がっている低地、本島北部や周辺諸島では海岸や河川に沿って点在する低地が浸水 |

(5) 土砂災害（危険箇所・区域等）

町内におけるがけ崩れ、土石流、地すべりへの警戒避難等が必要な箇所は以下のとおりである。これらの危険箇所・区域等は表層崩壊を想定している。

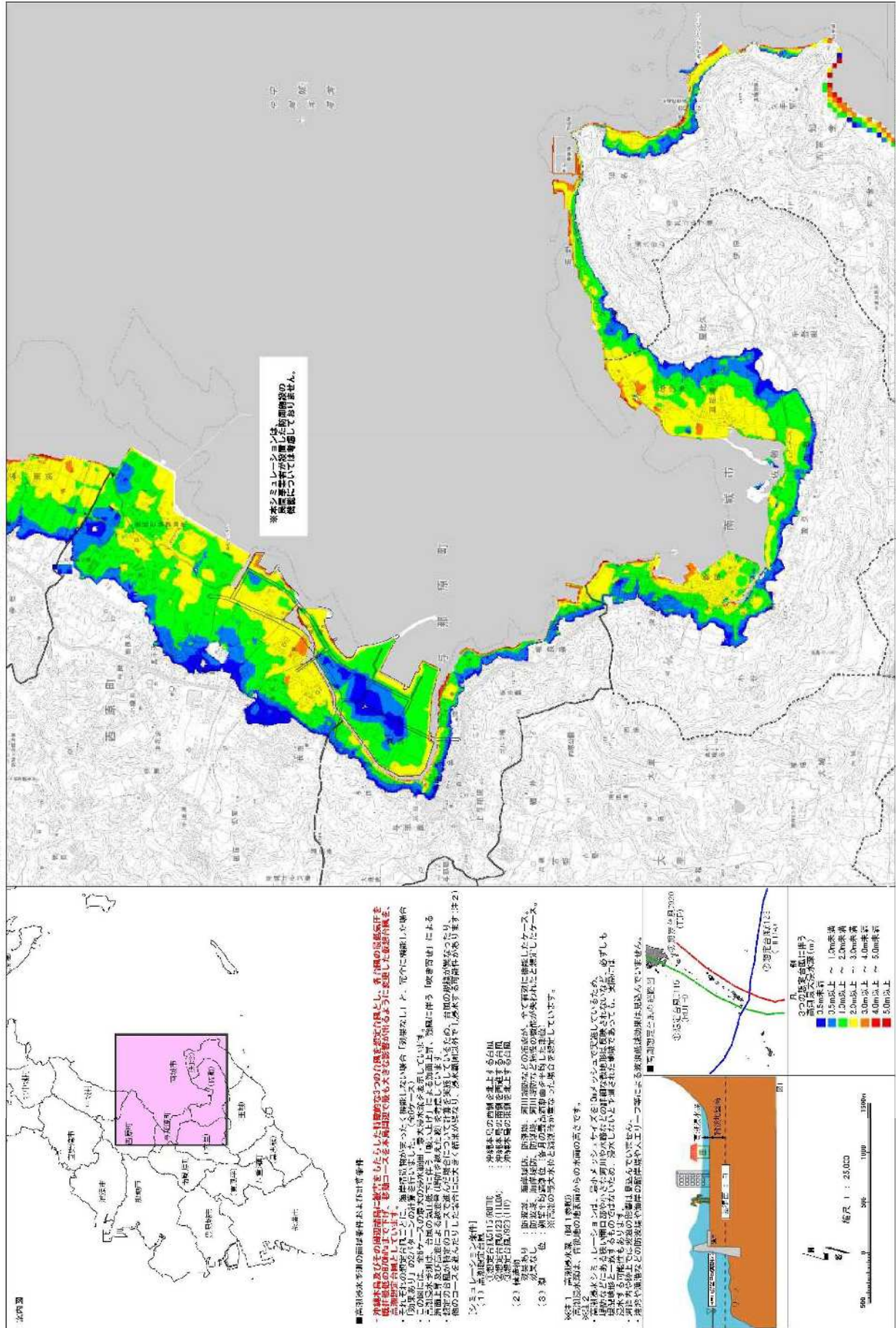
町内の土砂災害危険箇所・区域一覧

| 種別 | がけ崩れ | 土石流 | 地すべり | 合計 |
|-------------------------------|------|-----|------|----|
| 土砂災害危険箇所 (国土交通省、平成 14 年度) | 13 | 2 | 7 | 22 |
| 土砂災害警戒区域 (国土交通省、令和 3 年度) | 17 | 2 | 8 | 27 |
| 土砂災害特別警戒区域 (国土交通省、令和 3 年度) | 15 | 2 | 0 | 17 |



平成18年度 高潮浸水想定結果（沖縄本島及び慶良間諸島沿岸）

高潮浸水予測図 市町村別 西原町・与那原町(1/1)



この予測は、国土利用政策の承認を経て、関係者の承認を得た上で作成されたものである。詳細は、第104頁を参照してください。

■高潮浸水予測の前提条件および注意事項

・沖縄本島及びその周辺海域に発生した自然現象の予測は、過去の気象観測データに基づき、過去の傾向を参考に、統計学的な手法により算出された結果を示しています。過去の傾向が将来に必ずしも繰り返されることを保証するものではありません。

・この予測は、過去の気象観測データに基づき、過去の傾向を参考に、統計学的な手法により算出された結果を示しています。過去の傾向が将来に必ずしも繰り返されることを保証するものではありません。

・この予測は、過去の気象観測データに基づき、過去の傾向を参考に、統計学的な手法により算出された結果を示しています。過去の傾向が将来に必ずしも繰り返されることを保証するものではありません。

・この予測は、過去の気象観測データに基づき、過去の傾向を参考に、統計学的な手法により算出された結果を示しています。過去の傾向が将来に必ずしも繰り返されることを保証するものではありません。

（1） 高潮浸水予測の前提条件

① 高潮浸水予測の対象は、西原町・与那原町からなる範囲です。

② 高潮浸水予測の対象は、西原町・与那原町からなる範囲です。

③ 高潮浸水予測の対象は、西原町・与那原町からなる範囲です。

（2） 高潮浸水予測の前提条件

① 高潮浸水予測の対象は、西原町・与那原町からなる範囲です。

② 高潮浸水予測の対象は、西原町・与那原町からなる範囲です。

③ 高潮浸水予測の対象は、西原町・与那原町からなる範囲です。

（3） 高潮浸水予測の前提条件

① 高潮浸水予測の対象は、西原町・与那原町からなる範囲です。

② 高潮浸水予測の対象は、西原町・与那原町からなる範囲です。

③ 高潮浸水予測の対象は、西原町・与那原町からなる範囲です。

2 地震及び津波の被害想定

本町の地震防災・減災対策の数値目標の基礎となる大規模地震・津波による物的・人的被害量等について、「沖縄県地震被害想定調査」（平成25年度）に基づく、被害の概要は以下のとおりである。

(1) 想定地震

沖縄県の陸地部及び周辺海域で発生するおそれがある地震から、次の21の想定地震を設定している。想定地震の概要は次のとおりである。

なお、最大震度はすべての地震で震度6弱以上と予測され、前回調査でも想定した5地震のうち4地震では震度7が予測された。

地震・津波被害予測の想定地震一覧

| No | 想定地震 | マグニチュード | 揺れ等の特徴（予測最大震度） | 備考 |
|----|---------------------------|---------|----------------------------|---------------------------------|
| 1 | 沖縄本島南部断層系 | 7.0 | 沖縄本島南部において震度が大きい（7） | 前回調査 （平成21年度）より |
| 2 | 伊祖断層 | 6.9 | 那覇市周辺において震度が大きい（7） | |
| 3 | 石川-具志川断層系 | 6.9 | 沖縄本島中南部において震度が大きい（7） | |
| 4 | 沖縄本島南部スラブ内 | 7.8 | 沖縄本島南～中部において震度が大きい（6強） | |
| 5 | 宮古島断層 | 7.3 | 宮古島において震度が大きい（7） | |
| 6 | 八重山諸島南西沖地震（※） | 8.7 | 津波浸水深の最大値を示す（6弱） | 平成23・24 年度津波被害 想定調査 より |
| 7 | 八重山諸島南方沖地震（※） | 8.8 | 津波浸水深の最大値を示す（6弱） | |
| 8 | 八重山諸島南東沖地震（※） | 8.8 | 津波浸水深の最大値を示す（6弱） | |
| 9 | 沖縄本島南東沖地震（※） | 8.8 | 津波浸水深の最大値を示す（6弱） | |
| 10 | 沖縄本島東方沖地震（※） | 8.8 | 津波浸水深の最大値を示す（6弱） | |
| 11 | 石垣島南方沖地震（※） | 7.8 | 黒島において震度が大きい（6弱） | |
| 12 | 石垣島東方沖地震（※） | 8.0 | 石垣島において震度が大きい（6強） | |
| 13 | 石垣島北方沖地震（※） | 8.1 | 西表島、多良間島において震度が大きい（6強） | |
| 14 | 久米島北方沖地震（※） | 8.1 | 久米島、栗国島において震度が大きい（6強） | |
| 15 | 沖縄本島北西沖地震（※） | 8.1 | 伊平屋島、伊是名島において震度が大きい（6強） | |
| 16 | 沖縄本島南東沖地震3連動（※）（上記8,9,10） | 9.0 | 沖縄本島及び周辺島嶼広域において震度が大きい（6強） | |
| 17 | 八重山諸島南方沖地震3連動（※）（上記6,7,8） | 9.0 | 先島諸島広域において震度が大きい（6強） | |
| 18 | 沖縄本島北部スラブ内 | 7.8 | 沖縄本島中～北部において震度が大きい（6強） | 平成25年度 に新規設定 |
| 19 | 宮古島スラブ内 | 7.8 | 宮古島全域、伊良部島において震度が大きい（6強） | |
| 20 | 石垣島スラブ内 | 7.8 | 石垣島市街地において震度が大きい（6強） | |
| 21 | 一律地震動 | 6.9 | 市町村地震ハザードマップ作成用資料として（6弱） | 前回調査 （平成21年度）より |

※同一地震における地震動と津波両方の被害想定対象として

(2) 予測項目・条件

予測された主な項目は、各々の地震による震度（地震動）、液状化危険度、建築物被害（揺れ、

液状化、土砂災害、津波、地震火災)、人的被害、交通施設被害、ライフライン被害、生活機能支障、災害廃棄物被害、避難者、要配慮者被害である。

なお、火災や人的被害に影響する発生の季節や時刻等は、町民や観光客の滞留、就寝、火気の使用等の状況を考慮し、冬の深夜、夏の12時、冬の18時の3シーンとなっている。

(3) 予測結果の概要

西原町において被害が大きくなると予測される地震は、沖縄本島南部スラブ地震、沖縄本島南東沖地震、沖縄本島東方沖地震、沖縄本島南東沖地震3連動となっている。

各地震の被害想定は、次のとおりとなっている。

西原町の地震・津波被害量予測一覧

| 想定地震 | 建物被害 | | 人的被害 | | | 避難者 | | 要配慮者／1日後 (1週間後) |
|---------------|------------------|--------------------|----------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|
| | 全壊 (津波) | 半壊 (津波) | 死者 (津波) | 重傷者 (津波) | 軽症者 (津波) | 避難所内／1日後 (1週間後) | 避難所外／1日後 (1週間後) | |
| 沖縄本島南部断層系 | 626棟 (0棟) | 1,321棟 (0棟) | 6人 (0人) | 52人 (0人) | 253人 (0人) | 707人 (1,948人) | 472人 (1,948人) | 123人 (338人) |
| 伊祖断層 | 653棟 (0棟) | 1,384棟 (0棟) | 6人 (0人) | 57人 (0人) | 270人 (0人) | 740人 (3,558人) | 493人 (3,558人) | 128人 (616人) |
| 石川-具志川断層系 | 110棟 (0棟) | 339棟 (0棟) | 1人 (0人) | 7人 (0人) | 58人 (0人) | 151人 (165人) | 101人 (165人) | 26人 (29人) |
| 沖縄本島南部スラブ内 | 1,103棟 (0棟) | 1,891棟 (0棟) | 11人 (0人) | 106人 (0人) | 407人 (0人) | 1,137人 (3,696人) | 758人 (3,969人) | 197人 (640人) |
| 宮古島断層 | - | - | - | - | - | - | - | - |
| 八重山諸島南西沖地震 | - | - | - | - | - | - | - | - |
| 八重山諸島南方沖地震 | - | - | - | - | - | - | - | - |
| 八重山諸島南東沖地震 | 59棟 (0棟) | 159棟 (0棟) | 0人 (0人) | 2人 (0人) | 21人 (0人) | 75人 (71人) | 50人 (71人) | 13人 (12人) |
| 沖縄本島南東沖地震 | 1,293棟 (899棟) | 1,846棟 (1,047棟) | 371人 (368人) | 2,366人 (2,340人) | 4,671人 (4,530人) | 6,547人 (6,395人) | 3,336人 (3,704人) | 1,134人 (1,108人) |
| 沖縄本島東方沖地震 | 905棟 (532棟) | 1,715棟 (908棟) | 256人 (254人) | 1,832人 (1,808人) | 3,639人 (3,501人) | 5,359人 (5,915人) | 2,742人 (3,847人) | 929人 (1,025人) |
| 石垣島南方沖地震 | - | - | - | - | - | - | - | - |
| 石垣島東方沖地震 | - | - | - | - | - | - | - | - |
| 石垣島北方沖地震 | - | - | - | - | - | - | - | - |
| 久米島北方沖地震 | 74棟 (0棟) | 208棟 (0棟) | 1人 (0人) | 3人 (0人) | 28人 (0人) | 96人 (102人) | 64人 (102人) | 17人 (18人) |
| 沖縄本島北西沖地震 | 66棟 (0棟) | 181棟 (0棟) | 1人 (0人) | 3人 (0人) | 24人 (0人) | 85人 (83人) | 56人 (83人) | 15人 (14人) |
| 沖縄本島南東沖地震3連動 | 1,677棟 (915棟) | 2,280棟 (936棟) | 391人 (384人) | 2,465人 (2,396人) | 4,909人 (4,627人) | 6,972人 (6,649人) | 3,598人 (3,877人) | 1,208人 (1,152人) |
| 八重山諸島南方沖地震3連動 | 204棟 (0棟) | 397棟 (0棟) | 1人 (0人) | 6人 (0人) | 39人 (0人) | 121人 (320人) | 81人 (187人) | 21人 (55人) |
| 沖縄本島北部スラブ内 | 415棟 (0棟) | 972棟 (0棟) | 3人 (0人) | 30人 (0人) | 167人 (0人) | 493人 (2,268人) | 329人 (2,268人) | 85人 (393人) |
| 宮古島スラブ内 | - | - | - | - | - | - | - | - |
| 石垣島スラブ内 | - | - | - | - | - | - | - | - |
| 一律地震動 | 445棟 (0棟) | 1,036棟 (0棟) | 209人 (0人) | 34人 (0人) | 183人 (0人) | 528人 (2,542人) | 352人 (2,542人) | 91人 (440人) |

| 想定地震 | 生活機能支障 | | | 災害廃棄物 発生量 (津波堆積物 発生量) | 交通施設被害 道路 (道路施設) | ライフライン被害 | | | | |
|---------------|-------------------------|--------------------------|---------|--------------------------------|------------------------|--------------------------------|--------------------------------|-------------------------------|----------------------------------|---------------------------------|
| | 食料不足量 1～3日 (4～7日) | 飲料水不足量 1～3日 (4～7日) | 毛布不足量 | | | 上水道/ 断水人口/ 1日後 (1週間後) | 下水道/ 支障人口/ 1日後 (1週間後) | 電力/ 停電軒数/ 1日後 (1週間後) | 通信施設/ 不通回線数/ 1日後 (1週間後) | 都市ガス/ 支障戸数/ 1日後 (1週間後) |
| 沖縄本島南部断層系 | 0食 (18,786食) | 93,926食 (170,403食) | 1,330枚 | 5万t (0万t) | 14箇所 (3箇所) | 18,250人 (11,332人) | 1,803人 (653人) | 259軒 (0軒) | 1,428回線 (212回線) | 248戸 (211戸) |
| 伊祖断層 | 819食 (34,323食) | 162,318食 (324,955食) | 1,446枚 | 5万t (0万t) | 14箇所 (3箇所) | 29,617人 (24,577人) | 1,803人 (653人) | 283軒 (0軒) | 1,513回線 (222回線) | 306戸 (270戸) |
| 石川-具志川断層系 | 0食 (485食) | 3,568食 (6,570食) | 284枚 | 1万t (0万t) | 10箇所 (2箇所) | 834人 (313人) | 1,444人 (524人) | 24軒 (0軒) | 85回線 (11回線) | 26戸 (26戸) |
| 沖縄本島南部スラブ内 | 4,481食 (37,868食) | 172,129食 (311,815食) | 2,260枚 | 9万t (0万t) | 14箇所 (3箇所) | 28,679人 (23,430人) | 2,033人 (733人) | 377軒 (0軒) | 2,137回線 (317回線) | 483戸 (453戸) |
| 宮古島断層 | - | - | - | - | 0箇所 (1箇所) | - | - | - | - | - |
| 八重山諸島南西沖地震 | - | - | - | - | 0箇所 (1箇所) | - | - | - | - | - |
| 八重山諸島南方沖地震 | - | - | - | - | 0箇所 (1箇所) | - | - | - | - | - |
| 八重山諸島南東沖地震 | 0食 (0食) | 0食 (0食) | 100枚 | 0万t (0万t) | 6箇所 (1箇所) | 243人 (70人) | 1,107人 (401人) | 0軒 (0軒) | 0回線 (0回線) | 13戸 (13戸) |
| 沖縄本島南東沖地震 | 40,941食 (92,997食) | 208,960食 (414,947食) | 13,080枚 | 11万t (24万t) | 14箇所 (3箇所) | 34,698人 (34,412人) | 4,585人 (1,939人) | 2,260軒 (1,980軒) | 2,972回線 (1,198回線) | 637戸 (602戸) |
| 沖縄本島東方沖地震 | 24,469食 (81,838食) | 202,687食 (414,865食) | 10,690枚 | 7万t (22万t) | 13箇所 (3箇所) | 34,696人 (34,399人) | 4,556人 (1,811人) | 1,373軒 (1,171軒) | 1,953回線 (737回線) | 179戸 (155戸) |
| 石垣島南方沖地震 | - | - | - | - | 0箇所 (1箇所) | - | - | - | - | - |
| 石垣島東方沖地震 | - | - | - | - | 0箇所 (1箇所) | - | - | - | - | - |
| 石垣島北方沖地震 | - | - | - | - | 0箇所 (1箇所) | - | - | - | - | - |
| 久米島北方沖地震 | 0食 (957食) | 1,390食 (4,171食) | 181枚 | 1万t (0万t) | 10箇所 (2箇所) | 452人 (174人) | 1,391人 (503人) | 0軒 (0軒) | 0回線 (0回線) | 636戸 (592戸) |
| 沖縄本島北西沖地震 | 0食 (405食) | 0食(1,751食) (食) | 150枚 | 1万t (0万t) | 7箇所 (1箇所) | 313人 (104人) | 1,161人 (417人) | 0軒 (0軒) | 0回線 (0回線) | 14戸 (14戸) |
| 沖縄本島南東沖地震3連動 | 45,373食 (97,682食) | 211,742食 (414,950食) | 13,935枚 | 14万t (24万t) | 14箇所 (3箇所) | 34,698人 (34,412人) | 4,586人 (1,944人) | 2,381軒 (2,015軒) | 3,535回線 (1,291回線) | 637戸 (601戸) |
| 八重山諸島南方沖地震3連動 | 0食 (2,621食) | 3,147食 (10,846食) | 224枚 | 2万t (0万t) | 10箇所 (2箇所) | 1,425人 (556人) | 1,391人 (503人) | 0軒 (0軒) | 0回線 (0回線) | 35戸 (35戸) |
| 沖縄本島北部スラブ内 | 193食 (22,013食) | 126,399食 (218,792食) | 971枚 | 3万t (0万t) | 14箇所 (3箇所) | 22,039人 (15,330人) | 1,797人 (647人) | 189軒 (0軒) | 1,079回線 (159回線) | 123戸 (85戸) |
| 宮古島スラブ内 | - | - | - | - | 0箇所 (1箇所) | - | - | - | - | - |
| 石垣島スラブ内 | - | - | - | - | 0箇所 (1箇所) | - | - | - | - | - |
| 一律地震動 | 986食 (24,518食) | 136,690食 (242,361食) | 1,045枚 | 4万t (0万t) | 14箇所 (3箇所) | 23,742人 (17,381人) | 1,797人 (647人) | 212軒 (0軒) | 1,132回線 (169回線) | 141戸 (102戸) |

資料：「平成25年度 沖縄県地震被害想定調査報告書」（平成26年3月、沖縄県）

(4) 町の直下型地震について（一律地震動による地震）

(1)の想定地震は、本県において発生する可能性が高い地震等から設定したものであるが、地震の多い我が国では、どの地域においても震度6弱程度を観測する直下型地震が起こりうる。

そこで、町の地震防災マップの作成等、町の地震対策の基礎資料となるように、震度6弱程度を観測する地震を想定し、液状化、建物被害が予測されている。

3 津波の浸水想定

(1) 切迫性の高い津波

本町の避難計画等の基礎となる津波の浸水想定区域、津波到達時間等について、沖縄県が作成し

た「沖縄県津波・高潮被害想定調査」（平成18・19年度）に基づき概要を以下にまとめる。

調査は、本県に将来発生すると予想される地震津波の波源を想定して、浸水区域等を予測されている。想定モデル、予測結果等の概要は以下のとおりであり、津波浸水想定結果の図は p21 に示す。

津波浸水想定モデル一覧

| 波源位置（モデル名） | 断層モデル（深さ、長さ、幅、傾斜角、すべり量） | 対象地域 |
|---------------|-------------------------------|-------|
| 沖縄本島南東沖（D01W） | 正断層（500m、80km、40km、60°、4m） | 本島沿岸域 |
| 沖縄本島南西沖（H9RF） | 逆断層（10,000m、80km、40km、30°、4m） | |
| 久米島南東沖（C02E） | 正断層（5,000m、80km、40km、60°、4m） | |
| 久米島北方沖（B04E） | 正断層（5,000m、80km、40km、60°、4m） | |
| 沖縄本島北方沖（C01W） | 正断層（500m、80km、40km、60°、4m） | |

(2) 最大クラスの津波

県では、平成24年度までの調査研究をふまえた学術的な知見から、沖縄近海における最大クラスの地震津波を想定し、津波浸水区域等を予測した。なお、東北地方太平洋沖地震による津波被害を鑑みて、琉球海溝の想定モデルを最大マグニチュード9.0に設定したものである。

「沖縄県津波被害想定調査」（平成24年度）の想定モデル、予測結果等の概要は以下のとおりであり、津波浸水想定結果の図は P22 に示す。

「沖縄県津波被害想定調査」（平成24年度）津波浸水想定モデル一覧

| No. | 断層名 | | 断層長さ | 断層幅 | すべり量 | マグニチュード（※1） |
|-----|----------------|--------------|-------|------|------|-------------|
| ① | 八重山諸島南西沖地震 | | 270km | 70km | 20m | 8.7 |
| ② | 八重山諸島南方沖地震（※2） | | 300km | 70km | 20m | 8.8 |
| ③ | 八重山諸島南東沖地震 | | 300km | 70km | 20m | 8.8 |
| ④ | 沖縄本島南東沖地震 | | 300km | 70km | 20m | 8.8 |
| ⑤ | 沖縄本島東方沖地震 | | 300km | 70km | 20m | 8.8 |
| ⑥ | | 石垣島南方沖地震（※2） | 40km | 20km | 20m | 7.8 |
| | | | 15km | 10km | 90m | （※3） |
| ⑦ | 石垣島東方沖地震（※2） | | 60km | 30km | 20m | 8.0 |
| ⑧ | 与那国島北方沖地震 | | 130km | 40km | 8m | 8.1 |
| ⑨ | 石垣島北方沖地震 | | 130km | 40km | 8m | 8.1 |
| ⑩ | 多良間島北方沖地震 | | 130km | 40km | 8m | 8.1 |
| ⑪ | 宮古島北方沖地震 | | 130km | 40km | 8m | 8.1 |
| ⑫ | 久米島北方沖地震 | | 130km | 40km | 8m | 8.1 |
| ⑬ | 沖縄本島北西沖地震 | | 130km | 40km | 8m | 8.1 |
| ⑭ | 3連動 | 沖縄本島南東沖地震 | 240km | 70km | 20m | 9.0 |
| | | | 170km | 70km | 20m | |
| | | | 260km | 70km | 20m | |
| ⑮ | 3連動 | 八重山諸島南方沖地震 | 200km | 70km | 20m | 9.0 |
| | | | 175km | 70km | 20m | |
| | | | 300km | 70km | 20m | |

※1 マグニチュードはモーメントマグニチュードである。

※2 ②⑥⑦は、1771年八重山地震の規模を再現したものである。

※3 ⑥下段は、地すべりを想定しているためマグニチュードで示すことができない。

(3) 最大クラスの津波（津波防災地域づくりに関する法律に基づく設定）

県では、平成24年度の津波浸水想定以後、新たな知見（津波履歴等）をふまえ、沖縄近海における最大クラスの地震津波を想定し、津波浸水区域等を予測した。なお、沖縄本島側の琉球海溝の想定モデルを最大マグニチュード8.2に設定したものである。

想定モデル、予測結果等の概要は以下のとおりであり、津波浸水想定結果の図はP23に示す。

「沖縄県津波被害想定調査」（平成26年度）津波浸水想定モデル一覧

| No | 断層名 | | 断層長さ | 断層幅 | すべり量 | マグニチュード（※1） |
|----|----------------|----------------|-------|------|------|-------------|
| ① | 八重山諸島南西沖地震 | | 270km | 70km | 20m | 8.7 |
| ② | 八重山諸島南方沖地震（※2） | | 300km | 70km | 20m | 8.8 |
| ③ | 八重山諸島南東沖地震 | | 300km | 70km | 20m | 8.8 |
| ④ | 沖縄本島南方沖地震 | | 100km | 50km | 12m | 8.2 |
| ⑤ | 沖縄本島南東沖地震（※4） | | 100km | 50km | 12m | 8.2 |
| ⑥ | 沖縄本島東方沖地震 | | 100km | 50km | 12m | 8.2 |
| ⑦ | 沖縄本島北東沖地震 | | 100km | 50km | 12m | 8.2 |
| ⑧ | 石垣島南方沖地震（※2） | | 40km | 20km | 20m | 7.8 |
| | | | 15km | 10km | 90m | （※3） |
| ⑨ | 石垣島東方沖地震（※2） | | 60km | 30km | 20m | 8.0 |
| ⑩ | 与那国島北方沖地震 | | 130km | 40km | 8m | 8.1 |
| ⑪ | 石垣島北方沖地震 | | 130km | 40km | 8m | 8.1 |
| ⑫ | 多良間島北方沖地震 | | 130km | 40km | 8m | 8.1 |
| ⑬ | 宮古島北方沖地震 | | 130km | 40km | 8m | 8.1 |
| ⑭ | 久米島北方沖地震 | | 130km | 40km | 8m | 8.1 |
| ⑮ | 沖縄本島北西沖地震 | | 130km | 40km | 8m | 8.1 |
| ⑯ | 3連動 | 八重山諸島 南方沖地震 | 200km | 70km | 20m | 9.0 |
| | | | 175km | 70km | 20m | |
| | | | 300km | 70km | 20m | |

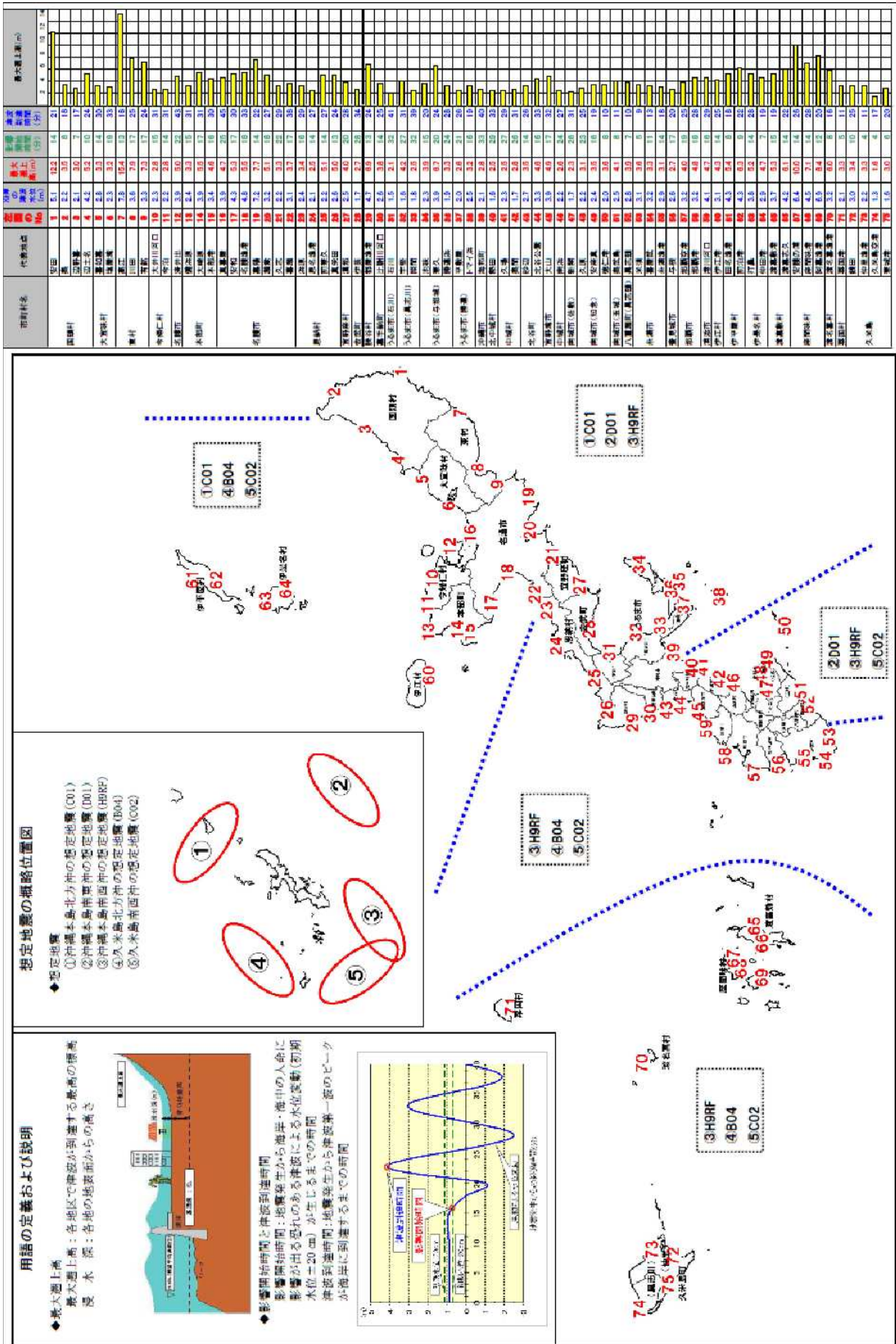
※1：マグニチュードはモーメントマグニチュードを示す。

※2：1771年八重山地震津波の再現モデルである。

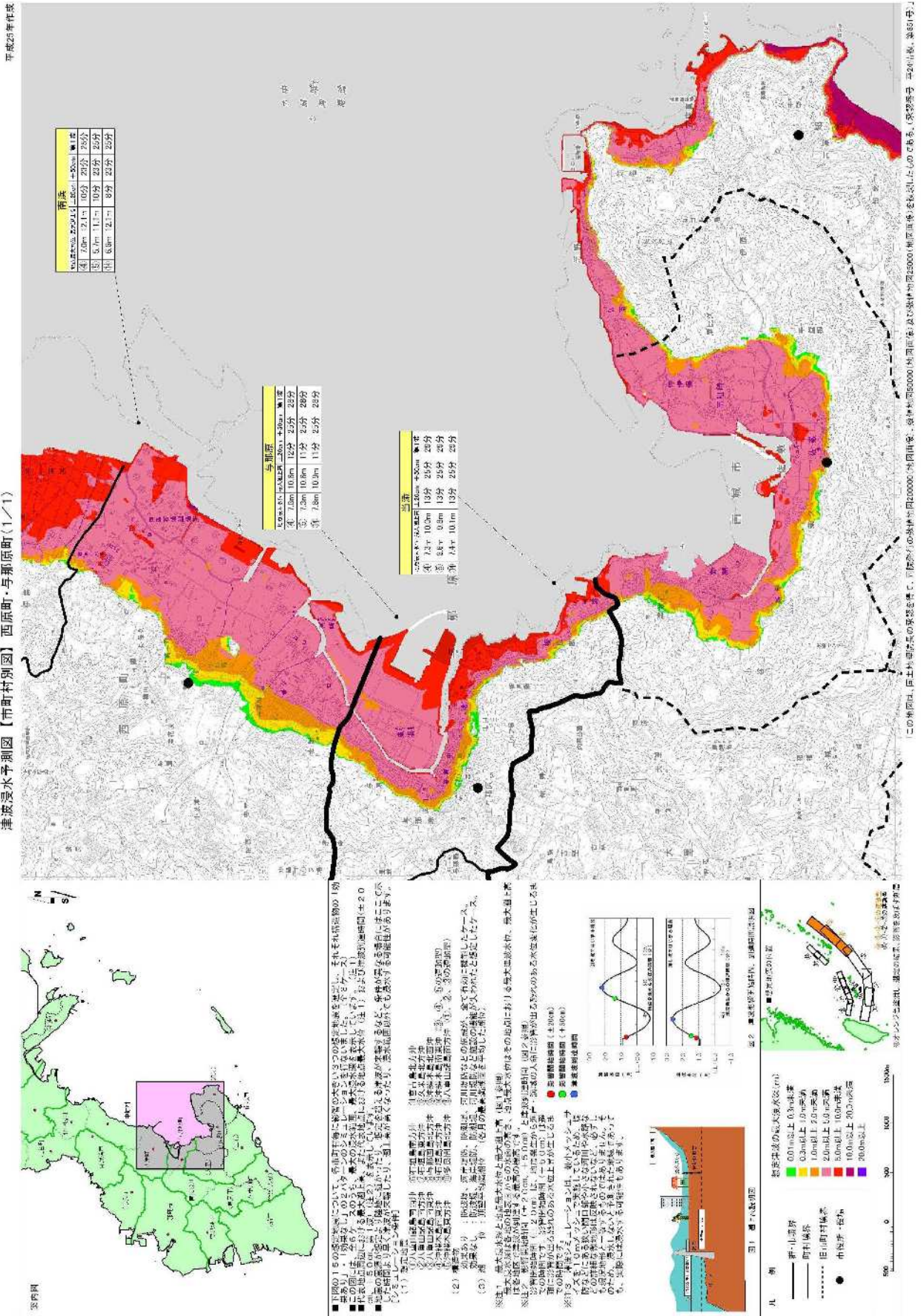
※3：地滑りを再現したパラメータであるため、モーメントマグニチュードで示すことができない。

※4：1791年の地震の再現モデル。

平成18年度 津波浸水想定結果（沖縄本島及び慶良間諸島沿岸域）

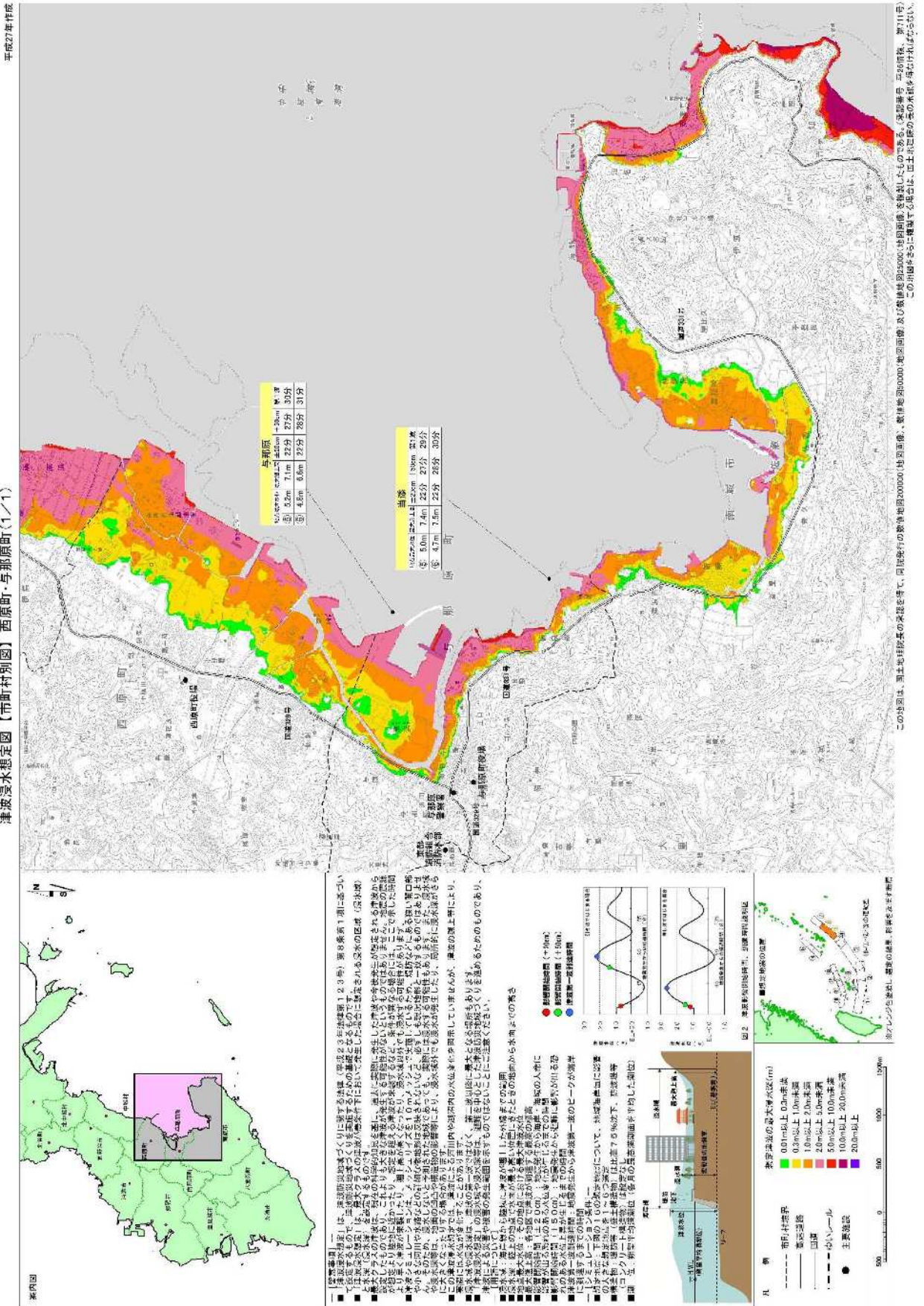


平成24年度 最大クラスの津波浸水想定結果（沖縄本島及び慶良間諸島沿岸域）
※東北地方太平洋沖地震による津波被害を鑑みて、琉球海溝の想定モデルを最大マグニチュード9.0に設定



平成26年度 最大クラスの津波浸水想定結果（沖繩本島及び慶良間諸島沿岸域）（津波防災地域づくりに関する法律に基づく設定）
※平成24年度想定以降、新たな知見（津波履歴等）をふまえ、沖縄本島側の琉球海溝の想定モデルを最大マグニチュード8.2に設定。

津波浸水想定図【市町村別図】西原町・与那原町(1/1)



4 石油コンビナートの災害基本想定

本町の特徴として、石油コンビナート地域があるが、沖縄県では石油コンビナート等災害防止法に基づき、沖縄県石油コンビナート等防災計画を策定し、石油コンビナート災害基本想定を実施している。本町も、県が実施した石油コンビナート災害の被害想定を準用する。

第5節 防災機関の処理すべき事務又は業務の大綱

西原町及び西原町の地域を管轄する主な公共団体、その他防災上重要な施設の管理者の処理すべき業務又は業務の大綱は、概ね次のとおりである。

1 西原町

- (1) 町防災会議及び町災害対策本部に関する事務
- (2) 防災に関する広報・教育・訓練の実施
- (3) 防災に必要な物資及び資材の備蓄整備
- (4) 防災に関する施設及び設備の整備
- (5) 災害に関する警報の発令、伝達及び避難措置
- (6) 災害情報の収集、伝達及び被害調査
- (7) 水防、消防、救助その他の応急措置
- (8) 災害時の保健衛生及び文教対策
- (9) 災害時における交通輸送の確保
- (10) 災害廃棄物の処理
- (11) 被災施設の災害復旧
- (12) 被災者に対する救援、生活再建支援及び融資等の対策
- (13) 地域の関係団体及び防災上重要な施設の管理者が実施する災害応急対策等の調整
- (14) その他災害の発生の防御又は拡大防止のための措置

2 東部消防組合

- (1) 消防、水防その他応急措置
- (2) 救助、救出活動及び避難の誘導
- (3) 町民への予報の伝達

3 沖縄県

- (1) 県防災会議及び県災害対策本部に関する事務
- (2) 防災に関する広報・教育・訓練の実施
- (3) 防災に必要な物資及び資材の備蓄整備
- (4) 防災に関する施設及び設備の整備
- (5) 災害に関する警報の発令、伝達及び避難措置
- (6) 災害情報の収集、伝達及び被害調査
- (7) 水防、消防、救助その他の応急措置
- (8) 災害時の保健衛生及び文教対策
- (9) 災害時における交通輸送の確保
- (10) 災害廃棄物の処理に係る調整及び事務
- (11) 被災施設の災害復旧
- (12) 被災者に対する救援、生活再建支援及び融資等の対策

- (13) 市町村が処理する防災に関する事務又は業務の実施についての援助及び調整
- (14) 県内の防災関係機関の応急復旧対策、応援・受援の調整及び県外からの応援等の調整
- (15) その他災害の発生の防衛又は拡大防止のための措置

4 指定地方行政機関

(1) 沖縄県警察

- ア 広域緊急援助隊の運用及び調整に関すること。
- イ 災害時における九州管区警察局との連携に関すること。
- ウ 県内各警察署及び防災関係機関との協力及び連絡調整に関すること。
- エ 災害に関する情報の収集・伝達の連絡調整に関すること。
- オ 災害時における警察通信の運用に関すること。
- カ 津波警報等の伝達に関すること。

(2) 沖縄総合事務局

ア 総務部

- ア 沖縄総合事務局の庶務及び連絡調整に関すること。
- イ 沖縄総合事務局所管の被害状況調査の総括に関すること。

イ 財務部

- ア 地方公共団体に対する災害融資
- イ 災害時における金融機関に対する緊急措置の要請
- ウ 公共土木等被災施設の査定の立会
- エ 地方自治体単独災害復旧事業（起債分を含む。）の査定

ウ 農林水産部

- ア 農林水産業に係る被害状況等災害に関する情報の収集、報告
- イ 農林水産関係施設等の応急復旧及び二次災害防止対策
- ウ 家畜の伝染性疾病の発生予防及びまん延防止対策
- エ 応急用食料、災害復旧用材等の調達・供給対策

エ 経済産業部

- ア 災害時における所掌に係る物資の需給及び価格の安定対策
- イ 被災商工業者に対する金融、税制及び労務

オ 開発建設部

- ア 直轄国道に関する災害対策
- イ 直轄ダムに関する警報等の発令伝達及び災害対策
- ウ 直轄港湾等災害復旧事業に関する災害対策
- エ 公共土木施設の応急復旧の指導、支援
- オ 大規模土砂災害における緊急調査

カ 運輸部

- ア 災害時における陸上及び海上輸送の調査及び鉄道、車両、船舶等の安全対策
- イ 災害時における自動車運送事業者に対する運送及び船舶運航事業者に対する航海等の協力要請
- ウ 災害時における輸送関係機関との連絡調整

(3) 沖縄防衛局

- ア 米軍の活動に起因する災害等が発生した場合の関係機関への連絡調整
- イ 所管財産（周辺財産）の使用に関する連絡調整
- ウ 「災害時における沖縄県と在沖米軍との相互連携マニュアル」に関する支援及び連絡調整
- エ 日米地位協定等に基づく損害賠償
- オ 地方公共団体等への連絡調整支援及び技術支援等

(4) 第十一管区海上保安本部（中城海上保安部）

- ア 警報等の伝達に関すること。
- イ 情報の収集に関すること。
- ウ 海難救助等に関すること。
- エ 緊急輸送に関すること。
- オ 物資の無償貸与又は譲与に関すること。
- カ 関係機関等の災害応急対策の実施に対する支援に関すること。
- キ 流出油等の防除に関すること。
- ク 海上交通安全の確保に関すること。
- ケ 警戒区域の設定に関すること。
- コ 治安の維持に関すること。
- サ 危険物の保安措置に関すること。

(5) 沖縄気象台

- ア 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集、発表を行う。
- イ 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る。）及び水象の予報及び警報等の防災情報の発表、伝達並びに解説を行う。
- ウ 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に努める。
- エ 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言を行う。
- オ 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に努める。

(6) 沖縄総合通信事務所

- ア 非常の場合の電気通信の監理
- イ 災害時における非常通信の確保
- ウ 災害対策用移動通信機器の貸出
- エ 沖縄地方非常通信協議会との連携・調整

(7) 沖縄労働局

- ア 災害時における労働災害防止対策
- イ 災害に関連した失業者の雇用対策

(8) 九州地方環境事務所那覇自然環境事務所

- ア 災害廃棄物等の処理対策に関すること。
- イ 環境監視体制の支援に関すること。
- ウ 飼育動物の保護等に係る支援に関すること。

(9) 国土地理院沖縄支所

- ア 地殻変動の監視に関すること。

- イ 災害時等における地理空間情報の整備・提供に関すること。
- ウ 復旧・復興のための公共測量における指導・助言に関すること。

5 自衛隊

- (1) 災害派遣の準備
- (2) 災害派遣の実施

6 浦添警察署

- (1) 災害警備計画に関すること。
- (2) 被害情報の収集伝達及び被害実態の把握に関すること。
- (3) 被災者の救出救助及び避難指示・誘導に関すること。
- (4) 交通規制・交通管制に関すること。
- (5) 遺体の見分・検視に関すること。
- (6) 犯罪の予防等社会秩序の維持に関すること。

7 指定公共機関

- (1) NTT西日本(株)沖縄支店、NTTコミュニケーションズ(株)、ソフトバンクテレコム(株)
電信電話施設の保全と重要通信の確保
- (2) (株)NTTドコモ、KDDI(株)、ソフトバンクモバイル(株)
移動通信施設の保全と重要通信の確保
- (3) 日本赤十字社(沖縄県支部)
 - ア 災害時における医療、助産等医療救護活動の実施並びに遺体処理等の協力に関すること。
 - イ 地方公共団体以外の団体又は個人が行う救助に関するボランティア活動の連絡調整に関すること。
 - ウ 義援金品の募集及び配分の協力に関すること。
 - エ 災害時における血液製剤の供給に関すること。
- (4) 日本放送協会(沖縄放送局)
気象警報等、災害情報の放送による周知徹底及び防災知識の普及等の災害広報
- (5) 沖縄電力(株)
 - ア 電力施設の整備と防災管理
 - イ 災害時における電力供給確保
- (6) 西日本高速道路(株)(沖縄管理事務所)
 - ア 同社管理道路の防災管理
 - イ 被災道路の復旧
- (7) 日本郵便(株)(西原郵便局、西原坂田郵便局、西原我謝郵便局)
 - ア 災害時における郵便事業運営の確保
 - イ 災害における郵便事業に係る災害特別事務取扱
 - ウ 災害時における窓口業務の確保

8 指定地方公共機関

(1) (一社)中部地区医師会

災害時における医療及び助産の実施

(2) (公社)沖縄県看護協会

災害時における医療及び看護活動（助産を含む）への協力

(3) (一社)沖縄県バス協会

- ア 災害時におけるバスによる被災者及び一般利用者等の輸送の協力に関する連絡調整
- イ 災害時における輸送路線及び施設の確保に関する連絡調整

(4) (一社)沖縄県高圧ガス保安協会

高圧ガス施設の防災対策及び災害時における高圧ガス供給並びに消費設備にかかる復旧支援

(5) (一社)沖縄県婦人連合会

災害時における女性の福祉の増進

(6) 沖縄セルラー電話(株)

電気通信の疎通の確保と重要通信の確保

(7) (一社)沖縄県薬剤師会

災害時における医療、救護及び保健衛生活動の協力に関すること。

(8) (社福)沖縄県社会福祉協議会

- ア 沖縄県災害ボランティアセンターの設置・運営及び市町村災害ボランティアセンターの支援に関すること。
- イ 生活福祉資金の貸付に関すること。
- ウ 社会福祉施設との連絡調整に関すること。

(9) (一財)沖縄観光コンベンションビューロー

- ア 観光危機への対応に関すること。
- イ 観光・宿泊客の安全の確保に関すること。

(10) (公社)沖縄県トラック協会

災害時におけるトラックによる生活物資、復旧・復興物資等の緊急輸送の協力に関すること。

(11) 沖縄テレビ放送(株)

気象警報等、災害情報の放送による周知徹底及び防災知識の普及等の災害広報

(12) 琉球放送(株)

気象警報等、災害情報の放送による周知徹底及び防災知識の普及等の災害広報

(13) 琉球朝日放送(株)

気象警報等、災害情報の放送による周知徹底及び防災知識の普及等の災害広報

(14) (株)ラジオ沖縄

気象警報等、災害情報の放送による周知徹底及び防災知識の普及等の災害広報

(15) (株)エフエム沖縄

気象警報等、災害情報の放送による周知徹底及び防災知識の普及等の災害広報

(16) (一社)沖縄県歯科医師会

災害時における医療、救護及び保健衛生活動の協力に関すること。

9 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

(1) 西原町社会福祉協議会

- ア 西原町災害ボランティアセンターの設置・運営及び町災害ボランティアセンターの支援に関すること。
- イ 生活福祉資金の貸付に関すること。
- ウ 社会福祉施設との連絡調整に関すること。

(2) (公社)沖縄県獣医師会

- 災害時の動物の医療保護活動に関すること。

(3) (一社)沖縄県建設業協会

- ア 災害時の重機等による救援活動の協力に関すること。
- イ 災害時の公共土木施設の被害調査、応急復旧活動、建設活動の協力に関すること。

(4) 西原町建設協力会

- 災害応急対策活動の支援協力に関すること。(協定書締結済)

(5) 株式会社サンエー

- 救援物資支援協力に関すること。(協定書締結済)

(6) JAおきなわ西原支店、与那原・西原町漁業協同組合

- ア 農林漁業関係者の安全の確保に関すること。
- イ 農林漁業関係の被害状況調査及び応急対策の協力に関すること。
- ウ 災害時における食料及び物資等の供給及び海上輸送等の協力に関すること。
- エ 農林漁業の災害応急・復旧対策に関すること。
- オ 被災農林漁業者の再建支援に関すること。

(7) 西原町商工会

- ア 被害状況調査及び応急対策の協力に関すること。
- イ 救助物資、復旧資材の確保、あっせん、輸送等についての協力に関すること。
- ウ 災害時における物価安定についての協力に関すること。

(8) (一社)沖縄県ハイヤー・タクシー協会

- 災害時における道路等の被害情報の収集伝達、タクシーによる被災者及び一般利用者等の輸送の協力に関すること。

(9) (公社)沖縄県交通安全協会連合会

- ア 避難者の誘導及び救出救護の協力に関すること。
- イ 被災地及び避難場所の警戒に関すること。
- ウ 関係機関の行う災害救助活動及び復旧活動についての協力に関すること。

(10) 沖縄県石油商業組合、沖縄県石油業協同組合

- 石油設備の防災対策及び災害時における石油燃料の供給に関すること。

(11) (一社)沖縄県産業廃棄物協会

- 災害廃棄物処理についての協力に関すること。

(12) (公社)沖縄県環境整備協会

- 災害時のし尿及び浄化槽汚泥の収集運搬並びに浄化槽の点検・復旧についての協力に関すること。

(13) 上下水道指定工事店

災害時の上下水道施設の被害調査、応急復旧活動及び建設活動の協力に関すること。

(14) 危険物等取り扱い事業者

ア 危険物の保安及び周辺住民の安全確保に関すること。

イ 災害時における石油等の供給に関すること。

(15) 社会福祉施設管理者

入所者及び通所者の安全の確保に関すること。

(16) 病院管理者

ア 入院患者及び通院患者の安全の確保に関すること。

イ 被災傷病者の救護に関すること。

(17) 学校法人

ア 児童及び生徒等の安全の確保に関すること。

イ 施設の整備、避難訓練の実施等の防災対策に関すること。

(18) 金融機関

被災事業者に対する復旧資金の融資その他の緊急措置に関すること。

第6節 町民等の責務

西原町民及び町内の自治会、自主防災組織並びに事業者の防災上の基本的責務は次のとおりとする。

1 町民

- (1) 防災・減災の知識習得及び過去の災害の教訓の伝承
- (2) 自宅建物及び設備の減災措置並びに避難行動の検討
- (3) 飲料水、食料及び生活用品等の7日分以上の備蓄と点検
- (4) 消防団、自主防災組織及び防災訓練等への参加及び活動への協力
- (5) 警報、避難情報等の収集及び家族・近所への伝達
- (6) 家族及び近所の避難行動要支援者等の避難支援
- (7) 災害廃棄物の分別
- (8) その他自ら災害に備えるために必要な行動

2 自治会・自主防災組織

- (1) 自主防災活動マニュアル、資機材の整備及び点検
- (2) 地域の災害危険性の把握及び点検並びに過去の災害の教訓の伝承
- (3) 避難行動要支援者の把握に努めること及び個別避難計画（避難支援プラン）の作成協力
- (4) 地区の孤立化対策（通信機器・食料備蓄等）
- (5) 自主防災リーダーの養成
- (6) 自主防災活動及び訓練の実施
- (7) 気象情報等の収集及び伝達
- (8) 地区内の要配慮者及び被災者の救助・救援対策の協力
- (9) 災害時の指定避難所の自主運営
- (10) 災害廃棄物の分別及び集積所の管理協力

3 事業者

- (1) 従業員の防災教育及び訓練
- (2) 事業継続計画（BCP）の作成及び更新
- (3) 所管施設及び設備の減災措置及び避難対策の検討
- (4) 従業員等の飲料水、食料及び生活用品等の備蓄と点検
- (5) 自衛消防活動・訓練
- (6) 気象情報等の収集、従業員及び所管施設利用者等への伝達及び避難誘導
- (7) 消防団、自主防災組織への参加及び活動への協力
- (8) 避難行動要支援者等の避難支援
- (9) 災害廃棄物の分別
- (10) 災害時の事業継続、国、県、町の防災活動の協力（災害応急対策又は災害復旧に必要な物資、資材、人材等に関わる事業者に限る。）
- (11) その他自ら災害に備えるために必要な活動及び地域の防災活動への協力

第2章 基本方針

第1節 災害の想定と防災計画の基本的考え方

1 想定の方針

(1) 想定災害

ア 地震・津波

東日本大震災の教訓をふまえて、これまでの切迫性の高い地震・津波の想定に加えて、発生頻度は極めて低いものの科学的知見からあらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震・津波も考慮する必要がある。このため、今後の地震・津波対策では、二つのレベルの地震・津波を想定する。

一つはこれまでの調査から発生確率が高いと考えられる地震・津波で、第1章の「第4節 災害の想定」に示す地震・津波である。

もう一つは歴史的見地等から想定される最大クラスの地震・津波で、発生頻度は極めて低いものの甚大な被害をもたらすものであり、平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震や明和8年(1771年)八重山地方大地震による大津波などがあげられる。

なお、地震・津波の想定にあたっては古文書等の資料の分析、地形・地質の調査、津波堆積物調査及び海岸地形の調査等の科学的知見に基づく調査を通じて、できるだけ過去に遡って地震・津波の発生等をより正確に調査するとともに、地震活動の長期評価を行っている地震調査研究推進本部との連携に留意する。

イ 風水害等

地球温暖化による気候変動等から大雨、洪水、高潮及び土砂災害等の自然災害リスクが高まっており、集中豪雨等の被害が多発している。洪水や土砂災害については、水防法や土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(以下「土砂災害防止法」という。)に基づいて危険区域を想定しているが、想定を超える氾濫や大規模な土砂崩壊が発生する可能性もある。

このため、地震・津波と同様に発生頻度は極めて低いものの、科学的知見からあらゆる可能性を考慮して、最大クラスの風水害についても想定する必要がある。

また、大規模事故災害については、海上、航空機、原子力艦等の災害を考慮し想定していく必要がある。

(2) 被害想定

最新の科学的知見による想定災害の見直しに応じて、被害想定も次の点に留意して適宜見直していく必要がある。

ア 被害の全体像の明確化及び広域的な防災対策の立案の基礎となるよう、具体的な被害を算定する。

イ 今後の防災対策の推進による被害軽減効果をできるだけ定量的に示すよう検討するとともに、地域性の考慮、複数の被害シナリオの検討等に留意する。

なお、自然現象は大きな不確定要素を伴うことから、想定やシナリオには一定の限界があるこ

とに留意する。

ウ 津波災害は、波源域の場所や地形の条件などによって、発生する津波の高さ、浸水範囲等に大きな相違が生じうる地域差の大きな災害であることを念頭に置く。

また、地震を原因とする津波だけでなく、火山の噴火又は大規模な地すべり等を原因とする津波もありうることに留意する。

2 防災計画の考え方

町、県及び指定地方公共機関等は、災害及び被害想定の結果に基づき防災計画を検討する必要がある。

検討においては、自然災害を完全に封ずることには無理があるため、被害を最小化する「減災」の考え方に立つとともに、地域の特性をふまえた被害想定に基づいて減災目標を策定することが重要である。

また、想定レベルや地域の社会構造に応じて、次の点に留意して効果的で実効性の高い計画にすることが重要である。

(1) 想定する災害のレベルへの対応

ア 最大クラスの災害に対しては、町民等の生命を守ることを最優先として、町民等の避難を軸に、防災意識の向上、想定結果をふまえた防災施設や避難施設等の整備、土地利用、建築規制などを組み合わせるほか、経済被害の軽減など地域の状況に応じた総合的な対策を検討する。

イ 比較的発生頻度の高い一定程度の災害に対しては、人命保護に加え、町民財産の保護、地域の経済活動の安定化、効率的な生産拠点の確保の観点から、防災施設の整備等を検討する。

(2) 地域の社会構造の変化への対応

ア 人口の偏在、少子高齢化、グローバリゼーション、情報通信技術の発達等に伴い、社会情勢は大きく変化しつつある。

町、県及び指定地方公共機関等は社会情勢の変化に伴う災害脆弱性の高まりに十分配慮し、次に掲げるような変化について十分な対応を図るよう検討する。

(ア) 町土における人口の偏在が進展し、都市部では人口の密集、危険な地域への居住等がみられる。

都市部では災害に強い都市構造の形成、防災に配慮した土地利用への誘導、危険地域等の情報公開等の安全確保対策が必要である。

(イ) 高齢者（とりわけ独居老人）や障害者等の要配慮者（※1）が増加している。

防災知識の普及、災害時の情報提供、避難誘導及び救護・救済対策等の様々な場面において、避難行動要支援者に配慮したきめ細かな施策を福祉施策と連携して行う必要がある。

また、社会福祉施設、医療施設等の災害危険性の低い場所への誘導等、災害に対する安全性の向上を図る必要がある。

さらに、平常時から避難行動要支援者（※2）の所在等を把握し、災害の発生時には迅速に避難誘導・安否確認等を行える体制が必要である。

(ウ) 経済社会活動の拡大とともに、観光客や外国人が増加している。

災害の発生時に、観光客や外国人にも十分配慮し、本町の防災体制を強化する必要がある。

(エ) 生活者の多様な視点への配慮が求められている。

防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制を確立する必要がある。

そのため、防災会議の委員に占める女性の割合を高めるよう取り組むとともに、男女共同参画担当部局が災害対応について庁内及び指定避難所等における連絡調整を行い、また、男女共同参画センターが地域における防災活動の推進拠点となるよう、平常時及び災害時における男女共同参画担当部局及び男女共同参画センターの役割について、防災担当部局と男女共同参画担当部局が連携し明確化しておくよう努める。

(ウ) ライフライン及びインターネット等の情報通信や交通のネットワークへの依存度の増大がみられる。

これらの施設の被害は、日常生活、産業活動に深刻な影響をもたらすため、施設の耐災化を進めるとともに、補完的機能の充実が必要である。

(カ) 町民意識及び生活環境の変化として、近隣扶助の意識の低下がみられる。

コミュニティ、自主防災組織等の強化、要配慮者を含めた多くの町民が参加する定期的防災訓練、防災思想の徹底等を図る必要がある。

イ 近年の高度な交通・輸送体系の形成、多様な危険物等の利用の増大、高層ビル、トンネル及び橋梁等の道路構造の大規模化等に伴い、事故災害の予防が必要とされている。

※1 要配慮者とは、必要な情報を迅速かつ的確に把握し、災害から自らを守るために安全な場所に避難するなどの災害時の一連の行動をとるのに支援を要する人々をいう。一般的に高齢者、障害者、外国人、妊産婦及び乳幼児等があげられる。

※2 避難行動要支援者とは、要配慮者のうち、災害時に自ら避難することが困難で、特に支援を要する人々をいう。

(3) 行政の業務継続計画との関係

東日本大震災では、行政機能の喪失が大きな課題となった。大規模災害による町の庁舎、行政機能及び災害対策本部の機能への影響等を点検し、機能喪失の軽減対策や機能喪失時の対応等を網羅した業務継続計画と連携していく必要がある。

(4) 複合災害への対応

同時又は連続して複数の災害が発生し、それらの影響が複合化することで、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事態が考えられる。

本町において発生のある可能性がある複合災害を想定し、後発の災害にも効果的に対応できるように、要員や資機材等の投入の判断や応援確保等のあり方を検討しておく必要がある。

(5) 国土強靱化地域計画をふまえた防災対策の推進

町は、「国土強靱化基本法」（平成25年12月）に基づき、国土強靱化に関し、地域の実情に応じた施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な計画「西原町国土強靱化地域計画」（令和3年4月策定・令和4年2月改定）を定めた。この「西原町国土強靱化地域計画」をふまえ、本地域防災計画の作成及びこれに基づく防災対策の推進を図るものとする。

第2節 防災対策の基本方針

本町は、台風等による風水害の発生や周辺海域での地震・津波等が懸念されるとともに、本土から

離れている地理的条件下にあって、狭小な土地に密集する人口、増加する観光客等の社会的条件をあわせ持つ。そのため、町民の生命、身体及び財産と観光客等を災害から保護する防災対策は、行政上最も重要な施策である。

防災施策は、災害時の被害を最小化する「減災」の考え方に基づいて、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最優先し、また、経済的被害ができるだけ少なくなるよう、さまざまな対策を組み合わせることで災害時の社会経済活動の停滞を最小限にとどめることが重要である。

防災対策には、時間の経過とともに、災害予防対策、災害応急対策、災害復旧・復興対策の3段階があり、それぞれの段階において国、県、町、公共機関、事業者及び町民等が一体となって最善の対策をとることが被害の軽減につながる。

各段階における基本方針は、以下のとおりである。

1 周到かつ十分な災害予防対策

- (1) 災害に強いまちづくりを実現するための主要交通・通信機能の強化、町土保全事業や市街地開発事業等による災害に強い町土とまちの形成、住宅や学校・病院等公共施設等の安全性の確保及びライフライン機能の多重化・多元化等
- (2) 事故災害を予防するための事業者や施設管理者による情報収集・連絡体制の構築、施設・設備の保守・整備等安全対策の充実
- (3) 町民の防災活動を促進するための町民への防災思想及び防災知識の普及、防災訓練の実施、自主防災組織等の育成強化及びボランティア活動の環境整備、事業継続体制の構築等企業防災の促進、災害教訓の伝承による町民の防災活動環境の整備、防災ボランティアについては、自主性に基づきその支援力を向上し、町、町民、他の支援団体と連携・協働して活動できる環境の整備等
- (4) 防災に関する調査研究及び観測等を推進するための基礎データの集積、工学的・社会的分野の研究を含めた防災に関する調査研究の推進及び観測の充実・強化並びにこれらの成果の情報提供及び防災施策への活用
- (5) 発災時の災害応急対策、その後の災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うための災害応急活動体制や情報伝達体制の整備、施設・設備・資機材等の整備・充実、食料・飲料水等の備蓄及び関係機関が連携した実践的な防災訓練の実施等

2 迅速かつ円滑な災害応急対策

- (1) 災害発生の兆候が把握された際の警報等の伝達、町民の避難誘導、避難行動要支援者や観光客等の避難支援及び所管施設の緊急点検等の災害未然防止活動
- (2) 災害が発生するおそれがある場合の災害の危険性の予測、発災直後の被害規模の早期把握、災害情報の迅速な収集及び伝達、通信手段の確保、災害応急対策を総合的・効果的に行うための関係機関等の活動体制及び大規模災害時における広域応援体制の確立
- (3) 被災者に対する救助・救急活動、負傷者に対する迅速かつ適切な医療活動、円滑な救助・救急活動、医療活動・消火活動等を支えるとともに被災者に緊急物資を供給するための交通規制の実施、施設の応急復旧活動、障害物除去等による交通の確保及び優先度を考慮した緊急輸送活動
- (4) 被災者の速やかな避難誘導、指定避難所の適切な運営管理、応急仮設住宅等の提供等避難収容活

動及び被災者等への的確な情報伝達

- (5) 被災者の生活維持に必要な食料・飲料水及び生活必需品等の調達と被災地のニーズに応じた供給
- (6) 被災者の健康状態の把握等指定避難所を中心とした被災者の健康保持に必要な活動、仮設トイレの設置及び廃棄物処理等の保健衛生活動、防疫活動及び迅速な遺体の処理等
- (7) 防犯活動等による社会秩序の維持及び物価の安定・物資の安定供給のための施策の実施
- (8) 災害発生中にその拡大を防止するための消火・水防等の災害防止活動、被災者の生活確保や地域の産業活動の維持に資するライフラインや交通施設等の施設・設備の応急復旧対策及び二次災害の防止
- (9) 二次災害の危険性を見極め、必要に応じた町民の避難及び応急対策の実施
- (10) ボランティア、義援物資・義援金及び海外等からの支援の適切な受入れ

3 適切かつ速やかな災害復旧・復興対策

- (1) 被災の状況や被災地域の特性等を勘案した被災地域の復旧・復興対策の基本方向の早急な決定と事業の計画的推進
- (2) 被災施設の迅速な復旧とそのための広域応援
- (3) 再度災害の防止とより快適な都市環境を目指した防災まちづくり
- (4) 災害廃棄物処理の広域処理を含めた処分方法の確立、計画的な収集、運搬及び処理による迅速かつ適切な災害廃棄物処理
- (5) 被災者に対する資金援助、住宅確保及び雇用確保等による自立的生活再建の支援
- (6) 被災中小企業の復興等の地域の自立的发展に向けた経済復興の支援

4 その他

町、県及び公共機関等は、相互に連携をとりつつ、これら災害対策の基本的事項について推進を図るとともに、防災機関どうしや町民等の間及び町民等と行政の間で防災情報が共有できるように必要な措置を講ずるものとする。

第3節 本町の特殊性等を考慮した重要事項

本町は本土から離れ、防災上不利な地理的条件があるほか、西原マリパーク・西原きらきらビーチなどがあり、観光客が訪れるため、町で、防災上特別な配慮が必要な社会条件を有する。さらに、本土への復帰が遅れたこと等の歴史的背景から、本土に比べて防災体制に格差があることを十分ふまえて、防災対策の重点を位置づける必要がある。

また、東日本大震災の検証は現在も続いており、これをふまえた防災計画の検討は時間を有する事項も多くある。このため、当面は、町民の津波被害対策や防災教育及び防災訓練の充実等、町民の生命を守るソフト対策を優先して早急に取り組むことが重要である。

また、耐震化及び津波防御施設の整備等のハード対策についても、中長期課題として位置づける必要がある。

1 本土からの遠隔性等の条件不利性

大規模災害時には県内の空港・港湾等の機能が停止し、受援が遅れるおそれがある。

このため、本土から本県への応援が到着するまでの間を自力でのりきれぬ防災資源やネットワークを充実・強化し、町の防災体制・対策の充実・強化を図る。

- (1) 消防救急無線のデジタル化、消防指令センターの整備
- (2) 被災・非被災市町村間の応援体制の構築
- (3) 自衛隊、米軍等によるヘリコプター輸送体制の確保
- (4) 自衛隊、海上保安庁による船艇・航空機を使用した輸送体制の確保

2 本土への復帰の遅れ、町の小規模性等の条件不利性

本土への復帰の遅れ等により、消防職団員数の人口比率及び自主防災組織カバー率等が全国最低の水準にある。

また、町は県内においては財政力が高い方だが、全国的にみると脆弱なため防災対策が遅れている現状を考慮し、以下のような町の防災体制・対策の充実・強化を推進する。

- (1) 消防団の拡充強化
- (2) 自主防災組織の組織化、資機材整備等
- (3) 町避難計画・ハザードマップ・避難行動要支援者個別避難計画（避難支援プラン）等の作成、防災行政無線・避難誘導標識・備蓄倉庫・物資等の整備

3 沿岸部の低地に密集する人口等への防災対策

本町の海岸沿岸部は、海拔5m以下の低地が多い。

少なくとも海拔5m以上のより高い場所へ、津波到達時間内に避難できるように、以下のような津波避難対策を町内全域で対策を進めるほか、歴史上最大クラスの津波についても可能な限り対策を講じていく。

- (1) 津波ハザードマップの整備、学校等の防災教育及び地域の津波避難訓練の実施
- (2) 町の津波避難計画、浸水想定区域の学校、医療機関及び福祉施設等の津波避難マニュアルの作成
- (3) 高台が少ない地域等の津波避難ビル等の確保及びがけ地の避難階段の整備

- (4) 海拔高度図を活用した公共施設等への標高や津波指定緊急避難場所の標識設置
- (5) 避難誘導者及び避難支援者等の安全確保対策

4 観光客や外国人の避難誘導

地震が発生した場合、町内の市街地、海岸、観光施設等にいる多数の観光客の避難誘導が必要となるほか、航空機が停止した場合には、町内に滞留することも予想される。

観光客等の安全を確保するため、町、県、観光協会、観光施設及び宿泊施設等の関係者が連携して、観光客や外国人への避難情報の提供、避難誘導、帰宅支援体制を整備する。

また、少なくとも海拔5m以上のより高い場所へ、津波到達時間内に避難できるように町内全域で以下のような対策を進めるほか、歴史上最大クラスの津波についても可能な限り対策を講じていく。

- (1) 観光施設、宿泊施設等における観光客、外国人等の避難誘導體制の整備
- (2) 海拔高度図を活用した、観光施設等への標高や津波指定緊急避難場所・ルート等の標識設置
- (3) 滞留旅客の待機施設等の確保

第4節 防災計画の見直しと推進

防災計画は実際の災害対応や防災訓練等を通じて内容を検証し、継続的に見直しを続けていく必要がある。

また、大規模災害は想定される被害が甚大かつ深刻であるため、発生までの間に、町、関係機関及び町民等が、様々な対策によって被害軽減を図ることが重要である。

- (1) 県地域防災計画に基づき、町は地域防災計画を、それぞれの機関の果たすべき役割、地域の実態をふまえつつ修正する必要がある。
- (2) 町が地域防災計画を見直すに当たっては当該地域の自然的及び社会的な条件等を勘案して各事項を検討の上、必要な事項を記載する。また、特殊な事情がある場合は、適宜必要な事項を付加する。
- (3) 町、県及び指定地方公共機関等の防災担当部局は、これら防災計画を効果的に推進するため、他部局との連携及び機関間の連携を図り、以下の対策を実施する。

ア 実施計画（アクションプラン）及び分野別応急活動要領（マニュアル）の作成並びに訓練等を通じた職員への周知徹底

イ 計画、アクションプラン及びマニュアルの定期的な点検並びに点検や訓練から得られた関係機関間の調整に必要な事項や教訓等の反映

ウ 他の計画（総合計画、マスタープラン等）の防災の観点からのチェック

- (4) 町、県及び指定地方公共機関等は、町地域防災計画、県地域防災計画、防災業務計画に基づく対策の推進に最大限努力し、制度等の整備及び改善等を実施する。
- (5) いっどこでも起こりうる災害による人的被害、経済被害を軽減し、安全・安心を確保するためには、行政による公助はもとより、個人の自覚に根ざした自助、身近な地域コミュニティ等による共助が必要である。

個人、家庭、地域、企業及び団体等社会の様々な主体は、相互に連携して日常的に減災のための行動と投資を息長く行う町民運動を展開する。

また、その推進に当たっては、時機に応じた重点課題及び実施方針を定め、関係機関等の連携の強化を図る。

- (6) 町、県及び指定地方公共機関等は、それぞれの機関の果たすべき役割を的確に実施し、相互に密接な連携を図る。

また、町及び県は、他の自治体とも連携を図り、広域的な視点で防災対策の推進を図るよう努める。

- (7) 公共機関、公共的団体等は、本計画に示す措置、施策及び事業等について、それぞれの実情等に応じ実施するよう努める。

- (8) 本計画は、本町の防災に関する総合的な計画であり、これを確実に実行していく必要がある。

西原町防災会議は、本計画の実施状況、これに基づく防災業務計画及び地域防災計画の作成状況並びに実施状況を定期的に把握するとともに、防災に関する調査結果や発生した災害の状況等に関する検証、検討と併せ、その時々における防災上の重要課題を把握し、これを本計画に的確に反映させていく。

- (9) 防災計画等の策定段階から、多様な主体の意見を反映できるよう防災会議の委員に、女性、自主

防災組織、要配慮者、学識者等の参画を促進し、計画等に反映させていく。

第2編 災害予防計画

(修正素案)

第2編 災害予防計画

目次

| | |
|---|----|
| 第2編 災害予防計画..... | 1 |
| 第1章 共通の災害予防計画..... | 1 |
| 第1節 災害予防計画の構成 | 1 |
| 第2節 災害に強いまちづくり | 2 |
| 第1款 防災対策に係る土地利用の推進 | 2 |
| 1 防災対策に係る土地利用に関する事業の基本方針（実施主体：建設部） | 2 |
| 2 防災対策に係る土地利用に関する事業の実施（実施主体：建設部） | 3 |
| 第2款 都市基盤の整備 | 4 |
| 1 都市基盤施設の防災対策に係る整備（実施主体：建設部、県、道路管理者、港湾管理者、漁港管理者） | 4 |
| 2 火災に強いまちの形成（実施主体：東部消防組合、建設部、総務部） | 5 |
| 第3款 ライフライン施設等の機能の確保 | 7 |
| 1 上水道施設災害の予防（実施主体：建設部） | 7 |
| 2 下水道施設災害の予防（実施主体：建設部） | 7 |
| 3 都市ガス施設等災害の予防（実施主体：沖縄ガス（株）） | 8 |
| 4 高圧ガス施設災害の予防（実施主体：総務部、東部消防組合、（一社）沖縄県高圧ガス保安協会） | 8 |
| 5 電力施設災害の予防（那覇産業保安監督事務所、沖縄電力（株）） | 9 |
| 6 通信施設災害の予防（実施主体：総務部、福祉部、県、各電気通信事業者） | 10 |
| 7 放送施設災害の予防（実施主体：各放送機関） | 12 |
| 8 通信・放送設備の優先利用等の事前措置（実施主体：総務部、県、関係機関） | 12 |
| 第4款 危険物施設等の対策 | 13 |
| 1 危険物災害予防計画（実施主体：総務部、東部消防組合、浦添警察署、危険物製造所等の管理者・監督者） | 13 |
| 2 毒物・劇物災害予防計画（実施主体：総務部、東部消防組合、県、浦添警察署、毒物劇物営業者等） | 14 |
| 3 火薬類災害予防計画（実施主体：総務部、那覇産業保安監督事務所、県、浦添警察署、（一社）沖縄県火薬類保安協会等） | 14 |
| 4 有害化学物質等漏出災害予防計画（実施主体：総務部、県） | 14 |
| 5 石油コンビナート災害予防計画（実施主体：総務部、県、特定事業所） | 15 |
| 第3節 災害に強い人づくり | 16 |

| | | |
|-----|--|----|
| 第1款 | 防災訓練 | 16 |
| 1 | 防災訓練の実施に係る基本方針 | 16 |
| 2 | 各防災訓練の実施に係る事項（実施主体：総務部、防災関係機関） | 16 |
| 3 | 総合防災訓練等（実施主体：総務部、関係部局、防災関係機関） | 17 |
| 4 | 防災訓練の成果の点検（実施主体：総務部、関係部局、防災関係機関） | 18 |
| 5 | 地域防災訓練等の促進（実施主体：総務部、県） | 18 |
| 第2款 | 防災知識の普及・啓発 | 19 |
| 1 | 防災知識の普及・啓発（実施主体：総務部、気象台、防災関係機関） | 19 |
| 2 | 各種防災教育の実施（実施主体：総務部、建設部、教育部、防災関係機関） | 20 |
| 3 | 消防・防火教育（実施主体：東部消防組合、総務部、事業所） | 21 |
| 4 | 災害教訓の伝承（実施主体：総務部、県） | 23 |
| 第3款 | 自主防災組織の育成 | 24 |
| 1 | 自主防災組織整備計画の策定 | 24 |
| 2 | 町民の防災意識の向上（実施主体：総務部） | 24 |
| 3 | 組織の編成単位（実施主体：総務部） | 24 |
| 4 | 組織づくり（実施主体：総務部） | 24 |
| 5 | 活動計画の策定（実施主体：総務部） | 24 |
| 6 | 組織の活動 | 25 |
| 7 | 資機材の整備（実施主体：総務部） | 25 |
| 8 | 活動拠点整備等（実施主体：総務部） | 25 |
| 9 | 組織の結成の促進と育成（実施主体：総務部、東部消防組合） | 25 |
| 第4款 | 企業防災の促進 | 26 |
| 1 | 事業者における防災対策の強化（実施主体：各事業者） | 26 |
| 2 | 町・県の支援（実施主体：建設部、総務部、県、商工会） | 26 |
| 第5款 | 消防力の強化等 | 27 |
| 1 | 消防力・消防体制等の拡充強化（実施主体：総務部、東部消防組合） | 27 |
| 2 | 火災予防査察・防火診断（実施主体：総務部、東部消防組合） | 27 |
| 3 | 消防職員の充実（実施主体：総務部、東部消防組合、県） | 27 |
| 4 | 消防団員の充実（実施主体：総務部、県） | 27 |
| 第6款 | 地区防災計画の普及等 | 29 |
| 1 | 地区防災計画の位置づけ（実施主体：町防災会議） | 29 |
| 2 | 地区防災計画の普及促進（実施主体：総務部） | 29 |
| 3 | 個別避難計画との整合（実施主体：福祉部、総務部） | 29 |
| 第4節 | 災害応急対策活動の準備 | 30 |
| 第1款 | 初動体制の強化 | 30 |
| 1 | 職員の動員配備対策の充実（実施主体：総務部、関係部局） | 30 |
| 2 | 災害対策本部の円滑な設置・運営のための備えの充実（実施主体：総務部、建設部） | 30 |
| 3 | 災害情報の収集・伝達体制の充実（実施主体：総務部） | 31 |
| 4 | 情報分析体制の充実（実施主体：総務部、県） | 31 |

| | | |
|-----|--|----|
| 5 | 災害対策実施方針の備え（実施主体：総務部） | 32 |
| 6 | 複合災害への備え（実施主体：総務部、防災関係機関） | 32 |
| 第2款 | 活動体制の確立 | 33 |
| 1 | 職員の防災対応力の向上（実施主体：総務部） | 33 |
| 2 | 物資、資機材の確保及び調達体制の充実（実施主体：総務部、建設部） | 33 |
| 3 | 応援体制の強化（実施主体：総務部、福祉部、建設部、関係部局、県） | 35 |
| 4 | 交通確保・緊急輸送体制の充実（実施主体：総務部、建設部、福祉部、県、県警察、 道路管理者） | 36 |
| 5 | 広報広聴体制の充実（実施主体：総務部） | 38 |
| 6 | 防災拠点の整備に関する検討（実施主体：総務部） | 38 |
| 7 | 公的機関等の業務継続性の確保（実施主体：総務部、関係部局、防災関係機関） | 38 |
| 第3款 | 個別応急対策の迅速かつ円滑な実施のための事前措置の充実 | 40 |
| 1 | 生命・財産への被害を最小限とするための事前措置の充実（実施主体：総務部、関係 部局、東部消防組合、県） | 40 |
| 2 | 大規模停電への備え（実施主体：病院、社会福祉施設等の管理者） | 41 |
| 3 | 被災者の保護・救援のための事前措置の充実（実施主体：総務部、教育部、建設部、 関係部局、県） | 41 |
| 第4款 | 消防防災ヘリコプターの整備の検討 | 44 |
| 第5款 | 災害ボランティアの活動環境の整備 | 45 |
| 1 | ボランティア意識の醸成（実施主体：福祉部、教育部、西原町社会福祉協議会、県） | 45 |
| 2 | ボランティアの育成等（実施主体：福祉部、西原町社会福祉協議会、県） | 45 |
| 3 | ボランティア支援対策（実施主体：福祉部、建設部、総務部、西原町社会福祉協議会、 県） | 45 |
| 第6款 | 要配慮者の安全確保 | 47 |
| 1 | 社会福祉施設等における安全確保（実施主体：総務部、福祉部） | 47 |
| 2 | 在宅で介護を必要とする町民の安全確保（実施主体：総務部、福祉部） | 48 |
| 3 | 不特定多数の者が利用する施設における安全確保（実施主体：施設管理者） | 50 |
| 第7款 | 観光客・旅行者・外国人等の安全確保 | 51 |
| 1 | 観光客・旅行者等の安全確保（実施主体：総務部、建設部、施設管理者、各交通機関 等） | 51 |
| 2 | 外国人の安全確保（実施主体：総務部、建設部） | 51 |
| 3 | 観光危機管理体制の整備（実施主体：総務部、建設部、観光関連団体等） | 52 |
| 第5節 | 避難体制等の整備 | 53 |
| 1 | 避難体制の整備 | 53 |
| 2 | 避難場所・避難所の指定・整備等（実施主体：総務部、福祉部、関係部局） | 53 |
| 第2章 | 地震・津波災害予防計画 | 57 |
| 第1節 | 地震・津波災害予防計画の基本方針等 | 57 |

| | | |
|-----|----------------------------------|----|
| 1 | 減災目標 | 57 |
| 2 | 緊急防災事業の適用 | 57 |
| 3 | 防災研究の推進 | 57 |
| 第2節 | 地震・津波に強いまちづくり | 58 |
| 第1款 | 都市基盤の整備 | 58 |
| 1 | 津波に強いまちの形成（実施主体：建設部、総務部） | 58 |
| 第2款 | 地盤災害の防止等 | 60 |
| 1 | 地盤災害防止（実施主体：建設部、関係部局） | 60 |
| 2 | 農地防災事業の促進（実施主体：建設部） | 61 |
| 第3款 | 建築物・構造物等の対策 | 62 |
| 1 | 防災建築物・構造物等の建設の促進（実施主体：建設部、教育部） | 62 |
| 2 | 文化財災害予防計画（実施主体：教育部、文化財の所有者又は管理者） | 63 |
| 第3節 | 地震・津波に強い人づくり | 64 |
| 1 | 広域津波避難訓練（実施主体：総務部、関係部局、防災関係機関） | 64 |
| 第4節 | 地震・津波災害応急対策活動の準備 | 65 |
| 1 | 建築物・宅地の応急危険度判定体制の整備（実施主体：建設部） | 65 |
| 第5節 | 津波避難体制等の整備 | 66 |
| 1 | 津波避難計画の策定・推進（実施主体：総務部） | 66 |
| 2 | 津波危険に関する啓発（実施主体：総務部、福祉部、建設部、教育部） | 66 |
| 3 | 津波に対する警戒避難体制・手段の整備（実施主体：総務部） | 67 |
| 4 | 津波災害警戒区域における警戒避難体制の整備等（実施主体：総務部） | 69 |
| 第3章 | 風水害等災害予防計画 | 70 |
| 第1節 | 風水害等災害予防計画の基本方針 | 70 |
| 第2節 | 風水害等に強いまちづくり | 70 |
| 第1款 | 地盤・土木施設等の対策、災害危険区域の指定等 | 70 |
| 1 | 治水計画（実施主体：総務部、建設部） | 70 |
| 2 | 土砂災害予防計画（実施主体：総務部、建設部） | 72 |
| 3 | 農地等災害の予防及び防災営農の確立（実施主体：建設部） | 73 |
| 4 | 高潮等対策（実施主体：総務部、建設部、県） | 74 |
| 5 | 緑地の整備・保全（実施主体：建設部） | 74 |
| 第2款 | 建築物・構造物等災害予防計画 | 75 |
| 1 | 建築物等の耐風及び耐火対策の促進（実施主体：建設部） | 75 |
| 2 | 公共建築物の耐風及び耐火対策等（実施主体：建設部） | 75 |

| | | |
|-----|---|----|
| 3 | 公共建築物等の定期点検及び定期検査（実施主体：関係部） | 75 |
| 4 | 文化財災害予防計画（実施主体：教育部、文化財の所有者又は管理者） | 75 |
| 第3款 | 不発弾災害予防計画 | 76 |
| 1 | 不発弾の処理体制（実施主体：総務部、県、県警察、自衛隊、第十一管区海上保安本部（中城海上保安部）） | 76 |
| 2 | 関係機関の協力体制の確立（実施主体：総務部、県、国、関係機関） | 77 |
| 第4款 | 気象観測施設・体制の整備 | 78 |
| 1 | 沖縄気象台における気象業務体制の整備（実施主体：総務部、沖縄気象台） | 78 |
| 2 | 主要関係機関における気象観測体制の整備（実施主体：総務部、建設部、県、関係機関） | 78 |
| 第3節 | 風水害等に強い人づくり | 79 |
| 第1款 | 防災知識の普及・啓発 | 79 |
| 1 | 台風教育（実施主体：総務部、教育部、沖縄気象台） | 79 |
| 第2款 | 自主防災組織の育成 | 80 |
| 第4節 | 風水害等応急対策活動の準備 | 81 |
| 第1款 | 個別応急対策の迅速かつ円滑な実施のための事前措置の充実 | 81 |
| 1 | 水防及び救助施設等整備計画（実施主体：総務部、建設部、東部消防組合、船舶関係者、危険物取扱者） | 81 |
| 第5節 | 道路事故災害予防計画 | 82 |
| 1 | 危険箇所の点検・補修（実施主体：建設部、沖縄総合事務局、土木建築部、西日本高速道路） | 82 |
| 2 | 体制・資機材の整備等（実施主体：建設部、沖縄総合事務局、土木建築部、西日本高速道路） | 82 |
| 第6節 | 海上災害予防計画 | 83 |
| 1 | 災害応急対策への備え（建設部、第十一管区海上保安本部、沖縄総合事務局、県、消防機関） | 83 |

第1章 共通の災害予防計画

第1節 災害予防計画の構成

地震、風水害等の自然災害に対して町民の生命・財産の安全を確保するための予防対策は、総論として「災害に強いまちづくり」、「災害に強い人づくり」、「災害応急対策活動の準備」、「避難体制の整備」の4つに区分する。

また、地震、津波、風水害等各種災害に共通の災害予防対策は「第1章 共通の災害予防計画」、地震・津波災害に特有な予防対策を「第2章 地震・津波災害予防計画」、風水害等に特有な対策を「第3章 風水害等災害予防計画」に記す。

第2節 災害に強いまちづくり

町、県及び国は、避難路、避難場所、延焼遮断帯、防災活動拠点ともなる幹線道路、都市公園、河川、港湾、空港等の骨格的な都市基盤施設及び防災安全街区の整備、危険な住宅密集市街地の解消等を図るための防災街区整備事業、土地区画整理事業、市街地再開発事業等による市街地の面的な整備、建築物や公共施設の耐震・不燃化、水面・緑地帯の計画的確保、耐震性貯水槽や備蓄倉庫、海水・河川水・下水処理水等を消防水利として活用するための施設の整備等を図るとともに、防火地域及び準防火地域の的確な指定による防災に配慮した土地利用への誘導、それぞれの災害に応じた防災拠点施設等の浸水防止機能、土砂災害に対する安全確保等により、災害に強い都市構造の形成を図るものとする。

また、防災・まちづくり・建築等を担当する各部局の連携の下、地域防災計画や立地適正化計画等をふまえ、災害の危険性等地域の実情に応じて、優先度の高い避難行動要支援者から個別避難計画を作成するとともに、住宅に関する補助や融資等における優遇措置等の対象となる立地を限定し、住宅を安全な立地に誘導するなど、まちづくりにおける安全性の確保を促進するよう努める。

さらに、町は、所有者不明土地を活用した防災空地、備蓄倉庫等の整備、災害発生のおそれのある所有者不明土地の管理不全状態の解消等、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に基づく措置を活用した防災対策を検討する。

第1款 防災対策に係る土地利用の推進

1 防災対策に係る土地利用に関する事業の基本方針（実施主体：建設部）

災害に備えた適正な土地利用の推進により、安全な都市環境の整備を促進するための基本方針は、以下のとおりである。

(1) 防災上危険な市街地の解消

土地区画整理事業や市街地再開発事業等を推進し、防災上危険な密集市街地の解消を図るほか、避難等の機能を有する道路や公園等の都市基盤施設を整備する。

ア 避難路

避難路は、安全に避難するために原則幅員 12m以上の道路、又は幹線道路等を主要避難路として位置づける。ただし、地形、土地利用、自治会等が避難路として定める場合は、道路幅員にとられない。

イ 避難公園

都市公園の近隣公園を公共ゾーン（中央公民館、庁舎等）に配置することにより、避難地としての面積拡大、機能向上を図る。

(2) 新規開発に伴う指導・誘導

新規開発等に際しては、防災の観点から調整・指導を行い、安全性の高い市街地の形成を図る。また、土地区画整理事業等による防災上重要な都市基盤施設の先行整備等を行う。

2 防災対策に係る土地利用に関する事業の実施（実施主体：建設部）

(1) 土地区画整理事業

事業実施中の地区は、防災上必要な都市基盤施設を整備する。

(2) 市街地再開発事業等

町は、市街地の防災性を考慮し総合的な都市再開発に取り組み、建築物の耐震化及び不燃化等の延焼火災の防止、緑地保全等の整備及び河川、下水道、道路等の浸水対策を推進する。また、避難路や広場等を整備することにより、都市防災の機能確保を図る。

(3) 新規開発に伴う指導

低地部の軟弱地盤地域での大規模宅地造成や危険斜面の周辺等での開発行為に際しては、液状化や斜面災害を防止するとともに、防災に配慮した土地利用となるよう規制・誘導対策の導入を計画的に行う。

第2款 都市基盤の整備

1 都市基盤施設の防災対策に係る整備（実施主体：建設部、県、道路管理者、港湾管理者、漁港管理者）

(1) 都市基盤施設の防災対策に関する基本方針

町及び県は、都市の防災構造上重要な都市基盤施設の整備を推進する。また、災害による甚大な被害が予測され、都市防災構造化対策を緊急かつ総合的に実施し、道路・公園、河川・砂防施設、港湾等の都市基盤施設や防災拠点、避難地、避難路、避難誘導標識等の防災対策を推進する。

(2) 防災対策に係る都市基盤施設の整備に関する事業の実施

災害に強い都市構造の形成を図るための具体的な事業の内容は、以下のとおりである。

ア 防災拠点機能の確保

町は、広域避難地となる都市公園等が、災害応急対策活動の場として防災機能をより一層効果的に発揮させるため、備蓄倉庫、耐震性貯水槽、災害用トイレ及び臨時ヘリポート等の整備を推進する。

イ 避難地・避難路の確保及び誘導標識等の設置

町は、広域避難地となる都市基幹公園、一時避難地となる住区基幹公園等を計画的に配置・整備し、必要に応じ公共施設等のオープンスペースを利用した避難地及び避難路を確保するとともに、誘導標識等の設置を推進し、消防・避難活動等の対策を強化する。

ウ 防災上重要な道路の整備

(ア) 道路整備に係る防災対策の基本的な考え方

町は、避難路、緊急輸送道路及び消防活動困難区域の解消に資する道路整備を推進する。

(イ) 道路施設の整備

町は、道路施設の耐震性の確保を基本として道路施設整備を推進し、施設の重要度に応じて既存道路施設の耐震補強を実施するとともに、道路暗渠等については都市化による河川への雨水の集中的流入を考慮し、河川の流下能力を著しく損なうことがないよう対処する。

a 所管道路について危険箇所調査を実施し、補修等対策工事を行う。

b 対策が必要な橋梁について、架替、補強及び落橋防止装置の整備を実施する。

(ウ) 緊急輸送路ネットワークの形成

道路管理者は、消防、救急・救助及び輸送活動等を迅速・円滑に実施するため、道路（緊急輸送路）幅員の拡大や改良等を推進するとともに、これらと交通、輸送、給水及び災害対策等の拠点（ターミナル、港湾、空港、臨時ヘリポート、水道施設、道の駅等）へのアクセス道路を有機的に連絡させて、緊急輸送道路ネットワークを形成し、各種防災活動を円滑に実施できるようにする。

(エ) 広域的な防災拠点機能の確保

県は、道の駅等を道路啓開や災害復旧の活動のための災害時の広域的な防災拠点として位置づける。

(オ) 道路啓開用資機材の整備

町は、放置車両、がれき及び倒壊電柱等を除去し、必要に応じ路面及び橋梁段差の修正を行うことで、震災時の緊急輸送道路としての機能を早期に確保できるよう、レッカー車、クレーン車、

バックホウ、ホイールローダー及び工作車等の道路啓開用資機材の確保の体制を整える。

(カ) 応急復旧体制の確保

道路管理者は、発災後の道路の障害物除去、応急復旧等に必要の人員、資機材等の確保について、道路啓開計画に基づく一元的な出動要請を行えるよう、建設業者との協定の締結に努める。

また、障害物除去、応急復旧等を迅速に行えるよう、あらかじめ応急復旧要領を作成し、道路管理者と関係機関が相互に連携して定期的な実動訓練に取り組む。

エ 港湾・漁港整備事業

(ア) 港湾・漁港整備事業の実施

港湾・漁港は、海上交通ルートによる避難、救助及び輸送を行う上で、極めて重要な役割を果たすものである。

そのため、町及び県は、地震・津波、風水害等によっても大きな機能麻痺を生じないように、特に重要な拠点港湾・漁港とそれを補完する港湾・漁港において、耐震強化岸壁、緑地、背後道路等の整備に努め、震災後の物資輸送拠点としての機能の確保に努める。

(イ) 応急復旧体制の確保

港湾管理者及び漁港管理者は、関係機関と連携し、発災時の港湾・漁港機能の維持・継続のための対策を検討する。また、港湾・漁港の危険物の除去、航路啓開、応急復旧等に必要の人員及び資機材等の確保に関する建設業者等との協定の締結等必要な対策を講じる。

港湾管理者は、緊急輸送等に必要の航路等の機能を確保するため、航路等の水域沿いの港湾施設を管理する民間事業者等に対して施設の維持管理状況の報告を求めるとともに、必要に応じて立入検査を行う。また、施設の維持管理が適切に行われず、災害時に船舶の航行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められる場合には、適正な維持管理のための措置を講ずるよう命じ、又は勧告を行うものとする。

2 火災に強いまちの形成（実施主体：東部消防組合、建設部、総務部）

(1) 火災に強いまちの形成に係る基本方針

予想される大規模地震等による延焼火災の防止を図るための基本方針は、以下のとおりである。

ア 不燃化の推進

町は、火災・延焼の危険度が高い地区について、建築物の不燃化を推進する。

イ 消防活動困難区域の解消

町は、消防自動車の出入りができる幅員6m以上の道路からホースが到達する一定の距離以上離れた消防活動困難区域等については、1、2に記した事業のほか、都市防災構造総合推進事業や街路整備事業等により消火活動の困難な区域を解消する。

ウ 延焼遮断帯等の形成

町は、広幅員の道路、公園、空地等を確保することにより延焼遮断帯を形成する。

エ 地震に強い消防水利の確保

町は、消火栓の被害を想定した地震に強い消防水利・耐震性貯水槽等を計画的に整備する。

(2) 火災・延焼予防事業の実施

火災・延焼の防止を図るための具体的な事業の内容は、以下のとおりである。

ア 指定防火・準防火地域の不燃化

町は、商業地域及び近隣商業地域については、防火地域又は準防火地域の指定を火災・延焼の危険度が高い地区を重点に積極的に実施し、不燃化を促進する。

イ 公営住宅の不燃化推進

町は、町営住宅等の公営住宅については、市街地特性、火災・延焼の危険度及び老朽度等を考慮し、建替えによる不燃化の推進を図る。

ウ 消防施設等の整備促進

町及び県は、地域における消防力や消防水利の充足状況を勘案し、防火水槽、耐震性貯水槽の整備、海水、河川水等の自然水利の活用、水泳プール及びため池等を指定消防水利として活用することにより、消防水利の多様化を図るとともに、その適正な配置に努めるものとする。併せて、可搬式小型動力ポンプ、小型動力ポンプ付積載車及び救助工作車等消防用施設・設備の整備促進を図る。

また、町の消防施設等については、消防力の整備指針（平成12年消防庁告示第1号）、消防水利の基準（昭和39年消防庁告示第7号）及び関係法令等に基づいて整備拡充することとする。

第3款 ライフライン施設等の機能の確保

ライフラインの被災は、安否確認、町民の避難、救命・救助等の応急対策活動等に支障を与えるとともに避難生活環境の悪化等をもたらすことから、町、県、国及びライフライン事業者は、上下水道、工業用水道、電気、ガス、石油・石油ガス、通信サービス、廃棄物処理施設等のライフライン施設について、地震災害においては耐震性の確保、津波災害においては耐浪性の確保、風水害においては浸水防止対策等災害に対する安全性の確保を図るとともに、系統多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保を進め、併せて電線、水管等の公益物件を収容するための共同溝等の整備を推進する。

特に、3次医療機関等の人命に関わる重要施設への供給ラインの重点的な耐震化や津波への安全性確保を進めるほか、廃棄物処理施設については、災害時の電力や熱の供給等を可能とする始動用緊急電源や電気・水・熱の供給設備の設置等を図り、広域処理を行う地域単位で処理能力に一定の余裕を確保するなど災害廃棄物処理機能の多重化や代替性の確保に努めるものとする。

また、各ライフライン施設は以下のとおり対応する。

1 上水道施設災害の予防（実施主体：建設部）

町は、災害による上水道施設の被害を軽減するとともに、被災した場合にも速やかに給水を再開できるように次の対策を行う。

(1) 施設の防災対策の強化

水道事業者及び水道用水供給事業者における水道施設の新設、拡張、改良等に際しては、日本水道協会発刊の「水道施設設計指針」「水道施設耐震工法指針・解説」等により設計するほか、十分な耐震設計、耐震施工及び液状化対策、適切な施設の維持管理、保守点検による耐震性の確保、洪水・高潮等の浸水、土砂災害のリスク等を考慮した系統の多重化、拠点の分散及び代替施設の確保等を図り、供給システムの強化を推進する。

(2) 広域応援体制の整備

「沖縄県水道災害相互応援協定」による水道事業者及び水道用水供給事業者間の災害応援を円滑に実施できるよう、実施要領の整備、資機材等の整備及び訓練等を実施する。また、町は、災害時の給水拠点を明確にした応急給水計画の策定に努める。

2 下水道施設災害の予防（実施主体：建設部）

町は、災害による下水道施設の被害を軽減するとともに、被災した場合にも速やかに排水を再開できるように次の対策を行う。

(1) 施設の防災対策の強化及びバックアップ施設の整備

下水道施設の新設・改築等に当たっては、地震・津波、水害等の自然災害等のリスクを考慮するとともに、自家発電装置の整備（停電対策）や設備の二元化、液状化対策、代替施設の確保など、災害に強い下水道の整備を図る。

これらの整備においては、「下水道危機管理マニュアル作成の手引き」（日本下水道協会）に基づく。

また、業務継続計画（BCP）に基づき、緊急時の対応力を向上させることにより、下水道機能の継続と早期回復のための体制を確保する。

3 都市ガス施設等災害の予防（実施主体：沖縄ガス(株)）

沖縄ガス(株)は、「ガス事業法」に基づく保安管理の徹底を図るものとする。

(1) 防災計画等の策定・見直し及び訓練の実施

沖縄ガス(株)は、災害による都市ガス施設の被害やガスの漏洩等の二次災害を軽減するとともに、被災した場合にも速やかに供給を再開できるように、防災計画等を策定し、対策を推進する。

また、都市ガス施設の大規模事故や風水害を想定した防災訓練を実施し、これらをふまえて、防災計画を定期的に検証し、適宜見直を実施する。

(2) 施設対策

沖縄ガス(株)は、施設の耐震性や液状化対策の強化、単位ブロック等の整備、地震計・通信設備の設置及びマイコンメーターの普及等を推進するとともに、洪水・高潮等の浸水及び土砂災害等の危険性を考慮して、都市ガス施設の安全、系統の多重化、拠点の分散及び代替施設の確保等を図り、大規模な風水害等時にも都市ガスの安全と安定供給を図る施設や体制の整備等を計画的に進める。

(3) 教育訓練及び防災知識の普及等

沖縄ガス(株)は、災害時の対応要領の策定、災害対策用資機材の整備・点検、従業員の防災教育・訓練、災害応援協力体制の確保及び町民等へのガス栓閉止措置の普及等を推進する。

4 高圧ガス施設災害の予防（実施主体：総務部、東部消防組合、（一社）沖縄県高圧ガス保安協会）

高圧ガスによる災害の発生及び拡大を防止するため、国、県、町、東部消防組合、公安委員会及び（一社）沖縄県高圧ガス保安協会等は連携し、保安体制の強化、「高圧ガス保安法」及び「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」に規定する基準の遵守が徹底されるよう必要な対策を講じるとともに、保安管理の徹底を図るものとする。

災害による高圧ガス災害の発生及び拡大を防止するために、国、県、町、東部消防組合、公安委員会及び（一社）沖縄県高圧ガス保安協会等は、それぞれ連絡を密にし、高圧ガス供給及び消費施設の耐震性の強化、LPガス容器の転倒防止対策、耐震性機器の設置促進、並びに安全機器の普及等を推進する。

(1) 高圧ガス製造所、貯蔵所及び販売所の保安対策

ア 高圧ガス製造所等の所有者、管理者又は占有者に対し、法令の規定する基準に適合するよう当該施設を維持させ、保安の監督指導を行う。

イ 高圧ガス製造所等については、必要に応じ立入検査を実施し、保安体制の強化を図る。

(2) 高圧ガス消費者における保安対策

ア （一社）沖縄県高圧ガス保安協会は消費者への保安啓発指導を実施し、消費者の保安意識の向上を図る。

イ 消費者の保安に係る販売事業者の監督体制の強化を図る。

(3) 路上における指導取締の実施

高圧ガス運搬車両の事故を防止するため、路上における指導取締を実施する。

(4) 高圧ガス防災月間運動、高圧ガス保安活動促進週間の実施

高圧ガス防災月間及び高圧ガス保安活動促進週間を通じ、高圧ガスの総合的安全対策を推進する。

5 電力施設災害の予防（那覇産業保安監督事務所、沖縄電力(株)）

沖縄電力(株)は、「電気事業法」「災害対策基本法」及び「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」に基づく保安管理の徹底を図るものとする。

(1) 防災業務計画の策定・見直し及び訓練の実施

沖縄電力(株)は、被災した場合にも速やかに供給を再開できるように、防災業務計画を策定し、対策を推進する。

また、防災業務計画の見直しにあたっては、災害対策を円滑に推進するため年1回以上防災訓練を実施し、これらの結果等をふまえて定期的に検証し、適宜見直しを実施する。

なお、国及び地方自治体の実施する防災訓練には積極的に参加することとする。

(2) 施設対策

沖縄電力(株)は、電力施設の災害を防止し、また発生した被害を早期に復旧するため、災害発生原因の除去と耐災環境の整備に努め、地震・津波、洪水・高潮等の浸水、土砂災害や暴風等の危険性を考慮して電力施設の安全性確保、系統の多重化、拠点の分散及び代替施設の確保等を図り、大規模な災害等時にも電力の安定供給を図る施設や体制等の整備を計画的に進める。

なお、以下のとおり施設毎に対策を講じる。

ア 送電設備

(ア) 架空電線路

電気設備の技術基準に規定されている風圧荷重が地震動による荷重を上回るため、同基準に基づき設計を行う。

(イ) 地中電線路

終端接続箱、給油装置については、「変電所等における電気設備の耐震対策指針」に基づき設計を行う。洞道は、土木学会「トンネル標準示方書」等に基づき設計を行う。

また、地盤条件に応じて可とう性のある継手や管路を採用するなど耐震性を配慮した設計とする。

イ 変電設備

機器の耐震設計は、変電所設備の重要度、その地域で予想される地震動などを勘案するほか、電気技術指針「変電所等における電気設備の耐震対策指針」により行う。

建物については、建築基準法による耐震設計を行う。

ウ 配電設備

(ア) 架空配電線路

電気設備の技術基準に規定されている風圧荷重が地震動による荷重を上回るため、同基準に基づき設計を行う。

(イ) 地中配電線路

地盤条件に応じて、可とう性のある継手や管路を採用するなど耐震性を配慮した設計とする。

エ 通信設備

屋内設置装置については、構造物の設置階を考慮した設計とする。

上記について、地震動による液状化に対しては、機能に重大な支障が生じないよう必要に応じて設計する。

(3) 関係機関との連携

町及び沖縄電力(株)は、倒木等により電力供給網に支障が生じることへの対策として、地域性をふまえつつ、災害時の復旧作業の迅速化に向けた相互の連携の拡大に努めるものとする。

6 通信施設災害の予防（実施主体：総務部、福祉部、県、各電気通信事業者）

町、県及び各電気通信事業者は、災害時の通信の確保を図るため、通信施設に次の予防措置を講ずる等万全の措置を期する。

特に、通信局舎等の耐震性、停電対策、危険分散、通信経路の多ルート化、バックアップ、運用体制及び関係機関の連携等の面から検討し、大規模災害時にも重要通信を確保できるように措置する。

また、通信障害が発生した場合の被害状況の把握や被災者に対する情報提供体制の整備を図るものとする。

(1) 町及び県における予防計画

ア 災害用情報通信手段の確保

町及び県は、以下について考慮の上、災害用情報通信手段の確保等を行う。

(ア) 代替手段等の確保

- ・各電気通信事業者が提供する災害時優先電話等の効果的活用
- ・携帯電話、衛星通信・衛星電話、業務用無線、アマチュア無線等の移動無線の災害時活用体制の確保（アマチュア無線の活用は、ボランティア性に配慮）

(イ) 冗長性の確保

- ・無線ネットワークの整備・拡充及び相互接続等によるネットワーク間の連携
- ・有・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化、関連装置の二重化

(ウ) 電源の確保

- ・非常用電源設備の整備、無線設備や非常用電源設備の保守点検、的確な操作の徹底、専門的な知見・技術から耐震性・耐浪性のある場所への設置等
- ・IP電話を利用する場合のネットワーク機器等の停電対策

(エ) 確実な運用への準備

- ・災害時の利用を重視した無線設備の定期的な総点検
- ・情報通信手段の管理及び運用体制の点検
- ・災害用の無線電話等の機器の運用方法等の習熟
- ・非常通信の取扱い及び機器の操作の習熟等、他の防災関係機関等と連携した通信訓練
- ・通信の輻輳、途絶等を想定した訓練（通信統制、重要通信の確保、非常通信の活用等）
- ・移動無線等の輻輳時の混信等の対策（非常時運用要領の策定及び関係機関間の調整等、周波数割当等が必要な時は総務省と事前調整）
- ・電気通信事業者等との定期的な訓練等を通じた平常時からの連携体制の構築

(オ) その他の通信の充実等

- ・町及び県間のネットワークのデジタル化による大容量データ通信の確保
- ・被災現場の状況をヘリコプターテレビシステム等により収集し、迅速に災害対策本部等に伝送する画像伝送無線システムの構築及び収集された画像を配信する通信網の整備

イ 情報通信機器等の充実

災害情報を迅速に収集・伝達するためには、通信施設及び設備等の整備を一層進めていくことが必要であり、町は、以下の対策を推進していく。

- (ア) 町防災行政無線の整備、現行システム追加拡充及び最新設備への更新等を推進する。
- (イ) 地震・津波、洪水・高潮等の浸水、土砂災害等の危険性や暴風等を考慮した防災行政無線等の安全性確保、系統の多重化、拠点の分散及び代替施設の確保等を推進する。

ウ 通信設備等の不足時の備え

町及び県は、災害時において通信設備等の不足が生ずる場合に備え、各電気通信事業者との間で災害時の協力に関する協定等の締結を図る。

エ 停電時の備え及び平常時の備え

町及び県は、災害時における通信確保の重要性に鑑み、長時間の停電に備え自家発電設備を整備するとともに、無線設備や自家発電設備の保守点検の実施と的確な操作の徹底、専門的な知見・技術をもとに耐震性のある堅固な場所及び浸水被害を受けない場所への設置等を図ることについて十分考慮する。

(2) 各電気通信事業者における予防計画

ア 電気通信設備等の予防計画

災害による故障発生を未然に防止するため、次の防災計画を推進する。

- (ア) 主要な電気通信設備が設置されている建物については、耐震、耐浪及び耐火対策を行う。
- (イ) 主要な電気通信設備については、予備電源設備を設置又は予備電源車を確保する。

イ 伝送路の整備計画

局地的被害による回線の被害を分散するため、主要な伝送路を多ルート構成又はループ構成とする。

ウ 回線の非常措置計画

災害が発生した場合における通信確保のための非常措置として、あらかじめ次の対策を講じる。

- (ア) 回線の設置切替方法
 - (イ) 可搬無線機、工事用車両無線機等による非常用回線の確保
 - (ウ) 離島等への孤立化防止用無線電話機による災害緊急通信の確保
 - (エ) 災害救助法適用時の避難場所、現地対策本部機関等への貸出携帯電話の確保
 - (オ) 可搬型基地局装置による通話回線の確保

(3) 救助・救急、医療及び消火活動に関する通信手段の確保等の計画

ア 通信手段の確保

町及び医療機関等は、発災時における救助・救急、医療及び消火活動に係る情報の収集・連絡・分析等の重要性にかんがみ、通信手段の確保等を図るものとする。

イ 広域災害・救急医療情報システムの整備

町及び医療機関等は、災害時に医療施設の診療状況等の情報を迅速に把握するために、広域災害・救急医療情報システムの整備に努めるものとする。

(4) 関係機関との連携

電気通信事業者及び県は、倒木等により通信網に支障が生じることへの対策として、地域性をふまえつつ、災害時の復旧作業の迅速化に向けた相互の連携の拡大に努めるものとする。

7 放送施設災害の予防（実施主体：各放送機関）

各放送機関は、災害時における放送の確保を図るため、以下の予防措置を講じ、万全を期する。

- (1) 放送施設及び局舎等の防災設備基準に基づく措置
- (2) 放送施設を放送法令に規定する技術基準に適合するように維持する措置
- (3) 災害時対応訓練等による能力の向上、災害時の連絡・参集体制等の確立
- (4) その他必要と認められる事項

8 通信・放送設備の優先利用等の事前措置（実施主体：総務部、県、関係機関）

(1) 優先利用の手続き

町、県及び関係機関は、通信設備の優先利用（基本法第57条）及び優先使用（同法第79条）について、最寄りのNTT西日本、(株)NTTドコモ及び放送局とあらかじめ協議を行い、使用手続きを定めておく。

(2) 放送施設の利用

町長及び知事は、防災上緊急かつ特別の必要があるときに、災害に関する通知、要請、伝達及び警告等の放送を速やかに行えるように、手続きの円滑化等についてあらかじめ協議して定めておく。

第4款 危険物施設等の対策

危険物等による災害の発生及び拡大を防止するため、事業所における災害を想定した保安体制の強化、法令の規定する基準の遵守を徹底するとともに、防災教育及び訓練の徹底並びに防災思想の普及・啓発の徹底を図るものとする。

1 危険物災害予防計画（実施主体：総務部、東部消防組合、浦添警察署、危険物製造所等の管理者・監督者）

(1) 危険物製造所等に対する指導

消防機関は、消防法に規定する危険物製造所、貯蔵所及び取扱所（以下「危険物製造所等」という。石油コンビナート及び都市ガス等含む。）に対し、立入検査や保安検査等を実施し、法令基準の維持適合についてその確認を行うとともに、適宜、災害予防上必要な指導を行う。

(2) 危険物運搬車両に対する指導

消防機関は、消防法に規定する移動タンク貯蔵所及び運搬容器積載車両の管理者及び運転者に対して移送及び運搬並びに取扱い基準の厳守、車両の火災防止及び安全運転の励行を行わせるとともに、必要に応じ警察官と協力して路上取締りを実施し、運転者への直接指導を行う。

(3) 防災保安教育の実施

危険物製造所等の管理者及び監督者は、取扱い者に対し、災害を想定した保安教育を実施するとともに、消防機関は管理者が行う保安教育訓練について、必要な助言・指導を行う。

(4) 危険物製造所等の予防対策

危険物製造所等の管理者は、防災体制の構築及び危険物施設の管理、点検等について、以下の対策を講じ災害の予防に万全を期する。

ア 火災・爆発等の防止対策

取り扱う危険物の性状や数量等を十分把握し、災害による火災・爆発防止のための必要な措置を講ずる。

イ 危険物施設の管理・点検

危険物製造所等の危険物施設の維持管理が適正に行えるよう、災害を想定した管理・点検・巡視基準を定め、必要に応じ修正を行うなど危険物施設の維持管理の徹底を図る。

ウ 保安設備の維持

危険物の火災、爆発、流出等に係る保安又は防災の設備について、定期的に点検確認を行うなど、災害時にも常にその機能が維持されるよう必要な指導を講ずる。

エ 保安体制の整備・確立

危険物製造所等の管理者は、緊急時における保安体制の整備と町及び消防機関等に対する通報体制を確立する。

オ 従事者に対する教育訓練

危険物製造所等の管理者又は監督者は、定期的あるいは必要に応じて災害に対する教育訓練を実施し、従事者に対する保安意識の高揚を図る。

(5) 化学車等及び消防機材の整備

消防機関に化学車等及び消防機材の配置整備を図り、また、事業所における化学消火剤の備蓄を行わせる。

2 毒物・劇物災害予防計画（実施主体：総務部、東部消防組合、県、浦添警察署、毒物劇物営業者等）

(1) 方針

災害発生による毒物・劇物の流出又は散逸等不測の事態に備えて、以下の事項について徹底を図る。

- ア 毒物及び劇物の取扱状況等の把握
- イ 毒物及び劇物の災害時における危害防止規定の策定
- ウ 施設・設備等の防災対策に係る定期点検及び補修の実施
- エ 安全教育及び訓練の実施
- オ 事故対策組織の確立

(2) 対策

町、東部消防組合は、県の協力のもと、災害発生による毒物劇物の危害を防止するため、毒物劇物営業者、特定毒物研究者及び業務上取扱者（以下「毒物劇物営業者等」という。）に対し以下の指導を行い、万全を期するものとする。

- ア 毒物劇物営業者等に対し、常に登録基準に適合する施設を維持させる。
- イ 災害時の危害防止のための応急措置規程等を策定するよう指導し、併せて、毒物劇物によって町民の生命及び保健衛生上危害を生ずるおそれがあるときは、毒物劇物営業者等に対し、保健所、警察署又は消防機関に届出をさせるとともに、危害防止のための応急措置を講ずるよう指導する。
- ウ 毒物劇物を大量に使用する事態の現況把握に努め、これらに対する防災上の指導体制の確立を図る。
- エ 毒物劇物営業者等に対し、必要に応じて立入検査を実施し、毒物劇物の貯蔵量に対応する耐震、耐風、耐火、耐浪等の設備の指導を実施する。
- オ 毒物劇物を業務上使用する者のうち、シアン化合物又は酸素類を大量に使用する業者及び有機燐剤類の特定毒物営業者等に対し、特に重点的に指導を実施する。

3 火薬類災害予防計画（実施主体：総務部、那覇産業保安監督事務所、県、浦添警察署、（一社）沖縄県火薬類保安協会等）

災害発生による火薬類の災害の発生を防止するため、国、県、町、県警察及び（一社）沖縄県火薬類保安協会等は相互に連携し、保安体制の強化や火薬類取締法に規定する基準の適正維持を講ずるとともに、保安教育の徹底を図るものとする。

4 有害化学物質等漏出災害予防計画（実施主体：総務部、県）

町及び県は、事業場においては、多種多様の有害化学物質等が使用・製造・保管されている。災害の発生に伴うこれらの有害化学物質等の飛散・流出を防止し、町民の健康や生活環境を保全するため、以下の有害化学物質等漏出災害予防対策を進める。

(1) 「PRTR 法」に基づく第一種指定化学物質等取扱事業者における取扱状況把握及び情報提供体制の整備

PRTR 法第5条第2項の規定により第一種指定化学物質等取扱事業者が主務大臣に届け出る内容（第一種指定化学物質及び事業所ごとの排出量及び移動量）を把握するとともに、防災関係機関等からの問い合わせに対応ができる体制を整備する。

※PRTR 法：特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律

(2) 「大気汚染防止法」、「水質汚濁防止法」及び「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づく事業者指導

「大気汚染防止法」、「水質汚濁防止法」及び「ダイオキシン類対策特別措置法」の対象施設の設置者に対して、立入調査等により次の内容等について指導を進める。

ア 対象施設、処理施設等の適正な管理及び有害化学物質等の適正な管理

イ 災害発生に伴う有害化学物質飛散流出時の体制の整備

5 石油コンビナート災害予防計画（実施主体：総務部、県、特定事業所）

町は、沖縄県石油コンビナート等防災計画に基づき、石油コンビナート等特別防災区域に係る災害の発生及び拡大の防止等のため、国・県・その他関係機関と連携し、総合的な防災施策の確立と適切な措置を実施するものとする。また、特定事業所における地震・津波を想定した保安体制の強化を講ずるとともに、防災教育及び訓練の徹底並びに防災思想の普及徹底を図るものとする。

第3節 災害に強い人づくり

いっどこでも起こりうる災害による人的被害、経済被害を軽減し、安全・安心を確保するためには、行政による公助はもとより、個人々の自覚に根ざした自助、身近な地域コミュニティ等による共助が必要不可欠であり、個人や家庭、地域、企業、団体等社会の様々な主体が連携して日常的に減災のための行動と投資を息長く展開する必要がある。

「自らの命は自らが守る」という意識の徹底や、地域の災害リスクととるべき避難行動等について町民の理解を促進し、社会全体としての防災意識の向上を図るため、防災訓練の実施、防災思想・知識の普及・啓発、自主防災組織の育成・強化、防災ボランティア活動の環境整備等の取組みにより、災害に強い人材の育成を図る。

第1款 防災訓練

町は、各種災害を想定した防災活動要領の習熟、防災関係機関の連携の強化、防災意識の高揚、技術の習得等のため、防災訓練を実施する。

訓練実施に当たっては、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児及び妊産婦等の要配慮者に十分配慮するものとし、町において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等、女性の視点に十分配慮するよう努めるものとする。

1 防災訓練の実施に係る基本方針

本町の防災訓練の基本方針は、以下のとおりとする。

(1) 実戦的な活動ノウハウの獲得を重視した防災訓練

訓練の目標や成果の総括を重視し、参加者がより実戦的な防災活動のノウハウや防災資機材の操作方法等を獲得することを第一とする。

(2) 地域防災計画等の検証

町の地域防災計画等の問題点や課題を明確化し、今後の見直しのあり方等を把握することを目指し、様々な条件や状況を取り入れたシナリオに基づく防災訓練を実施する。

(3) 訓練内容の具体化

訓練の種別ごとに想定される災害状況等をふまえて、目的、内容、訓練方法（時期、場所、要領等）及び検証方法（訓練の効果、課題分析等）等を具体化した訓練とする。

(4) 多様な主体の参加

町民等の防災意識を広く啓発するため、大規模な災害を想定した訓練においては、町、県及び防災関係機関が連携して、多数の町民や事業所等が参加するように努める。

また、男女のニーズの配慮、要配慮者、観光客及び外国人への支援等、災害時の活用に必要な多様な視点を普及するため、女性団体、教育機関、自主防災組織、観光協会、福祉関係団体、ボランティア団体、民間企業等と連携する。

2 各防災訓練の実施に係る事項（実施主体：総務部、防災関係機関）

町及び防災関係機関は、防災訓練の実施に際しては、総合防災訓練のみならず、以下のような個

別の目標を設けた訓練を実施する。

- (1) 災害の発生時刻や規模について様々な条件設定を行い、初動体制の確立、通信連絡体制の確保、組織間の連携確保、被災現場の派遣等について行うテーマ別訓練
- (2) 自主防災組織の訓練
- (3) 広域応援に際しての受入れ・応援派遣等の訓練
- (4) 傷病者等を念頭にした救出・医療訓練
- (5) 指定避難所における避難行動要支援者や女性のニーズに配慮した生活支援訓練
- (6) 物資集配拠点における集配訓練
- (7) 民間企業・ボランティア等との連携訓練
- (8) 避難行動要支援者等の避難支援、観光客・外国人等の避難誘導訓練

3 総合防災訓練等（実施主体：総務部、関係部局、防災関係機関）

(1) 総合防災訓練

町や防災関係機関は、地域特性や被害想定等をふまえ、多くの地域住民や関係団体等が参加する実践的な防災訓練を実施する。

ア 実施時期

毎年1回以上適当な時期（水防月間、土砂災害防止月間等）に行うものとする。

イ 実施場所

毎年過去の災害の状況等を考慮のうえ、関係機関と協議のうえ決定する。

ウ 参加機関

関係市町村、県及び防災関係機関

エ 訓練の種目

訓練の種目は、概ね次のとおりとする。

- (ア) 避難訓練及び避難行動要支援者避難支援訓練
- (イ) 水防訓練
- (ウ) 救出及び救護訓練
- (エ) 炊き出し訓練
- (オ) 感染症対策訓練
- (カ) 輸送訓練
- (キ) 通信訓練
- (ク) 流出油等防除訓練
- (ケ) 広域応援要請訓練（情報伝達訓練）
- (コ) その他
- (サ) 訓練実施後の評価

訓練実施後に評価を行い、応急対策上の問題点や改善点など、今後の課題を整理し、必要に応じて改善を行うものとする。

(2) 災害対策本部運営訓練

町は、災害対策本部員及び各部の初動対応力を向上させるため、大規模な災害等を想定した災害対策本部の初動について実践的な訓練を実施する。なお、訓練の狙いは以下のとおりとする。

- ア 災害想定、各部の所掌事務、リソースの理解促進
- イ 本部会議及び各部の実践力の向上
- ウ 防災計画・マニュアルの検証

(3) 複合災害訓練

町及び防災関係機関は、本町の地域特性をふまえて、様々な複合災害が発生する可能性や発生した場合の状況等についての机上訓練を行い、複合災害ごとの対応計画の策定や見直しを検討する。

また、発生の可能性が高い複合災害については、要員の参集、合同の災害対策本部の立上げ等の実働訓練に努める。

(4) 消防訓練

消防活動技術の向上を図るため、消防関係機関合同により地区単位に総合演習及び消防操法大会等を実施する。

(5) 非常通信訓練

町は、災害が発生した場合、非常通信が十分な効果を発揮できるように、沖縄地方非常通信協議会において計画する非常通信訓練計画に基づき訓練を実施する。

(6) 職員参集訓練

町は、職員の本部、各地区の非常配備体制を確保し、各防災機関、町民との連携を図るため、交通用具等を制限又は禁止し、勤務時間内外の条件を加えて職員の参集訓練を実施する。

(7) 石油コンビナート等総合防災訓練

特別防災区域における石油コンビナート等総合防災訓練については、「沖縄県石油コンビナート等防災計画」により別途定めるものとする。

4 防災訓練の成果の点検（実施主体：総務部、関係部局、防災関係機関）

町は、防災訓練の実施後は、その成果を点検・評価し、次回以降の防災訓練はもとより、地域防災計画等の修正や防災対策の充実強化に反映する。

特に、訓練実施時の社会的要請等に合わせ、訓練の対象、規模、内容及びシナリオ等を設定し、その成果を点検・評価し、防災計画・施策に反映する仕組みを確立する。

5 地域防災訓練等の促進（実施主体：総務部、県）

町及び県は、地域において、学校や職場等での地域の災害リスクに基づいた実践的な防災訓練が行われるように、事業者、自治会・自主防災組織及び学校関係者等に対する教育や支援を実施し、当該訓練の実施をふまえた災害防災マニュアルの策定等を促進する。

また、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した指定避難所開設・運営訓練を積極的に実施する。

第2款 防災知識の普及・啓発

地震・津波、風水害等を念頭においた町及び関係機関の職員並びに地域住民に対する防災知識の普及・啓発は、以下のとおり実施するものとする。

1 防災知識の普及・啓発（実施主体：総務部、気象台、防災関係機関）

(1) 町の役割

ア 町は、災害リスクや災害時にとるべき行動について普及・啓発するとともに、地域の防災的見地から防災アセスメントを行い、地域住民の適切な避難や防災活動に資するため、自然災害等に関する総合的な資料として図面等を含む形で取りまとめたハザードマップ、防災マップ、地区別防災カルテ、災害時の行動マニュアル等をわかりやすく作成し、町民等に配布するとともに、研修を実施するよう努める。

イ ハザードマップ等の配布又は回覧に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努める。

(2) 気象台の役割

沖縄気象台は、町や県、その他防災関係機関と連携し、以下の取組みを行う。

ア 緊急地震速報の特性（地震の強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報であること、震源付近では強い揺れの到達に間に合わないこと。）や、町民や施設管理者等が緊急地震速報を受信したときの適切な対応行動など、緊急地震速報について知識の普及・啓発に努める。

イ 地震及び津波に関する情報を町民が容易に利活用できるよう、町や県、その他防災関係機関と連携し、地震情報、津波警報等の解説に努めるとともに、報道機関等の協力を得て、町民に迅速かつ正確な情報を伝達する。

ウ 津波による人的被害を軽減する方策は、町民等の避難行動が基本となることをふまえ、町や県、その他防災関係機関と連携し、津波防災について普及・啓発を図る。

エ 土砂災害、洪水害、高潮や竜巻等突風による災害などの風水害が発生する状況を町民が容易に理解できるよう町や県、その他の防災関係機関と連携し、これらに係る防災気象情報の解説に努めるとともに、報道機関等の協力を得て町民に正確な知識の普及を図る。

オ 特別警報・警報・注意報及び竜巻注意情報等発表時の町民のとるべき行動などについて、関係機関と連携して、普及・啓発を図る。

(3) その他防災関係機関の役割

防災知識の普及は、普段からあらゆる機会に広く呼びかけ、各防災機関が実施する各種の災害安全運動に防災に関する事項を多く取り入れる。

(4) 普及・啓発の方法

ア 普及・啓発の時期や内容等

- (ア) 町、県及びその他防災機関は、「防災週間」、「防災とボランティア週間」等の防災に関する各週間に合わせて、地震・津波被害想定調査結果等を示しながら、その地域の危険性や次の対策を町民等に周知するなど、重点的な防災思想の普及宣伝に努める。
- a 7日分の食料、飲料水、携帯トイレ等の非常持出品の準備、自動車へのこまめな満タン給油、家具・ブロック塀等の転倒防止対策、消火器の配備、飼い主による家庭動物との同行避難や指定避難所での飼養についての準備等、家庭での予防・安全対策
 - b 警報等発表時や緊急安全確保、避難指示、高齢者等避難の発令時にとるべき行動
 - c 避難行動への負担感、過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識、正常性バイアス等を克服し、避難行動を取るべきタイミングを逸することなく適切な行動をとること
 - d 指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅や職場、ホテル・旅館等の避難場所、避難経路等の確認
 - e 様々な条件下（家屋内、路上、自動車運転中等）で災害時にとるべき行動、避難場所での行動
 - f 広域避難の実効性を確保するための、通常の避難との相違点を含めた広域避難の考え方
 - g 家屋が被災した際に、片付けや修理の前に、家屋の内外の写真を撮影するなど、生活の再建に資する行動
 - h 災害時の家族内の連絡体制の確保
 - i 緊急地震速報受信時の対応行動
 - j 地域の防災訓練など自発的な防災活動への参加
- (イ) 町及び気象台は、防災気象講演会やお天気教室等を定期的を開催し、町民向けの台風や大雨等の気象災害の知識を普及する。
- (ウ) 町及び気象台は、風水害等に係る防災気象情報や避難に関する情報等の防災情報を災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供すること等を通して、受け手側が情報の意味を直感的に理解できるような取組みを推進する。

イ 効果的な普及・啓発方法

町は、防災知識の普及・啓発に当たっては、報道機関等の協力を得るほか、ビデオ、疑似体験装置等の訴求効果の高いものを活用する。

また、町民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成を促進するため、自然災害によるリスク情報の基礎となる防災地理情報を整備するとともに、専門家（風水害においては気象防災アドバイザー等）の知見も活用しながら、防災に関する様々な動向や各種データをわかりやすく提供するように努める。

2 各種防災教育の実施（実施主体：総務部、建設部、教育部、防災関係機関）

防災関係機関は、地域住民や関係職員の災害時における適正な判断力の養成と防災体制の構築を目的とし、以下における防災教育の徹底を図る。また、町は、教育機関、民間団体等と密接に連携し、防災に関するテキストやマニュアルの配布、有識者による研修や講演会、実地研修の開催等により、防災教育を推進する。

(1) 防災研修会・防災講習会

町及び防災関係機関は、災害対策関係法令等の説明・実習等を行い、関係法令や地域防災計画等に基づき、円滑な災害対策が実施できるよう、災害時の防災活動要領等の習得を図るための研修会

を行う。

また、受講者の属性（職種・年齢層等）を考慮した防災講習会を実施し、災害発生の原因や対策等に係る科学的・専門的知識の習得を図る。

(2) 学校教育・社会教育

町は、幼稚園、認定こども園、小・中学校、高等学校、特別支援学校、大学における学校教育では、児童・生徒の発達段階に合わせ、また、青少年、女性、高齢者、障がい者、ボランティアなどの社会教育は、受講者の属性（職種・年齢層等）等を考慮して、それぞれ実施することとし、防災に関する基礎的知識、災害の発生の原因及び避難方法や救助方法等をその内容に組み入れ、防災教育の徹底を図る。

町及び県は、学校における防災教育の指導内容を体系的かつ地域の災害リスクに基づいた防災教育の指導時間を確保するほか、教育関係者と連携して、学校教育をはじめ様々な場面で活用できる防災教育プログラムや危機意識を共有できるリスクコミュニケーション手法を整備し、町民の防災教育への理解向上に努める。

また、外部の専門家や保護者等の協力の下、学校における防災計画やマニュアルの策定を促進するほか、公民館等の社会教育施設等を活用した地域コミュニティにおける多様な主体が参加する防災教育の普及を推進する。

さらに、学校における消防団員等が参画した体験的・実践的な防災教育の推進に努める。

(3) その他

町は、消防団、幼少年消防クラブ、女性防火クラブ、自主防災組織及び事業所の自主的な防災組織である自衛消防組織等の組織を通じて、防災知識の普及・啓発を図る。

また、防災知識の普及・啓発や、各種訓練を実施する際には、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児及び妊産婦などの要配慮者に十分配慮し、地域において避難行動要支援者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮する。

さらに、災害発生後に、指定避難所や仮設住宅、ボランティアの活動場所等において、被災者や支援者が性暴力・DVの被害者にも加害者にもならないよう、「暴力は許されない」意識の普及、徹底を図るものとする。

3 消防・防火教育（実施主体：東部消防組合、総務部、事業所）

(1) 消防教育

消防教育とは、消防職員・消防団員等に対して消防学校で行う専門教育、町において実施する一般教育及び施設管理者等の資質向上を図るため消防機関等が実施する講習会等の防火管理者教育等とし、以下のとおり実施する。

ア 専門教育

(ア) 消防職員教育

・初任教育

新たに採用した消防職員のすべてに対して基礎的教育訓練を行う。

・専科教育

現任の消防職員に対して特定の分野に関する専門的教育訓練を行う。

・幹部教育

幹部及び幹部昇任予定者に対して消防幹部として一般的に必要な教育訓練を行う。

・特別教育

基礎教育、専科教育及び幹部教育以外で必要と認める教育訓練を行う。

(イ) 消防団員の教育

・基礎教育

任用したすべての消防団員に対して基礎的教育訓練を行う。

・幹部教育

主として、班長以上の階級にある者に対して消防団幹部として一般的に必要な教育訓練を行う。

・特別教育

基礎教育、専科教育及び幹部教育以外で必要と認める教育訓練を行う。

(ウ) その他の教育

消防学校長が必要と認めた場合に行う。

イ 一般教育

一般教育は、東部消防組合において、消防職員及び消防団員ごとに、それぞれ所要の教育計画を定めて実施するものとする。

(2) 防火管理者教育

東部消防組合は、消防法第8条に定める学校、病院、工場、事業場、興行場その他多数のものが出入り、勤務又は居住する防火対象物の防火管理者に対して、消防計画を策定し、その計画に基づく通報避難訓練の実施、消防設備、その他消防活動に必要な施設の点検・整備、火気の使用又は取扱いに関する監督、その他防火管理上必要な業務を行うための教育を実施し、火災予防対策の強化を図る。

(ア) 防火管理者講習

防火管理に関する知識の普及・啓発を図るため、法令に基づき普通講習を年1回以上実施する。

また、上級講習は、春・秋に年2回実施し、防火管理体制の強化拡充を図るものとする。

(イ) 火災防御検討会

特異火災の発生に備えて火災防御検討会を開催して、防御活動及び予防対策に万全を期するものとする。

(3) 防火知識の普及

町及び東部消防組合は、「火災予防週間」等において各機関の協力を得て、防火知識の普及・啓発を図るほか、防火ビラの配布、講習会その他防災行事を通じて防火思想の普及高揚を図る。

また、消防訓練と避難訓練の実施及び予防査察を実施するほか、防火ビラの配布、講習会その他防災行事を通じて防火思想の普及高揚を図る。

(4) 事業所における火災予防

ア 自衛消防隊の結成指導

多数の者が出入し、又は勤務する学校、工場、事業所等においては、自衛消防隊の結成指導、訓練計画の指導及び消防用設備等の取り扱いの指導と訓練実施の促進を図る。

イ 危険物の火災予防

町内の危険物貯蔵施設の位置、構造、設備の検査及びこれを取扱う従業員の防火意識の向上を図るため、防火指導を行う。

4 災害教訓の伝承（実施主体：総務部、県）

町及び県は、過去に起こった大災害の教訓等を確実に後世に伝えていくため、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含む各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般に公開するよう努める。

また、災害に関する石碑やモニュメント等の持つ意味を正しく後世に伝え、町民等が災害の教訓を伝承する取組みを支援するように努める。

第3款 自主防災組織の育成

災害への対応力を強化するためには、自分たちの地域は自分たちで守ろうという隣保協同の精神に基づき、地域住民が自主的に防災活動を行う体制を確立することが、大変重要となる。

自主防災活動をより効果的に行うためには、地域ごとに町民が連帯して自主防災組織を結成し、日頃から訓練を積み重ねておく必要がある。このため、町は、地域住民などによる自主防災組織の設置を積極的に推進し、その育成強化を図るものとする。

特に、浸水想定区域や土砂災害警戒区域等の危険箇所内の避難誘導や避難行動要支援者等の避難支援を円滑に行えるように自主防災組織等の協力体制の整備を促進する。

また、地域防災のリーダーとして自主防災組織の核となる人材の養成や、消防団員の候補者となりうる町民や企業就業者への研修を行い、町内の自主防災組織の組織化や、消防団員の確保に努める。

その際、多様な世代が参加できるような環境の整備や女性の参画の促進に努めるものとする。

1 自主防災組織整備計画の策定

本計画に自主防災組織の整備計画を定め、その役割及び活動、町の行う指導、支援方針等を具体的に明らかにするものとする。

2 町民の防災意識の向上（実施主体：総務部）

町は、町民に対する防災意識の向上や、地域における自主防災組織の結成や町民参加の推進等を図るため、パンフレット等資料の作成や周知と、講演会等の開催について積極的に取り組むものとする。

3 組織の編成単位（実施主体：総務部）

町は、町民の防災対策の推進における最も適正な規模としては、基本的に以下の地域を単位とし、町と協議のうえ、自主防災組織を設置するものとする。

- (1) 町民が真に連帯感に基づいて、防災活動を行うことが期待できる規模であること。
- (2) 町民の基礎的な日常生活圏域としての一体性をもっている地域であること。

4 組織づくり（実施主体：総務部）

町は、既存の自治会等の自治組織を自主防災組織へ育成することを基本に、次のような方法により組織づくりを推進するものとする。

- (1) 自治会等の自治組織に活動の一環として防災活動を組み入れ、自主防災組織として育成する。
- (2) 何らかの防災活動を行っている組織の活動の充実強化を図り、自主防災組織として育成する。
- (3) 女性団体、青年団体、PTA等その地域で活動している組織を活用して、自主防災組織として育成する。

5 活動計画の策定（実施主体：総務部）

町は、組織の効率的な活動を推進するため、地域の規模及び態様を十分生かした具体的な避難ル

ート及び場所を含む活動計画を策定するものとする。

6 組織の活動

(1) 平常時の活動

- ア 防災に関する知識の普及
- イ 防災訓練の実施
- ウ 防災資機材の備蓄
- エ 防災リーダーの育成

(2) 災害時の活動

- ア 災害情報の収集・伝達
- イ 責任者等による避難誘導
- ウ 出火防止
- エ 救出救護
- オ 給食給水

7 資機材の整備（実施主体：総務部）

町は、消火、救助及び救護に必要な防災資機材等の整備を促進するため、必要な援助を行うものとする。

8 活動拠点整備等（実施主体：総務部）

町は、平常時は自主防災組織の研修・訓練の場となり、災害時には、避難、備蓄の機能を有する活動拠点施設の整備を図るものとする。

9 組織の結成の促進と育成（実施主体：総務部、東部消防組合）

(1) 自主防災組織の結成促進と育成

町は、自主防災組織の結成の促進と育成を行うため、自主防災リーダー養成研修の実施や、自主防災資機材の整備等を支援する。

(2) 消防団との連携

町、東部消防組合は、自主防災組織と消防団との連携等を通じて、地域の防災コミュニティの充実を図るとともに、町民の自主防災組織や消防団への参加や、日常的な訓練の実施を促進する。

- ア 防災研修への参加等による防災リーダーの育成
- イ 多様な世代や女性が参加しやすい環境整備

第4款 企業防災の促進

1 事業者における防災対策の強化（実施主体：各事業者）

各事業者は、災害時の企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、災害時においても重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化・耐浪化の推進、予想される被害からの復旧計画の策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応計画の策定及び取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組みを継続的に実施するなど事業継続マネジメント（BCM）の取組みを通じて、防災活動の推進に努める。

特に、食料、飲料水、燃料、生活必需品を提供する事業者など災害応急対策等に係る業務に従事する企業は、県及び町が実施する企業との協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努める。

なお、事業者は、豪雨や暴風などで屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 町・県の支援（実施主体：建設部、総務部、県、商工会）

町及び県は、防災に係る取組みに資する情報提供等を進めるとともに、企業防災の推進に伴って増大することになる事業継続計画（BCP）策定支援等の高度なニーズにも的確に応えられるよう、条件整備に取り組むものとする。

また、町及び県、商工会は、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組み等の防災・減災対策の普及を促進するため、連携して、事業継続力強化支援計画の策定に努める。

さらに、企業のトップから一般職員までの各階層の職員の防災意識の向上を図るとともに、優良企業表彰や企業の防災に係る取組みの積極的評価等により、企業の防災力向上の促進を図るものとする。

また、町は、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加の呼びかけや防災対策に係る各種支援を実施する。

第5款 消防力の強化等

1 消防力・消防体制等の拡充強化（実施主体：総務部、東部消防組合）

町、東部消防組合は、以下の措置を講じ、消防力・消防体制等の拡充強化を図るものとする。

(1) 消防教育訓練の充実強化

※第3節第2款「3 消防・防火教育」参照

(2) 消防制度等の確立

消防計画、消防相互応援協定等の効率的運用を推進する。

(3) 消防体制の充実・指導

消防及び消防団の体制強化を図る。

(4) 消防施設・設備等の整備促進

※第2節第2款2(2)「ウ 消防施設等の整備促進」参照

2 火災予防査察・防火診断（実施主体：総務部、東部消防組合）

町、東部消防組合は、火災の発生拡大を防止し、確実な町民避難の実施を図るため、消防用設備等（消火設備・警報設備、避難設備、消防用水及び消火活動上必要な施設）及び防火管理体制の査察を行うものとする。

(1) 特定防火対象物等

町、東部消防組合は特定防火対象物の用途等に応じて立入検査を計画的に行い、特定防火対象物の状態を常に把握しておくとともに、消防用設備等の設置や管理面の不備が認められる施設の管理者に対して、設備改善の指導を徹底する。

東部消防組合は、防火対象物定期点検報告制度により、点検報告義務のある一定の防火対象物について、防火管理の徹底及び避難・安全基準の強化等を図る。その他の防火対象物についても、自主点検による報告制度を推進し、管理権原者の自主的な防火安全対策の向上を図る。

(2) 一般住宅

町、東部消防組合は、住宅用火災警報器等の普及促進、高齢者世帯の住宅防火診断、火気の取扱い指導及び住宅防火啓発活動等を推進する。

3 消防職員の充実（実施主体：総務部、東部消防組合、県）

消防職員は消防活動の中核を担っているため、国が示す消防力整備指針を目標に消防職員数の確保に努める必要がある。

しかし、町内には東部消防組合の西原分署（現員 21 名）があるのみで、十分な消防体制とは言えない状況である。

このため、町、東部消防組合は県と連携して、適正数の確保・強化を図る。

4 消防団員の充実（実施主体：総務部、県）

消防団は、地域の消防防災のリーダーとして、平常時・災害時を問わず地域に密着して町民の安心と安全を守る重要な役割を担っている。特に、大規模災害時には、消防署や自主防災組織と連携

して町民の避難支援等を行うことが期待されている。

一方、町内の消防団員数（現員 20 名）は少ないため、町は県と連携して以下の取組みを実施し、消防団員の充実を図るための検討等を実施する。

- (1) 町消防員数の引き上げ、機能別消防団の導入促進
- (2) 町民への消防団活動の広報
- (3) 消防学校及び消防本部等による消防団員の訓練及び教育の充実強化
- (4) 青年層、女性層及び被雇用者等の消防団員への参加促進等
- (5) 消防団員の候補者となりうる町民や企業就業者への研修

第6款 地区防災計画の普及等

1 地区防災計画の位置づけ（実施主体：町防災会議）

町の一定の地区内の居住者等が、災害対策基本法第42条第2項に基づき一定の地区内の居住者及び事業者等が防災活動、訓練、備蓄等の地区防災を共同で町防災会議に提案した場合、町防災会議は町地域防災計画への抵触等を判断し、必要と認める場合は当該地区防災計画を町地域防災計画に定めることができる。

なお、必要がないと判断した場合は、その理由等を提案者に通知する。

2 地区防災計画の普及促進（実施主体：総務部）

町は、町内の各地区の共助による計画的な防災活動を推進するため、内閣府の「地区防災計画ガイドライン」や地区防災計画の事例等を活用し、自主防災組織や事業所等に地区防災計画の作成方法、手順、提案の手続き等を普及、啓発する。

3 個別避難計画との整合（実施主体：福祉部、総務部）

町は、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合が図られるよう努める。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努める。

第4節 災害応急対策活動の準備

町、県及び防災関係機関は、「第3編 災害応急対策計画」に記載する対策を、災害時に迅速かつ円滑に遂行できるよう、以下に示す事前の措置を適宜推進していく。

第1款 初動体制の強化

突然発生する災害に、町、県及び防災関係機関が迅速かつ円滑に対処するためには、必要とされる災害に関する情報（被害情報や防災関係機関等における応急対策活動の実施状況等）を災害発生後素早く把握し、防災関係機関として所要の体制をできるだけ早く確立する必要がある。

そこで、以下の点を重点に初動体制の強化を図る。

1 職員の動員配備対策の充実（実施主体：総務部、関係部局）

職員（要員）を迅速かつ的確に確保することは、初動期の活動のための絶対条件のひとつである。そこで、職員が災害発生後速やかに職務に従事・専念できる体制を整えるため、以下の対策を推進する。

(1) 職員の家庭における安全確保対策の徹底

関係部局は、災害時に職員が自己の防災対策に専念できるよう、職員はもちろんその家族にも防災対策に係る知識の普及・啓発を徹底し、被害を最小限に止めることに努める。

(2) 災害対策職員用携帯電話の拡充

地震が発生する場合、職員自身の体感では小さい揺れでも、他の地域で大きな震度を記録していることもある。このような場合、いち早く災害対策本部長をはじめ各対策部長等と連絡を行い、災害対策本部要員の確保を図るために、町は、本部長をはじめ、防災担当職員、関係部局の災害担当職員等に携帯電話等を常時携帯させ、常に呼び出しが可能な体制を整える。

(3) 24時間体制等の整備

地震は、いつ発生するか予測が困難である。勤務時間の内外を問わず、常に要員が待機すること等により、予測が困難な地震についても迅速な初動体制が確保できる。そこで、町は、防災担当職員等による宿直体制や庁舎近傍への宿舍確保等のあり方について検討する。

(4) 執務室等の安全確保の徹底

関係部局は、勤務時間中の地震発生時に、執務室内の備品の倒壊等で職員が負傷することのないよう、備品の固定化や危険物品の撤去など執務室等の安全確保を徹底する。

2 災害対策本部の円滑な設置・運営のための備えの充実（実施主体：総務部、建設部）

災害時に円滑に災害対策本部を設置し運営できる体制を確保するため、以下の対策を推進する。

(1) 庁舎等の耐震性の確保等

町は、災害対策本部設置予定庁舎の耐震性を確保し、非構造部材を含めた耐震対策等により、発災時に必要と考えられる安全性を確保するよう努め、円滑に災害対策本部を設置し、運営できる体制を整備する。

また、町は、拠点病院をはじめ、災害対策拠点となる施設及び設備について、耐震性や津波、風

水害への安全性、非常電源、燃料、非常通信手段等を整備する。

なお、町は、燃料の確保手段については、あらかじめ関係機関と協議しておく。

(2) 災害対策本部設置マニュアルの作成

町は、誰もが手際よく災害対策本部を設置できるよう、情報通信機器の設置方法やレイアウト等を含むマニュアルを早急に整備する。

(3) 災害対策本部職員用物資の確保

町は、災害対策本部の職員がその能力を最大限に発揮できるよう、少なくとも3日分の飲料水、食料、下着、毛布等の備蓄について検討する。

3 災害情報の収集・伝達体制の充実（実施主体：総務部）

町は、被害情報（被害情報や防災関係機関等における応急対策活動の実施状況等）を迅速に把握するため、以下の対策を推進する。

また、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報等を迅速かつ正確に分析・整理・要約・検索するため、最新の情報通信関連技術の導入に努める。

なお、町は、県に協力し、発災時に安否不明者（行方不明者となる疑いのある者）の氏名等の公表や安否情報の収集・精査等を行う場合に備え、あらかじめ一連の手続等について整理し、明確にしておくよう努めるものとする。

(1) 情報通信機器等の充実

町は、災害情報を迅速に収集・伝達するために、通信施設・設備等の整備を一層進めていくことが必要であり、以下の対策を推進していくこととする。

ア 町防災行政無線の設置箇所数や端末局の増加、最新機器への更新、全国瞬時警報システム（Jアラート）、災害情報共有システム（Lアラート）の導入、活用を図る。

イ 防災関係機関の相互間の通信を確保するため、防災相互通信用無線局を整備する。

ウ 災害発生初期の段階で概括的な情報を把握する機能を強化する方策のひとつとして、防災GIS（地理情報システム）を活用する。

(2) 通信設備等の不足時の備え

町は、災害時において通信設備等の不足が生ずる場合に備え、各電気通信事業者との間で災害時の協力に関する協定等の締結を図る。

(3) 連絡体制等の確保

町は、連絡体制等の確保のため、以下の対策を推進していく。

ア 各機関の連絡窓口、役割分担、夜間休日の対応体制等の確保

イ 災関係機関が共有する防災情報形式の標準化及び共通システムの検討

ウ 被災地域の情報収集、通信手段の途絶や行政機能の麻痺等が発生した地域の調査、連絡調整を行う先遣調査隊員及び派遣手段等の確保

4 情報分析体制の充実（実施主体：総務部、県）

町及び県は、収集した災害情報を的確に分析・整理する人材の育成及び専門家の意見活用体制を整備する。

5 災害対策実施方針の備え（実施主体：総務部）

町は、収集した災害情報をもとに、災害対策本部において速やかに災害対策の実施方針を打ち出せるように、策定の手順や方法等を検討しておく。

6 複合災害への備え（実施主体：総務部、防災関係機関）

町及び防災関係機関は、後発災害の発生が懸念される場合にも要員・資機材を適切に配分し、また、外部への応援を早期に要請できるように対応計画の策定に努める。

第2款 活動体制の確立

多岐にわたる災害応急対策を迅速かつ円滑に実施するためには、対策の前提となる活動体制を整えておく必要がある。

そこで、以下の点を重点に活動体制の確立を図る。

1 職員の防災対応力の向上（実施主体：総務部）

町は、平常時から、災害応急対策活動に十分に備え、実際の災害時に的確に実施するために、以下の対策を推進する。

(1) 職員を対象とした防災研修の実施

職員を対象とした防災研修会を定期的で開催し、職員の資質の向上を図る。

また、防災に関する記事、レポート等をすべての部局に配付する。

(2) 防災担当職員及び災害担当職員の養成

防災担当部局の防災担当職員は、防災業務の要であり、災害対策の統制活動が求められる。

また、各部局における災害担当職員は、担当部局において応急対策のリーダーシップが求められる。これらの職員が災害時に的確な活動を行うためには、平常時から特に重点的な研修が必要であり、以下の施策を推進する。

ア 県、国等の実施する防災研修会、防災関係学会（地域安全学会、土木学会等）等に積極的に職員を派遣する。

イ 災害を体験した市町村等への視察及び意見交換会の開催等を行う。

ウ 防災担当専門職員を養成する。

エ 専門家（風水害においては気象防災アドバイザー等）の知見の活用等による人材の育成を図る。

(3) 民間等の人材確保

町は、応急対策全般への対応力を高めるため、緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みを平常時から構築するように努める。

また、発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、退職者（自衛隊等の国の機関の退職者も含む。）の活用や、民間の人材の任期付き雇用等の人材確保方をあらかじめ整えるように努める。

2 物資、資機材の確保及び調達体制の充実（実施主体：総務部、建設部）

迅速及び的確な災害応急対策の実施には、膨大な数の救出救助用資機材（チェーンソー、のこぎり、ジャッキ、かけや及び重機等）、消火用資機材（消火器及び可搬ポンプ等）、医薬品、医療用資機材、食料、飲料水、ブルーシート、土のう袋、生活必需品等の確保が必要となる。

そこで、以下のとおり、迅速に所要量を確保できる体制の整備を推進していく。

なお、町は、燃料、発電機、建設機械等の応急・復旧活動時に有用な資機材、地域内の備蓄量、供給事業者の保有量を把握し、不足する資機材等については、関係機関や民間事業者と連携して必要な量の備蓄に努める。

また、町は、災害時に迅速に物資等を調達するため、あらかじめ備蓄・調達・輸送体制を整備し、それら必要な物資の供給のための計画を定めておくとともに、物資調達・輸送調整等支援システム

を活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資拠点の登録に努める。

さらに、平常時から訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努める。

(1) 救出救助用資機材の確保体制の充実

町は、救出救助用資機材は、災害時に極めて緊急度が高いので、町民等が身近に確保できるよう、町内会・自治会の単位での確保を柱とした整備を推進する。

- ア 自主防災組織用の救出救助用資機材の補助
- イ 家庭や事業所に対する救出救助用資機材の備蓄に関する啓発
- ウ 救助工作車等の消防機関への整備促進
- エ 資機材を保有する建設業者等と町との協定等締結の推進
- オ 各町立施設における救出救助用資機材の整備促進

(2) 消火用資機材の確保体制の充実

町は、消火用資機材は、災害時に極めて緊急度が高いので、町民等が身近に確保できるよう、町内会・自治会の単位での確保を柱とした整備を図る。

- ア 自主防災組織用の消火用資機材の補助
- イ 家庭や事業所に対する消火用資機材の備蓄に関する啓発
- ウ 消防自動車等公的消防力の整備促進

(3) 医薬品・衛生材料の確保体制の充実

医薬品・衛生材料については、「九州・山口9県災害時応援協定」に基づく申し合わせにより、県では、県立中部病院、県立宮古病院、県立八重山病院等に原則として2,500人分を確保することとしている。

併せて、県が緊急調達を迅速に実施できるよう（一社）沖縄県薬剤師会及び沖縄県医薬品卸業協会等との間で締結した「医薬品等の供給に関する協定」を活用し、必要があるときは業者の保有する医薬品等を災害発生直前の価格で調達できる体制を整えておくこととしている。

(4) 食料・飲料水・被服寝具等の生活必需品の確保体制の充実

町は、食料・飲料水・被服寝具等の生活必需品については、災害発生後3日以内を目標に調達体制を確立することとし、それまでの間は家庭や地域等での確保がなされるような対策を講じる。

なお、大規模な地震・津波、風水害等発生時には物資等の調達が困難となることを想定し、町は、地震被害、津波・高潮被害想定調査による避難者数や女性及び要配慮者が必要とするものに配慮して十分な量の備蓄を行うほか、物資の性格、地震・津波、風水害の危険性及び避難場所の分布等を考慮して、集中備蓄、分散備蓄、備蓄拠点の設置など、効果的な体制を選定する。

- ア 家庭、社会福祉施設、医療機関、ホテル・旅館等における、食料・飲料水・被服寝具など生活必需品の7日分の備蓄に関する啓発
- イ 町における食料・飲料水・被服寝具等の生活必需品の備蓄・点検・補充の促進
- ウ 町による貯水池への緊急遮断弁や飲料水兼用耐震性貯水槽の設置促進等
- エ 大手流通業者等（大型小売店舗、生活協同組合、問屋）との協定等締結の推進、流通備蓄量や生産拠点の被災リスクの把握
- オ 公的備蓄ネットワーク（県内のどこで災害が発生しても迅速に所要量を供給できる相互利用体制）への参画

- カ 乳幼児、高齢者等に配慮した食料、生活必需品等の備蓄及び調達体制の整備
- キ 町及び上水道管理者による給水車、給水タンク、ポリ容器等の給水用資機材の確保及び町民等へのポリ容器等の備蓄促進

(5) 輸送手段の確保

ア 車両の確保

町及び県は、所有車両について災害後の運用計画を作成しておくものとする。

また、町は、車両の不足に備えて、トラック協会等の民間団体等と事前に協定を締結し、災害後に速やかに車両の確保ができるよう日頃から連携を図っておく。

3 応援体制の強化（実施主体：総務部、福祉部、建設部、関係部局、県）

被害が甚大で町及び県において対応が困難な場合、県内市町村間の応援調整や、外部からの応援を求める必要がある。

県では、九州・山口9県災害時応援協定の締結をはじめ総合防災訓練の実施など積極的に進めているところであるが、今後とも以下の対策を講じることにより、なお一層の応援体制の強化を図ることとしている。

(1) 市町村間の相互応援協力協定締結の推進

本県は離島が散在するため、様々な地震・津波の被害想定による被災パターン等をふまえ、災害応急対策に係る市町村間の相互応援を迅速・確実に行える体制を強化する必要がある。

このため、県は、市町村間の相互応援協力協定の締結を促進するために必要な支援を行う。

また、県は、市町村の対応能力を超える遺体の火葬処理及び災害廃棄物の処理等に対処するため、被害想定調査による被災パターン等を考慮した広域処理体制を確保する。

町は、以上の点をふまえて他市町村との相互応援協力協定の締結に努めるとともに、被災地周辺地域となった場合に後方支援基地としての機能を発揮できるように必要な準備を実施しておく。

(2) 町内関係業界や民間団体との連携体制の充実

町は、官民一体となって災害に対処できる体制を充実するため、以下の対策を講じていく。

ア 町内関係業界、民間団体との応援協力協定の締結

災害時の連携が円滑に行えるように町内関係業界及び民間団体との間で応援協力協定を締結し、人的・物的協力の具体的な内容や手順等を明確化する。

(3) 専門ボランティアとの連携体制の充実

町は、災害時にボランティアの活動が迅速かつ円滑に実施されるよう、以下の対策を講じていく。

ア 医療業務、介護業務及び被災建築物の応急危険度判定等の資格又は技術を要する専門ボランティアやボランティア団体の事前登録並びにボランティアの活動拠点等の整備を促進する。

イ 日本赤十字社沖縄県支部や県社会福祉協議会等と連携して、災害時のボランティアのあり方、求められるマンパワーの要件及び活動の支援・調整等について研修会等を行い、ボランティアコーディネーターの養成に努める。

(4) 応援機関等の活動拠点候補地のリストアップ

町は、応援機関が集結し活動する場合、活動の拠点となる場所を迅速に確保する必要がある。そこで、公共施設を中心に活動拠点の候補地を、災害の危険性や緊急輸送ネットワーク等を考慮してリストアップしておき、災害時に必要な宿営、ヘリポート及び物資搬送設備を確保するなど、でき

るだけ迅速に対処できるようにする。

(5) 自衛隊との連携の充実

町及び県は、被害想定結果等をふまえて災害派遣要請の実施が想定される分野、緊急時の連絡体制及び受入拠点等を明確にしておくとともに、訓練等を実施して連携体制を充実させる。

(6) 応援・受援の備え

町及び防災関係機関は、災害の規模等に応じて円滑に応援又は受援できるように、以下の点を明確にした応援計画及び受援計画を策定し、事前の準備に努める。特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行うものとする。その際、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮する。

- ・ 応援先・受援先の指定
- ・ 応援・受援に関する連絡・要請の手順、
- ・ 災害対策本部との役割分担、連絡調整体制
- ・ 応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制、資機材等の集積・輸送体制等
- ・ 広域物資輸送拠点・地域内輸送拠点の確保

なお、被災都道府県からの応援の求めを受けた県が、本町に対して被災市町村への応援を求めた場合、県と協力し被災市町村への支援を行う。町は、連絡調整等県との一体的な支援体制の整備に努める。

(7) 応急対策職員派遣制度の活用

町は、県と連携し、訓練等を通じて、応急対策職員派遣制度を活用した応援職員の受入れについて、活用方法の習熟、災害時における円滑な活用の促進に努める。

(8) 災害対応経験者の活用

町は、発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、災害対応経験者をリスト化するなど、災害時に活用できる人材を確保し、即応できる体制の整備に努める。また、退職者（自衛隊等の国の機関の退職者も含む。）の活用や、民間の人材の任期付き雇用等の人材確保方策をあらかじめ整えるように努める。

4 交通確保・緊急輸送体制の充実（実施主体：総務部、建設部、福祉部、県、県警察、道路管理者）

大規模災害時には、災害対策要員、負傷者、物資及び資機材等多様かつ大量の輸送需要が生じる。こうした輸送を円滑に行うためには、輸送用車両等の確保と併せて、輸送を円滑に行うための事前措置が必要であり、今後以下の対策を推進していくこととする。

(1) 交通規制計画の作成等

町は、緊急通行車両が交通渋滞で機能麻痺しないよう、重要路線等の交通規制計画を作成する。

併せて、必要な災害時交通規制用情報板の整備、交通誘導のための警備業者との協力協定の締結及び交通施設の耐震性確保等を図る。

(2) 重要道路啓開のための体制整備

町は、災害発生後、道路啓開計画に基づく連絡・連携体制を立ち上げ、速やかに道路の被害状況を把握し関係機関と情報共有を図り、通行に障害のある場合、直ちに道路啓開を実施する。また、定期的な実働訓練等により啓開体制の課題を抽出し、計画の見直しを行いながら、迅速な道路啓開

の実施に努める。

(3) 緊急輸送基地の選定及び整備

輸送を効率的に行うためには、各主体がそれぞればらばらに被災地に入るよりも、被災地外に緊急輸送基地を置き総合的な輸送体制を整える必要がある。そこで、町は、陸・海・空から物資等が集積することを念頭に置いて、災害の危険性或緊急輸送ネットワークを考慮した緊急輸送基地を選定し、備蓄拠点の機能も検討しつつ整備していくこととする。

(4) 臨時ヘリポート等の確保

町は、孤立化した場合等に備え、空からの輸送が迅速になされるよう、町内に1箇所以上、災害の危険性或緊急輸送ネットワークを考慮した臨時ヘリポート等を確保し、災害時の運用方法、必要な機材等を確保するよう努める。

また、自衛隊、海上保安庁等と連携したヘリコプター輸送体制を整備しておく。

(5) 緊急通行車両の事前届出の徹底

災害時の緊急輸送の確保を図るため交通規制がなされた場合、当該区間・区域を通行するためには緊急通行車両の確認がなされる。この場合、事前に届出を行い届出済証の交付を受けることで手続きが簡略化され、迅速な確認が可能となる。

そこで、「第3編 災害応急対策計画」に基づき、町は、使用する可能性のある車両をリストアップし、事前届出の徹底を図ることとする。

(6) 災害交通規制の周知

県警察は、災害時の交通規制実施時の運転者の義務等を町民に周知する。

(7) 運送事業者との連携確保

町は、緊急輸送調整業務への運送事業者等の参加、運送事業者等による物資集積拠点の運営（運送事業者等の施設活用を含む）及び被災者の輸送協力について以下の視点から検討し、必要な体制等の整備を推進する。

- ・被災者の輸送に必要な情報項目、輸送対象者、要請方法等
- ・物資の調達・輸送に必要な情報項目・単位の整理や発注方法の標準化
- ・物資の輸送拠点となる民間施設への非常用電源や非常用通信設備の設置の支援
- ・輸送車両への優先的な燃料供給等の環境整備
- ・輸送協定を締結した民間事業者等の車両の緊急通行車両の事前届出の普及

(8) 緊急輸送活動関係

町及び県は、多重化や代替性・利便性等を考慮しつつ、災害時の緊急輸送活動のために確保すべき道路、港湾、漁港、飛行場等の輸送施設及びトラックターミナル、卸売市場、展示場、体育館等の輸送拠点について把握・点検するものとする。また、町、県及び国は、これらを調整し、災害に対する安全性を考慮しつつ、関係機関と協議の上、県が開設する広域物資輸送拠点、町が開設する地域内輸送拠点を経て、各指定避難所に支援物資を届ける緊急輸送ネットワークの形成を図るとともに、指定公共機関その他関係機関等に対する周知徹底に努める。

(9) 生活道路等の通行可否の確認等

各道路管理者は、道路の浸水や土砂崩れ等を速やかに把握するため、パトロール体制、道路管理者間相互及び警察等とのリアルタイムな情報共有体制を整備するほか、浸水箇所への車両進入による水没事故を防止するため、アンダーパス等への水位センサーと表示板の設置を進める。

5 広報広聴体制の充実（実施主体：総務部）

被災地での流言飛語や二次災害を防止するための情報、災害応急対策に関する情報（対策の進捗状況、救援物資についてのお願ひ、ボランティアの募集等）を被災地内外に的確に発信することは、災害応急対策を円滑に進める上で極めて重要である。

そこで、町は、以下の対策を行う。

(1) プレスルームの整備

報道機関を通じての広報については、町、県及び防災関係機関からの情報を迅速・的確に発信するため、プレスルームを指定し、設備を充実する。

(2) 災害時の報道機関を通じての広報に関する意見交換会の開催

災害時に町からの情報が的確に報道機関を通じて提供できるよう、報道機関との間で災害時の広報に関する意見交換会を開催する。

(3) インターネットを通じた情報発信に関する検討

情報化の進展に伴い、インターネット、ワンセグ、SNS 等といった新しい情報伝達手段が普及してきている。

そこで、町、県及び防災関係機関からの情報をこうした手段を用いて伝達する方法や伝達内容等について検討を進める。

(4) 手話通訳者・外国語通訳者のリストアップ

聴覚障がい者や外国人に対する的確な情報を伝達できるよう、手話通訳者及び外国語通訳者をリストアップし、災害時の協力について事前に要請する。

6 防災拠点の整備に関する検討（実施主体：総務部）

防災拠点は、平常時には防災知識の普及・啓発、地域防災リーダー等の教育・訓練の場、さらには防災資機材や物資備蓄の場であり、災害時には、避難場所や災害応急対策活動及び情報通信等のベースキャンプともなる。

このため、町は、自治会・町内会の区域にはコミュニティ防災拠点を、小学校区・中学校区には地域防災拠点を確保する必要がある、これらの整備を推進していく。

7 公的機関等の業務継続性の確保（実施主体：総務部、関係部局、防災関係機関）

町及び防災関係機関は、災害時の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、業務継続計画を策定し、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る。

また、実効性ある業務継続体制とするため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し及び計画の改訂などを行う。

特に、災害時に災害応急対策活動や復旧・復興活動の主体として重要な役割を担うこととなることから、業務継続計画の策定等に当たっては、少なくとも首長不在時の明確な順位及び職員の参集体制、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、電気・飲料水・食料等の確保、災害時

にもつながりやすい多様な通信手段の確保並びに非常時優先業務の整理について定めておく。

また、躊躇なく避難指示等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努めるものとする。

さらに、町は、以下の各種データ及びそれらのデータを扱うシステム等の総合的な整備保全やバックアップ体制の整備を進める。

- (1) 戸籍、住民基本台帳、地籍、建築物、権利関係、施設、地下埋設物等情報、測量図面及び情報図面等データ
- (2) 不動産登記の保全等

第3款 個別応急対策の迅速かつ円滑な実施のための事前措置の充実

多種多様な災害応急対策活動を迅速かつ円滑に実施するためには、各々の活動に対応したきめ細かな事前措置を施していく必要がある。

そこで、以下の対策を講じていくこととする。

なお、町及び県は、災害時の迅速かつ円滑な救助の実施体制の構築に向けてあらかじめ救助に必要な施設、設備、人員等について意見交換を行うとともに、事務委任制度の活用により役割分担を明確化するなど、調整を行っておくものとする。

また、民間事業者に委託可能な業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送、避難者の運送等）については、あらかじめ民間事業者との間で協定を締結しておく、輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設を把握しておくことで、民間事業者のノウハウや能力等を活用する。

1 生命・財産への被害を最小限とするための事前措置の充実（実施主体：総務部、関係部局、東部消防組合、県）

町民の生命・財産への被害を最小限とするためには、情報の伝達、避難誘導、救出救助、緊急医療、消防活動及び二次災害防止活動の各段階においてきめ細かな事前措置を施していく必要があるため、以下の対策を積極的に推進する。

(1) 地震に関する情報の収集・伝達対策の充実

町は、地震による被害をより効果的に防止するため、緊急地震速報及び地震活動の見通しに関する情報や地震回数に関する情報等を町民に迅速に知らせる体制を整える。

(2) 津波に関する情報の収集・伝達対策の充実

町は、津波警報等の収集及び津波浸水予想区域住民等への伝達体制の充実を図る。

(3) 避難誘導対策の充実

危険な建物及び地域から安全な場所に町民や旅行者等を避難させるため、避難誘導に関する対策を町、県、社会福祉施設、学校、不特定多数の者が出入りする施設等においてそれぞれ確立する必要がある。そこで、町は、県や施設管理者等と連携して、以下の対策を推進していくこととする。

ア 社会福祉施設、公立学校その他の公共施設の耐震補強と避難体制の再点検

イ 医療機関、社会福祉施設、私立学校、ホテル・旅館、観光施設、不特定多数の者が利用する施設等の避難体制の再点検

ウ 高齢者、障がい者及び外国人のための避難マニュアルの作成

エ 耐震性のある県立施設の指定避難所指定に関する県との調整の推進

オ 避難路沿線施設の耐震性についての点検及び改修促進

(4) 救出救助対策の充実

建物、土砂の中に生き埋めとなった者及び危険な地域に孤立した者を迅速に救出救助できるよう、町は、以下の対策を推進していくこととする。

ア 県、消防機関、警察及び自衛隊との図上演習を含む合同救出救助訓練の実施（総合防災訓練に含む。）

イ 自主防災組織用の救出救助用資機材の補助

(5) 緊急医療対策の充実

大きな地震等により多数の負傷者が発生し、同時に医療機関もライフラインの停止等で機能麻痺に陥ることを想定すると、負傷者に対して迅速・的確に医療処置を施すためには、災害に強い医療施設・設備を整備するとともに、限られた医療資源を有効に活用できる対策を講じていく必要がある。

そのため、行政機関と医師会等医療関係者の連携のもとに協定を締結し、総合的な緊急医療対策を検討していくこととする。なお、当面は県として以下の対策を推進する。

ア 地震・津波、風水害の被害想定、初動期を念頭においた緊急医薬品等の備蓄の推進

イ 災害派遣医療チーム（DMAT）及び県内医療機関の医療従事者による医療救護班による緊急医療活動訓練の実施（総合防災訓練に含む。）

また、総合的な緊急医療対策のための検討項目は、次の項目とする。

ウ 第2次、第3次救急医療施設への軽傷患者の過集中の防止対策

エ 医療機関の被災状況、稼働状況及び医薬品に関する情報その他円滑な緊急医療活動に関する情報を一元化し提供するための対策

オ 地震・津波、風水害の危険性、被害想定の子測負傷者をふまえた国立病院機構、災害拠点病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設における応急医療体制の整備及び3日分の医薬品・医療資機材・非常電源用燃料等の備蓄並びにヘリポートの整備

(6) 消防対策の充実

町、東部消防組合は、町の消防常備化率や消防団員比率、自主防災組織カバー率の低さ等をふまえ、同時多発火災の発生に迅速に対処できるよう、以下の対策を推進していく。

(ア) 消防本部、消防団及び自衛隊との合同消火訓練の実施（総合防災訓練に含む。）

(イ) 耐震性貯水槽、可搬式小型動力ポンプ、小型動力ポンプ付積載車及び救助工作車等消防用施設・設備の整備促進

(ウ) 自主防災組織用の初期消火用資機材の補助

(エ) 消防広域化の支援及び消防救急無線のデジタル化・消防指令センターの整備・運用

(オ) 消防本部を通じての防災管理制度に基づき、防火管理者として大規模な建築物等の管理を行う者の選任、防災管理に係る消防計画の作成及び防災管理点検の実施等の促進

2 大規模停電への備え（実施主体：病院、社会福祉施設等の管理者）

(1) 病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設の管理者は、発災後72時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努めるものとする。

3 被災者の保護・救援のための事前措置の充実（実施主体：総務部、教育部、建設部、関係部局、県）

被災者に対してきめ細かな保護・救援を迅速に行うため、以下の対策を推進する。

(1) 学校の防災拠点化の推進

町は、以下の点に留意し、学校が地域の防災拠点として機能するため、必要な対策を講じる。

ア 無線設備の整備

- イ 教職員の役割の事前規定
- ウ 調理場の調理機能の強化
- エ 保健室の緊急医療機能（応急処置等）の強化
- オ シャワー室、和室及び車いす用トイレの整備
- カ 学校プールの通年貯水（消火用、断水時の生活用水用）及び浄化施設の整備
- キ 給水用・消火用井戸、貯水槽及び備蓄倉庫の整備
- ク 施設の耐震化及びバリアフリー化

(2) 家庭、社会福祉施設、医療機関及びホテル・旅館等への備蓄の啓発

災害発生初期の段階においては、町民や各機関それぞれが備蓄する食料・飲料水・被服寝具等の生活必需品により生活の確保を図る体制を構築するため、これに備えた事前の準備が必要である。このため、町は、家庭、社会福祉施設、医療機関及びホテル・旅館等に対して、物資の調達体制が確立するまでの間（概ね最低7日間）、食料・飲料水・被服寝具等の生活必需品を各々において備蓄するよう、普及・啓発を行う。

(3) 応急仮設住宅の迅速な建設のための事前措置

県は、災害により住家を失った人に対し迅速に応急仮設住宅を提供できるよう、プレハブ建築協会等との間での協定の締結を図る。

また、供給可能量を把握し、調達供給体制を整備しておく。

町は、地震・津波被害想定による被災戸数から仮設住宅の必要量を算定し、建設候補地をリストアップしておく。

また、町は、公営住宅や民間賃貸住宅の空家等を把握し、必要に応じて関係団体との協定を締結し、災害時の応急借上住宅として迅速に確保できるようにしておく。

(4) 物価の安定等のための事前措置

町及び県は、災害時、物価の安定等を図るため、大規模小売店及びガソリンスタンド等の営業状況の把握等を行うこととしている。これらの活動を迅速に行うため、以下の事前措置を実施する。

- ア 災害時に価格監視する物品のリスト化及び監視方法の検討
- イ 災害時に営業状況を把握する大規模小売店及びガソリンスタンド等のリスト化

(5) 文教対策に関する事前措置

町及び県は、災害時に文教対策を円滑に行うため、以下の事前措置を実施する。

- ア 学校等の教育施設が指定避難所として使用される場合の、その使用のあり方（指定避難所として開放する場所、学校備品の使用方針等）及び学校職員の行動方針等の検討
- イ 時間外災害時の児童、生徒及び学生の被災状況の把握方法の検討
- ウ 時間外災害時の教職員の被災状況の把握方法の検討
- エ 文化財の所有者又は管理者に対する防災体制の確立指導並びに文化財の耐震調査の指導

(6) 児童・生徒・園児等の保護等の事前措置

町は、学校等において、災害時における保護者との連絡、児童・生徒等の保護者への引渡しに関するルールをあらかじめ定めるよう努める。

また、町は、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害時における幼稚園・保育所・認定こども園等の施設と町間、施設間の連絡・連携体制の構築に努める。

(7) 広域一時滞在等の事前措置

町は、大規模広域災害時に円滑な広域避難や広域一時滞在が可能となるよう、以下の事前措置の実施に努める。

- ア 他市町村との広域一時滞在に係る応援協定の締結
- イ 災害時の避難者の移送や受入れ等についての実施要領の作成
- ウ 一時滞在施設の選定、施設の受入能力等の把握
- エ 総務省の全国避難者情報システム等を活用した、広域避難者・一時滞在者の所在地等の情報を避難元及び避難先の市町村が把握する体制の整備
- オ 放送事業者等と連携した、広域避難者・一時滞在者へ生活情報等を伝達する体制の整備
- カ 広域避難者の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定の締結

(8) 家屋被害調査の迅速化

町は、家屋被害認定調査担当者の育成、罹災証明業務実施体制の整備、他市町村や関係団体との応援協定の締結等に努める。

(9) 非常災害指定時の消防用設備等の基準の検討

著しく異常かつ激甚な非常災害で指定避難所、応急仮設住宅、臨時医療施設が著しく不足する場合には、災害対策基本法第86条の2及び第86条の3により、消防法第17条の規定が除外される災害に指定される場合がある。

このような災害時に、臨時の指定避難所や応急仮設住宅等を速やかに確保できるように、町、東部消防組合は、消防法に準ずる消防用設備等の設置・維持基準を検討しておく。

第4款 消防防災ヘリコプターの整備の検討

大規模な災害が発生した場合、被害情報の収集、物資や防災要員の輸送、空中消火活動及び負傷者の搬送等を迅速に行う必要が出てくるが、道路の寸断や渋滞によって陸上からの情報収集や輸送・搬送には大きな障害が発生する可能性が高い。現在、県には消防防災ヘリコプターは配置していないことから、今後、県が検討する過程で、町として以下のような項目について検討し、県の整備検討に参画・連携していくこととする。

- (1) 被害情報の収集
- (2) 物資や防災要員の輸送
- (3) 負傷者の搬送
- (4) 空中消火活動

第5款 災害ボランティアの活動環境の整備

1 ボランティア意識の醸成（実施主体：福祉部、教育部、西原町社会福祉協議会、県）

(1) 学校教育における取組み

ボランティア精神の芽を育てるには、幼少期からの教育や体験に勝るものではなく、町及び県は、学校教育に積極的に取り入れていくものとする。

(2) 生涯学習を通じた取組み

町、県及び社会福祉協議会は、社会教育活動の中でボランティア講座等を開催して、ボランティアへの理解と実践への機会の創出を図る。

2 ボランティアの育成等（実施主体：福祉部、西原町社会福祉協議会、県）

(1) ボランティアの育成

町及び県は、ボランティアが効果的な活動を実施するため、県社会福祉協議会及び西原町社会福祉協議会と連携して、平常時からボランティアの育成に努めるものとする。

(2) 専門ボランティアの登録等

ア 町及び県は、災害時におけるボランティアの迅速かつ有効な活用を図るため、医療業務、看護業務、介護業務、通訳、無線通信及び被災建築物応急危険度判定等の専門的な資格や技能を有する者（以下「専門ボランティア」という。）を平常時から登録し、把握に努めるものとする。

イ 町及び県は、ボランティアとして登録されている専門ボランティアに対し、防災に関する知識及び技術の向上を図るため、研修及び訓練等に努めるものとする。

(3) ボランティアコーディネーターの養成

町及び県は、日本赤十字社沖縄県支部及び県社会福祉協議会並びに西原町社会福祉協議会と連携し、災害時にボランティアを指導し、効果的な活動が行えるよう、ボランティアコーディネーターの養成に努めるものとする。

3 ボランティア支援対策（実施主体：福祉部、建設部、総務部、西原町社会福祉協議会、県）

(1) 町及び県は、県・西原町社会福祉協議会と連携して、殺到するボランティアの受付場所、受付要員及び活動拠点について準備・指定しておくものとする。

(2) 町及び西原町社会福祉協議会は、災害発生時における官民連携体制の強化を図るため、協定の締結等により町災害ボランティアセンターを運営する町社会福祉協議会との役割分担等を定めるよう努めるとともに、災害後のボランティアニーズについて想定しておき、初動期のボランティア活動が迅速に行われるようにしておくものとする。

(3) 町及び西原町社会福祉協議会は、ボランティア（団体）を登録・把握するとともに、ボランティア活動を支援していくものとする。

また、ボランティアが被災地において相互に連携して迅速かつ機能的な活動が行えるよう、平常時から研修や交流の機会を提供し、ボランティア相互の連絡体制等のネットワークを確保するものとする。

(4) 県及び県社会福祉協議会は、ボランティアが安心して活動できるようボランティア保険制度の周

知を図るなど、加入促進に努めるものとする。

町は、ボランティア保険の加入に際して、保険料負担の支援を検討する。

- (5) 町及び県は、防災ボランティアの活動環境として、行政・NPO・ボランティア等の三者で連携し、平常時の登録、ボランティア活動や指定避難所運営等に関する研修や訓練の制度、災害時における防災ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、防災ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について整備を推進するとともに、そのための意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進するものとする。
- (6) 町及び関係機関は、特に風水害時においては、建物内に堆積した泥の排除等、各家庭の清掃等への協力要請が多数想定されるため、これらの活動が円滑に行えるように必要な資機材等の調達体制やNPO・ボランティア等との連携体制等を確保しておくとともに、社会福祉協議会、NPO等関係機関との間で、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築する。

第6款 要配慮者の安全確保

高齢者、障がい者、外国人、乳幼児及び妊産婦等の要配慮者に対しては、防災知識の普及・啓発、災害時の情報提供、避難誘導及び救護・救済対策等の様々な面で配慮が必要である。

このため、平常時から地域において、要配慮者の支援体制を整備しておくことが重要である。

特に、避難行動要支援者には事前の個別避難計画（避難支援プラン）を策定するなど、特に配慮するとともに、避難場所での健康管理や応急仮設住宅への優先的入居等を行える体制等の整備に努める。

また、障がいの種類及び程度に応じて障がい者が防災及び防犯に関する情報を迅速かつ確実に取得することができるようにするため、体制の整備充実、設備又は機器の設置の推進その他の必要な施策を講ずる。

1 社会福祉施設等における安全確保（実施主体：総務部、福祉部）

町は、社会福祉施設、幼稚園及び保育所における要配慮者の安全を確保するためには、以下の対策を講じておく必要がある。

(1) 町防災計画への位置づけ

町は、災害時の、要配慮者の避難対策等について、施設管理者、町及び福祉関係団体等の対応や連携協力方法等を地域防災計画に定めるものとする。

特に、浸水想定区域（洪水、高潮、津波）や土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設については、水防法や土砂災害防止法等に基づいて、土砂災害に関する情報、予報及び警報等の伝達に関する事項、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地を明記し、危険箇所内の要配慮者の円滑な避難体制の整備を徹底する。

(2) 施設・設備等の整備及び安全点検

施設の管理者は、災害時に避難行動要支援者が安全で円滑に避難できるよう、また、施設自体の崩壊や火災の発生を防止するため、施設や付属設備等の整備や常時点検に努めるものとする。

(3) 地域社会との連携

町は、災害時の避難にあたっては施設職員だけでは対応が不十分であり、常に施設と地域社会との連携が図られ、災害時において地域住民の協力が得られる体制づくりを行うものとする。

(4) 緊急連絡先の整備

町は、災害時には保護者又は家族と確実に連絡がとれるよう、緊急連絡先の整備を行う。

(5) 災害用備蓄等の推進

町は、長時間にわたりライフラインや医療品、食料等の確保ができない事態を想定し、非常電源、医療品及び非常用食料等の確保に努めるものとする。

(6) 介護保険法関係法令に基づく計画の策定

要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、介護保険法関係法令等に基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を作成するものとする。

2 在宅で介護を必要とする町民の安全確保（実施主体：総務部、福祉部）

心身に障がいがある者（児童を含む。以下同じ。）、介護を要する高齢者については、身体諸機能の障がいによる移動困難及び判断能力の減退等による行動困難等、防災上の困難が認められる。

また、常時単身で日常生活を営む高齢者についても、生活環境の面から防災上の特別の配慮を必要とする。

そのため、町は、防災と福祉の連携により、要配慮者に対し、適切な避難行動に関する理解の促進を図るものとする。

また、町は、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成等にデジタル技術を活用するよう検討する。

(1) 避難行動要支援者名簿及び個別避難計画（避難支援プラン）

町は、防災担当部局と福祉担当部局との連携のもと、消防団、自主防災組織等の防災関係機関及び平常時から避難行動要支援者と接している社会福祉協議会、民生委員、介護保険制度関係者、障がい者団体等の福祉関係者と協力して避難行動要支援者名簿を作成する。

また、個人のプライバシーに配慮しつつ、避難行動要支援者の名簿等の情報を関係機関と共有し、また、本人の同意を得ることにより、又は町の条例の定めにより、町地域防災計画に定めた消防機関、県警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織等に提供し、一人ひとりの避難行動要支援者に対して複数の避難支援者を定めるなど、具体的な個別避難計画（避難支援プラン）の策定に努めるものとする。

避難行動要支援者名簿の作成・活用及び個別避難計画（避難支援プラン）の策定に当たっては、災害対策基本法及び「避難行動要支援者の避難支援に関する取組指針」（平成25年8月内閣府）に基づくものとし、また、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないように、名簿情報の適切な管理に努めるものとする。

本町においては、平成24年3月に「西原町災害時要援護者支援計画」を策定した。避難行動要支援者名簿等の整備を推進していくこととする。

ア 避難行動要支援者の対象範囲

避難行動要支援者の対象範囲は、次のとおりとする。

- (ア) 身体障害者手帳1・2級（肢体不自由、視覚、聴覚）を所持する身体障がい者（心臓、じん臓機能障がいのみで該当するものは除く。）
- (イ) 療育手帳Aを所持する知的障がい者
- (ウ) 精神障害者保健福祉手帳1級を所持する者で単身世帯の者
- (エ) 難病患者（腎臓機能障がい、呼吸機能障がいがあり、入院していない者）
- (オ) 要介護認定3～5を受けている者
- (カ) 自立支援医療費受給者（精神通院）

上記(ア)～(カ)のいずれかに加え、かつ下記①～③のいずれかに該当する者。

- ① 生活基盤が自宅にあること。
- ② 近隣に家族等支援者がいないこと
- ③ その他、本人や家族、地域住民が支援を必要と考えた者

イ 避難行動要支援者名簿には、避難行動要支援者に関する以下の事項を記載し、又は記録するも

のとする。

(ア) 氏名

(イ) 生年月日

(ウ) 性別

(エ) 住所及び居所

(オ) 電話番号その他の連絡先

(カ) 避難支援を必要とする事由

(キ) 前各号に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し市長が必要と認める事項

ウ 町長は、避難行動要支援者名簿の作成に必要な限度で、要配慮者の氏名等の情報を内部で目的外利用し、又は関係都道府県知事等に対し必要な情報の提供を求めることができるものとする。

エ 町長は、避難支援等の実施に必要な限度で、避難行動要支援者名簿に記載し、又は記録された情報（以下「名簿情報」という。）を、内部で目的外利用できるものとする。

オ 町長は、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、消防機関、県警察、民生委員・児童委員、町社会福祉協議会、自主防災組織その他の関係者に対し、避難行動要支援者本人及び避難支援等実施者の同意、又は町の条例の定めがある場合には、あらかじめ名簿情報を提供するものとする。また、個別避難計画の実効性を確保する観点等から、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際、個別避難計画情報の漏えいの防止等必要な措置を講じる。

カ 町長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、避難支援等の実施に必要な限度で、本人の同意を得ることなく、オの関係者その他の者に対し、名簿情報を提供できるものとする。

キ 町長は、オ又はカにより名簿情報を提供するときは、名簿情報の提供を受ける者に対して名簿情報の漏えいの防止のために必要な措置を講ずるよう求めることその他の当該名簿情報に係る避難行動要支援者及び第三者の権利利益を保護するために必要な措置を講ずるよう努めなければならないものとする。

ク オ又はカにより名簿情報の提供を受けた者その他の当該名簿情報を利用して避難支援等の実施に携わる者又はこれらの者であった者は、正当な理由がなく、当該名簿情報に係る避難行動要支援者に関して知り得た秘密を漏らしてはならないものとする。

ケ 個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者に対する措置

町は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時から、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮をするものとする。

(2) 防災についての普及・啓発

町は、広報等を通じ、要配慮者をはじめ、家族、地域住民に対する啓発活動を行う。

ア 要配慮者及びその家族に対する普及・啓発

- ・日常生活において常に防災に対する理解を深め、また、日頃から対策を講じておくこと。
- ・地域において防災訓練等が実施される場合は、積極的に参加すること。

イ 地域住民に対する普及・啓発

- ・地域在住の要配慮者の把握に努め、その支援体制を平常時から準備すること。
- ・発災時には、要配慮者の安全確保に協力すること。

(3) 緊急通報システムの整備

町は、災害時に要配慮者が直接消防機関に通報できるシステムの整備に努めるものとする。

また、町は、障がい者に対し障がいの種類及び程度に応じて障がい者が緊急の通報を円滑な意思疎通により迅速かつ確実に行うことができるようにするため、多様な手段による緊急の通報の仕組みの整備の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。

3 不特定多数の者が利用する施設における安全確保（実施主体：施設管理者）

不特定多数の者が利用する施設等には、高齢者や障がい者、外国人等のように災害時には自力で避難することが困難な人々が多く出入りしていることから、これら要配慮者の安全を確保するためには、日頃から十分な防災対策を講じておくことが必要である。

(1) 施設設備等の整備

施設の管理者は、災害時に要配慮者が安全で円滑に施設等から避難できるよう、高齢者、障がい者等の移動等の円滑化の促進に関する法律等に基づき、施設や附属設備等の整備に努めるものとする。

(2) 施設及び設備等の安全点検

施設の管理者は、災害時における施設自体の崩壊や火災の発生を防止するため、施設や附属設備等の常時点検に努めるものとする。

第7款 観光客・旅行者・外国人等の安全確保

町、県、防災関係機関、観光施設、宿泊施設及び交通施設（バス等）等の管理者は、観光客・旅行者等の行動特性を考慮し、地理に不案内な観光客・旅行者等や日本語を解さない外国人等が災害に遭遇した場合を想定した安全確保体制を整備する。

1 観光客・旅行者等の安全確保（実施主体：総務部、建設部、施設管理者、各交通機関等）

(1) 避難標識等の整備、普及

町、観光施設、宿泊施設及び交通施設等の管理者は、避難誘導標識の配置、管理施設への海拔表示及びハザードマップの掲示等を推進するほか、県、観光協会、交通機関、レンタカー会社及びガソリンスタンド等と連携して、災害発生時の避難行動や避難場所等の情報を、ホームページや観光マップ等を利用して観光客・旅行者等へ周知する。

(2) 観光客・旅行者・宿泊客の避難誘導・帰宅支援体制の整備

観光施設、交通施設、旅館・ホテル等の施設管理者は、災害時の避難誘導マニュアルや避難支援体制を事前に整備しておくなど、観光・宿泊客等の安全を確保することに止まらず、交通機関の被災等で、帰宅困難となった多数の観光客・旅行者等が待機できるよう、平常時から食料・飲料水・被服寝具等の生活必需品の備蓄に努めるものとする。

町は、津波避難計画の策定において、観光・宿泊客等が多い時期を想定し、観光施設、宿泊施設、交通施設等の管理者と連携して、円滑に誘導する体制や避難場所、避難経路等を確保する。

また、県と連携して、観光客・旅行者等に津波警報や避難情報等を即時配信できるシステムの導入に努める。

(3) 観光関連施設の耐震化促進

町及び県は観光関連団体と連携し、観光関連施設の耐震診断及び改修に係る広報及び相談、支援策の実施に努める。

2 外国人の安全確保（実施主体：総務部、建設部）

町及び県は、国際化の進展に伴い、本町に居住・来訪する外国人が増加していることをふまえ、言語・文化・生活環境の異なる外国人の災害時における避難対策等の充実強化を図り、的確な行動がとれるような支援方策と環境づくりに努める。

また、町は国に協力し、研修を通じて災害時に行政等から提供される災害や生活支援等に関する情報を整理し、指定避難所等にいる外国人被災者のニーズとのマッチングを行う災害時外国人支援情報コーディネーターの育成を図るものとする。

(1) 外国人への防災知識の普及

町は、ハザードマップや避難誘導標識等への外国語の併記や、外国語による防災パンフレットを作成し、外国人に配布する等の方法により、外国人に対し防災知識の普及・啓発を図るものとする。

(2) 外国語通訳ボランティアの活用体制の整備

町は、災害時における外国語通訳ボランティアの事前登録等、通訳ボランティアの活用体制の整備を図るものとする。

3 観光危機管理体制の整備（実施主体：総務部、建設部、観光関連団体等）

(1) 観光危機管理の普及啓発

町及び観光関連団体等は、県と連携して観光危機管理に関する知識等の普及啓発を図る。

(2) 観光危機情報提供体制の整備

町は、県、国及び観光関連団体等と連携し、地震・津波等の観光危機発生時に観光客が必要とする各種情報を収集し、要支援観光客や交通手段などにも配慮しつつ総合的かつ迅速に、情報発信を行える体制を整備する。

また、町は、危機発生時に、県、（一財）沖縄観光コンベンションビューロー、観光関連団体・事業者等間の通信を確保できるよう、非常用通信手段の整備に努める。

第5節 避難体制等の整備

危険な建物、地域から安全な場所に町民や観光客・旅行者等を避難させるため、避難誘導、収容に関する対策を確立していくこととする。

避難指示等が発令された場合の避難行動としては、指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難を基本とするものの、ハザードマップ等をふまえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、住民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合は、「緊急安全確保」を行うべきことについて、町は、日頃から住民等への周知徹底に努める。

なお、平常時から、被災者支援の仕組みを担当する部局を明確化し、地域の実情に応じ、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組み）などの被災者支援の仕組みの整備等に努める。

1 避難体制の整備（実施主体：総務部、福祉部、建設部、教育部、関係施設等管理者）

(1) 町の役割

- ア 指定避難所の選定
- イ 指定避難所の開設及び運営方法の確立
- ウ 指定避難所の安全確保
- エ 町民への周知
- オ 警報、避難情報等の伝達内容・手段、避難誘導體制の整備
- カ 避難指示等の基準の設定、国及び県等への避難指示等の判断の助言を求める際の連絡調整窓口及び連絡方法等の整備
- キ 高齢者、障がい者、外国人のための避難マニュアルの作成
- ク 避難経路の点検及びマップの作成
- ケ 避難心得の周知（携帯品、その他心得）

(2) 社会福祉施設、病院、学校、観光・宿泊施設、不特定多数の者が出入りする施設等の管理者の実施すべき対策

- ア 避難計画の作成
- イ 避難誘導體制の整備

2 避難場所・避難所の指定・整備等（実施主体：総務部、福祉部、関係部局）

(1) 指定緊急避難場所・指定避難所の指定・整備

ア 指定緊急避難場所・指定避難所の指定

町は、各種災害から危険を回避するための指定緊急避難場所及び被災住民が一時滞在するための指定避難所を指定する。指定に当たっては、災害対策基本法施行令で定める指定緊急避難場所及び指定避難所の基準に適合するように留意する。

指定緊急避難場所及び指定避難所の指定、取り消し又は当該施設の重要な変更を行う場合は知事への通知及び公示を行うほか、指定緊急避難場所や円滑に避難するために必要な情報を防災マップ等で町民等に周知する。

なお、指定緊急避難場所と指定避難所を相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不相当である場合があることを日頃から住民等へ周知徹底するよう努めるものとする。

指定避難所の指定にあたっては、以下の点に留意する。

- (ア) 指定避難所は、公・私立の学校、公民館、旅館等とし、できるだけ炊き出し可能な既存建物を使用するものとする。
- (イ) 指定避難所として使用する建物については、バリアフリー設備を確保するとともに定期的にその現況を調査するものとする。
- (ウ) 避難場所の選定にあたっては、洪水、高潮等の浸水想定区域、土砂災害警戒区域・危険箇所等を考慮するものとする。
- (エ) 指定避難所に適する施設がないところについては、簡易宿泊施設及び天幕を設置する場所を選定しておくものとする。
- (オ) 町内に適当な場所がない場合は、県及び隣接市町村と協議して指定避難所の予定施設又は場所を定めるものとする。
- (カ) 指定避難所の予定施設又は場所については、あらかじめ土地、建物、所有者又は管理者の了解を受けておくものとする。
- (キ) 想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定する。

イ 指定緊急避難場所・指定避難所の整備

町は、指定緊急避難場所及び指定避難所の安全性の強化に努めるほか、内閣府の「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針（平成25年8月）」を参考に指定避難所の環境整備に努めるとともに、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、感染症患者が発生した場合の対応を含め、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な場合にはホテルや旅館等の活用等を含めて検討するよう努めるものとする。

また、町は、学校を指定避難所に指定する場合は、教育活動の場であることに配慮し、指定避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、指定避難所としての利用方法等について教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。

なお、町は、整備にあたっては、以下の点に留意する。

- (ア) 災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努める。
- (イ) 指定避難所となる施設については、必要に応じ、良好な生活環境を確保するために、換気、照明等の施設の整備に努める。
- (ウ) 新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、平常時から、指定避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染症患者が発生した場合の対応を含め、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な措置を講じるよう努める。また、必要な場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用を含めて、可能な限り多くの指定避難所の開設に努めるものとする。
- (エ) 指定避難所において貯水槽、井戸、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、非常用電源、ガス設備、衛星携帯電話等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレなど、要配慮者にも配慮した施

設・設備の整備に努めるとともに、避難者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の機器の整備を図るものとする。また、停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等の整備に努める。

- (ハ) 指定避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、常備薬、マスク、消毒液、段ボールベッド、パーティション、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資や新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策に必要な物資等の備蓄に努める。また、備蓄品の調達にあたっては、要配慮者、女性、子供にも配慮するものとする。
- (カ) 指定避難所となる施設において、あらかじめ、必要な機能を整理し、備蓄場所の確保、通信設備の整備等を進める。また、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努めるものとする。
- (キ) 町は、マニュアルの作成、訓練等を通じて、指定避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努める。この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に指定避難所を運営できるように配慮するよう努める。特に、夏季には熱中症の危険性が高まるため、熱中症の予防や対処法に関する普及啓発に努める。
- (ク) 指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に指定避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努める。
- (ケ) 町及び各指定避難所の運営者は、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家、NPO・ボランティア等との定期的な情報交換や避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材の確保・育成に努める。
- (コ) 町は、指定緊急避難場所や指定避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努める。

(2) 指定避福祉避難所の指定・整備

町は、指定避難所でのケアが困難な高齢者・障がい者等の要配慮者を専用に受け入れる指定福祉避難所を指定する。特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努める。

指定福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあつては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定するものとする。特に、要配慮者に対して円滑な情報伝達ができるよう、多様な情報伝達手段の確保に努める。

町は、指定福祉避難所について、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないよう、必要に応じて、あらかじめ指定福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入対象者を特定して公示するものとする。指定福祉避難所で受け入れられるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に指定福祉避難所へ直接避難することができるよう努める。

(3) 広域避難場所等の指定

- (ア) 町は、火災等が拡大し、生命に危険が及ぶような場合に備えて、公園等のスペースを指定しておくものとする。

避難場所の指定は、以下の基準によるものとする。

- a 周辺市街地大火によるふく射熱に対し、安全を確保できる有効面積があること。
 - b 災害時に避難者の安全を著しく損なうおそれのある施設が、避難場所内部に存在しないこと。
 - c 避難場所内の建物、道路、池などを除き、利用可能な避難空間として、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策をふまえ、できる限り過密とならない広さを確保すること。
 - d 避難場所ごとの地区割計画の作成に当たっては、町内会、自治会区域を考慮する。
- (イ) 避難路の指定
- 町は、避難場所ごとに、延焼火災等に対して十分な安全性を有する避難路を指定し、沿道の不燃化を促進するものとする。

第2章 地震・津波災害予防計画

本章では、地震・津波災害に特有な予防対策を示す。本章に記載のない事項については、「第1章 共通の災害予防計画」によるものとする。

第1節 地震・津波災害予防計画の基本方針等

1 減災目標

町及び県は、地震・津波の被害想定調査結果をふまえて減災目標を設定し、防災関係機関と協力して予測された被害を効果的に軽減するための防災対策を計画的に推進する。

2 緊急防災事業の適用

他県に比べて不利な沖縄県の特殊性をふまえて、国等の防災事業を積極的に活用し、遅れている防災対策を強力に推進する。

(1) 地震防災緊急事業五箇年計画の推進

県は、地震防災対策特別措置法に基づく地震防災緊急事業五箇年計画を策定し、県内の避難施設、消防用施設及び防災拠点施設・設備等の整備を推進する。

(2) その他の法令等の適用

津波対策の推進に関する法律、津波防災地域づくりに関する法律、その他の関連法令等に基づく防災・減災事業等の実施等により、地震・津波に強いまちづくりをソフト・ハードの両面から効率的、効果的に推進する。

また、町及び県は、老朽化した社会資本について、長寿命化計画の作成・実施等により、その適切な維持管理を推進する。

3 防災研究の推進

防災対策を効果的、効率的に進めるため、地震・津波災害の危険性や、防災対策の効果、問題点等を科学的に把握する。

(1) 防災研究の推進

国や大学等の調査研究成果や、過去の災害事例等を収集、整理及び分析し、災害発生メカニズムと被害発生原因等と、対応する防災対策の課題及び方策を明確にしていく。

また、工学的分野のほか、災害時の町民等の行動形態や情報伝達等に関する社会学的分野、古文書の分析等の歴史学等も含めた総合的な調査や研究を推進し、今後の防災対策に反映していく。

(2) 調査研究体制の確保等

大学や研究機関等と連携して、防災に関する調査・研究を効率的、効果的に進める体制を確保するとともに、調査・研究の進捗を管理し、成果を防災関係者等に速やかに提供していく。

第2節 地震・津波に強いまちづくり

第1款 都市基盤の整備

1 津波に強いまちの形成（実施主体：建設部、総務部）

町は、津波に強い都市構造化を図るため、以下の点をふまえ、沿岸部の土地利用、建築物や土木構造物等の設計及びまちづくり等を実施する。

- (1) 最大クラスの津波に対しては、町民等の生命を守ることを最優先としつつ、生活や産業への被害を軽減する観点によるまちづくりを進める。

このため、臨海部に集積する港湾、工場、物流拠点、臨海工業地帯、漁港等の施設に対する被害を軽減するとともに、そこに従事する者等の安全を確保する観点から、関係機関との連携のもと、海岸保全施設等の総合的な整備、諸機能の維持・継続、堤外地も含めた避難施設の整備その他避難対策の強化などの総合的な取組みを進める。

- (2) 最大クラスの津波による津波浸水想定を公表するとともに、津波災害警戒区域の警戒避難体制の向上を促進する。
- (3) 徒歩による避難を原則として、地域の実情をふまえつつ、できるだけ短時間で避難が可能となるようなまちづくりを目指す。

特に、津波到達時間が短い地域では、概ね5分程度の避難を可能とする。ただし、地形や土地利用状況等から困難な地域では、津波到達時間などを考慮する。

- (4) 町や県の地域防災計画とまちづくり等の有機的な連携を図るため、町役場関係部局連携による計画作成や、まちづくりへの防災専門家の参画など、津波防災の観点からのまちづくりに努める。

また、まちづくり等を担当する職員に対してハザードマップ等を用いた防災教育の充実を図り、日頃からまちづくり行政の中に防災の観点を取り入れる。

- (5) 津波浸水想定区域等の津波の危険区域について、各沿岸地域の自然特性、社会経済特性、施設整備、警戒避難体制及び土地利用等が有機的に連携した津波防災対策を推進する。

なお、比較的発生頻度の高い津波に対しては、港湾・漁港の後背地を防護するための一連の堤防・胸壁等を計画する等、一体的な施設整備を図る。

- (6) 内陸への津波遡上、浸水を防止するため、必要に応じて道路等の盛土について検討する。
- (7) 河川護岸の整備等を推進するとともに、水門等の自動化・遠隔操作化や内水排除施設の耐水機能の確保に努める。
- (8) 浸水の危険性の低い地域を居住地域とする土地利用計画の策定、できるだけ短時間で避難が可能となるようなまちづくりと連携した避難施設の計画的整備、民間施設の活用による確保及び建築物や公共施設の耐浪化など、津波に強いまちの形成を図る。

なお、事業の実施に当たっては、効率的・効果的に行われるよう配慮する。

- (9) 社会福祉施設医療施設等についてはできるだけ浸水の危険性の低い場所に立地するよう整備し、やむを得ず浸水のおそれのある場所に立地する場合には建築物の耐浪化や、非常用電源の設置場所の工夫、情報通信施設の整備や必要な物資の備蓄など、施設の防災拠点化を図るとともに、中長期的には浸水の危険性のより低い場所への誘導を図る。

また、庁舎、消防署、警察署など災害応急対策上重要な施設の津波災害対策については、特に万

全を期する。

- (10) 緊急輸送ルートを早期に確実に確保するため、緊急輸送道路や輸送拠点（空港、港湾、漁港、臨時ヘリポート等）について、地震・津波に対する安全性及び信頼性の高い施設整備に努める。

第2款 地盤災害の防止等

各種の地震災害から町土を保全し、町民の生命、身体及び財産を保護するための防災施設の整備・改修等の事業については、この計画の定めるところによって実施する。

なお、建築物、土木構造物、通信施設、ライフライン施設、防災関連施設その他の構造物・施設等の耐震設計の基本的な考え方は以下のとおりである。

- (1) 構造物・施設等の耐震設計に当たっては、供用期間中に1～2度程度発生する確率を持つ一般的な地震動と発生確率は低い直下型地震又は海溝型巨大地震に起因する更に高レベルの地震動の両方を考慮の対象とする。
- (2) 構造物・施設等は、一般的な地震動に際しては機能に重大な支障が生じず、かつ高レベルの地震動に際しても人命に重大な影響を与えないことを基本的な目標として設計する。
- (3) 構造物・施設等のうち、一旦被災した場合に生じる機能支障が、災害応急対策活動等にとって著しい妨げとなるおそれがあるものや、広域的に経済活動等に著しい影響を及ぼすおそれがあるもの、また、多数の人々を収容する建築物等については重要度を考慮し、高レベルの地震動に際しても他の構造物・施設等に比べ耐震性能に余裕を持たせることを目標とする。
- (4) 耐震性の確保には、上記の個々の構造物・施設等の耐震設計のほか、代替性の確保、多重化等により総合的にシステムの機能を確保することによる方策も含まれる。

1 地盤災害防止（実施主体：建設部、関係部局）

(1) 危険性

地盤災害の発生については、海岸周辺の低地等で液状化の危険性が高い。

また、近年の大規模地震で多発している盛土造成地等の崩落についても、町内の谷埋め型及び腹付け型の盛土造成地の危険性を把握する必要がある。

(2) 対策

町内の都市開発、市街地開発及び産業用地の整備並びにこれら地域開発に伴う液状化対策及び盛土造成地等の対策は、以下のとおりである。

なお、町は、盛土による災害防止に向けた総点検等をふまえ、危険が確認された盛土については、宅地造成及び特定盛土等規制法などの各法令に基づき、速やかに撤去命令等の是正指導を行う。

ア 町は、町の防災上重要な基幹施設や地域の拠点施設で液状化の予想されるところについては、所要の液状化対策を実施する。

イ 町は、今後の産業用地等の新規開発については、地盤改良等の徹底を行う。

ウ 町は、液状化被害の可能性がある地盤情報やそれらへの技術的対応方法について、積極的に町民や関係方面への周知・広報に努めるとともに、液状化被害の危険性を示した液状化ハザードマップを作成・公表するよう努める。

エ 町は、阪神・淡路大震災等の事例から、既存の法令に適合した構造物の液状化被害は少ないことから、法令遵守の徹底を図る。

オ 町は、宅地耐震化推進事業により、地震時に滑動崩落のおそれのある造成宅地の調査、宅地の耐震化、宅地ハザードマップの作成・公表を進めるほか、宅地造成等規制法による造成宅地防災

区域の指定等を推進する。

各種の地震災害に対する防災施設の整備・改修等の事業については、この計画の定めるところによって実施する。

2 農地防災事業の促進（実施主体：建設部）

地震・津波時の農地被害は、特に液状化をはじめとする地盤災害や周辺河川・ため池等の決壊や津波の浸水等による二次災害として表面化する。これらへの対策として、町は、地震・津波に伴う農地防災事業を計画的に推進し、地震時の被害の拡大防止に努める。

第3款 建築物・構造物等の対策

1 防災建築物・構造物等の建設の促進（実施主体：建設部、教育部）

地震災害等による建築物・構造物の災害を防御するため、以下の項目に沿った防災建築物・構造物の建設を促進し、被害の減少を図るものとする。

また、町は、平常時より、災害による被害が予測される空家等の状況の確認に努める。

(1) 建築物・構造物の耐震設計の基本的な考え方

建築物、土木構造物、通信施設、ライフライン施設、防災関連施設その他の構造物・施設等の耐震設計の基本的な考え方は以下のとおりである。

ア 建築物・構造物等の耐震設計に当たっては、供用期間中に1～2度程度発生する確率を持つ一般的な地震動と発生確率は低いが直下型地震又は海溝型巨大地震に起因する更に高レベルの地震動の両方をともに考慮の対象とする。

イ 建築物・構造物等は、一般的な地震動に際しては機能に重大な支障が生じず、かつ高レベルの地震動に際しても人命に重大な影響を与えないことを基本的な目標として設計する。

ウ 建築物・構造物等のうち、一旦被災した場合に生じる機能支障が、災害応急対策活動等によって著しい妨げとなるおそれがあるものや、広域的に経済活動等に著しい影響を及ぼすおそれがあるもの、また、多数の人々を収容する建築物等については重要度を考慮し、高レベルの地震動に際しても他の建築物・構造物等に比べ耐震性能に余裕を持たせることを目標とする。

エ 耐震性の確保には、上記の個々の建築物・構造物等の耐震設計のほか、代替性の確保、多重化等により総合的にシステムの機能を確保することによる方策も含まれる。

(2) 建築物の耐震化の促進（実施主体：建設部、教育部）

町は、「西原町耐震改修促進計画（平成28年3月策定）」及び「沖縄県耐震改修促進計画（令和3年5月変更）」に基づき、地域内の住宅、特定建築物の耐震化目標（町所有の公共建築物のうち特定既存耐震不適格建築物100%）の達成に向け、町は、町有施設等の耐震化の現況を把握し、県と連携して、計画的な耐震化を図る。

また、建築物の耐震改修の促進に関する法律により耐震診断が義務付けられた要緊急安全確認大規模建築物及び要安全確認計画記載建築物の所有者・管理者に対し、診断結果の報告を指導し、結果を公表する。

そのほか、建築物における天井の脱落防止等の落下物対策、エレベーターにおける閉じ込め防止対策、高層ビルにおける長周期地震動対策及び津波への耐浪性確保対策等も併せて促進する。

(3) ブロック塀対策

宮城県沖地震では、ブロック塀や石垣の倒壊によって多くの死傷者を出し、自動販売機を含む屋外重量転倒危険物の危険性が改めて示された。

本町の場合、台風による強風対策として、ブロック塀や石垣が多数設置されており、これらの倒壊による被害を防止するため、以下の対策を実施検討する。

ア 調査及び改修指導

町は、ブロック塀等の地震による倒壊危険箇所の調査を行い、危険なブロック塀の造り替えや、生け垣の構築を奨励する。

特に地震・津波発生時の避難、消防活動及び緊急輸送を確保するため、避難路や緊急輸送道路の沿道、消防活動困難区域及び津波浸水想定区域の周辺等を重点に、ブロック塀等の倒壊による道路閉塞を防止する。

イ 指導及び普及啓発

町は、県と協力して建築物の防災週間等を通して、建築基準法の遵守について指導するとともに、ブロック塀等の点検方法及び補強方法の普及啓発を行う。

2 文化財災害予防計画（実施主体：教育部、文化財の所有者又は管理者）

建造物、美術工芸品等の有形文化財、史跡、名勝、天然記念物等を地震災害から守るため、次により災害予防の徹底を図るものとする。

- (1) 文化財の所有者又は管理者、町は、文化財保護のための施設・設備の整備等の耐震対策等に努める。
- (2) 文化財の所有者又は管理者、町は、管内文化財の防災計画を策定し、平常時から県警察及び消防機関と連携し、災害予防対策を実施する。
- (3) 町は、文化財の指定地内に居住する所有者に火気使用の制限を指導する。
- (4) 町は、防災施設の必要な指定文化財について年次計画をもって防災施設の設置を促進する。
- (5) 文化財の所有者又は管理者、町は、落下物等による破損防止対策を行うものとする。
- (6) 町は、文化財の所有者又は管理者に対し、防災体制の確立指導並びに文化財の耐震調査を指導する。

第3節 地震・津波に強い人づくり

1 広域津波避難訓練（実施主体：総務部、関係部局、防災関係機関）

町は、町民等の津波避難行動に特化した県実施の県下全域を対象とする広域的な実践訓練を津波防災の日（11月5日）などに参画する。これにより、町民等の津波防災意識の啓発、津波避難計画の検証等を行う。

なお、主な検証のポイントは以下のとおりとする。

- ア 津波情報の伝達方法、津波指定緊急避難場所、避難経路等の課題
- イ 津波避難困難区域の把握
- ウ 米軍基地周辺での米軍との現地実施協定に基づく基地内への避難、避難行動要支援者の避難支援、指定福祉避難所及び災害拠点病院等への移送等の円滑性

第4節 地震・津波災害応急対策活動の準備

1 建築物・宅地の応急危険度判定体制の整備（実施主体：建設部）

町は、建築物の余震等による倒壊や部材の落下物等による二次災害を防止し、町民の安全を確保するため、被災建築物、被災宅地の応急危険度判定の支援が迅速かつ的確に実施できる体制の整備に努める。

第5節 津波避難体制等の整備

本町は、観光立県・沖縄県の中部に位置し、近年では西原マリパークなどに多くの観光客が訪れる。

一方、県内には過去に津波による大きな被害を受けた地域も存在し、町民、漁業関係者、海水浴客、釣り人、観光客及び避難行動要支援者等を津波被害から守るため、避難体制の強化等を推進する必要がある。

1 津波避難計画の策定・推進（実施主体：総務部）

(1) 町における対策

町は、県が策定する津波避難計画策定指針その他各自で定める避難指針、津波浸水想定結果及び海拔高度図等を基に、地域の実情に応じた実践的な津波避難計画を策定するよう努める。

なお、計画の策定や修正にあたっては、実際の災害対応、防災演習・訓練等の検証結果を反映し、より効果的な内容にしていくものとする。

なお、津波に関する防災教育、訓練、津波からの避難の確保等を効果的に実施するため、津波対策にデジタル技術を活用するよう努める。

(2) 要配慮者、不特定多数の者が利用する施設等の管理者

観光・宿泊施設、交通施設（バス等）、医療・福祉施設、学校、興行場その他の不特定多数の者が利用する施設の管理者は、観光客や施設利用者等の円滑な避難体制を中心とした防災マニュアルを策定し、訓練を実施する。この際、多数の避難者の集中や混乱等も想定した内容とする。

(3) 避難計画の留意点

ア 徒歩避難の原則

津波発生時の避難は、徒歩を原則とする。このため、町及び県は、自動車免許所有者に対する継続的な啓発を行うなど、徒歩避難の原則の周知に努める。

ただし、避難困難区域や避難行動要支援者の避難支援者等で、指定避難所までの要時間が5分又は津波到達予測時間を越えるなど自動車等の利用が不可欠な場合においては、町は避難者が自動車等で安全かつ確実に避難できることを確認した上で、徒歩以外の避難手段を設定する。

この場合、県警察と十分な調整を図るとともに、各地域での合意形成、津波避難道路であることを周知する標識の整備、津波発生時の行動の周知等を徹底し、自動車避難に伴う危険性の軽減策を徹底する。

イ 消防防災関係職員等の避難原則

消防職員、消防団員、水防団員、警察官、町職員など津波浸水想定区域内で防災対応や避難誘導にあたる者は、当該地域の津波到達予測時間に余裕をもった時間内に避難することを原則として、当該時間内に可能な活動の手順や避難判断基準等を、平常時の津波防災訓練等の検証結果等をふまえて定めておく。

2 津波危険に関する啓発（実施主体：総務部、福祉部、建設部、教育部）

(1) 町における対策

ア 町は、町民等を対象に以下の項目について繰り返し普及・啓発を行う。

(ア) 津波浸水想定区域（想定の限界や不確実性を含む。）

(イ) 津波危険への対処方法（適切な避難場所及び避難路、津波警報等の意味及び精度、移動手段、率先行動等を含む。）

(ウ) 過去の津波災害事例や教訓（1771年八重山地震津波等）

(エ) 津波の特性（波の押し・引き、遠地地震等）

イ 普及・啓発は、以下に例示する各種手段・機会を活用して実施する。

(ア) 学校、幼稚園、保育園、消防署での職員、生徒、児童、園児及び保護者を対象とした教育

(イ) 漁業関係者、海水浴場関係者を対象とした説明会

(ウ) 津波危険地域に立地する施設関係者（特に観光・宿泊施設関係者、要配慮者関連施設、不特定多数の者が利用する施設等）を対象とした説明会

(エ) 津波危険地域の各町内会、自治会単位での説明会及び地域の防災リーダー（消防団、自主防災組織等）への研修会

(オ) 広報誌

(カ) 防災訓練

(キ) 防災マップ（津波ハザードマップ）

(ク) 統一的な図記号等を利用したわかりやすい案内板の設置（避難場所や避難階段等を、蓄光石等の夜間でも認知できる手法に配慮して表示するよう努める。）

(ケ) 電柱・電信柱や公共施設等への海拔、浸水実績高及び浸水予測高等の表示

(2) 広報・教育・訓練の強化

ア 津波ハザードマップの普及促進

町は、町の津波避難計画を反映した津波ハザードマップの作成・公表を促進するとともに、防災教育、訓練、広報その他土地取引における確認等を通じてハザードマップの内容の理解を促進する。

イ 津波避難訓練の実施

県は、防災関係機関、県民、観光客等が多数参加する広域的な津波避難訓練を実施する。

町は、津波浸水想定結果及び海拔高度図等を基に、最大クラスの津波高や津波到達予想時間をふまえ、防災関係機関、町民、防災リーダー及び避難行動要支援者等が参加する実践的な避難訓練を実施する。

ウ 津波防災教育の推進

町及び県は、教育関係者と連携して、過去の津波災害の脅威や教訓等を伝承する機会を定期的に設けるほか、学校教育をはじめ様々な場面で活用できる津波防災教育プログラムや危機意識を共有できるリスクコミュニケーション手法を整備し、町民の津波防災への理解向上に努める。

3 津波に対する警戒避難体制・手段の整備（実施主体：総務部）

本町の自然環境、地理条件、津波対策の現況等を考慮し、津波への警戒・避難体制の向上や津波避難困難地区の解消等を図るものとする。

(1) 危険予想区域の住民に対する情報伝達体制の整備

県は、沖縄県防災情報システム等により、町及び消防本部に対し気象庁が発表した地震情報や津

波警報等を迅速に伝達するものとする。

町は、津波危険地域及び住家に対して津波警報等の内容に応じた避難指示等の具体的な発令基準や迅速な広報体制を整備し、地震情報や津波警報等を自動的に伝達するシステムの導入等、迅速な情報伝達体制の確保に努めるものとする。

町及び県は、地震情報、津波警報、避難指示等が町民の迅速・的確な避難行動に結びつくよう、要配慮者、観光客、旅行者及び外国人等に配慮して、効果的な伝達内容等を準備しておく。

また、関係事業者と連携して、津波警報等が確実に伝わるよう、防災行政無線、全国瞬時警報システム（J-アラート）、災害情報共有システム（Lアラート）、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）及びワンセグ等を用いた伝達手段の多重化、多様化に努める。

(2) 監視警戒体制等の整備

津波危険に対し警報等の把握、海岸地域及び河口付近の監視装置の設置等、監視警戒体制を整備する。

(3) 避難ルート及び避難ビルの整備

ア 避難距離の長い避難ルートの見直し

津波到達時間が短い地域では、概ね5分以内のルートを目標とし、地形、土地利用から5分以内が困難な場合は津波到達予想時間を考慮する。

また、徒歩で短時間に高台等へ移動できるよう、必要に応じて避難路、避難階段を整備し、町民等に周知する。整備にあたっては、地震による段差の発生、避難車両の増大、停電時の信号減灯等を想定し、渋滞や事故のないようにする。

イ 避難ルート・避難場所案内板の設置

観光客等、現在地の地理に不案内な者でも速やかに身近な津波指定緊急避難場所へ移動できるよう、外国人等にもわかりやすい避難誘導サインを設置する。

ウ 津波避難ビルの整備等

津波避難困難区域等、身近な高台等が少ない地区では、公共施設のほか民間建築物等の活用も含めて津波避難ビルの指定や整備を促進する。

これらの指定や整備にあたっては、想定浸水深や建築物への衝突による水位上昇を考慮し、十分な高さや構造避難スペースが確保されるように努める。

なお、津波到達時間内に避難できる高台やビル等が存在しない地区では、一時的に緊急避難する盛り土による高台や津波避難タワーの整備等を検討する。

エ 津波指定緊急避難場所の指定・整備

津波指定緊急避難場所は、海拔5m以上で想定される浸水深以上の海拔高度を有する高台等とし、避難後も孤立せず、津波の状況に応じてさらに安全な場所へ移動できる場所の指定や整備を行う。

また、建築物については、必要に応じ、換気及び照明等の避難生活環境を良好に保つ設備の整備に努める。

やむを得ず津波浸水想定区域等に津波指定緊急避難場所を指定する場合は、施設の耐浪化、非常用発電機の設置場所の工夫、非常通信設備の配置及び物資の備蓄等を行う。

また、指定緊急避難場所を指定避難所（避難生活用の施設）と混同しないよう、町民への周知

と理解を促進する。

オ 津波避難困難地域の解消

町は、県の津波避難困難地域予測結果を基に、地域の特性や避難体制の実情等をふまえて津波避難困難地域を設定する。また、津波避難困難地域図を活用して避難困難地域の解消に効果的な対策を検討し、対策の実施に努める。

(4) その他

町は、水門や陸閘を整備する際は、水門や陸閘の自動化や遠隔操作化に努めるとともに、閉鎖後の逃げ遅れを想定し、緊急避難用スロープの設置等に努める。

4 津波災害警戒区域における警戒避難体制の整備等（実施主体：総務部）

町は、津波災害警戒区域については、津波防災地域づくり法により以下の対策を講じる。

- ア 町防災計画に、当該区域ごとに津波に関する情報、予報及び警報・注意報伝達に関する事項、避難場所及び避難経路に関する事項、津波避難訓練に関する事項、主として防災上の配慮を要する者が利用する社会福祉施設・学校・医療施設の名称及び所在地等について定める。
- イ 津波災害警戒区域内の主として防災上の配慮を要する者が利用する社会福祉施設、学校、医療施設について、当該施設の利用者の津波発生時の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう、津波に関する情報及び予報並びに警報の伝達方法を町防災計画に定める。
- ウ 津波災害警戒区域を含む場合、町防災計画に基づき津波に関する情報の伝達方法、避難場所及び避難経路並びに円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項について町民に周知させるため、これらの事項を記載したハザードマップの配布等を行う。
- エ 町は、津波災害警戒区域内の避難促進施設に係る避難確保計画の作成又は避難訓練の実施に関し必要な助言又は勧告等を行い、施設所有者又は管理者による取組みの支援に努める。

第3章 風水害等災害予防計画

本章では、風水害等に特有な予防対策を示す。本章に記載のない事項については、「第1章 共通の災害予防計画」によるものとする。

第1節 風水害等災害予防計画の基本方針

風水害等災害予防計画は、災害の発生を未然に防止するために、治山治水事業等による町土の保全、防災に関する教育訓練の実施、災害用食料・物資資材の備蓄、気象・水防・消防・救助救急施設の整備、火災予防及びその他災害への予防対策について定め、その実施を図るものとする。

第2節 風水害等に強いまちづくり

第1款 地盤・土木施設等の対策、災害危険区域の指定等

1 治水計画（実施主体：総務部、建設部）

(1) 現況

本町には、重要水防区域として2つの河川が指定されている。

| 河川名（左右岸別） | 重要水防区域 | | |
|-----------|-----------|-----|----|
| | 場所 | 延長 | 種別 |
| | （旧大字等） | （m） | |
| 小波津川 | 西原町小波津～河口 | 3.8 | 溢水 |
| 兼久川 | 西原町桃原 | 1.9 | 溢水 |

また、本町は毎年襲来する台風による豪雨の頻度が高く、雨による被害が極めて多い。

(2) 対策

町は、以下の対策を講じる。

- ア 住宅密集地区に係る河川等については、30年確率降雨量を設計条件として、計画的な河川の改修を積極的に推進する。
- イ 河川については、河川護岸施設の整備と並行して、堆積土砂の浚渫工事を積極的に推進する。
- ウ 慢性的浸水低地帯については、雨水貯留・浸透施設の設置を促進し、また、建築物の新築及び改築等に際しては地盤面の嵩上げを推進する等、長期的視点からその解消策を検討する。また、道路暗渠等については、都市化による河川への雨水の集中的流入を考慮し、河川の流量能力を著しく損なうことがないよう対処する。

(3) 浸水想定区域の指定と周知

- ア 町の役割

(ア) 町は、浸水想定区域の指定があったときは、町地域防災計画において少なくとも当該浸水想定区域ごとに避難判断水位到達情報の伝達方法、避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項、浸水想定区域内に主として高齢者等の要配慮者が利用する施設（以下「要配慮者利用施設」という。）で洪水時に利用者の円滑かつ迅速な避難を確保が必要なもの又は大規模工場等（大規模な工場その他地域の社会経済活動に重大な影響が生じる施設として町が条例で定める用途及び規模に該当するもの）の所有者又は管理者から申出があった施設で洪水時に浸水の防止を図る必要があるものについて、これらの施設の名称及び所在地について定めるものとする。

名称及び所在地を定めたこれらの施設について、町は、町地域防災計画に当該施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員に対する避難判断水位到達情報等の伝達方法を定めるものとする。

(イ) 町は、町地域防災計画において定められた避難判断水位到達情報等の伝達方法、避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項、浸水想定区域内の要配慮者利用施設及び大規模工場等の名称及び所在地について町民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他必要な措置を講じるものとする。

(ウ) 町は、水防法第15条に基づきハザードマップ等を作成、配布、研修等を実施し、災害リスクや災害時にとるべき行動について普及・啓発を図る。

イ 施設管理者等の役割

(ア) 地下街等の所有者・管理者

町地域防災計画に名称及び所在地を定められた地下街等の所有者又は管理者は、洪水時の避難確保及び浸水防止に関する計画を作成し、その計画に基づく避難誘導及び浸水防止活動等の訓練を行うほか、自衛水防組織を置く。

(イ) 要配慮者利用施設の所有者・管理者

町地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、洪水時の避難確保に関する計画を作成し、その計画に基づく避難誘導等の訓練を実施するほか、自衛水防組織を置くように努める。

町は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努める。また、当該施設の所有者又は管理者に対して、必要に応じて、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言等を行う。

(ウ) 大規模工場等の所有者・管理者

町地域防災計画に名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、洪水時の浸水防止に関する計画を作成し、その計画に基づく浸水防止活動等の訓練を実施するほか、自衛水防組織を置くように努める。

(4) 大規模氾濫減災協議会

大規模氾濫減災対策協議会は、社会全体で水害を防止・軽減させるためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することを目的として、国、地方公共団体、河川管理者、水防管理者に加え、公共交通事業者、メディア関係者、利水ダム管理者等の集水域を含めた流域全体のあらゆる関係者が協働し、「流域治水」の取組みを推進するための密接な連携体制を構築するものである。

「沖縄県管理河川の大規模氾濫に関する減災対策協議会」に参加し、次の事項について協議し、

情報共有を図る。

- ア 現状の水害リスク情報や減災に係る取組状況の共有
- イ 円滑かつ迅速な避難、的確な水防活動を実現するための各構成員がそれぞれ又は連携して取り組む事項をまとめた「地域の取組方針」の作成
- ウ 「地域の取組方針」に基づく対策の実施状況のフォローアップ
- エ 流域治水に関すること
- オ その他、大規模氾濫に関する減災対策に関して必要な事項

【流域治水プロジェクト】

気候変動による水災害リスクの増大に備えるためには、流域に関わる関係者が、主体的に取り組む社会を構築する必要がある。

河川管理者を含む、あらゆる関係者（国・県・市町・企業・住民等）の協働により流域全体で行う治水「流域治水」へ転換するため、「流域治水プロジェクト」を示し、ハード・ソフト一体となった事前防災対策を加速させ、地域住民の安全・安心の確保を図るものである。

本町域の流域治水プロジェクト

| 協議会名 | 水系名 | 関連市町 | 公表日 |
|--------------------------|--------|-------------------------------------|--------|
| 沖縄県管理河川の大規模氾濫に関する減災対策協議会 | 小波津川水系 | 西原町 | 令和3年8月 |
| | 国場川水系 | 那覇市、糸満市、豊見城市、南城市、与那原町、南風原町、八重瀬町、西原町 | 令和3年8月 |

2 土砂災害予防計画（実施主体：総務部、建設部）

(1) 砂防関係事業

ア 危険箇所・警戒区域等

町内には、急傾斜地や急勾配の溪流、がけ崩れ、地すべり及び土石流による災害が予想される危険箇所・警戒区域等が66箇所ある。

急傾斜、地すべり及び土石流による危険が予想される区域は、4箇所ある。

イ 対策

町は、県と連携・協力して、警戒避難対策等による被害防止が困難な危険箇所を把握し、土砂災害防止法、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律、地すべり等防止法及び砂防法など関係法令に基づく危険区域の防災対策を講じる。

ウ 緊急情報の発信

町、県は、土砂災害防止法に基づき河道閉塞等の発生の有無を調査し、土砂災害緊急情報を発信する。

(2) 警戒避難体制の整備

ア 土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域の指定に伴う措置

町は、警戒区域ごとに土砂災害に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発令及び伝達に関する事項、避難施設その他の避難場所及び避難経路その他の避難路に関する事項、災害対策基本法48条第1項の防災訓練として町長が行う土砂災害に係る避難訓練の実施に関する事項、

警戒区域内に、要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設）であって、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地、救助に関する事項、その他警戒区域における円滑な警戒避難に必要な事項について、町地域防災計画に定め、町民等に周知を図るための措置を講ずる。

イ 土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域のハザードマップ等の作成、配布

町は、土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域のハザードマップ等を作成、配布、研修等を実施し、災害リスクや災害時にとるべき行動について普及・啓発を図る。

(3) 危険盛土の是正指導

町は、盛土による災害防止に向けた総点検等をふまえ、危険が確認された盛土については、宅地造成及び特定盛土等規制法などの各法令に基づき、速やかに撤去命令等の是正指導を行う。

3 農地等災害の予防及び防災営農の確立（実施主体：建設部）

農業災害予防のため、農地農業用施設の保全及び防災営農の推進は、以下によるものとする。

(1) 農地防災事業の促進

ア 農地保全整備事業

町及び県は、降雨によって浸食を受けやすい特殊土壌地帯や急傾斜地帯に造成された農地の浸食・崩壊を未然に防ぐための事業を推進する。

イ ため池等整備事業

(ア) 土砂崩壊防止工事

町は、農地、農業用施設及び他に被害を及ぼすおそれのある地区の土砂崩壊を未然に防ぐため、土砂崩壊の危険性のある地域を中心に事業を推進する。

(イ) 老朽ため池等整備工事

町は、町内に所在するかんがい用ため池で、古いこと等から堤体及び取水施設等がそのまま放置すると、豪雨時に破堤し、下流地域に多大な被害を招くおそれのあるため池について、緊急度の高いものから順次補修事業を実施する。

ウ 地すべり対策事業

町は、地すべり防止区域において地すべりによる被害を除去又は軽減し、農地及び農業用施設等を未然に防止する事業を推進する。

(2) 防災営農の確立

ア 指導体制の確立

町は、地域農業に影響を与える各種災害を回避・克服して、農業生産力及び農業所得の向上を図るため、関係機関、団体の統一的な指導体制の確立を図るものとする。

(ア) 指導組織の統一及び指導力の強化

町は、各種の防災研修を強化し、指導力の向上を図る。

(イ) 防災施設の拡充

町は、各種の防災実証展示施設の充実により、防災対策の普及・啓発を図る。

イ 営農方式の確立

町は、地域農業の当面する諸問題に積極的に対応しつつ、亜熱帯農業における防災営農技術の確立を図る。

4 高潮等対策（実施主体：総務部、建設部、県）

(1) 港湾整備事業

港湾、漁港等は管理区分によって町又は県が、それぞれ高潮、津波等による災害予防施設の整備強化を図るものとする。

(2) 警戒避難体制の整備

町は、沖縄県高潮被害想定調査結果（平成18年度～平成19年度）に基づき、津波・高潮ハザードマップ作成マニュアル（内閣府ほか、平成16年）等を活用して、高潮避難計画を検討し、高潮ハザードマップの作成・普及を実施する。

5 緑地の整備・保全（実施主体：建設部）

土砂災害の危険性が高い山麓部などの斜面地等については、砂防事業、地すべり対策事業及び急傾斜地崩壊対策事業等との連携や、緑地協定等による市街地における緑地の確保を図り、土砂災害防止や延焼遮断等の機能を有する緑地の体系的な整備・保全を推進する。

第2款 建築物・構造物等災害予防計画

本計画は、風水害、大火災等による建造物の災害を防御するため、以下の項目について、防災建造物の建設を促進し、建造物被害の減少を図るものとする。

1 建築物等の耐風及び耐火対策の促進（実施主体：建設部）

町は、建築物等の防風、防火、避難等の機能確保のため、適切な維持保全の周知に努めるとともに、建築物の耐風及び耐火対策を促進するものとする。

2 公共建築物の耐風及び耐火対策等（実施主体：建設部）

町は、所有の公共建築物のうち老朽化施設については、建替え又は補強等によって、耐風、耐水、耐浪及び耐火対策を進めるものとし、特に、体育館や公民館等、災害時の指定避難所となる公共施設については、開口部への雨戸設置、屋根の飛散防止等、耐風対策などを優先的に行うものとする。

3 公共建築物等の定期点検及び定期検査（実施主体：関係部）

町は、公共建築物については、建築設備等の定期点検及び検査を実施し、防火・避難等の機能を確保するものとする。

4 文化財災害予防計画（実施主体：教育部、文化財の所有者又は管理者）

建造物、美術工芸品等の有形文化財、史跡、名勝、天然記念物等を災害から守るため、次により災害予防の徹底を図るものとする。

- (1) 文化財の所有者又は管理者、町は、管内文化財の防災計画を策定し、平常時から県警察及び消防機関と連携し、災害予防対策を実施する。
- (2) 町は、文化財の指定地内に居住する所有者に火気使用の制限を指導する。
- (3) 町は、防災施設の必要な指定文化財について年次計画をもって防災施設の設置を促進する。
- (4) 文化財の所有者又は管理者、町は、暴風による倒壊等の防止対策及び落下物等による破損防止対策を行うものとする。
- (5) 町は、文化財の所有者又は管理者に対し、防災体制の確立指導を指導する。

第3款 不発弾災害予防計画

不発弾の爆発等による災害の発生及び拡大を防止するため、不発弾処理体制に万全を期し、関係機関の連絡協調を密にして不発弾処理の円滑化を図るとともに、町民一般に対する不発弾に関する防災知識の普及徹底を図る。

1 不発弾の処理体制（実施主体：総務部、県、県警察、自衛隊、第十一管区海上保安本部（中城海上保安部））

不発弾の処理は、概ね次によるものとする。

(1) 陸上で発見される不発弾の処理

ア 発見者は最寄りの交番又は浦添警察署に通報し、浦添警察署は県警察本部に発見届出をする。

イ 県警察本部長は、発見届出の都度、陸上自衛隊第15旅団長(第101不発弾処理隊)に処理要請を行う。

ウ 第101不発弾処理隊は、必要に応じ現場調査を行い弾種及び発見場所の状況等を勘案して撤去計画を立てる。

エ 小型砲弾等比較的危険度が少なく移動可能な弾種は、第101不発弾処理隊により回収し、一時保管庫へ搬入する。

オ 爆弾等危険度が高いものは、発見現場で信管離脱後、一時保管庫へ搬入する。

カ 信管離脱作業は、非常に危険を伴うので、次の対策を講じた上で実施する。

(ア) 町内で爆弾等危険度の高い不発弾が発見された場合は、町は、関係機関と撤去日時、交通規制、避難計画について協議するための処理対策会議を開催し、処理計画について十分な調整を図り、周知徹底する。

なお、関係機関は、責任分担覚書等を交換し、任務責任等を明確にするものとする。

(イ) 町は、避難範囲を定め、その区域への交通を規制し、地域住民を避難させる。

(ウ) 町長を本部長とする現地対策本部を設置する。

(2) 海中で発見される不発弾の処理

ア 発見者から通報を受けた町長、第十一管区海上保安本部（中城海上保安部）、県知事又は港湾管理者から、海上自衛隊沖縄基地隊司令への処理要請を行う。

イ 危険度が少なく移動可能なものは、沖縄水中処分隊により回収撤去し、一時保管庫へ搬入する。

ウ 危険度が高く、移動困難なものは、現地対策本部を設置し、発見現場で爆破処理する。

エ 爆破処理作業は、非常に危険を伴うので、次の対策を講じた上で実施する。

(ア) 町内で爆弾等危険度の高い不発弾が発見された場合は、町は、関係機関と撤去日時、交通規制、通行船舶規制、避難計画等について協議するための処理計画について十分な調整を図り、周知徹底する。

(イ) 町は、危険範囲を定め、その地域への船舶及び町民等の立入りを規制する。

(ウ) 町長を本部長とする現地対策本部を設置する。

2 関係機関の協力体制の確立（実施主体：総務部、県、国、関係機関）

町、県、国及びその他関係機関等の協力体制を確立し、不発弾等の調査、探査及び発掘処理工事の安全かつ円滑な推進を図るものとする。

第4款 気象観測施設・体制の整備

風水害等による被害を未然に防止し、あるいは軽減するため、雨量・水位等の気象観測施設の整備を行う必要がある。

このため、観測施設を有する機関は、当該施設及び観測体制の整備を推進するとともにこれらの施設による観測資料の活用・提供等に積極的に協力するものとする。

1 沖縄気象台における気象業務体制の整備（実施主体：総務部、沖縄気象台）

沖縄気象台は、気象庁防災業務計画に基づき、気象、高潮、高波、地震・津波及び火山現象等の災害に関する気象業務体制の整備及び充実を図る。

(1) 観測施設の整備充実

沖縄気象台は、降雨状況等を監視するため、雨量計や潮位観測施設などを適切に整備配置し、関係行政機関、県及び町等と協力して観測体制の充実に努める。

(2) 観測資料等のデータベースの構築

沖縄気象台は、災害発生時等において、防災気象情報を補完するための観測資料等を防災機関等へ適時・適切に提供できるよう、過去の観測資料等を収集・整理しデータベース化を図る。

また、風水害等の警戒避難に必要な観測情報を、リアルタイムに町や町民等に提供する体制やシステムの整備を推進する。

2 主要関係機関における気象観測体制の整備（実施主体：総務部、建設部、県、関係機関）

町、県及び関係機関においては現有施設の十分な活用を行うとともに、雨量計（自記、テレメータ等）及び水位計（自記、テレメータ等）の整備充実を図る。

また、町は、風水害等の警戒避難に必要な観測情報を、リアルタイムに町民等に提供する体制やシステムの整備を推進する。

第3節 風水害等に強い人づくり

第1款 防災知識の普及・啓発

町及び関係機関は、台風や大雨、火災等に対する教訓、訓練、広報を充実・強化し、風水害等への町民等の防災意識や対応力を維持・向上させる。

特に近年、台風への防災意識の低下が懸念され、台風時に外出して負傷する事例が多数みられることから、町、県及び関係機関は、台風や大雨、火災等に対する教訓、訓練、広報を充実・強化し、風水害等に対する町民等の防災意識や対応力を維持・向上させるため、過去に本町に甚大な被害をもたらした台風等の教訓を再認識し、災害の教訓を風化させないことが重要である。

1 台風教育（実施主体：総務部、教育部、沖縄気象台）

(1) 講演会

沖縄気象台及び町は、防災気象講演会やお天気教室等を定期的で開催し、町民向けの台風や大雨等の気象災害の知識を普及する。

(2) 防災教育

町は、幼稚園、小・中学校の学校教育等において、台風・大雨等の災害の基礎知識や避難行動等についての防災教育を徹底する。

(3) 災害教訓の伝承

ア 台風災害の蓄積と公開

町は、町内の過去の大規模な台風災害に関する資料、文献及び映像等をライブラリー化し、町民への災害記録や教訓等の周知に努める。

イ 台風災害の経験・教訓等の伝承

町は、過去の大規模台風災害等の検証や記念事業（シンポジウム、現地歩き、展示会、被災者の語り部等）を定期的実施し、災害等の教訓を後世に伝える。

第2款 自主防災組織の育成

町は、洪水・高潮等の浸水、土砂災害、暴風等に対する自主防災組織等の活動体制を整備し、風水害への地域防災力を確保する。

特に、風水害においては、浸水想定区域や土砂災害警戒区域等の危険箇所内の避難誘導や避難行動要支援者等の避難支援を円滑に行えるように自主防災組織等の協力体制の整備を促進する。

また、地域防災のリーダーとして自主防災組織の核となる人材の養成や、消防団員の候補者となりうる町民や企業就業者への研修を行い、町内の自主防災組織の組織化や、消防団員の確保に努める。

第4節 風水害等応急対策活動の準備

第1款 個別応急対策の迅速かつ円滑な実施のための事前措置の充実

1 水防及び救助施設等整備計画（実施主体：総務部、建設部、東部消防組合、船舶関係者、危険物取扱者）

水防、消防及び救助施設等の現況、管理及びその整備は、次によるものとする。

(1) 水防施設等

水防法の規定により、町、東部消防組合は、管内における水防を十分に果す責任を有し、水災の防御及びこれに因る被害を軽減するため、必要に応じて水防倉庫及び水防機材等の水防施設を整備するものとする。

(2) 流出危険物防除資機材

町、東部消防組合、船舶関係者及び製油所及び油槽所等の石油等危険物取扱者は、大量に流出した危険物による災害の拡大防止等に必要な、以下の資機材等の整備を図るものとする。

ア 流出危険物の災害防止に必要なオイルフェンス、むしろ、応急木材、作業船等

イ 流出危険物の回収及び処理に必要な油処理剤、油吸着剤並びに吸引ポンプ、バージ等

ウ 流出危険物から火災が発生した場合の消防活動に必要な化学消防車、化学消火剤及び消火器具等

エ 流出危険物による災害の拡大防止に必要なガス検知機及び通信機器等

第5節 道路事故災害予防計画

1 危険箇所の点検・補修（実施主体：建設部、沖縄総合事務局、土木建築部、西日本高速道路）

道路管理者は、道路構造物や沿道斜面等を定期的に点検・調査し、異常箇所の補修・改良、危険箇所の防災対策を行う。

2 体制・資機材の整備等（実施主体：建設部、沖縄総合事務局、土木建築部、西日本高速道路）

道路管理者及び県警察は、大規模事故発生時の情報収集・伝達、交通規制、復旧等を速やかに行うため、情報の連絡、提供体制、対策資機材等の整備に努める。

第6節 海上災害予防計画

1 災害応急対策への備え（建設部、第十一管区海上保安本部、沖縄総合事務局、県、消防機関）

(1) 情報連絡体制の整備

第十一管区海上保安本部、県及び町は、大規模海難や油等流出事故が発生した場合に、沿岸の町民、事業者、漁業協同組合及び港湾・漁港管理者及び船舶等に緊急情報を収集・伝達する体制を確立しておく。

(2) 消防、救助体制の整備

第十一管区海上保安本部及び町は、海上捜索活動を実施できる船舶等の整備に努める。

また、町及び消防機関は、消防艇等の消防用機械・資機材等の整備に努めるとともに、海水等を消防水利として活用する施設の整備に努める。

(3) 油防除作業体制の整備

県及び町等は、迅速かつ的確な油防除ができるように、油防除マニュアルの作成や防除資機材の整備に努める。

(4) 訓練等

第十一管区海上保安本部、沖縄総合事務局、県、町及び消防機関等は、大規模な海難事故や油の大量流出事故等を想定して、海上消火、海難救助及び流出油防除等の訓練を実施するとともに、海難事故や油流出事故への対応を迅速かつ的確に実施できる人材を育成する。

第3編 災害応急対策計画 (修正素案)

第3編 災害応急対策計画

目次

| | |
|---|----|
| 第3編 災害応急対策計画..... | 1 |
| 第1章 地震・津波災害応急対策計画..... | 1 |
| 第1節 組織計画 | 1 |
| 1 西原町災害対策本部（実施主体：各班） | 1 |
| 2 西原町防災会議（実施主体：防災会議委員） | 4 |
| 3 防災関係機関の協力体制（実施主体：防災関係機関） | 4 |
| 4 災害対策の動員（実施主体：各班） | 4 |
| 第2節 地震情報・津波警報等の伝達計画 | 12 |
| 1 緊急地震速報（実施主体：気象庁） | 12 |
| 2 地震情報等の種類及び発表基準（実施主体：気象庁） | 12 |
| 3 大津波警報・津波警報・注意報、津波情報の種類及び発表基準（実施主体：気象庁） ... | 13 |
| 4 津波警報等の伝達（実施主体：本部事務局班、各班、防災関係機関等） | 18 |
| 5 近地地震津波に対する自衛処置（実施主体：本部事務局班） | 18 |
| 第3節 地震災害時の避難計画 | 20 |
| 1 実施責任者 | 20 |
| 2 避難指示等の運用（実施主体：本部事務局班、県、避難措置の実施者） | 21 |
| 3 避難の実施の方法（実施主体：消防対策班、福祉統括班） | 23 |
| 第4節 津波災害時の避難計画 | 24 |
| 1 実施責任者 | 24 |
| 2 避難指示等の発令（実施主体：本部事務局班） | 24 |
| 3 避難場所（実施主体：本部事務局班） | 25 |
| 4 避難誘導（実施主体：消防対策班） | 25 |
| 5 船舶等の避難（実施主体：第十一管区海上保安本部（中城海上保安部）） | 25 |
| 第5節 南海トラフ地震臨時情報が発表された場合の措置 | 26 |
| 1 南海トラフ地震に関連する情報について（実施主体：気象庁） | 26 |
| 2 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合における災害応急対策に係る措置（実施主体：総務部） | 28 |
| 3 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）又は（巨大地震注意）が発表された場合に | |

| | |
|---|-----------|
| おける災害応急対策に係る措置（実施主体：総務部、関係各部） | 28 |
| 第2章 風水害等災害応急対策計画 | 30 |
| 第1節 組織計画 | 30 |
| 1 災害対策本部の設置（実施主体：各班） | 30 |
| 2 本部設置に至らない場合の措置（実施主体：本部事務局班、各班） | 30 |
| 3 本部設置場所 | 30 |
| 4 本部の解散 | 31 |
| 5 本部設置等の通知公表（実施主体：本部事務局班、企画財政班） | 31 |
| 6 災害対策本部の組織（実施主体：各班） | 31 |
| 7 災害対策の動員（実施主体：各班） | 31 |
| 第2節 気象警報等の伝達計画 | 34 |
| 1 警報等の種類及び発表基準（実施主体：沖縄气象台、県、町長） | 34 |
| 2 警報等の発表及び解除等の発表機関（実施主体：沖縄气象台、地方气象台、町長、県（知事）） | 41 |
| 3 気象警報等の伝達（実施主体：本部事務局班、県、国、防災関係機関） | 42 |
| 4 災害が発生するおそれのある異常現象発見時の措置（実施主体：本部事務局班、浦添警察署、第十一管区海上保安本部（中城海上保安部）、町民等） | 42 |
| 第3節 風水害避難計画 | 44 |
| 1 実施責任者 | 44 |
| 2 避難指示等の発令（実施主体：本部事務局班、福祉統括班） | 44 |
| 3 避難場所（実施主体：本部事務局班） | 48 |
| 4 避難誘導（実施主体：消防対策班） | 48 |
| 第4節 水害対策計画 | 49 |
| 1 実施責任者 | 49 |
| 2 水害対策組織と機構 | 49 |
| 3 連絡協議において協議すべき事項 | 49 |
| 4 本部の事務分担（実施主体：各班） | 49 |
| 5 水害対策非常配備（実施主体：各班） | 50 |
| 6 水害対策巡視（実施主体：土木統括班） | 51 |
| 7 水位及び潮位の通報（実施主体：土木統括班） | 51 |
| 第5節 海上災害応急対策計画 | 52 |
| 1 連絡調整本部の設置（実施主体：本部事務局班、国、県、第十一管区海上保安本部（中城海上保安部）、関係機関） | 52 |
| 2 実施機関 | 52 |

| | | |
|------------|--|-----------|
| 3 | 海上災害時の通報系統（実施主体：本部事務局班、国、県、第十一管区海上保安本部（中城海上保安部）、県警察、消防機関、関係機関） | 53 |
| 4 | 第十一管区海上保安本部（中城海上保安部）の実施事項（実施主体：第十一管区海上保安本部（中城海上保安部）） | 53 |
| 5 | 町の実施事項（実施主体：本部事務局班、消防対策班） | 57 |
| 第6節 | 道路事故災害応急対策計画 | 59 |
| 1 | 発生直後の情報の収集・連絡及び通信の確保（実施主体：本部事務局班、道路管理者） | 59 |
| 2 | 応急活動及び活動体制の確立（実施主体：道路管理者、関係機関） | 59 |
| 3 | 救助・応急、医療及び消火活動（実施主体：消防対策班、本部事務局班、道路管理者） | 59 |
| 4 | 道路、橋梁等の応急措置（実施主体：道路管理者、ライフライン事業者、県警察） | 59 |
| 5 | その他（実施主体：道路管理者） | 59 |
| 第3章 | 共通の災害応急対策計画 | 60 |
| 第1節 | 災害通信計画 | 60 |
| 1 | 通信の協力体制（実施主体：通信設備の所有者又は管理者） | 60 |
| 2 | 通信設備の利用法（実施主体：本部事務局班、企画財政班） | 60 |
| 3 | 町における措置（実施主体：本部事務局班、企画財政班） | 61 |
| 第2節 | 災害状況等の収集・伝達計画 | 62 |
| 1 | 実施責任者 | 62 |
| 2 | 災害状況の収集（実施主体：本部事務局班） | 62 |
| 3 | 災害発生直後の第1次情報の報告（実施主体：本部事務局班、消防本部） | 62 |
| 4 | 災害報告（実施主体：本部事務局班） | 63 |
| 5 | 安否情報の提供（実施主体：企画財政班） | 64 |
| 第3節 | 災害広報計画 | 65 |
| 1 | 実施機関 | 65 |
| 2 | 実施機関相互の連絡 | 65 |
| 3 | 広報活動（実施主体：企画財政班、各班） | 65 |
| 4 | 町民に対する広報（実施主体：企画財政班） | 65 |
| 5 | 風水害時の災害広報（実施主体：企画財政班） | 66 |
| 第4節 | 自衛隊災害派遣要請計画 | 67 |
| 1 | 町長の派遣要請要求等（実施主体：町長、本部事務局班） | 67 |
| 2 | 派遣部隊の活動内容（実施主体：自衛隊） | 67 |
| 3 | 派遣部隊との連絡調整（実施主体：本部事務局班、県、自衛隊） | 67 |

| | | |
|--------------------------|--|-----------|
| 4 | 町及び県の準備すべき事項（実施主体：本部事務局班、県） | 68 |
| 5 | 災害派遣等を命ぜられた部隊等の自衛官の権限等（実施主体：自衛隊） | 68 |
| 6 | 派遣部隊の撤収（実施主体：本部事務局班、知事、自衛隊） | 69 |
| 7 | 経費の負担区分等（実施主体：本部事務局班） | 69 |
| 8 | ヘリポートの準備（実施主体：本部事務局班） | 69 |
| 9 | 自衛隊の自主派遣（実施主体：自衛隊） | 69 |
| 第5節 広域応援要請計画 | | 70 |
| 1 | 国等への応援要請（実施主体：本部事務局班） | 70 |
| 2 | 防災関係機関における応援要請（実施主体：本部事務局班、警察、消防機関） | 70 |
| 第6節 指定避難所の開設・運営計画 | | 72 |
| 1 | 指定避難所の開設及び収容保護（実施主体：避難所班、本部事務局班） | 72 |
| 2 | 避難者の移送（実施主体：本部事務局班） | 72 |
| 3 | 指定避難所の運営管理（実施主体：避難所班） | 72 |
| 4 | 避難の長期化への対応（実施主体：避難所班、土木対策班、県） | 74 |
| 5 | 県有施設の利用（実施主体：避難所班、県） | 74 |
| 6 | 船舶の利用（実施主体：避難所班、県、第十一管区海上保安本部（中城海上保安部）） | 74 |
| 7 | 学校等の指定避難所の受入れ（実施主体：教育委員会） | 74 |
| 8 | 在宅避難者等の支援（実施主体：避難所班） | 74 |
| 9 | 広域一時滞在（実施主体：町長、本部事務局班、知事） | 74 |
| 第7節 観光客等対策計画 | | 77 |
| 1 | 実施責任者 | 77 |
| 2 | 避難情報の伝達及び避難誘導（実施主体：産業観光班、消防対策班、観光施設等の管理者、交通機関の管理者） | 77 |
| 3 | 避難収容（実施主体：産業観光班、県、観光施設等の管理者） | 77 |
| 4 | 帰宅支援（実施主体：企画財政班、県） | 78 |
| 第8節 要配慮者対策計画 | | 79 |
| 1 | 実施責任者 | 79 |
| 2 | 避難行動要支援者の避難支援（実施主体：福祉統括班） | 79 |
| 3 | 避難生活への支援（実施主体：福祉統括班、町民班、県） | 79 |
| 4 | 外国人への支援（実施主体：産業観光班、県） | 79 |
| 第9節 消防計画 | | 81 |
| 1 | 実施責任者 | 81 |
| 2 | 火災、風水害等警防計画（実施主体：消防対策班、消防本部） | 81 |
| 3 | 救助・救急計画（実施主体：消防対策班、消防本部） | 81 |

| | | |
|------|---|----|
| 4 | 相互応援計画（実施主体：消防機関） | 81 |
| 第10節 | 救出計画 | 82 |
| 1 | 実施責任者 | 82 |
| 2 | 救出の方法（実施主体：消防対策班、本部事務局班、消防本部、浦添警察署、県、） | 82 |
| 3 | 救出用資機材の調達（実施主体：消防対策班、消防本部） | 82 |
| 4 | 惨事ストレス対策（実施主体：消防本部） | 82 |
| 第11節 | 医療救護計画 | 83 |
| 1 | 実施責任者 | 83 |
| 2 | 医療救護活動に関する組織体制（実施主体：県） | 83 |
| 3 | 情報収集と共有（実施主体：健康保険班、県、県医療本部） | 83 |
| 4 | 医療救護の実施（実施主体：健康保険班、県、DMAT、DPAT、医療救護班） | 84 |
| 5 | 医療機関の活動（実施主体：医療機関） | 85 |
| 6 | 傷病者の搬送（実施主体：健康保険班、消防機関、県医療本部、県） | 85 |
| 7 | 助産体制（実施主体：健康保険班、県） | 86 |
| 8 | 医薬品、衛生材料及び血液製剤等の確保（実施主体：健康保険班） | 86 |
| 9 | 被災者の健康管理とこころのケア（実施主体：健康保険班、県、DPAT） | 86 |
| 第12節 | 交通応急対策計画 | 88 |
| 1 | 実施責任者 | 88 |
| 2 | 実施要項（実施主体：土木統括班、道路管理者、県公安委員会、県、警察機関、自衛隊、消防機関） | 88 |
| 3 | 相互連絡（実施主体：道路管理者、警察機関） | 92 |
| 4 | 発見者等の通報（実施主体：土木統括班、警察機関） | 92 |
| 5 | 台風・大雨・津波時の対策（実施主体：土木統括班、道路管理者、警察機関） | 92 |
| 第13節 | 輸送計画 | 94 |
| 1 | 実施責任者 | 94 |
| 2 | 輸送対象 | 94 |
| 3 | 輸送方法（実施主体：総務班） | 94 |
| 4 | 広域輸送拠点の確保（実施主体：本部事務局班） | 95 |
| 第14節 | 治安警備計画 | 96 |
| 1 | 治安警備活動（実施主体：本部事務局班、浦添警察署） | 96 |
| 第15節 | 災害救助法適用計画 | 97 |
| 1 | 実施責任者 | 97 |
| 2 | 救助法の適用基準 | 97 |
| 3 | 救助法の適用手続き（実施主体：福祉統括班、県） | 98 |

| | | |
|------|--------------------------------|-----|
| 4 | 救助法による救助の程度、方法、期間及び実費弁償の基準 | 98 |
| 第16節 | 給水計画 | 99 |
| 1 | 実施責任者 | 99 |
| 2 | 給水方法（実施主体：上下水道班） | 99 |
| 3 | 給水量（実施主体：上下水道班） | 99 |
| 4 | 水道施設の応急復旧（実施主体：上下水道班） | 99 |
| 5 | 医療施設等への優先的給水（実施主体：上下水道班） | 99 |
| 第17節 | 食料供給計画 | 100 |
| 1 | 実施責任者 | 100 |
| 2 | 食料の調達方法（実施主体：福祉統括班） | 100 |
| 3 | 応急配給及び炊き出しの方法（実施主体：福祉統括班、避難所班） | 100 |
| 4 | 炊き出し等食料の給与の費用及び期間等 | 101 |
| 5 | 要配慮者等に配慮した食料の給与（実施主体：福祉統括班） | 101 |
| 第18節 | 生活必需品供給計画 | 102 |
| 1 | 実施責任者 | 102 |
| 2 | 物資の調達（実施主体：福祉統括班、本部事務局班） | 102 |
| 3 | 物資の給与又は貸与（実施主体：福祉統括班） | 102 |
| 4 | 物資の配給方法（実施主体：福祉統括班） | 102 |
| 5 | 義援物資の受入れ、金品の保管及び配分（実施主体：福祉統括班） | 103 |
| 第19節 | 防疫計画 | 104 |
| 1 | 実施責任者 | 104 |
| 2 | 感染症対策実施の組織（実施主体：健康保険班） | 104 |
| 3 | 感染症対策の指示（実施主体：知事） | 104 |
| 4 | 感染症対策の実施（実施主体：健康保険班、上下水道班） | 104 |
| 5 | 消毒薬剤の調達（実施主体：健康保険班） | 105 |
| 6 | 臨時予防接種（実施主体：健康保険班） | 105 |
| 7 | その他（実施主体：健康保険班） | 105 |
| 第20節 | 清掃計画 | 106 |
| 1 | 実施責任者 | 106 |
| 2 | ごみの収集処理の方法（実施主体：環境衛生班） | 106 |
| 3 | し尿の収集処理の方法（実施主体：環境衛生班） | 106 |
| 4 | 食品衛生監視（実施主体：健康保険班） | 106 |
| 5 | 犬等及び危険動物の保護・収用計画（実施主体：環境衛生班） | 106 |
| 6 | ペットへの対応（実施主体：環境衛生班） | 106 |

| | | |
|--------|---|-----|
| 第 21 節 | 行方不明者の捜索及び遺体処理並びに埋葬計画 | 108 |
| 1 | 実施責任者 | 108 |
| 2 | 行方不明者の捜索（実施主体：消防対策班） | 108 |
| 3 | 行方不明者発見後の収容及び処理（実施主体：消防対策班、本部事務局班、警察官又は海上保安官） | 108 |
| 4 | 遺体の処理（実施主体：本部事務局班） | 109 |
| 5 | 遺体の埋（火）葬（実施主体：本部事務局班） | 109 |
| 6 | 行方不明者の捜索等の費用及び期間等 | 109 |
| 第 22 節 | 障害物の除去・災害廃棄物処理計画 | 111 |
| 1 | 実施責任者 | 111 |
| 2 | 除去の方法（実施主体：土木統括班、道路管理者、河川管理者、港湾管理者、第十管区海上保安本部（中城海上保安部）） | 111 |
| 3 | 災害廃棄物の処理（実施主体：土木統括班、環境衛生班、県） | 112 |
| 第 23 節 | 住宅応急対策計画 | 113 |
| 1 | 実施責任者 | 113 |
| 2 | 応急仮設住宅の建設（実施主体：土木統括班、町民班、県） | 113 |
| 3 | 住宅の応急修理（実施主体：土木統括班） | 114 |
| 4 | 県営住宅の活用（実施主体：県） | 114 |
| 5 | 住家の被災調査（実施主体：税務班、県） | 114 |
| 6 | 被災者台帳の作成（実施主体：税務班） | 115 |
| 第 24 節 | 二次災害の防止計画 | 116 |
| 1 | 実施責任者 | 116 |
| 2 | 被災建築物の応急危険度判定（実施主体：土木統括班、県） | 116 |
| 3 | 被災宅地の危険度判定（実施主体：土木統括班、県） | 116 |
| 4 | 降雨等による水害・土砂災害の防止（実施主体：土木統括班、県） | 116 |
| 5 | 高潮、波浪等の対策（実施主体：土木統括班、県、国） | 117 |
| 第 25 節 | 教育対策計画 | 118 |
| 1 | 実施責任者 | 118 |
| 2 | 応急教育対策（実施主体：各学校長（園長）、町教育委員会） | 118 |
| 3 | 学校給食対策（実施主体：町教育委員会） | 119 |
| 4 | 社会教育施設等対策（実施主体：公民館施設等の管理者） | 119 |
| 5 | 罹災児童・生徒の保健管理（実施主体：町教育委員会） | 120 |
| 6 | 文化財の保護（実施主体：文化財の所有者等、文化班、生涯学習班） | 120 |

| | | |
|--------|--|-----|
| 第 26 節 | 危険物等災害応急対策計画 | 121 |
| 1 | 石油類（実施主体：本部事務局班、消防機関、施設責任者） | 121 |
| 2 | 高圧ガス類（実施主体：本部事務局班、消防機関、施設責任者） | 121 |
| 3 | 火薬類（実施主体：本部事務局班、消防機関、施設責任者） | 121 |
| 4 | 毒物劇物（実施主体：本部事務局班、消防機関、施設責任者） | 122 |
| 5 | 石油コンビナート（実施主体：本部事務局班、消防機関、施設責任者） | 122 |
| 第 27 節 | 労務供給計画 | 123 |
| 1 | 実施責任者 | 123 |
| 2 | 労務者供給の方法（実施主体：産業観光班、本部事務局班） | 123 |
| 3 | 救助法による賃金職員等の雇上げ（実施主体：産業観光班） | 123 |
| 4 | 従事命令、協力命令（実施主体：産業観光班） | 124 |
| 第 28 節 | 民間団体の活用計画 | 127 |
| 1 | 実施責任者 | 127 |
| 2 | 協力要請対象団体 | 127 |
| 3 | 協力要請（実施主体：本部事務局班） | 127 |
| 第 29 節 | ボランティア受入計画 | 128 |
| 1 | ボランティアの募集（実施主体：福祉統括班、社会福祉協議会） | 128 |
| 2 | ボランティアの受入れ（実施主体：福祉統括班、社会福祉協議会） | 128 |
| 3 | ボランティアの活動内容 | 128 |
| 4 | ボランティアの活動支援（実施主体：福祉統括班、県、社会福祉協議会） | 129 |
| 第 30 節 | 公共土木施設応急対策計画 | 130 |
| 1 | 実施責任者 | 130 |
| 2 | 施設の防護（実施主体：土木統括対策班、産業観光班、県、沖縄総合事務局、西日本 高速道路(株)） | 130 |
| 3 | 応急措置（実施主体：土木統括班、産業観光班、県、沖縄総合事務局、西日本高速道路 (株)） | 131 |
| 4 | 応急工事（実施主体：土木統括班、産業観光班、県、沖縄総合事務局、西日本高速道路 (株)） | 131 |
| 第 31 節 | ライフライン等施設応急対策計画 | 133 |
| 1 | 電力施設応急対策（実施主体：沖縄電力株式会社） | 133 |
| 2 | ガス施設応急対策（実施主体：ガス関係業者） | 133 |
| 3 | 液化石油ガス施設応急対策（実施主体：液化石油ガス販売事業所） | 133 |
| 4 | 上水道施設応急対策（実施主体：上下水道班） | 133 |
| 5 | 下水道施設応急対策（実施主体：上下水道班） | 133 |

| | | |
|--------|----------------------------|-----|
| 6 | 電気通信設備応急対策（実施主体：電気通信事業者） | 133 |
| 第 32 節 | 交通機関応急対策計画 | 134 |
| 1 | バス・タクシー（実施主体：バス・タクシー事業者） | 134 |
| 第 33 節 | 農林水産物応急対策計画 | 135 |
| 1 | 農林水産物の対策（実施主体：産業観光班） | 135 |
| 2 | 農産物応急対策（実施主体：産業観光班） | 135 |
| 3 | 家畜応急対策（実施主体：産業観光班） | 135 |
| 4 | 漁船漁具応急対策（実施主体：産業観光班、消防対策班） | 136 |
| 第 34 節 | その他災害応急対策に必要な事項 | 137 |
| 1 | 応急公用負担 | 137 |
| 2 | 警戒区域の設定権 | 138 |
| 3 | 証標 | 139 |

第1章 地震・津波災害応急対策計画

災害応急対策計画は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、災害の発生を防御し、又は応急的救助を行う等災害の拡大を防止するため、防災に関する組織、地震情報・津波警報等の伝達、災害情報等の収集、避難、水防、消防、救助、交通輸送等について計画し、その迅速な実施を図るものである。

特に、発災当初の72時間は、救命・救助活動に重要な時間帯であるため、救命・救助活動及びこの活動のために必要な人的・物的資源を優先的に配分する。さらに、避難対策、食料・飲料水等の必要な生活支援を行う。

当面の危機的状況に対処した後は、保健衛生、社会秩序の維持、情報提供、二次災害の防止等の活動に拡大する。

第1節 組織計画

1 西原町災害対策本部（実施主体：各班）

本部の組織等は、「西原町災害対策本部条例」、「西原町災害対策本部運営要綱」及び本計画の定めるところによるものとする。

(1) 組織編制

町本部の組織編成は、資料編のとおりとする。

ただし、必要に応じこれと異なった組織体制をとることができるものとする。

ア 本部

(ア) 本部に部及び班を設け、部に部長及び副部長、班に班長及び班員を置く。

部長及び班長は、別表1に掲げる職にあるものをもって充て、班員は当該班長の所属する課(所)の職員をもって充てる。

(イ) 本部に本部会議を置く。本部会議は本部長(町長)、副本部長(副町長、教育長)及び本部員をもって構成し、災害応急対策の基本的事項について協議決定する。

(2) 事務分掌

ア 本部

(ア) 部長は、本部長の命を受け部の事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。

(イ) 班長は、部長の命を受け班の事務を掌理する。

(ウ) 本部の各部及び各班の事務分掌は、別表2のとおりである。

(3) 町本部の設置

町本部は、次に掲げる場合に設置するものとする。

ア 沖縄本島地方に、気象業務法(昭和27年法律第165号)に基づく津波警報が発表され、かつ町の全域又は一部の地域に重大な災害の発生するおそれがあるとき。

イ 地震又は津波により、町の全域又は一部の地域に重大な被害が発生したとき。

ウ 町の全域又は一部の地域に、災害救助法(昭和22年法律第118号)の適用を要する地震又は津

波災害が発生したとき。

エ 気象庁が、西原町で震度5強以上が観測された旨を発表した場合及び沖縄本島地方に大津波警報（津波特別警報）を発表したとき。

(4) 本部設置場所

原則として、「町役場庁舎内」に災害対策本部を設置する。

なお、本庁舎が大規模地震等により使用できない場合は、「東部消防西原分署」に設置する。同施設が使用不可の場合、設置可能な町有施設（津波の場合は、西原町陸上競技場）に設置する。

(5) 本部設置に至らない場合の措置

ア 災害警戒本部の設置

災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、その災害の程度が災害対策本部を設置するに至らないときは、必要に応じて災害警戒本部を設置する。

災害警戒本部の設置基準は、以下のとおりとする。

(ア) 沖縄本島地方に気象業務法に基づく津波警報（注意報を含む。）が発表されたことに伴い、災害に関する情報の収集・伝達等を特に強化して対処する必要があるとき。

(イ) 地震又は津波により、町内に災害の発生するおそれがあり、警戒を要するとき。

(ウ) 強い揺れ（震度4程度以上）を感じたとき、又は弱くても長い間ゆっくりとした揺れを感じたときで必要と認めたとき。

(エ) 気象庁が、西原町で震度5弱を観測された旨を発表したとき。

(オ) 気象庁が、沖縄本島地方に津波警報を発表したとき。

イ 災害対策準備体制

気象庁が、西原町で震度4が観測された旨を発表した場合、又は沖縄本島地方に津波注意報を発表したときは、直ちに環境安全課職員による災害対策準備体制をとるものとする。

(6) 本部長（町長）の参集途上における指示

本部長（町長）は、休日、夜間等の勤務時間外及び出張時に災害が発生したときは、参集途上であっても、あらかじめ自宅又は公用車に配備された防災行政無線又は携帯電話等により、災害対策本部の設置、自衛隊の災害派遣要請並びに国及び県への応援要請等災害応急対策上必要な意思決定を行い、さらに必要な指示を行うものとする。

(7) 本部長（町長）が不在等の場合の責任体制

本部長（町長）が出張、休暇等による不在又は連絡不能で、特に緊急の意思決定をする場合においては、以下の順位により所定の決定権者に代わって意思決定を行うものとする。

この場合において、代理で意思決定を行った者は、速やかに所定の決定権者にこれを報告し、その承認を得るものとする。

1 町長 → 2 副町長 → 3 教育長 → 4 総務部長

(8) 本部会議の開催

災害に対する応急対策について方針を決定しその実施を推進するため、本部長は副本部長及び本部員を招集し、本部会議を開催する。

(9) 夜間及び休日等における配備

ア 宿直員の配備

夜間及び休日等に発生する災害に対処するため、夜間及び休日等に宿直員を配備する。

宿直員は、気象業務法に基づく注意報又は警報の発表、その他異常現象の通知を受けたとき、又は知ったときは、町及び県出先事務所等に注意報、警報を伝達するとともに、別に定める「西原町災害時緊急連絡体制表」に基づき職員に連絡するものとする。

イ 非常参集

各班の配備編成計画により参集が必要な職員は、夜間及び休日等の勤務時間外に災害が発生したとき、又は発生するおそれがあることを知ったとき、以後の状況の推移に注意し、所属の各各班と連絡をとり、又は自らの判断で所属機関に参集するものとする。

また、全職員は、非常体制に対応する災害の発生又は発生するおそれがあることを知ったときは、自ら所属機関に参集する。

交通の途絶等により所属機関への参集が不可能な場合には、参集可能な町有施設に参集し、応急対策に当たるものとする。

ウ 発災初期の災害対策要員の確保

発災初期の情報の収集・伝達、災害対策本部の設置、防災関係機関との連絡調整等、初動対応を迅速に行うため、あらかじめ町役場近隣居住職員の中から発災初期の災害対策要員（情報・初期対応要員）を指定しておくものとする。

【地震・津波の配備態勢総括表】

| 災害種別 | | 本部 | 災害対策準備体制 | 災害警戒本部 | 災害対策本部 |
|------|------------------------|--------|----------|--------|--------|
| 津波 | 津波注意報（沖縄本島地方） | | 第1配備 | | |
| | 津波注意報（情報収集・伝達強化を要する場合） | | | 第2配備 | |
| | 津波警報（沖縄本島地方） | | | 第2配備 | |
| | 大津波警報（津波特別警報） | | | | 第3配備 |
| 地震 | 震度4 | 西原町で発生 | 第1配備 | | |
| | 震度5弱 | 西原町で発生 | | 第2配備 | |
| | 震度5強以上 | 西原町で発生 | | | 第3配備 |

(10) 町本部を設置したときの通知及び公表

町本部を設置したときは、以下の要領で通知、公表するものとする。

| 担当班 | 通知・公表先 | 通知・公表方法 |
|---------|--------|--------------------------|
| 本部事務局班長 | 各班長 | 庁内放送、電話その他迅速な方法 |
| 〃 | 県 | 電話その他迅速な方法 |
| 〃 | 浦添警察署 | 〃 |
| 企画財政班長 | 報道機関 | 〃 |
| 〃 | 町民 | テレビ・ラジオ・広報車による広報その他迅速な方法 |

(11) 町本部の廃止

町本部は、以下の場合に廃止するものとする。

- ア 予想された災害の危険が解消したと認められたとき。
- イ 災害発生後における応急措置が概ね完了したと認められるとき。
 なお、町本部を廃止したときは、(10)の要領により通知するものとする。

2 西原町防災会議（実施主体：防災会議委員）

西原町防災会議の組織、所掌事務及び運営については、基本法、関係法令、西原町防災会議条例の定めるところによるものとするが、その概要は次のとおりである。

(1) 組織

西原町防災会議の組織は、資料編に示すとおりとする。

(2) 所掌事務

西原町防災会議の所掌事務は、概ね以下のとおりである。

- ア 町地域防災計画を作成し、その実施を推進すること。
- イ 災害情報を収集すること。
- ウ 災害応急対策及び災害復旧に関し、町並びに関係機関相互間の連絡調整を図ること。
- エ 非常災害に際し、緊急措置に関する計画を作成し、その実施を推進すること。
- オ その他法令によりその権限に属する事務。

3 防災関係機関の協力体制（実施主体：防災関係機関）

本町において災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、防災関係機関は町内における災害対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、相互に緊密な連絡協力を図り応急対策の実施に努めるものとする。

また、防災関係機関の長は、各分野の応急対策が効率的に行えるよう、専門職員を西原町災害対策本部へ派遣するよう配慮するものとする。

4 災害対策の動員（実施主体：各班）

(1) 配備の指定及び区分

- ア 本部長は、本部を設置したときは、直ちに配備の規模を指定する。
- イ 配備は、概ね次の基準により第1配備から第3配備までに区分する。

〔災害対策要員配備体制〕

| 配備体制 | 配備基準 | 配備要員 |
|--------------------|--|--|
| 第1配備 〈災害対策準備体制〉 | 1 気象庁が、西原町で震度4が観測された旨を発表した場合、又は沖縄本島地方に津波注意報を発表したとき。 | 1 各班の情報担当及び連絡担当要員は配置につく。 2 その他の職員は待機の態勢をとる。 |
| 第2配備 (災害警戒本部) | 1 沖縄本島地方に気象業務法に基づく津波警報（注意報を含む。）が発表されたことに伴い、災害に関する情報の収集・伝達等を特に強化して対処する必 | 1 各班の警戒本部要員は配置につく。 2 その他の職員は配 |

| 配備体制 | 配備基準 | 配備要員 |
|---|--|---------------------|
| <p><警戒体制></p> | <p>要があるとき。</p> <p>2 地震又は津波により、町の全域又は一部の地域に災害の発生するおそれがあり、警戒を要するとき。</p> <p>3 強い揺れ（震度4程度以上）を感じたとき、又は弱くても長い間ゆっくりとした揺れを感じたときで必要と認めたとき。</p> <p>4 気象庁が、西原町で震度5弱を観測された旨発表したとき。</p> <p>5 気象庁が、沖縄本島地方に津波警報を発表したとき。</p> | <p>置につく態勢をとる。</p> |
| <p>第3配備 (災害対策本部) <救助体制></p> | <p>1 沖縄本島地方に、気象業務法（昭和27年法律第165号）に基づく津波警報が発表され、かつ町の全域又は一部の地域に重大な災害の発生するおそれがあるとき。</p> <p>2 地震又は津波により、町の全域又は一部の地域に重大な被害が発生したとき。</p> <p>3 町の全域又は一部の地域に、災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用を要する地震又は津波災害が発生したとき。</p> <p>4 気象庁が、西原町で震度5強以上が観測された旨を発表した場合及び沖縄本島地方に大津波警報（津波特別警報）を発表したとき。</p> | <p>1 全職員が配置につく。</p> |

※配備要員は、災害状況により増減することができる。

(2) 配備要員及び指名

- ア 各班の配備要員は、別表2のとおりとする。ただし、この配備要員は災害の実情により、所属の班長において増減することができるものとする。
- イ 各班長は、災害対策要員のうちから配備の規模に応ずる配備要員をあらかじめ指名しておくものとする。
- ウ 各班長は、配備要員名簿を作成し、年度の早い時期に本部事務局班長に提出するものとする。

(3) 動員方法

- ア 本部長は、気象予警報及び災害発生のおそれのある異状現象の通報を受けた場合で大きな災害が発生するおそれがあると認めるときは、直ちに本部会議を招集し、応急対策等に必要な事項を決定するものとする。
- イ 本部会議の招集に関する事務は、本部事務局班長が行う。
- ウ 本部事務局班長は、対策要員の配備規模が決定されたときは、その旨を各班長に通知するものとする。
- エ 通知を受けた各班長は、直ちに班内の配備要員に対し、その旨を通知するものとする。

オ 通知を受けた配備要員は、直ちに所定の配備につくものとする。

カ 各班長は、あらかじめ班内の非常招集系統を確立しておくものとする。

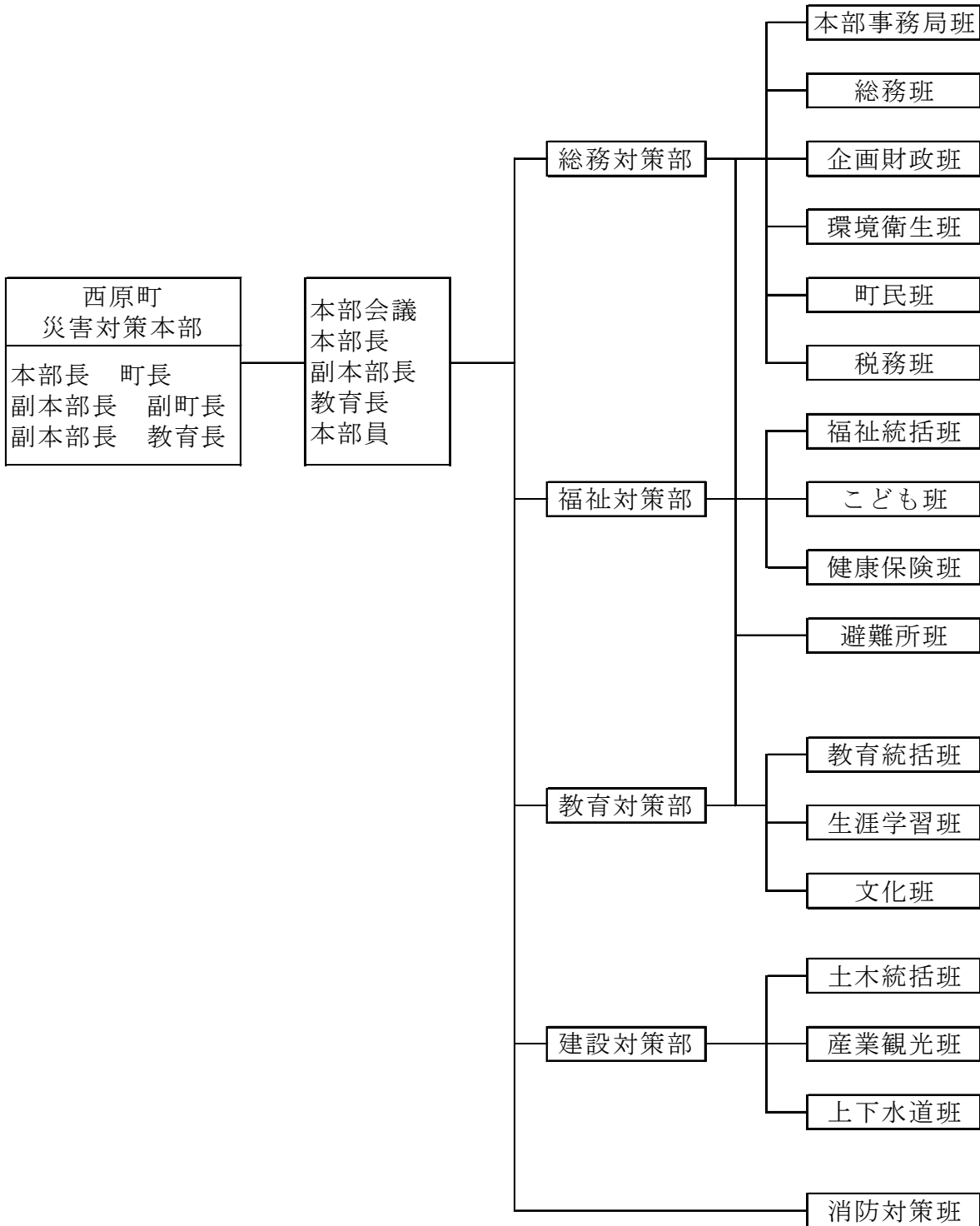
(4) 自主参集基準

各班の配備体制計画により参集が必要な職員は、勤務時間外及び休日において、災害が発生したとき又は災害が発生するおそれがあることを知ったときは、以後の状況の推移に注意し、自ら所属長と連絡をとり、又は通信の途絶により連絡不能の場合は、自らの判断により、登庁するものとする。また、全職員は、救助体制に対応する災害の発生するおそれがあることを知ったときは、自ら登庁するものとする。

[自主参集基準]

| 参集要員 | 参集基準 |
|--------|---|
| 指定職員 | 1 気象庁が沖縄本島地方津波警報（注意報を含む。）を発表した場合 2 強い揺れ（震度4程度以上）を感じたとき、又は弱くても長い間ゆっくりとした揺れを感じたとき 3 気象庁が当町域で震度5弱を観測し、発表したとき |
| 準備体制要員 | 1 気象庁が西原町で震度4を観測し、発表した場合 2 気象庁が沖縄本島地方に津波注意報を発表した場合 |
| 警戒体制要員 | 1 気象庁が沖縄本島地方に津波警報を発表した場合 2 気象庁が当町域を含む地域に震度5弱以上を観測し、発表した場合 |
| 全職員 | 1 気象庁が沖縄本島地方に大津波警報を発表した場合 2 気象庁が当町域を含む地域に震度5強以上を観測し、発表した場合 |

別表1 西原町災害対策本部組織及び編成



別表2 災害対策本部所掌事務

《災害対策準備体制》(第1配備) ⇒ **災害警戒本部**《警戒体制》(第2配備) ⇒ **災害対策本部**《救助体制》(第3配備)

| 部 | 班 | 所掌事務 |
|-------|--------|--|
| 総務対策部 | 本部事務局班 | 1. 本部の設置に関すること。 2. 防災会議その他防災関係機関への連絡及び協力要請に関すること。 3. 気象予警報の受理及び伝達に関すること。 4. 避難指示等の発令に関すること。 5. 対策部内の連絡調整に関すること。 6. 対策部内職員の動員・配置に関すること。 7. 対策部内の災害対策に必要な経費に関すること。 8. 各対策部への連絡調整に関すること。 9. 本部事務局班内の連絡調整に関すること 10. 被害状況等の収集・とりまとめに関すること。 11. 県、その他関係機関への連絡調整に関すること。 12. 国、県、他市町村等への応援要請、応援の受入れ、受援の統括に関すること。 13. 各対策部からの災害情報、被害状況及び応急対策状況(救助活動を含む。)の収集・とりまとめに関すること。 14. ヘリポートの準備に関すること。 15. 危険物施設に関すること。 16. 災害復旧・復興に関すること。 |
| | 総務班 | 1. 職員の非常招集に関すること。 2. 職員の動員配備に関すること。 3. 被災者及び物資の輸送に関すること。 4. 車両及び燃料の確保に関すること。 5. 町有財産の被害状況の調査に関すること。 6. 本部長及び副本部長の秘書に関すること。 7. 自主防災組織の連絡調整に関すること。 8. 各自治会、その他各種団体の災害応急対策の協力に関すること。 9. 自治会の被害状況調査及び連絡に関すること。 10. ホームページやSNS等による災害情報の発信及び情報収集に関すること。 11. 議会対応及び町議会議員からの問い合わせに関すること。 12. その他、各班の協力に関すること。 |
| | 環境衛生班 | 1. し尿処理に関すること。 2. ペット等に関すること。 3. 災害時の塵芥処理に関すること。 4. 死体の収容及びこれに必要な処理に関すること。 5. その他、各班の協力に関すること。 |
| | 企画財政班 | 1. 災害対策に必要な経費の予算処置に関すること。 2. 災害写真等災害の収集及び本部事務局班への報告に関すること。 3. 災害情報、被害状況及び応急対策状況(救助活動を含む)の町民及び報道機関への広報に関すること。(Lアラート) 4. 報道機関との連絡に関すること。 5. 安否情報の提供に関すること。 6. 広域避難・広域一時滞在に関すること。 7. 帰宅困難者対策に関すること。 8. 沖縄県総合行政通信ネットワーク及び非常通信に関すること。 9. 庁内LAN等を利用した被害状況の収集及び発信に関すること。 10. その他、各班の協力に関すること。 |
| | 町民班 | 1. 町民、外国人等の被害状況、人口動態等の調査収集に関すること。 2. 応急仮設住宅への入居受付に関すること。 3. 救援物資等の受け入れに関すること。 4. 避難誘導及び避難所の開設、運営、管理、支援に関すること。 5. その他、各班の協力に関すること。 |

| 部 | 班 | 所掌事務 |
|-------------------|-------|---|
| | 税務班 | <ol style="list-style-type: none"> 1. 被災者に対する町税の徴収猶予及び減免に関する事。 2. 住宅、非住宅の被害状況調査及び本部事務局班への報告に関する事。 3. 罹災証明書の交付及び被災者生活再建制度に関する事。 4. 被災者台帳に関する事。 5. 避難誘導及び避難所の開設、運営、管理、支援に関する事 6. その他、各班の協力に関する事。 |
| 福祉対策部 | 福祉統括班 | <ol style="list-style-type: none"> 1. 対策部内の被害状況等の収集及び本部事務局班への報告に関する事。 2. 対策部内の連絡調整に関する事。 3. 対策部内職員の動員・配置に関する事。 4. 対策部内の災害対策に必要な経費に関する事。 <ol style="list-style-type: none"> 1. 主食の確保及び主食配給に関する事。 2. 災害救助法の適用に関する事。（災害救助法適用に関する県への報告手続） 3. 被服、寝具その他生活必需品の給付及び貸付けに関する事。 4. 食料の調達及び配給に関する事。 5. 日赤との連絡調整、義援物資等の保管及び配分に関する事。 6. 災害ボランティアに関する事。 7. 災害時要援護者避難行動要支援者に関する事。 8. 避難誘導及び避難所の開設、運営、管理、支援に関する事。 9. その他各班の協力に関する事。 |
| | こども班 | <ol style="list-style-type: none"> 1. 所管施設の災害対策及び被害調査に関する事。 2. 乳幼児、園児、児童の安全確保及び避難に関する事。 3. 乳幼児及び妊産婦の救護に関する事。 4. 保育園との連絡調整に関する事。 5. 避難誘導及び避難所の開設、運営、管理、支援に関する事。 6. その他各班の協力に関する事。 |
| | 健康保険班 | <ol style="list-style-type: none"> 1. 医療機関との連絡調整に関する事。 2. 災害による、医療、助産に関する事。 3. 災害時の防疫に関する事。 4. 伝染病感染症その他災害調査及び防疫状況の収集並びに本部事務局班への報告に関する事。 5. 被災者の健康管理に関する事。 6. 避難誘導及び避難所の開設、運営、管理、支援に関する事。 7. その他、各班の協力に関する事。 |
| 総務対策部・福祉対策部・教育対策部 | 避難所班 | <ol style="list-style-type: none"> 1. 避難誘導及び避難所の開設、運営、管理、支援に関する事。 2. 避難所における被災者の支援等に関する事。 3. 避難者等の健康維持に関する事。 4. 避難所における運営状況等の本部事務局班への報告に関する事。 |

| 部 | 班 | 所掌事務 |
|-----------|-------|--|
| 教育 対策部 | 教育統括班 | 1. 対策部内の被害状況等の収集及び本部事務局班への報告に関する事 2. 対策部内の連絡調整に関する事 3. 対策部内職員の動員・配置に関する事 4. 対策部内の災害対策に必要な経費に関する事 5. 教育施設の災害対策に関する事 6. 各学校、給食調理場との連絡調整に関する事 |
| | | 1. 教育施設の災害対策に関する事 2. 各学校、給食調理場との連絡調整に関する事 3. 児童生徒の避難に関する事 4. 災害時の教育指導に関する事 5. 児童生徒に対する学用品の給与に関する事 6. 幼稚園児、児童生徒の保健及び学校給食に関する事 7. 避難誘導及び避難所の開設、運営、管理、支援に関する事 8. その他、各班の協力に関する事 |
| | 生涯学習班 | 1. 社会教育及び体育施設の災害対策に関する事 2. 文化財の被害状況の収集及びその対策に関する事 3. 避難誘導及び避難所の開設、運営、管理、支援に関する事 4. その他、各班の協力に関する事 |
| | 文化班 | 1. 文化財の被害状況の収集及びその対策に関する事 2. 避難誘導及び避難所の開設、運営、管理、支援に関する事 3. その他、各班の協力に関する事 |
| 建設 対策部 | 土木統括班 | 1. 対策部内の被害状況等の収集及び本部事務局班への報告に関する事 2. 対策部内の連絡調整に関する事 3. 対策部内職員の動員・配置に関する事 4. 対策部内の災害対策に必要な経費に関する事 |
| | | 1. 応急仮設住宅の建設及び住宅応急修理に関する事 2. 賃貸型応急住宅の供給に関する事 3. 道路、公園、橋梁施設の災害復旧に関する事 4. 交通不適箇所及び通行路線に関する事 5. 災害時における道路及び橋梁の使用に関する事 6. 土木対策関係機関との連絡調整に関する事 7. 河川、堤防、溝、水路の災害応急復旧対策に関する事 8. 建築物の災害対策に関する事 9. 河川並びに水路の水位測定及び河川域、その他土木関係災害の警戒巡視に関する事 10. 高潮対策に関する事 11. 危険な看板、広告物の所有者又は管理者への通報、改修若しくは撤去命令に関する事 12. 職員の輸送に関する事 13. その他、各班の協力に関する事 |
| | 産業観光班 | 1. 農地、農業用地施設及び農作物等の被害調査並びに災害予防対策と復旧事業に関する事 2. 家畜伝染病の防疫に関する事 3. 畜産の被害調査に関する事 4. 水産物水産施設の災害対策及び被害調査に関する事 5. 港湾施設の警戒及び応急対策に関する事 6. 労務の調達に関する事 7. 外国人の避難に関する事 8. その他、各班の協力に関する事 |

| 部 | 班 | 所掌事務 |
|--------|-------|---|
| 建設対策部 | 上下水道班 | 1. 給水地域における施設被害状況調査に関する事 2. 水道施設の応急対策に関する事 3. 被災者に対する飲料水の供給に関する事 4. 企業局、町指定給水装置工事事業者との連絡調整に関する事 5. 下水道施設に関する事 6. その他、各班の協力に関する事 |
| 東部消防組合 | 消防対策班 | 1. 災害情報の受理、通報に関する事 2. 災害予防に関する啓発活動の実施に関する事 3. 救助を要する者の応急手当て及び搬送に関する事 4. 所管の被害状況調査及び本部事務局班への報告に関する事 5. 避難者の誘導及び行方不明者の捜索に関する事 6. 消防団員の出動要請に関する事 7. その他、各班の協力に関する事 |

第2節 地震情報・津波警報等の伝達計画

1 緊急地震速報（実施主体：気象庁）

気象庁は、震度5弱以上または長周期地震動階級3以上の揺れが予想された場合に、震度4以上または長周期地震動階級3以上が予想される地域（緊急地震速報で用いる区域（*（西原町の所属区域名は、沖縄県本島中南部）））に対し緊急地震速報（警報）を発表する。

また、最大震度3以上又はマグニチュード3.5以上若しくは長周期地震動階級1以上等と予想されたとき、緊急地震速報（予報）を発表する。

なお、緊急地震速報（警報）のうち予測震度が6弱以上または長周期地震動階級4の揺れが予想される場合のものを特別警報に位置付けている。

※緊急地震速報（警報）は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震による強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。このため、内陸の浅い場所で地震が発生した場合、震源に近い場所では強い揺れの到達に間に合わない。

2 地震情報等の種類及び発表基準（実施主体：気象庁）

気象庁は、次の地震情報を発表する。

地震情報の種類、発表基準と内容

| 地震情報の種類 | 発表基準 | 内容 |
|----------------|--|---|
| 震度速報 | ・震度3以上 | 地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を188地域に区分）と地震の揺れの検知時刻を速報。 |
| 震源に関する情報 | ・震度3以上 （大津波警報、津波警報または注意報を発表した場合は発表しない） | 「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。 |
| 震源・震度情報 | ・震度1以上 ・津波警報・注意報発表または若干の海面変動が予想された時 ・緊急地震速報（警報）発表時 | 地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度1以上を観測した地点と観測した震度を発表。それに加えて、震度3以上を観測した地域名と市町村毎の観測した震度を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村・地点名を発表。 |
| 推計震度分布図 | ・震度5弱以上 | 観測した各地の震度データをもとに、250m四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表。 |
| 長周期地震動に関する観測情報 | ・震度1以上を観測した地震のうち長周期地震動階級1以上を観測した場合 | 地域毎の震度の最大値・長周期地震動階級の最大値のほか、個別の観測点毎に、長周期地震動階級や長周期地震動の周期別階級等を発表（地震発生から10分後程度で1回発表）。 |
| 遠地地震に関する情報 | 国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等* ・マグニチュード7.0以上 ・都市部等、著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合 | 地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を地震発生から概ね30分以内に発表。 日本や国外への津波の影響についても記述して発表*。 ※国外で発生した大規模噴火を覚知した場合は噴火発生から1時間半～2時間程度で発表 |

| | | |
|--------|---------------------------------|---|
| | ※国外で発生した大規模噴火を覚知した場合にも発表することがある | |
| その他の情報 | ・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合等 | 顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表。 |

3 大津波警報・津波警報・注意報、津波情報の種類及び発表基準（実施主体：気象庁）

気象庁は、地震発生後、津波による災害の発生が予想される場合、順次、大津波警報・津波警報・注意報（以降これらを「津波警報等」という。）、津波情報を発表する。

(1) 津波警報等

地震が発生したときは地震の規模や位置を速やかに推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め、地震が発生してから約3分を目標に、大津波警報、津波警報、又は津波注意報（以下これらを「津波警報等」という。）を津波予報区単位で発表する。なお、大津波警報については、津波特別警報に位置付けている。

津波警報等とともに発表する予想される津波の高さは、通常は5段階の数値で発表する。ただし、地震の規模（マグニチュード）が8を超えるような巨大地震に対しては、精度よい地震の規模をすぐに求めることができないため、津波警報等発表の時点では、その海域における最大の津波想定等をもとに津波警報等を発表する。その場合、最初に発表する大津波警報や津波警報では、予想される津波の高さを「巨大」や「高い」という言葉を用いて発表し、非常事態であることを伝える。予想される津波の高さを「巨大」などの言葉で発表した場合には、その後、地震の規模が精度良く求められた時点で津波警報等を更新し、津波情報では予想される津波の高さも数値で発表する。

津波警報等の種類と発表される津波の高さ等

| 津波警報等の種類 | 発表基準 | 発表される津波の高さ | | 想定される被害と取るべき行動 |
|----------|--------------------------------|--------------------------------|------------|--|
| | | 数値での発表 (予想される津波の高さ区分) | 巨大地震の場合の発表 | |
| 大津波警報 | 予想される津波の最大波の高さが高いところで3m以上である場合 | 10m超 (10m<予想される津波の最大波の高さ) | 巨大 | 巨大な津波が襲い、木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで案安全な場所から離れない。 |
| | | 10m (5m<予想される津波の最大波の高さ≤10m) | | |
| | | 5m (3m<予想される津波の最大波の高さ≤5m) | | |

| | | | | |
|-------|--|---------------------------------------|--------|---|
| 津波警報 | 予想される津波の最大波の高さが高いところで1 mを超え、3 m以下の場合 | 3 m (1 m < 予想される津波の最大波の高さ ≤ 3 m) | 高い | 標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生する。人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。 |
| 津波注意報 | 予想される津波の最大波の高さが高いところで0.2 m以上、1 m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合 | 1 m (0.2 m ≤ 予想される津波の最大波の高さ ≤ 1 m) | (表記なし) | 海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流失し、小型船舶が転覆する。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行わない。注意報が解除されるまで海に入ったり、海岸に近付いたりしない。 |

注：「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点におけるその潮位とその時点で津波がなかったとした場合の潮位との差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。

※津波警報等の留意事項等

- 沿岸に近い海域で大きな地震が発生した場合、津波警報等の発表が津波の襲来に間に合わない場合がある。
- 津波警報等は、精査した地震の規模や実際に観測した津波の高さをもとに、更新する場合もある。
- 津波による災害のおそれがなくなると認められる場合、津波警報等の解除を行う。このうち、津波の観測状況等により、津波がさらに高くなる可能性は小さいと判断した場合には、津波の高さが津波注意報の発表基準未満となる前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行う場合がある。
- どのような津波であれ、危険な地域からの一刻も早い避難が必要であることから、町は、高齢者等避難は発令せず、基本的には避難指示のみを発令する。また、緊急安全確保は基本的には発令しない。
- 大津波警報、津波警報、津波注意報により、避難の対象とする地域が異なる。

(2) 津波情報

津波警報等を発表した場合には、各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さ、各観測点の満潮時刻や津波の到達予想時刻等を津波情報で発表する。

津波情報の種類と発表内容

| 種 類 | 内 容 |
|---------------------------|---|
| 津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報 | 各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さ（発表内容は津波警報等の種類と発表される津波の高さ等の表）を発表（※1） |
| 各地の満潮時刻・津波の到達予想時刻に関する情報 | 主な地点の満潮時刻・津波の到達予想時刻を発表 |
| 津波観測に関する情報 | 沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表（※2） |
| 沖合の津波観測に関する情報 | 沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表（※3） |

（※1）この情報で発表される到達予想時刻は、各津波予報区でもっとも早く津波が到達する時刻である。場所によっては、この時刻よりも1時間以上遅れて津波が襲ってくることもある。

（※2）津波観測に関する情報の発表内容について

- 沿岸で観測された津波の第1波の到達時刻と押し引き、及びその時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを発表する。
- 最大波の観測値については、大津波警報又は津波警報を発表中の津波予報区において、観測された津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

沿岸で観測された津波の最大波の発表内容

| 警報・注意報の発表状況 | 観測された津波の高さ | 発表内容 |
|-------------|------------|------------------------------|
| 大津波警報 | 1 m超 | 数値で発表 |
| | 1 m以下 | 「観測中」と発表 |
| 津波警報 | 0.2m以上 | 数値で発表 |
| | 0.2m未満 | 「観測中」と発表 |
| 津波注意報 | (すべての場合) | 数値で発表（津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と表現） |

（※3）沖合の津波観測に関する情報の発表内容について

- 沖合で観測された津波の第1波の観測時刻と押し引き、その時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを観測点ごとに発表する。また、これら沖合の観測値から推定される沿岸での推定値（第1波の到達時刻、最大波の推定到達時刻と推定高さ）を津波予報区単位で発表する。
- 最大波の観測値及び推定値については、沿岸での観測と同じように避難行動への影響を考慮し、一定の基準を満たすまでは数値を発表しない。大津波警報又は津波警報が発表中の津波予報区において、沿岸で推定される津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」（沖合での観測値）又は「推定中」（沿岸での推定値）の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

沖合で観測された津波の最大波（観測値及び沿岸での推定値）の発表内容

| 発表中の津波警報等 | 沿岸で推定される津波の高さ | 発表内容 |
|-----------|---------------|--------------------------------|
| 大津波警報 | 3 m超 | 沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表 |
| | 3 m以下 | 沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表 |
| 津波警報 | 1 m超 | 沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表 |
| | 1 m以下 | 沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表 |
| 津波注意報 | (すべての場合) | 沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表 |

(注) 沿岸から距離が 100km を超えるような沖合の観測点では、津波予報区との対応付けが難しいため、沿岸での推定値は発表しない。また、最大波の観測値については数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

※津波情報の留意事項等

- ① 津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報
 - 津波到達予想時刻は、津波予報区の中なかでも最も早く津波が到達する時刻である。同じ津波予報区の中なかでも場所によっては、この時刻よりも数十分、場合によっては1時間以上遅れて津波が襲ってくることもある。
 - 津波の高さは、一般的に地形の影響等のため場所によって大きく異なることから、局所的に予想される津波の高さより高くなる場合がある。
- ② 各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報
 - 津波と満潮が重なると、潮位の高い状態に津波が重なり、被害がより大きくなる場合がある。
- ③ 津波観測に関する情報
 - 津波による潮位変化（第一波の到達）が観測されてから最大波が観測されるまでに数時間以上かかることがある。
 - 場所によっては、検潮所で観測した津波の高さよりも更に大きな津波が到達しているおそれがある。
- ④ 沖合の津波観測に関する情報
 - 津波の高さは、沖合での観測値に比べ、沿岸ではさらに高くなる。
 - 津波は非常に早く伝わり、「沖合の津波観測に関する情報」が発表されてから沿岸に津波が到達するまで5分かからない場合もある。また、地震の発生場所によっては、情報の発表が津波の到達に間に合わない場合もある。

(3) 津波予報

地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合には、以下の内容を津波予報で発表する。

津波予報の内容

| 発表基準 | 発表内容 |
|--|--|
| 津波が予想されないとき (地震情報に含めて発表) | 津波の心配なしの旨を地震情報に含めて発表します。 |
| 0.2m未満の海面変動が予想されたとき (津波に関するその他の情報に含めて発表) | 高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表します。 |
| 津波注意報解除後も海面変動が継続するとき (津波に関するその他の情報に含めて発表) | 津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入ってから作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表します。 |

(4) 津波予報区


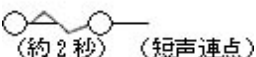





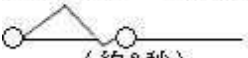
日本の沿岸は66の津波予報区に分かれている。そのうち、西原町が属する津波予報区は、以下のとおりである。

西原町が属する津波予報区

| 津波予報区 | 区 域 |
|--------|---|
| 沖縄本島地方 | 沖縄県（宮古島市、石垣市、宮古郡、八重山郡、島尻郡の北大東村及び南大東村を除く。） |

また、津波警報及び津波注意報の標識は、以下のとおりである。

津波警報・注意報の標識

| 標識の種類 | 鐘音 | サイレン音 | 備 考 |
|-----------------------|--|---|-------------------------------|
| 大津波警報 | (連点)  | (約3秒)  (約2秒) (短声連点) | |
| 津波警報 | (2点)  | (約5秒)  (約6秒) | |
| 津波注意報 | (3点と2点との斑打)  | (約10秒)  (約2秒) | 「ツナミナシ」の津波注意報を行った場合は、標識を用いない。 |
| 津波注意報 及び 津波警報解除 | (1点2個と2点との斑打)  | (約10秒) (約1分)  (約3秒) | |

注：鳴鐘又は吹鳴の反復は適宜とする。

旗を用いた津波注意報標識、津波警報標識又は大津波警報標識は、以下のとおりである。

旗を用いた津波注意報標識、津波警報標識又は大津波警報標識

| 標識の種類 | 標 識 | |
|---------|-----|---|
| 津波注意報標識 | 赤 | 白 |
| 津波警報標識 | | |
| 大津波警報標識 | 白 | 赤 |

(注) 旗は方形とし、その大きさは適宜とする。

4 津波警報等の伝達（実施主体：本部事務局班、各班、防災関係機関等）

地震情報及び津波警報等の伝達系統は、次の頁の図のとおりである。

情報の発表を知り得た町、防災関係機関、団体等は、あらかじめ地域防災計画又は避難計画等に定められた方法により町民、観光客、従業員等に伝達する。また、気象業務法の特別警報に該当する緊急地震速報（震度6弱以上に限る）及び大津波警報の場合については、町は、エリアメール、防災行政無線、津波フラッグ等を活用して直ちに町民等へ伝達する。

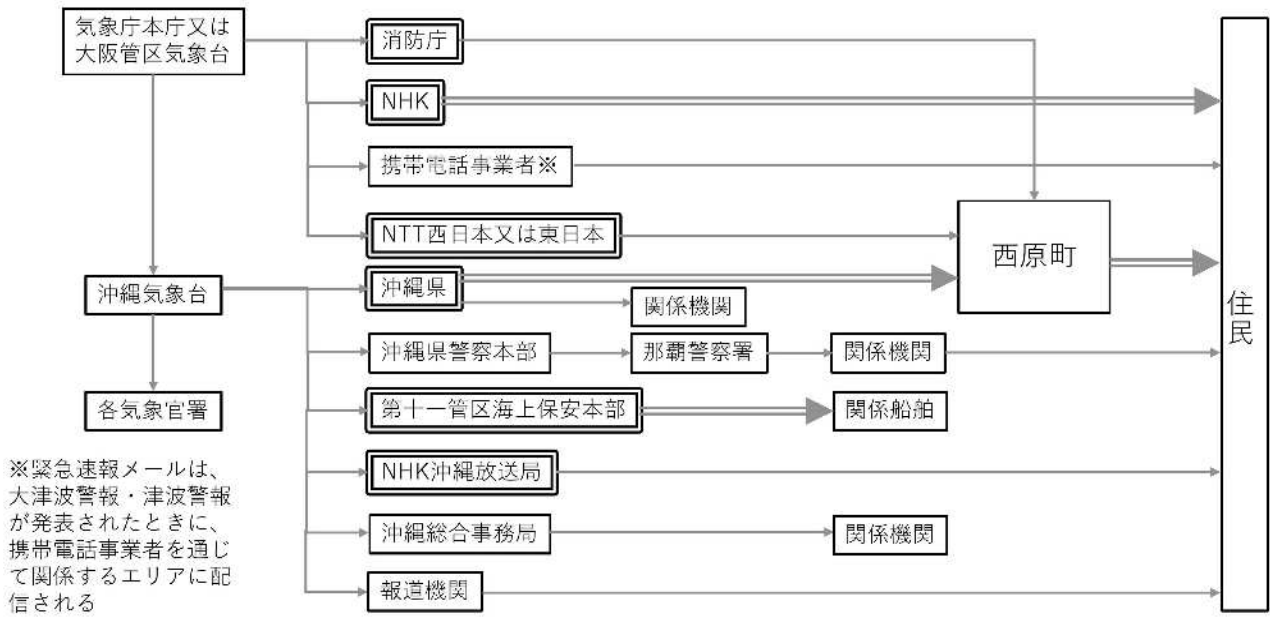
なお、津波警報等の解除は、この系統図の伝達体制に準ずる。

5 近地地震津波に対する自衛処置（実施主体：本部事務局班）

町は、気象庁の発表する津波警報・注意報によるほか、強い地震（震度4程度以上）を感じたとき、又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたとき、若しくは異常な海象を知った場合は、警察、消防機関等に連絡するとともに、町防災行政無線や広報車を用いて、沿岸住民に対し海岸から退避するよう指示するものとする。

また、警察、消防機関等の協力を得て、海岸からの退避を広報するとともに、潮位の監視等の警戒体制をとるものとする。

津波警報等の伝達（系統図）



(注) 二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号及び第3号並びに第9条の規定に基づく法定伝達先。
(注) 二重線の経路は、気象業務法第15条の2によって、特別警報の通知もしくは周知の措置が義務づけられている伝達経路。

第3節 地震災害時の避難計画

1 実施責任者

地震後の延焼火災や余震等による二次災害から避難するために、高齢者等避難の発令による高齢者や障がい者等、避難行動に時間を要する避難行動要支援者の迅速な避難の促進、立退きの指示、及び住家を失った被災者のための避難場所（指定緊急避難場所又は指定避難所、以下同様。）の開設並びに避難場所への収容保護の実施者（以下「避難措置の実施者」という。）は、以下のとおりである。

ただし、状況により、関係法令に基づき避難のための立退きの指示、警戒区域の設定、避難の誘導、避難場所の開設及び避難場所への収容並びに保護を、次の者が行うものとする。

なお、これらの責任者は相互に緊密な連携を保ち、町民等の避難が迅速かつ円滑に行われるように努めるものとする。

(1) 高齢者等避難の発令

| 実施責任者 | 災害の種類 | 根拠法 | 備考 |
|-------|-------|-----|-------------------------------|
| 町長 | 災害全般 | なし | 警報等の伝達時には、災害対策基本法第56条により実施可能。 |

(2) 避難指示

| 実施責任者 | 災害の種類 | 根拠法 | 備考 |
|---------------|---------------|-------------------------|----------------------------------|
| 町長 | 災害全般 | 災害対策基本法第60条 | |
| 知事 | 災害全般 | 災害対策基本法第60条 | 町長ができない場合に代行 |
| 警察官 海上保安官 | 災害全般 | 災害対策基本法第61条 | 町長から要請がある場合又は町長が避難の指示をするいとまのないとき |
| 警察官 | 災害全般 | 警察官職務執行法第4条 | |
| 自衛官 | 災害全般 | 自衛隊法第94条 | 警察官がその場にはいないとき |
| 知事又はその命を受けた職員 | 洪水、高潮 地すべり | 水防法第29条 地すべり等防止法第25条 | |
| 水防管理者 | 洪水、高潮 | 水防法第29条 | |

(3) 警戒区域の設定

| 実施責任者 | 災害の種類 | 根拠法 | 備考 |
|--------------|-------|-------------|---|
| 町長 | 災害全般 | 災害対策基本法第63条 | |
| 知事 | 災害全般 | 災害対策基本法第73条 | 町長ができない場合に代行 |
| 警察官 海上保安官 | 災害全般 | 災害対策基本法第63条 | 町長から要請がある場合又は町長（委任を受けた職員含む。）がその場にはいないとき |

| 実施責任者 | 災害の種類 | 根拠法 | 備考 |
|---------------------------|-------|-------------|--|
| 自衛官 | 災害全般 | 災害対策基本法第63条 | 町長（委任を受けた職員含む。）・警察官等がその場にいがないとき |
| 消防吏員 消防団員 | 火災 | 消防法第28条 | 消防警戒区域の設定 |
| 警察官 | 火災 | 消防法第28条 | 消防警戒区域の設定 消防吏員・団員がいがないとき又は要求があつたとき |
| 水防団長 水防団員 消防機関に属する者 | 洪水、高潮 | 水防法第21条 | |
| 警察官 | 洪水、高潮 | 水防法第21条 | 水防団長、水防団員若しくは消防機関に属する者がいがないとき、又はこれらの者の要求があつたとき |

(4) 避難の誘導

避難場所への誘導は、避難指示、高齢者等避難の発令者及び警戒区域の設定者が行うものとする。

(5) 避難場所の開設及び収容保護

避難場所の開設及び収容保護は、町長が行うものとする。

また、広域避難等において町のみで対応不可能な場合は、県、近隣市町村等の協力を得て実施する。

2 避難指示等の運用（実施主体：本部事務局班、県、避難措置の実施者）

(1) 避難指示等の種類

避難指示等の種類は、以下のとおりである。

| 種類 | 内 容 | 根拠法 |
|--------|---|----------------|
| 高齢者等避難 | 災害に関する予報若しくは警報の通知を受けたときなど、住民その他関係のある公私の団体に対し、予想される災害の事態及びこれに対処とすべき避難のための立退きの準備その他の措置について、必要な通知又は警告を行う。 | 災害対策基本法第56条第2項 |
| 避難指示 | 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときに必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のための立退きを指示する。 | 災害対策基本法第60条第1項 |
| 緊急安全確保 | 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、避難のための立退きを行うことによりかえつて人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあり、かつ、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、高所への移動、近傍の堅固な建物への退 | 災害対策基本法第60条第3項 |

| | | |
|---------|--|-------------------|
| | 避、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での待避その他の緊急に安全を確保するための措置（以下「緊急安全確保措置」という。）を指示する。 | |
| 警戒区域の設定 | 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合、あるいは生命又は身体に対する危険を防止するため必要があると認める場合、警戒区域を設定し、当該区域への立入りの制限、禁止、退去を命ずる。 なお、災害対策基本法第 116 条により従わなかった者には罰則が規定されている。 | 災害対策基本法 第 63 条 |

(2) 避難指示等の基準

町は、避難指示等を次の基準に準じて発令する。

【地震】

| 種別 | 基準 |
|--------|---|
| 高齢者等避難 | ①本町において震度 4 が観測され、町長が必要と認めたとき ②町長が必要と認めたとき |
| 避難指示 | ①震度 6 弱以上を観測する地震が発生したとき ②町長が必要と認めたとき |

(3) 避難指示等の内容

避難措置の実施者は、高齢者等避難、避難指示、警戒区域の設定において、以下の事項を明らかにして発するものとする。

- ア 発令者
- イ 対象区域
- ウ 高齢者等避難、避難指示の発令及び警戒区域の設定の理由
- エ 避難日時、避難先及び避難経路
- オ その他必要な事項

(4) 避難指示等の伝達方法

避難措置の実施者は、当該区域の住民、学校、観光施設、事業所等に対して防災行政無線、サイレン、広報車、電話連絡等の手段によってその内容を伝達する。

(5) 関係機関への通知

避難措置の実施者は、概ね次により必要な事項を関係機関へ通知する。

| |
|---|
| ア 町長の措置 ・町長→知事（防災危機管理課） イ 知事の措置 (ア) 災害対策基本法に基づく措置 ・知事（防災危機管理課）→町長 (イ) 地すべり等防止法に基づく措置 |
|---|

- ・知事（海岸防災課）→所轄警察署長
- ウ 警察官の措置
 - (7) 災害対策基本法に基づく措置
 - ・警察官→所轄警察署長→町長→知事（防災危機管理課）
 - (4) 警察官職務執行法（職権）に基づく措置
 - ・警察官→所轄警察署長→県警察本部長→知事（防災危機管理課）
→町長
- エ 自衛官の措置
 - ・自衛官→町長→知事（防災危機管理課）
- オ 水防管理者の措置
 - ・水防管理者→所轄警察署長

(6) 放送を活用した避難指示等情報の伝達

町及び県は、町長が避難指示等を発令した際には、「放送を活用した避難勧告等の情報伝達に関する連絡会設置要綱」（平成17年6月28日）に基づき作成された様式及び伝達ルートにより、避難指示等発令情報を県内放送事業者及び沖縄気象台に伝達する。

※様式及び伝達ルートについては資料編のとおり。

3 避難の実施の方法（実施主体：消防対策班、福祉統括班）

町は、次の点を十分考慮し、避難実施の万全を期するものとする。

(1) 避難の優先順位

避難にあたっては、要配慮者（幼児、高齢者、障がい者、病人、妊産婦及び外国人等）を優先させるものとする。

(2) 避難者の誘導

町は、以下により、避難者の誘導を迅速かつ的確に行うものとする。

ア 避難にあたっては、避難誘導員を配置し、避難時の事故防止及び迅速かつ的確な避難体制の確保を行う。

イ 避難場所の位置及び経路等を必要な場所に掲示するものとする。

ウ 誘導にあたっては、混乱をさけるため、地域の実情に応じ避難経路を2箇所以上選定しておくものとする。

(3) 避難行動要支援者の避難誘導

町は、在宅の避難行動要支援者の避難について、町の避難行動要支援者の個別避難計画（避難支援プラン）に基づき、自主防災組織、自治会及び民生委員等地域で支援を行い実施する。

社会福祉施設等の入所者及び利用者は、施設の管理者が避難誘導を行う。その場合、町は可能な限り支援を行う。

(4) 避難完了の確認

町は、自主防災組織、自治会及び民生委員等の協力を得て、避難地域において、避難誘導後速やかに避難もれ又は要救出者の有無を確かめるものとする。

第4節 津波災害時の避難計画

大津波警報・津波警報・注意報の発表に伴う対応及び留意事項は、以下のとおりとする。

なお、避難指示、避難誘導、避難者の収容等の事項は、「第3章 共通の災害応急対策 第5節 避難計画」によるものとする。

1 実施責任者

津波から避難するための避難指示は、「第1章 地震・津波災害応急対策計画 第3節 地震災害時の避難計画」の「1 実施責任者」のとおりとする。

2 避難指示等の発令（実施主体：本部事務局班）

避難指示等の運用については、「第1章 地震・津波災害応急対策計画 第3節 地震災害時の避難計画」によるほか、次のとおりとする。

(1) 避難指示等の基準

町長は、避難指示等を次の基準に準じて発令する。

津波については、津波警報等が発表された場合に直ちに避難指示を発令することを基本とし、津波警報等で発表される津波高に応じた発令対象区域を定める。

【津波】

| | 基 準 |
|------|---|
| 避難指示 | ①「沖縄本島地方」に大津波警報、津波警報、又は津波注意報 ^{注1} 発表されたとき ②強い揺れ（震度4程度以上）を感じたとき、又は揺れが弱くても長い間ゆっくりとした揺れを感じたときで、町長が必要と認めたとき |

※遠地震による津波が到達すると予想されるときは、津波の到達時間から概ね3時間前までに高齢者等避難を発令するものとする。

注1：津波注意報の場合は、漁業従事者、沿岸の港湾施設等で仕事に従事する者、海水浴客等を念頭に、海岸堤防等より海側の地域を対象とする。ただし、津波の高さは、予想される高さ1mより局所的に高くなる場合も想定されることから、海岸堤防等がない地域や地盤の低い区域についてはそれを考慮した避難対象区域を設定する必要がある。

(2) 解除の基準

ア 避難指示の解除については、当該地域が避難指示発令の基準としている大津波警報、津波警報、津波注意報が解除された段階を基本として、解除するものとする。

イ 浸水被害が発生した場合の解除については、当該地域が避難指示発令の基準としている津波警報等が解除され、かつ住宅地等での浸水が解消した段階を基本として、解除するものとする。

(3) 避難指示等の伝達

町は、津波浸水危険区域等に対し、避難指示等の伝達を行う。

なお、津波警報等に応じて自動的に避難指示等を発令する場合においても、町民等の迅速かつ的

確な避難や安全確保の観点から、津波の規模と避難指示等の対象となる地域を町民等に伝達する。

ア 全国瞬時警報システム（J-アラート）等から伝達を受けた津波警報等を、防災行政無線等で町民等へ伝達するよう努める。

イ 津波警報・避難指示等の伝達に当たっては、走行中の車両、運行中の列車、船舶、海水浴客、釣り人、観光客及び漁業従事者等にも確実に伝達できるよう、防災行政無線、テレビ、ラジオ、コミュニティFM放送、携帯電話及びワンセグ等のあらゆる手段の活用を図る。

ウ 避難情報の伝達にあたっては、津波は、第一波よりも第二波、第三波などの後続波の方が大きくなる可能性があることなど、津波の特性や、津波警報等が発表されている間は津波による災害の危険性が継続していることについても伝達する。

3 避難場所（実施主体：本部事務局班）

避難先は、津波浸水想定区域外の安全な高台とする。津波到達時間内に避難が困難な場合は、最寄りの津波避難ビルとする。

4 避難誘導（実施主体：消防対策班）

(1) 町民等の避難誘導

町は、避難誘導にあたって、地域防災組織のリーダー、消防職員、消防団員、警察官及び町職員など、避難誘導や防災対応にあたる者の安全が確保されることを前提とした上で、予想される津波到達時間も考慮しつつ、交通規制の実施、障がい者・高齢者・居住外国人等の要配慮者の避難支援及び観光客等を含めた避難対象区域内のすべての避難誘導を行う。

5 船舶等の避難（実施主体：第十一管区海上保安本部（中城海上保安部））

第十一管区海上保安本部（中城海上保安部）等は、津波警報等の発表に伴い、港内及び周辺海域の船舶に対し、作業等の中止及び港外への避難を呼びかけるとともに、船舶の入港の制限、移動を命ずる等の規制を行う。

第5節 南海トラフ地震臨時情報が発表された場合の措置

1 南海トラフ地震に関連する情報について（実施主体：気象庁）

気象庁は、南海トラフ沿いで観測された異常な現象について、調査を開始した場合、調査を継続している場合、又は調査の結果及び状況の推移等を発表する場合等に「南海トラフ地震臨時情報」又は「南海トラフ地震関連解説情報」を発表する。

南海トラフ地震に関連する情報

| 情報名 | 情報発表条件 |
|---------------|---|
| 南海トラフ地震臨時情報 | <ul style="list-style-type: none"> ○南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、又は調査を継続している場合 ○観測された異常な現象の調査結果を発表する場合 |
| 南海トラフ地震関連解説情報 | <ul style="list-style-type: none"> ○観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況等を発表する場合 ○「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合（ただし南海トラフ地震臨時情報を発表する場合を除く。） <p>※すでに必要な防災対応がとられている際は、調査を開始した旨や調査結果を南海トラフ地震関連解説情報で発表する場合がある。</p> |

南海トラフ地震臨時情報には、「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）」、「南海トラフ地震臨時情報（調査終了）」の4種類がある。

南海トラフ地震臨時情報

| 発表時間 | キーワード | 各キーワードを付記する条件 |
|----------------|--------|--|
| 地震発生等から5～30分後 | 調査中 | 下記のいずれかにより臨時に「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催する場合 ○監視領域内 ^(※1) でマグニチュード6.8以上 ^(※2) の地震 ^(※3) が発生 ○1か所以上のひずみ計での有意な変化 ^(※4) とともに、他の複数の観測点でもそれに関係すると思われる変化 ^(※4) が観測され、想定震源域内のプレート境界で通常と異なるゆっくりすべり ^(※5) が発生している可能性がある場合など、ひずみ計で南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる変化を観測 ○その他、想定震源域内のプレート境界の固着状態の変化を示す可能性のある現象が観測される等、南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる現象を観測 |
| 地震発生等から最短で2時間後 | 巨大地震警戒 | ○想定震源域内のプレート境界において、モーメントマグニチュード ^(※6) 8.0以上の地震が発生したと評価した場合 |
| | 巨大地震注意 | ○監視領域内 ^(※1) において、モーメントマグニチュード7.0以上の地震 ^(※3) が発生したと評価した場合（巨大地震警戒に該当する場合は除く。） ○想定震源域内のプレート境界において、通常と異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合 |
| | 調査終了 | ○（巨大地震警戒）、（巨大地震注意）のいずれにもあてはまらない現象と評価した場合 |

(※1) 南海トラフの想定震源域及び想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲

(※2) モーメントマグニチュード7.0の地震をもれなく把握するために、マグニチュードの推定誤差を見込み、地震発生直後の速報的に求めた気象庁マグニチュードでM6.8以上の地震から調査を開始する。

(※3) 太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く。

(※4) 気象庁では、ひずみ計で観測された地殻変動の変動量の大きさと異常レベルを1～3として、異常監視を行っている。レベル値は数字が大きい程異常の程度が高いことを示し、平常時のデータのゆらぎの変化速度（24時間など、一定時間でのひずみ変化量）についての出現頻度に関する調査に基づき、観測点ごと（体積ひずみ計）、成分ごと（多成分ひずみ計）に設定されている。

具体的には、

レベル1：平常時のデータのゆらぎの中の1年に1～2回現れる程度の値に設定。

レベル2：レベル1の1.5～1.8倍に設定。

レベル3：レベル1の2倍に設定。

「有意な変化」とは上記、レベル3の変化を、「関係すると思われる変化」は上記の「有意な変化」と同時期に周辺の観測点で観測されたレベル1以上の変化を意味する。

(※5) ひずみ観測において捉えられる、従来から観測されている短期的ゆっくりすべりとは異なる、プレート境界におけるゆっくりすべりを意味する。

南海トラフのプレート境界深部（30～40km）では数ヶ月から1年程度の間隔で、数日～1週間程度かけてゆっくりとすべる現象が繰り返し発生しており、東海地域、紀伊半島、四国地方のひずみ計でこれらに伴う変化が観測されている。このような従来から観測されているものとは異なる場所でゆっくりすべりが観測された場合や、同じような場所であっても、変化の速さや規模が大きなど発生様式が従来から観測されているものと異なるゆっくりすべりが観測された場合には、プレートの固着状況に変化があった可能性が考えられることから、南海トラフ地震との関連性についての調査を開始する。

なお、数ヶ月から数年間継続するようなゆっくりすべり（長期的ゆっくりすべり）の場合はその変化速度が小さく、短期的にプレート境界の固着状態が変化するようなものではないことから、本ケースの対象としない。

(※6) 断層のずれの規模（ずれ動いた部分の面積×ずれた量×岩石の硬さ）をもとにして計算したマグニチュード。従来の地震波の最大振幅から求めるマグニチュードに比べて、巨大地震に対しても、その規模を正しく表せる特徴を持っている。ただし、モーメントマグニチュードを求めるには詳細な解析が必要で、その値が得られるまで若干時間を要する。そのため、気象庁が地震発生直後に発表する津波警報等や地震情報には、地震波の最大振幅から求められる気象庁マグニチュードを用いている。

2 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合における災害応急対策に係る措置（実施主体：総務部）

(1) 情報の収集・伝達

トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合の情報の収集・伝達に係る関係者の役割分担や連絡体制は、「第3編 第1章 第2節 地震情報・津波警報等の伝達計画」に準ずるものとする。

(2) 体制等

町は、気象庁が南海トラフ地震臨時情報（調査中）を発表した場合は、直ちに災害対策準備体制をとるものとする。

3 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）又は（巨大地震注意）が発表された場合における災害応急対策に係る措置（実施主体：総務部、関係各部）

(1) 情報の収集・伝達

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）又は（巨大地震注意）が発表された場合の情報の収集・伝達に係る関係者の役割分担や連絡体制は、「第3編 第1章 第2節 地震情報・津波警報等の伝達計画」に準ずるものとし、南海トラフ地震の特性や地域の実状に合わせて実施する。

(2) 体制等

町は、気象庁が南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）又は（巨大地震注意）を発表した場合は、災害対策準備体制をとるものとする。

また、町は、施設・設備等の点検等日頃からの地震への備えを再確認するものとする。

(3) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）又は（巨大地震注意）等が発表された後の周知

町は、町民等に対し、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）又は（巨大地震注意）の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報など地域住民等に密接に関係のある事項について周知するものとし、合わせて、日頃からの地震への備えを再確認する等防災対応をとる旨を呼びかけるものとする。その体制及び周知方法については、「第3節 災害広報計画」に準ずるものとし、南海トラフ地震の特性や地域の実状に合わせて実施する。

(4) 災害応急対策をとるべき期間等

災害応急対策をとるべき期間は、以下のとおりとする。

ア 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の場合

町は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界における M8.0 以上の地震の発生から1週間、後発地震（南海トラフの想定震源域及びその周辺で速報的に解析された M6.8 程度以上の地震が発生、又はプレート境界面で通常とは異なるゆっくりすべり等を観測した後に発生する可能性が平常時に比べて相対的に高まったと評価された南海トラフ地震、以下同じ。）に対して警戒する措置をとるものとする。また、当該期間経過後1週間、後発地震に対して注意する措置をとるものとする。

イ 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の場合

町は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界において M7.0 以上 M8.0 未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側 50km 程度までの範囲で M7.0 以上の地震（ただし、太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く）が発生するケースの場合は1週間、南海トラ

フ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりが観測されたケースの場合はプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりの変化が収まってから、変化していた期間と概ね同程度の期間が経過するまでの期間、後発地震に対して注意する措置をとるものとする。

第2章 風水害等災害応急対策計画

第1節 組織計画

災害が発生し又は発生するおそれがある場合において、応急対策を実施するための組織は、第1章 地震・津波災害応急対策計画の「第1節 組織計画」に定める対策を風水害等の特性をふまえて実施する。

なお、町本部の設置、本部設置に至らない場合の措置については、次のとおり行う。

1 災害対策本部の設置（実施主体：各班）

(1) 本部の設置

災害対策本部（以下「本部」という。）は、次に掲げる基準により設置するものとする。

- ア 気象業務法（昭和27年法律第165号）に基づく暴風、大雨、洪水又は高潮等の警報が発表され、かつ、町域内に重大な災害の発生するおそれがあるとき。
- イ 暴風、大雨その他の異常な自然現象により、町域内に災害が発生したとき。
- ウ 大規模な火事、爆発その他これらに類する事故により、町域内に重大な被害が発生したとき。
- エ 県の全域に災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用を要する災害が発生したとき。
- オ 前各号のほか、町域内に発生した災害に対し、特に強力かつ総合的な災害予防及び災害応急対策の実施を必要とするとき。

2 本部設置に至らない場合の措置（実施主体：本部事務局班、各班）

(1) 災害警戒本部の設置

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、その災害の程度が本部を設置するに至らないときは、必要に応じて本部事務局班長を本部長とした災害警戒本部を、次の基準で設置する。

- ア 気象業務法に基づく暴風、大雨、洪水又は高潮等の警報が発表されたことに伴い、町域内の災害に関する情報の収集・伝達等を特に強化して対処する必要があるとき。
- イ 暴風、大雨その他の異常な自然現象により、町域内に災害の発生するおそれがあり、警戒を要するとき。
- ウ 前各号のほか、災害予防及び災害応急対策の的確な実施のため、警戒体制をとる必要があるとき。

(2) 災害対策準備体制

沖縄気象台から、大雨・洪水及び高潮の注意報が発表されるなど、災害が発生し又は発生するおそれがある場合においてその災害の程度が災害警戒本部を設置するに至らないときは、環境安全課職員等による災害対策準備体制をとるものとする。

3 本部設置場所

本部は、町役場庁舎内に設置する。災害により町役場庁舎が使用できない場合は、東部消防西原

分署内に設置する。同施設が使用不可の場合、設置可能な町有施設に設置する。

4 本部の解散

本部は、災害応急対策を一応終了し、又は災害発生のおそれなくなり、本部による対策実施の必要がなくなったとき解散する。

5 本部設置等の通知公表（実施主体：本部事務局班、企画財政班）

本部を設置又は解散したときは、県、関係機関及び町民に対し、次により、通知公表するものとする。

| 担当班 | 通知・公表先 | 通知・公表方法 |
|---------|--------|------------------------------|
| 本部事務局班長 | 各班長 | 庁内放送、電話その他迅速な方法 |
| 〃 | 県 | 電話その他迅速な方法 |
| 〃 | 浦添警察署 | 〃 |
| 企画財政班長 | 報道機関 | 〃 |
| 〃 | 町民 | テレビ・ラジオ・広報車による広報 その他迅速な方法 |

6 災害対策本部の組織（実施主体：各班）

- (1) 本部に本部長及び副本部長を置き、本部長は町長を、副本部長は副町長・教育長をもって充てる。
- (2) 本部に本部会議を置き、本部長、副本部長、災害対策本部の各班長、その他本部長が必要と認める者をもって構成し、本部長がこれを招集する。
- (3) 本部長が出張、休暇等による不在又は連絡不能で、特に緊急の意思決定をする場合においては、下記の順位により、代わって意思決定を行うものとする。この場合において、代理で意思決定を行った者は、速やかに本部長等にこれを報告し、その承認を得るものとする。
 1. 副町長
 2. 教育長
 3. 総務部長
- (4) 本部会議において協議すべき事項は次のとおりとする。
 - ア 災害予防、災害応急対策の実施に関する重要な事項
 - イ その他本部長が必要と認める事項
- (5) 本部の組織編成及び所掌事務は、第1章 地震・津波災害応急対策計画の別表1及び別表2のとおりとする。
- (6) 各班は、原則として本部の設置と同時に設置されるものとする。

7 災害対策の動員（実施主体：各班）

(1) 配備の指定及び区分

- ア 本部長は、本部を設置したときは、直ちに配備の規模を指定する。
- イ 配備は、概ね次の基準により第1配備から第3配備までに区分する。

〔災害対策要員配備体制〕

| 配備体制 | 配備基準 | 配備要員 |
|-------------------------------------|--|--|
| <p>第1配備 〈災害対策準備体制〉</p> | <p>1 沖縄気象台から、大雨・洪水及び高潮の注意報が発表されるなど、災害が発生し又は発生するおそれがある場合においてその災害の程度が災害警戒本部を設置するに至らないとき。</p> | <p>1 各班の情報担当及び連絡担当要員は配置につく。 2 その他の職員は待機の態勢をとる。</p> |
| <p>第2配備 (災害警戒本部) 〈警戒体制〉</p> | <p>1 気象業務法に基づく暴風、大雨、洪水又は高潮等の警報が発表されたことに伴い、町域内の災害に関する情報の収集・伝達等を特に強化して対処する必要があるとき。 2 暴風、大雨その他の異常な自然現象により、町域内に災害の発生するおそれがあり、警戒を要するとき。</p> | <p>1 各班の警戒本部要員は配置につく。 2 その他の職員は配置につく態勢をとる。</p> |
| <p>第3配備 (災害対策本部) 〈救助体制〉</p> | <p>1 気象業務法（昭和27年法律第165号）に基づく暴風、大雨、洪水又は高潮等の警報が発表され、かつ、町域内に重大な災害の発生するおそれがあるとき。 2 暴風、大雨その他の異常な自然現象により、町域内に災害が発生したとき。 3 大規模な火事、爆発その他これらに類する事故により、町域内に重大な被害が発生したとき。 4 県の全域に災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用を要する災害が発生したとき。 5 前各号のほか、町域内に発生した災害に対し、特に強力、かつ、総合的な災害予防及び災害応急対策の実施を必要とするとき。</p> | <p>1 全職員が配置につく。</p> |

※配備要員は、災害状況により増減することができる。

(2) 配備要員及び指名

- ア 各班の配備要員は、第1章 地震・津波災害応急対策計画の別表2のとおりとする。ただし、この配備要員は災害の実情により、所属の班長において増減することができるものとする。
- イ 各班長は、災害対策要員のうちから配備の規模に応ずる配備要員をあらかじめ指名しておくものとする。
- ウ 各班長は、配備要員名簿を作成し、年度替わりの早い時期に本部事務局班長に提出するものとする。

(3) 動員方法

- ア 本部長は、気象予警報及び災害発生のおそれのある異状現象の通報を受けた場合で大きな災害が発生するおそれがあると認めるときは、直ちに本部会議を招集し、応急対策等に必要な事項を決定するものとする。
- イ 本部会議の招集に関する事務は、本部事務局班長が行う。
- ウ 本部事務局班長は、対策要員の配備規模が決定されたときは、その旨を各班長に通知するものとする。
- エ 通知を受けた各班長は、直ちに班内の配備要員に対し、その旨を通知するものとする。
- オ 通知を受けた配備要員は、直ちに所定の配備につくものとする。
- カ 各班長は、あらかじめ班内の非常招集系統を確立しておくものとする。

(4) 自主参集基準

各班の配備体制計画により参集が必要な職員は、勤務時間外及び休日において、災害が発生したとき又は災害が発生するおそれがあることを知ったときは、以後の推移に注意し、自ら所属長と連絡をとり、又は通信の途絶により連絡不能の場合は、自らの判断により、登庁するものとする。また、全職員は、救助体制に対応する災害の発生するおそれがあることを知ったときは、自ら登庁するものとする。

第2節 気象警報等の伝達計画

災害の発生あるいは拡大を未然に防止するため、気象特別警報・警報・注意報及び気象情報等を迅速かつ的確に伝達する措置等については、次により実施する。

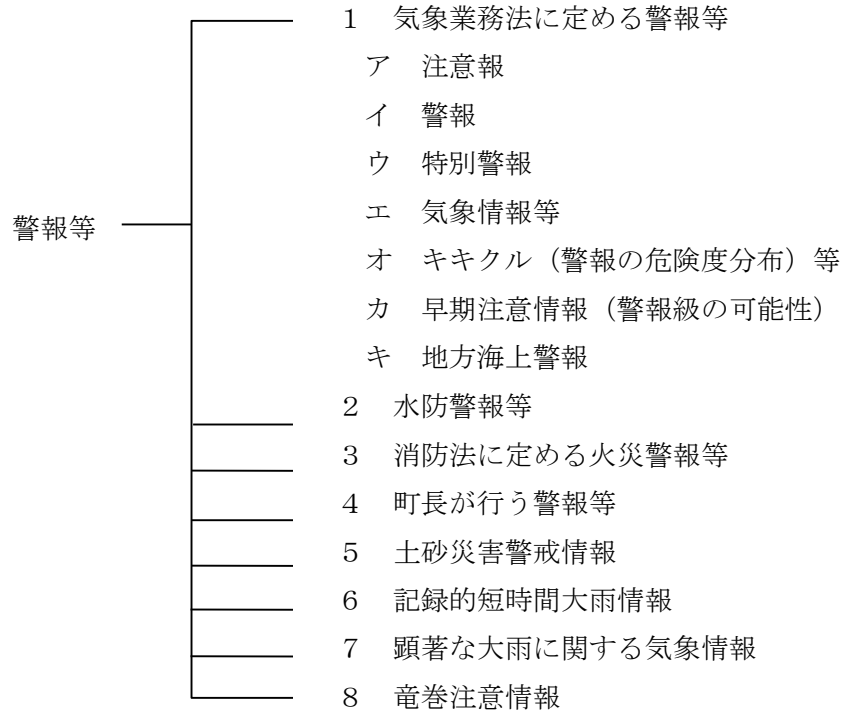
1 警報等の種類及び発表基準（実施主体：沖縄気象台、県、町長）

(1) 警戒レベルを用いた防災情報の提供

警戒レベルとは、災害発生のおそれの高まりに応じて「居住者等がとるべき行動」を5段階に分け、「居住者等がとるべき行動」と「当該行動を居住者等に促す情報」とを関連付けるものである。

「居住者等がとるべき行動」、「当該行動を居住者等に促す情報」及び「当該行動をとる際の判断に参考となる情報（警戒レベル相当情報）」をそれぞれ警戒レベルに対応させることで、出された情報からとるべき行動を直感的に理解できるよう、災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供される。

なお、居住者等には「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、避難情報が発令された場合はもちろんのこと、発令される前であっても行政等が出す防災情報に十分留意し、災害が発生する前に自らの判断で自発的に避難することが望まれる。



(2) 気象業務法に定める警報等

ア 注意報

大雨、洪水、強風、波浪、高潮等により、災害が起こるおそれがある場合に、その旨を注意して行う予報。

イ 警報

大雨、洪水、暴風、波浪、高潮により、重大な災害が起こるおそれがある場合、その旨を警告して行う予報。

ウ 特別警報

大雨、洪水、暴風、波浪、高潮が特に異常であるため重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合、その旨を警告して行う予報。最大級の警戒を呼びかけて行う。

特別警報・警報・注意報の種類と概要

| 特別警報・警報・注意報の種類 | | 概 要 |
|----------------|--------|--|
| 特別警報 | 大雨特別警報 | 大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。災害が発生又は切迫している状況で、命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。 |
| | 暴風特別警報 | 暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。 |
| | 波浪特別警報 | 高い波が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。 |
| | 高潮特別警報 | 台風や低気圧等による海面の上昇が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当。 |

| | | |
|-----|-------|--|
| | 大雨警報 | 大雨により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。大雨警報（土砂災害）は、高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当。 |
| | 洪水警報 | 上流域での降雨や融雪等による河川の増水により、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。河川の増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害が対象としてあげられる。高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当。 |
| 警報 | 暴風警報 | 暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 |
| | 波浪警報 | 高い波により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 |
| | 高潮警報 | 台風や低気圧等による海面の異常な上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当。 |
| | 大雨注意報 | 大雨により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。 |
| | 洪水注意報 | 河川の上流域での降雨や融雪等による河川の増水により、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。 |
| | 強風注意報 | 強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 |
| | 波浪注意報 | 高い波により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 |
| 注意報 | 高潮注意報 | 台風や低気圧等による海面の異常な上昇が予想されたときに注意を喚起するために発表される。高潮警報に切り替える可能性に言及されていない場合は、ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。高潮警報に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合は、高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当。 |
| | 濃霧注意報 | 濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 |
| | 雷注意報 | 落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。また、発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の突風や「ひょう」による災害への注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意も雷注意報で呼びかけられる。 |
| | 乾燥注意報 | 空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、火災の危険が大きい気象条件が予想されたときに発表される。 |
| | 霜注意報 | 霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、早霜や晩霜により農作物への被害が発生するおそれがあるとときに発表される。 |
| | 低温注意報 | 低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、低温による農作物等への著しい被害や、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害が発生するおそれがあるとときに発表される。 |

※地面現象注意報及び浸水注意報はその注意報事項を気象注意報に、地面現象警報はその警報事項を気象警報に、地面現象特別警報はその警報事項を気象特別警報に、浸水警報はその警報事項を気象警報又は気象特別警報に、それぞれ含めて行われる。

地面現象特別警報は、「大雨特別警報（土砂災害）」として発表される。浸水警報の警報事項を含めて行われる気象特別警報は、「大雨特別警報（浸水害）」として発表される。

エ 気象情報等

気象の予報等に関し特別警報、警報・注意報に先立って注意・警戒を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報の発表中に現象の経過や予想、防災上の留意点等を解説する場合等に発表する。気象情報の対象とする現象により、台風に関する情報、大雨に関する情報及び潮位に関する情報等がある。

大雨特別警報が発表されたときには、その内容を補足する「記録的な大雨に関する気象情報」という表題の気象情報が速やかに発表される。

なお、台風情報で使用される台風の大きさ等は次のとおりとする。

| 台風の大きさ（風速 15m/s 以上の半径） | 台風の強さ（最大風速） |
|----------------------------|-------------------------|
| 大 型（大きい） 500km 以上 800km 未満 | 強 い 33m/s 以上 44m/s 未満 |
| 超大型（非常に大きい） 800km 以上 | 非常に強い 44m/s 以上 54m/s 未満 |
| | 猛 烈 な 54m/s 以上 |

注：上表の基準以外の台風は単に「台風」と表現する。

オ キキクル（警報の危険度分布）等

気象庁は、特別警報、警報、注意報を補足する情報として、土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）、浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）、洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）及び流域雨量指数の予測値を発表する。これらの概要は次のとおりである。

キキクル等の種類と概要

| 種 類 | 概 要 |
|------------------------------|---|
| 土砂キキクル （大雨警報（土砂災害）の危険度分布） | <p>大雨による土砂災害発生危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。</p> <p>「災害切迫」（黒）が出現した場合、土砂災害警戒区域等では、命に危険が及ぶような土砂災害が切迫しているか、すでに発生している可能性が高い状況となるため、避難にかかる時間を考慮して、土壌雨量指数等の2時間先までの予測値を用いて「危険」（紫）、「警戒」（赤）、「注意」（黄）、「今後の</p> |

| | |
|-------------------------------------|--|
| | <p>情報等に留意」（無色）の危険度で示される。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル5に相当。 ・「危険」（紫）：危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。 |
| <p>浸水キキクル （大雨警報（浸水害）の危険度分布）</p> | <p>短時間強雨による浸水害発生危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル5に相当。 |
| <p>洪水キキクル （洪水警報の危険度分布）</p> | <p>大雨による中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水発生危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル5に相当。 ・「危険」（紫）：危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。 |
| <p>流域雨量指数の予測値</p> | <p>水位周知河川及びその他河川の各河川を対象として、上流域での降雨によって、下流の対象地点の洪水危険度がどれだけ高まるかを示した情報。6時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を取り込んで、流域に降った雨が河川に集まり流れ下る量を計算して指数化した「流域雨量指数」と流域内における雨量分布の実況を用いて、洪水警報等の基準への到達状況に</p> |

| | |
|--|--|
| | 応じて危険度を色分けし時系列で表示したものを、常時 10 分ごとに更新している。 |
|--|--|

カ 早期注意情報（警報級の可能性）

警報級の現象が5日先までに予測されているときに、その可能性について [高]、[中] の2段階で発表される。

当日から明日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位（本島中南部など）で、2日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位（沖縄本島地方など）で発表される。大雨、高潮に関して、[高]又は[中]が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。

キ 地方海上警報

海上の船舶の安全確保を図るため、定められた海域（海上予報区）に対して強風や視程障害等の現象の実況及び予想（24時間以内）がある場合、沖縄気象台が発表する。

(ア) 地方海上予報区の範囲と細分名称

- ・ 沖縄気象台担当地方海上予報区
 沖縄海域 (SEA AROUND OKINAWA)
- ・ 細分名称
 沖縄東方海上 (SEA EAST OF OKINAWA)
 東シナ海南部 (SOUTHERN PART OF EAST CHINA SEA)
 沖縄南方海上 (SEA SOUTH OF OKINAWA)

(イ) 地方海上警報の種類と発表基準

| 地方海上警報の種類 | 発表基準 |
|---|---|
| カシヅ ヨウケイホウシ 海上警報なし（英文 NO WARNING） | 警報をする現象が予想されない場合又は 継続中の警報を解除する場合 |
| カシヅ ヨウノウムケイホ 海上濃霧警報（英文 FOG WARNING） | 濃霧により視程が 500m以下 (0.3カイリ以下) |
| カシヅ ヨウカセキケイホ 海上風警報（英文 WARNING） | 最大風速が 13.9m/s 以上 17.2m/s 未満 (28ノット以上 34ノット未満) |
| カシヅ ヨウキヨウフウケイホ 海上強風警報（英文 GALE WARNING） | 最大風速が 17.2m/s 以上 24.5m/s 未満 (34ノット以上 48ノット未満) |
| カシヅ ヨウホウフウケイホ 海上暴風警報（英文 STORM WARNING） | 最大風速が 24.5m/s 以上 (48ノット以上) |
| カシヅ ヨウタイフウケイホ 海上台風警報（英文 TYPHOON WARNING） | 台風による風の最大風速が 32.7m/s 以上 (64ノット以上) |

(3) 水防警報等

ア 水防活動用気象警報等

水防活動に資するため水防機関に対して行われる水防活動用の警報・注意報は(1)のア・イに定める警報・注意報が発表されたとき、これによって代替されるものとする。

| 水防活動用気象警報・注意報 | 代替警報・注意報 |
|---------------|---------------------------|
| 水防活動用気象注意報 | 大雨注意報 |
| 水防活動用気象警報 | 大雨警報又は大雨特別警報 |
| 水防活動用津波注意報 | 津波注意報 |
| 水防活動用津波警報 | 津波警報又は津波特別警報（大津波警報の名称で発表） |
| 水防活動用高潮注意報 | 高潮注意報 |
| 水防活動用高潮警報 | 高潮警報又は高潮特別警報 |
| 水防活動用洪水注意報 | 洪水注意報 |
| 水防活動用洪水警報 | 洪水警報 |

イ 水防警報

水防警報とは、洪水、津波又は高潮等によって災害の発生が予想される場合に国土交通大臣又は県知事がそれぞれ指定する河川、湖沼又は海岸について水防法に基づき発するものをいう。

（注）現在本計画に考慮されていないが将来を想定して記載した。

ウ 氾濫警戒情報

県は、県指定の水位情報周知河川において氾濫危険水位に達した場合、沖縄県水防計画に基づいて関係市町村等に氾濫警戒情報を伝達する。

町長は、河川水位、氾濫警戒情報等を参考にしつつ、河川の状況や気象状況等も合わせて総合的に判断し、避難指示等を発令するものとする。また、町地域防災計画に、水位周知河川の浸水想定区域ごとに、町民、要配慮者利用施設の管理者等への氾濫警戒情報の伝達体制を規定しておく。

(4) 消防法に定める火災警報等

ア 火災警報

町域を対象として町長が消防法の規定により沖縄県知事から火災気象通報を受けたとき又は気象状況が火災の予防上危険であると認めたときにこれを発する。

この場合、警報を発する具体的な基準は、地域的特性を加味してそれぞれの町の火災予防条例施行規則においてこれを定める。

(5) 町長が行う警報等

町長は、災害に関する予報又は警報の通知を受けたとき、自ら災害に関する予報又は警報を知ったとき、若しくは自ら災害に関する警報を発表したときは、地域防災計画の定めるところにより当該予報、警報又は通知に係る事項を関係機関及び町民その他の関係のある公私の団体に伝達しなければならない。この場合において必要があると認めるときは、町長は、町民その他の関係のある公私の団体に対し予想される災害の事態及びこれに対してとるべき措置等について必要な通知又は警告を行うものとする。

(6) 土砂災害警戒情報

沖縄气象台及び県は、大雨警報（土砂災害）の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、町長の避難指示や町民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村毎に土砂災害警戒情報を発表する。西原町内で危険度が高まっている詳細な領域は土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で確認することができる。危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当。

土砂災害警戒情報に加え、大雨特別警報（土砂災害）が発表されているときは、避難指示等の対象地区の範囲が十分であるかどうかなど、既に実施済みの措置の内容を再度確認し、その結果、必要に応じて避難指示の対象地域の拡大等の更なる措置を検討する必要がある。

町長は、土砂災害警戒情報を参考にしつつ、個別の土砂災害警戒区域・土砂災害危険箇所等の状況や気象状況も合わせて総合的に判断し、避難指示等を発令するものとする。

また、町地域防災計画において、土砂災害警戒区域・危険箇所ごとに、自治会・自主防災組織及び要配慮者利用施設の管理者等への土砂災害警戒情報の伝達について規定するものとする。

(7) 記録的短時間大雨情報

沖縄气象台は、県内で、大雨警報発表中に数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨（一時間降水量）を観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）され、かつ、キキクル（危険度分布）「危険」（紫）が出現したときに、府県気象情報の一種として発表する。

この情報が発表されたときは、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫といった災害発生につながるような猛烈な雨が降っていることを意味しており、実際に災害発生の危険度が高まっている場所がキキクル（危険度分布）で確認できる。

(8) 顕著な大雨に関する気象情報

大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、線状降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で降り続けているときには、「線状降水帯」というキーワードを使って解説する「顕著な大雨に関する気象情報」という表題の気象情報が発表される。

(9) 竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっている時に、気象庁が一次細分区域単位（本島中南部など）で発表する。なお、実際に危険度が高まっている場所が竜巻発生確度ナウキャストで確認できる。

また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があった地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を記載した「目撃情報あり」の竜巻注意情報が発表される。

この情報の有効期間は、発表から概ね1時間である。

2 警報等の発表及び解除等の発表機関（実施主体：沖縄气象台、地方气象台、町長、県（知事））

警報等の発表及び解除は、次の機関で行うものとする。

| 警報等の種類 | 発表機関名 | 対象区域 |
|---|----------|---------------|
| 大雨注意報 洪水〃 強風〃 波浪〃 高潮〃 濃霧〃 雷〃 乾燥〃 霜〃 低温〃 大雨警報（土砂災害、浸水害） 洪水〃 暴風〃 波浪〃 高潮〃 大雨特別警報 暴風〃 波浪〃 高潮〃 | 沖縄気象台 | 西原町 |
| 竜巻注意情報（発表のみ） | 気象庁 | 本島中南部 |
| 顕著な大雨に関する気象情報（発表のみ） | | |
| 記録的短時間大雨情報（発表のみ） | 気象庁 | 座間味村 |
| 火災警報 | 町長 | 西原町 |
| 水防警報 | 県知事 | 指定した河川、湖沼又は海岸 |
| 土砂災害警戒情報 | 県及び沖縄気象台 | 西原町 |

3 気象警報等の伝達（実施主体：本部事務局班、県、国、防災関係機関）

(1) 気象警報等の伝達系統図

資料編に示す。

(2) 火災警報等の伝達系統図

資料編に示す。

(3) 地方海上警報等の伝達系統図

資料編に示す。

(4) 土砂災害警戒情報の伝達系統図

資料編に示す。

4 災害が発生するおそれのある異常現象発見時の措置（実施主体：本部事務局班、浦添警察署、第十一管区海上保安本部（中城海上保安部）、町民等）

気象、水象あるいは地象に関し異常現象を発見した者は、災害の拡大を未然にとどめるため、その発見場所、状況及び経過等できるだけ具体的な情報を、以下により速やかに通報しなければならない。

(1) 通報を要する異常現象

異常現象とは、概ね次に掲げる現象をいう。

| 事項 | 現象 | |
|----------|------------|----------------|
| 気象に関する事項 | 著しく異常な気象現象 | 強い突風、竜巻、激しい雷雨等 |
| 地象に関する事項 | 土砂災害 | 土石流 |
| | 関係 | がけ崩れ |
| | | 地すべり |
| 水象に関する事項 | 異常潮位、異常波浪 | 著しく異常な潮位、波浪 |

(2) 異常現象発見者の通報系統図

資料編に示す。

(3) 異常現象発見時の通報要領

- ア 災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、災害の拡大を未然に防ぐため、その発見場所、状況、経過等をできるだけ具体的に町長、各担当区域の警察官又は海上保安官に通報する。
- イ 通報を受けた警察官又は海上保安官は、その旨を町長に通報する。
- ウ 通報を受けた町長は、異常発見者の通報系統図によりその旨を気象庁その他関係機関に通報するとともに、できるだけその現象を確認し、事態の把握に努める。

第3節 風水害避難計画

避難の原則、避難指示等、避難誘導等の事項は、「第1章 第3節 地震災害時の避難計画」に定める対策に定める対策を風水害等の特性をふまえて実施する。

大雨・洪水等の警報・注意報の発表に伴う対応及び留意事項は、以下のとおりとする。

なお、避難誘導、避難者の収容等の事項は、「第3章 第6節 指定避難所の開設・運営計画」によるものとする。

1 実施責任者

風水害から避難するための高齢者等避難の発令、避難指示、緊急安全確保の発令は、「第1章 第3節 地震災害時の避難計画」の「1 実施責任者」のとおりとする。

2 避難指示等の発令（実施主体：本部事務局班、福祉統括班）

避難指示等の運用については、「第1章 第3節 地震災害時の避難計画」の「2 避難指示等の運用」のとおりとする。

また、町は、次の点に留意して、浸水想定区域、土砂災害警戒区域・危険箇所等の町民及び要配慮者利用施設の管理者等に対し、避難指示等の発令にあたる。

なお、避難指示等が発令された場合の避難行動としては、指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難を基本とするものの、ハザードマップ等をふまえ、自宅等で身の安全を確保することが出来る場合は、住民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや、周囲の状況等により避難することがかえって危険を伴う場合等は、基本法第60条に基づき、居住者等に対して「緊急安全確保」を指示することができる。

- (1) 町は、全国瞬時警報システム（J-アラート）等により伝達を受けた大雨・洪水（特別）警報、土砂災害警戒情報等を地域衛星通信ネットワーク及び防災行政無線等により町民等への伝達に努める。
- (2) 避難指示等の判断は、水防法の浸水想定区域については基準水位を、土砂災害警戒区域については土砂災害警戒情報を参考とする。また、地域の雨量・水位、上流域の雨量、河口部の潮位、气象台や河川管理者、砂防関係者の助言、現場の巡視報告及び通報等も参考にして、総合的かつ迅速に行う。

避難情報等と指示等を行う具体的状況

| | 発令時の状況 | 町民が取るべき行動 |
|---|---|---|
| 【警戒レベル5】 緊急安全確保 (町長が発令) | 災害が発生又は切迫している状況 | ア 指定緊急避難場所等への立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。 ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。 |
| 【警戒レベル4】 避難指示 (町長が発令) | 災害が発生するおそれが高い状況、即ち災害リスクのある区域等の居住者等が危険な場所から避難すべき状況 | ア 危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。 |
| 【警戒レベル3】 高齢者等避難 (町長が発令) | 避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況。 | ア 高齢者等※は危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。 ※避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者の高齢者及び障がいのある人等、及びその人の避難を支援する者 イ 高齢者等以外の人も必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。例えば、地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。 |
| 【警戒レベル2】 大雨・洪水・高潮 注意報 (気象台が発表) | 気象状況悪化 | ア ハザードマップ等により自宅・施設等の災害リスク、指定緊急避難場所や避難経路、避難のタイミング等を再確認するとともに、避難情報の把握手段を再確認・注意するなど、避難に備え自らの避難行動を確認する。 |
| 【警戒レベル1】 早期注意情報 (気象台が発表) | 今後気象状況悪化のおそれ | ア 防災気象情報等の最新情報に注意する等、災害への心構えを高める。 |

避難情報の発令基準【洪水】

| 区分 | 発令基準 |
|--------------------|--|
| 【警戒レベル3】 高齢者等避難 | 1：水位観測所の水位が避難判断水位に到達し、次の①～③のいずれかにより、引き続き水位上昇のおそれがある場合 ①上流の水位観測所の水位が上昇している場合 ②洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）で「警戒（赤）」（警戒レベル3相当情報[洪水]）が出現した場合（流域雨量指数が実況又は予測 |

| 区分 | 発令基準 |
|---------------------------|--|
| | で洪水警報基準に到達する場合) ③上流で大量又は強い降雨が見込まれる場合 2：堤防に軽微な漏水・侵食等が発見された場合 3：警戒レベル3高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令） |
| 【警戒レベル4】 避難指示 | 1：水位観測所の水位が氾濫危険水位に到達し、次の①～③のいずれかにより、引き続き水位上昇のおそれがある場合 ①上流の水位観測所の水位が上昇している場合 ②洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）で「危険（紫）」（警戒レベル4相当情報[洪水]）が出現した場合（流域雨量指数が実況又は予測で洪水警報基準を大きく超過する場合） ③上流で大量又は強い降雨が見込まれる場合 2：堤防に異常な漏水・侵食等が発見された場合 3：警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令） 4：警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合（立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令） |
| 【警戒レベル5】 緊急安全確保 | （災害が切迫） 1：水位観測所の水位が護岸天端高水位に到達し、洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）で「災害切迫（黒）」（警戒レベル5相当情報[洪水]）が出現した場合（流域雨量指数が実況で大雨特別警報（浸水害）基準に到達した場合） 2：堤防に異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべりの発生等により決壊のおそれが高まった場合 3：樋門・水門等の施設の機能支障が発見された場合や排水機場の運転を停止せざるをえない場合（支川合流部の氾濫のため発令対象区域を限定する） 4：大雨特別警報（浸水害）が発表された場合（※大雨特別警報（浸水害）は市町村単位を基本として発表されるが、警戒レベル5緊急安全確保の発令対象区域は適切に絞り込むこと） （災害発生を確認） 5：堤防の決壊や越水・溢水が発生した場合（消防団等からの報告により把握できた場合） |

避難情報の発令基準【土砂災害】

| 区分 | 発令基準 |
|---------------------------|--|
| 【警戒レベル3】 高齢者等避難 | 1：大雨警報（土砂災害）（警戒レベル3相当情報[土砂災害]）が発表され、かつ、土砂キキクル（土砂災害の危険度分布）が「警戒（赤）」（警戒レベル3相当情報[土砂災害]）となった場合 2：数時間後に避難経路等の事前通行規制等の基準値に達することが想定される場合 3：警戒レベル3高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間～翌日早朝に大雨警報（土砂災 |

| 区分 | 発令基準 |
|--------------------|---|
| | 害) (警戒レベル3相当情報[土砂災害])に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合など) (夕刻時点で発令) |
| 【警戒レベル4】 避難指示 | 1：土砂災害警戒情報(警戒レベル4相当情報[土砂災害])が発表された場合 2：土砂キキクル(土砂災害の危険度分布)で「危険(紫)」(警戒レベル4相当情報[土砂災害])となった場合 3：警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合(夕刻時点で発令) 4：警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合(立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令) 5：土砂災害の前兆現象(山鳴り、湧き水・地下水の濁り、溪流の水量の変化等)が発見された場合 |
| 【警戒レベル5】 緊急安全確保 | (災害が切迫) 1：大雨特別警報(土砂災害)(警戒レベル5相当情報[土砂災害])が発表された場合 2：土砂キキクル(土砂災害の危険度分布)で「災害切迫(黒)」(警戒レベル5相当情報[土砂災害])となった場合(災害発生を確認) 3：土砂災害の発生が確認された場合 |

避難情報の発令基準【高潮災害】

| 区分 | 発令基準 |
|--------------------|---|
| 【警戒レベル3】 高齢者等避難 | 1：高潮注意報の発表において警報に切り替える可能性が高い旨に言及された場合(数時間先に高潮警報が発表される状況の時に発表) 2：高潮注意報が発表されている状況において、台風情報で、台風の暴風域が本町にかかると予想されている、又は台風が本町に接近することが見込まれる場合 3：警戒レベル3高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合(夕刻時点で発令) 4：「伊勢湾台風」級の台風が接近し、上陸24時間前に、特別警報発表の可能性のある旨、府県気象情報や気象台の記者会見等により周知された場合 |
| 【警戒レベル4】 避難指示 | 1：高潮警報(警戒レベル4相当情報[高潮])あるいは高潮特別警報(警戒レベル4相当情報[高潮])が発表された場合 2：警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合(高潮注意報が発表され、当該注意報において、夜間～翌日早朝までに警報に切り替える可能性が高い旨に言及される場合など)(夕刻時点で発令) |
| 【警戒レベル5】 緊急安全確保 | (災害が切迫) 1：水門、陸閘等の異常が確認された場合 2：高潮による浸水が発生したと推測される場合(災害発生を確認) 3：海岸堤防等が倒壊した場合 4：異常な越波・越流が発生した場合 |

(3) 町長は、県、気象台、沖縄総合事務局開発建設部に対し、避難指示等の対象地域、判断時期等について助言を求めることができる。さらに、町長は、避難指示等の発令に当たり、必要に応じて気

象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言等を活用し、適切に判断を行うものとする。

- (4) 町長は、住民に対して避難指示等を発令するにあたり、対象地域の適切な設定等に留意するとともに、避難指示及び緊急安全確保を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における高齢者等避難の発令に努める。
- (5) 町は、警報、避難指示等の伝達に当たっては、走行中の車両、船舶、海水浴客、釣り人、観光客、漁業従事者等にも確実に伝達できるよう、防災行政無線、テレビ、ラジオ、コミュニティFM放送、携帯電話及びワンセグ等のあらゆる手段の活用を図る。
- (6) 町は、避難情報の伝達にあたっては、危険の切迫性に応じて避難指示等の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、対象者ごとに警戒レベル（土砂災害・高潮）に対応したとるべき避難行動がわかるように伝達することなどにより、町民等の積極的な避難を喚起するように努める。
- (7) 町長は、災害対策本部のある本庁舎から、危険区域付近の状況を速やかに把握できない場合を想定し、危険区域近傍の支所長等が避難指示等を行えるように権限を委譲しておく。

3 避難場所（実施主体：本部事務局班）

避難先は、洪水浸水想定区域や土砂災害警戒区域・危険箇所等以外の安全な場所とする。

4 避難誘導（実施主体：消防対策班）

(1) 町民等の避難誘導

町風水害避難計画で定められた方法による。

町は、避難誘導にあたっては、消防職員、消防団員、警察官及び町職員など、避難誘導や防災対応にあたる者の安全が確保されることを前提として、要配慮者、観光客、居住外国人を含む避難対象区域内のすべての者を対象とする。また、予想される氾濫到達時間や交通規制を考慮するものとする。

第4節 水害対策計画

この計画は、水防法、災害対策基本法の主旨に基づき、河川、海岸等における洪水、高潮及び津波等の水害から町民の生命、身体及び財産を守ることを図るものとする。

1 実施責任者

この計画による実施は、町長が行う。

2 水害対策組織と機構

(1) 水害対策本部

沖縄気象台より洪水、豪雨、高潮及び津波のおそれがある気象予警報（以下「気象予警報等」という。ただし、暴風警報を除く。）を受けたとき、又は水害対策本部長（町長）が必要と認めたとときからその危険が解消するまで水害対策本部を設置する。

ただし、西原町災害対策本部が設置されると水害対策組織は解消し、本部の組織に統合されるものとする。

(2) 水害対策本部連絡会議

水害対策本部に連絡協議会をおき、本部長、副本部長、本部員及びその他本部長が必要と認める者をもって構成し、本部長がこれを招集する。

3 連絡協議において協議すべき事項

水害対策全般に関する重要な事項を協議する。

4 本部の事務分担（実施主体：各班）

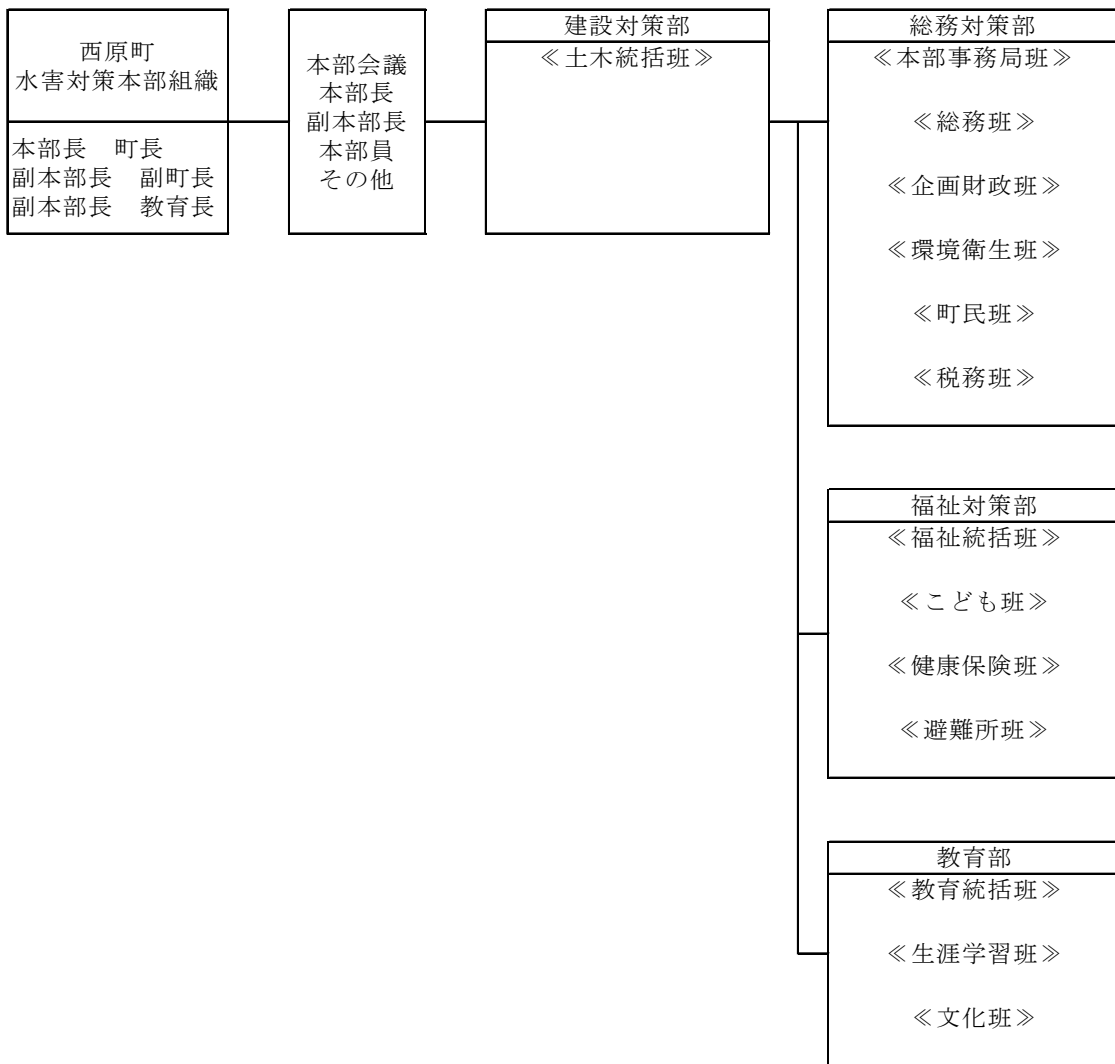
水害対策本部の事務分担は、下記のとおりであるが、この事務分担で定める者は、同節の主旨における責任の重大性を認識し、常に気象、水位等の変化に注意し水害対策に支障のないように努める。

- (1) 本部長 町長
- (2) 副本部長 副町長、教育長
- (3) 各班は、西原町災害対策本部の所掌事務に準ずる。

ただし、土木統括班の所掌事務は、次のとおりとする。

- ア 連絡会議に関すること。
- イ 水害に関する気象予警報等の受理、伝達に関すること。
- ウ 災害情報の受理、伝達に関すること。
- エ 水害対策本部の連絡調整に関すること。
- オ 必要と認めるときは、本部事務局班長への報告に関すること。

西原町水害対策本部組織及び編成



5 水害対策非常配備（実施主体：各班）

平常勤務から水害対策非常配備態勢への切換えを迅速かつ確実に行うため、下記の要領により配備する。

(1) 水害対策非常配備の種類

(第一配備態勢)

気象予警報等により警戒を必要とする場合に情報連絡に必要な人員を配備する。

(第二配備態勢)

水害対策事態の発生が予想されるに至った場合、所属人員の約半数を配備につかせる。

(第三配備態勢)

情報を総合判断し、第二配備態勢で処理困難な状態の場合は、完全水害対策態勢のために所属人員全員を配備につかせる。

(2) 非常登庁

水害対策本部員は、常に気象予報等に注意し、非常配備態勢の発令が予想されると思われる場合は、進んで所属長と連絡をとり、又は自らの判断により登庁するものとする。

[水害対策非常配備体制]

| 配備体制 | 配備基準 | 配備要員 |
|----------------------|---|------------|
| 第1配備態勢 (水害対策非常配備) | 1 気象情報等により警戒を要する場合に情報連絡に必要な人員を配備する。 | 1 2人 |
| 第2配備態勢 (水害対策非常配備) | 1 水害対策事態の発生が予測されるに至った場合、必要な人員を配備する。 | 1 所属人員の約半数 |
| 第3配備態勢 (水害対策非常配備) | 1 情報を総合判断として、第二配備態勢で処理困難な状態の場合は、完全水害対策態勢のために所属人員を配備につかせる。 | 1 全職員 |

[風水害時の自主参集基準] (洪水/水害対策本部連絡会議対応)

| 参集要員 | 参集基準 |
|--------------------------------|--|
| 土木統括班 | 1 気象情報等に常に注意し、非常配備態勢の発令が予想されると思われる場合。 2 気象庁から大雨・洪水及び高潮の注意報が発表され、早期注意情報(警報級の可能性)で「高」を示された場合。 |
| 第1配備態勢 (水害対策非常配備) 本部事務局班 | 1 気象情報等により警戒を必要とする場合に情報連絡に必要な人員を配備する。 |
| 第2配備態勢 (水害対策非常配備) | 1 気象庁が大雨・洪水及び高潮の警報を発表した場合 |
| 第3配備態勢 (水害対策非常配備) | 1 町内に風水害その他異常な自然現象若しくは大規模な人為的要因による災害が発生又は予想されるとき。 |

6 水害対策巡視 (実施主体：土木統括班)

町は、気象予警報その他の方法により、異常気象による危険発生のおそれがあることを知ったときは、危険が解消するまで絶えず河川、海岸及び港湾等の巡視を実施しなければならない。

7 水位及び潮位の通報 (実施主体：土木統括班)

町は、海岸、港湾等の潮位の変動を絶えず監視し、危険潮位(平均潮位2m)に達したときは、直ちに各班に通報し、出動態勢をとらなければならない。

第5節 海上災害応急対策計画

この計画は、災害対策基本法に定める災害、陸上の危険物貯蔵施設若しくは船舶からの大量の石油類等の危険物の海域への流出、海上火災その他の海上災害の発生が予想され、又はこれらが発生した場合において、関係機関が、緊密な連携を保ち、相互協力体制の下に、人命及び財産の保護、海上交通安全の確保、流出油の防除、危険物の特性に応じた消火等の措置を講じ、人に及ぼす被害の局限及び拡大防止を図るためのものである。

1 連絡調整本部の設置（実施主体：本部事務局班、国、県、第十一管区海上保安本部（中城海上保安部）、関係機関）

海上事故により油等の危険物等が大量流出し、事故の規模や予想される被害の広域性等から応急対策の調整等を強力に推進するために特に必要があると認められるときは、国に海上保安庁長官を本部長とする警戒本部が設置される。また、警戒本部が設置された場合は、現地に連絡調整本部が設置される。

連絡調整本部は、被害防止のためにとられた措置の概要、応急対策の状況把握及びこれらに関する関係機関と警戒本部との連絡調整等を行う。なお、連絡調整本部及びその事務局は、第十一管区海上保安本部（中城海上保安部）内に設置される。

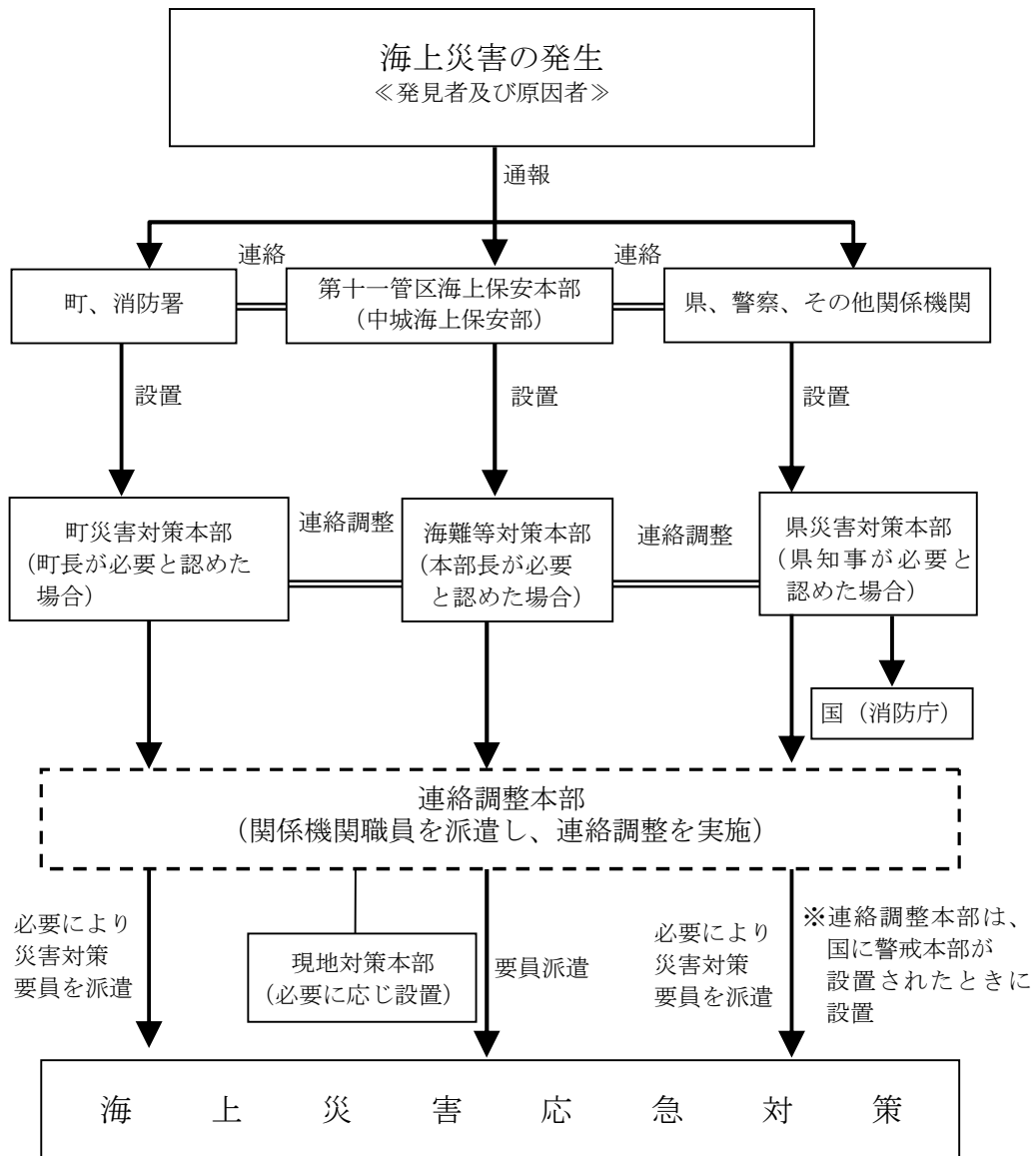
連絡調整本部が設置された場合、町は、連絡調整本部と緊密な連絡を保ちながら災害対策を遂行する。

関係機関は、連絡調整本部に防災責任者を派遣し、災害対策の調整を図るものとする。

2 実施機関

- ア 第十一管区海上保安本部（中城海上保安部）
- イ 沖縄総合事務局
- ウ 沖縄気象台
- エ 陸上自衛隊第15旅団
- オ 海上自衛隊沖縄基地隊
- カ 沖縄県
- キ 沖縄県警察本部
- ク 浦添警察署
- ケ 西原町
- コ 日本赤十字社沖縄県支部
- サ 事故関係企業等
- シ 指定海上防災機関
- ス その他関係機関及び団体

3 海上災害時の通報系統（実施主体：本部事務局班、国、県、第十一管区海上保安本部（中城海上保安部）、県警察、消防機関、関係機関）



4 第十一管区海上保安本部（中城海上保安部）の実施事項（実施主体：第十一管区海上保安本部（中城海上保安部））

第十一管区海上保安本部（中城海上保安部）が実施する災害応急対策は、次のとおりである。

(1) 非常体制の確立

- ア 管内を非常配備とする。
- イ 大規模海難等対策本部を設置する。
- ウ 通信体制を強化し、必要がある場合は、非常無線通信に協力及び通信の確保に努める。
- エ 巡視船艇・航空機により被害状況調査を実施する。
- オ 一般船舶の動静を把握し、必要がある場合は、避難勧告、出入港の制限等の措置をとる。

(2) 警報等の伝達

船舶等に対する警報等の伝達は、次により行うものとする。

- ア 気象、津波、高潮、波浪等に関する警報及び災害に関する情報の通知を受けたときは、航行警報、安全通報、標識の掲揚並びに船艇及び航空機による巡回等により直ちに周知するとともに、必要に応じ関係事業者に周知する。
- イ 航路障害物の発生、航路標識の異常等船舶交通の安全に重大な影響を及ぼす事態の発生を知ったとき又は船舶交通の制限若しくは禁止に関する措置を講じたときは、速やかに航行警報又は安全通報を行うとともに、必要に応じ水路通報により周知する。
- ウ 大量の油の流出、放射性物質の放出等により船舶、水産資源、公衆衛生等に重大な影響を及ぼすおそれのある事態の発生を知ったときは、航行警報、安全通報並びに船艇及び航空機における巡回等により速やかに周知する。

(3) 情報の収集等

次に掲げる事項に関し、関係機関等と密接な連絡をとるとともに、巡視船艇等を活用し、積極的に情報収集活動を実施するものとする。

ア 災害が予想される時

(ア) 在泊船舶の状況（船種別隻数、危険物積載船の荷役状況、旅客船の運航状況等）

(イ) 船舶交通のふくそう状況

(ウ) 船だまり等の対応状況

(エ) 被害が予想される地域の周辺海域における船舶交通の状況

(オ) 港湾等における避難者の状況

(カ) 関係機関等の対応状況

(キ) その他災害応急対策の実施上必要な事項

イ 発災後

(ア) 海上及び沿岸部における被害状況

(イ) 被災地周辺海域における船舶交通状況

(ウ) 被災地周辺海域における漂流物等の状況

(エ) 船舶、海洋施設、港湾施設等の被害状況

(オ) 石油コンビナートの被害状況

(カ) 水路、航路標識の異常の有無

(キ) 港湾等における避難者の状況

(ク) 関係機関等の対応状況

(ケ) その他災害応急対策の実施上必要な事項

(4) 海難救助等

海難救助等を行うに当たっては、災害の種類・規模等に応じて合理的な計画を立て、次に掲げる措置を講ずるものとする。その際、救助・救急活動において使用する資機材については、原則として携行するものとするが、必要に応じて民間の協力等を求めることにより、必要な資機材を確保し、効率的な救助・救急活動を行うものとする。

ア 船舶の海難、人身事故等が発生したときは、速やかに巡視船艇等によりその搜索救助を行う。

イ 船舶火災又は海上火災が発生したときは、速やかに巡視船艇等によりその消火を行うとともに、

必要に応じ地方公共団体に協力を要請する。

ウ 危険物が排出されたときは、その周辺海域の警戒を厳重にし、必要に応じ火災の発生防止、航泊禁止措置又は避難勧告を行う。

(5) 緊急輸送

傷病者、医師、避難者等又は救援物資等の緊急輸送については、必要に応じ又は要請に基づき、迅速かつ積極的に実施するものとする。

この場合、輸送能力を強化した災害対応型巡視船艇の活用について配慮するものとする。

輸送対象の想定は次のとおりとする。

ア 第1段階………避難期

(ア) 救助・救急活動及び医療活動の従事者並びに医薬品等、人命救助に要する人員及び物資

(イ) 消防、水防活動等、災害拡大防止のための人員及び物資

(ウ) 政府災害対策要員、地方公共団体災害対策要員、情報通信、電力、ガス施設保安要員等、初動の応急対策に必要な要員等

(エ) 負傷者等の後方医療機関への搬送

(オ) 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資

イ 第2段階………輸送機能確保期

(ア) 上記アの続行

(イ) 食料、水等生命の維持に必要な物資

(ウ) 傷病者及び被災者の被災地外への輸送

(エ) 輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資

ウ 第3段階………応急復旧期

(ア) 上記イの続行

(イ) 災害復旧に必要な人員及び物資

(ウ) 生活必需品

(6) 物資の無償貸付又は譲与

物資の無償貸付若しくは譲与について要請があったとき又はその必要があると認めるときは「海上災害救助用物品の無償貸付及び譲与に関する省令」（昭和30年運輸省令第10号）に基づき、海上災害救助用物品を被災者に対して無償貸付又は譲与する。

(7) 関係機関等の災害応急対策の実施に関する支援

関係機関及び地方公共団体の災害応急対策が円滑に実施されるよう、要請に基づき、海上における災害応急対策の実施に支障を来さない範囲において、沿岸部の陸上における救助・救急活動等について支援するものとする。

その他の支援活動については、第十一管区海上保安本部（中城海上保安部）と協議の上、実施するものとする。

(8) 流出油等の防除

船舶又は海洋施設その他の施設から海上に大量の油等が流出したときは、次に掲げる措置を講ずるものとする。

なお、流出油等に係る防除作業は、流出した油等の種類及び性状、拡散状況、気象・海象の状況その他種々条件によってその手法が異なるので、防除活動に関しては、流出油等の拡散及び性状の

変化の状況についての的確な把握に努め、状況に応じた適切な防除方針を速やかに決定するとともに、初動段階において有効な防除勢力の先制集中を図り、もって迅速かつ効率的に排出油等の拡散防止、回収及び処理が実施されるよう留意するものとする。

ア 防除措置を講ずべき者が行う防除措置を効果的なものとするため、巡視船により、流出油等の状況、防除作業の実施状況等を創意的に把握し、作業の分担、作業方法等防除作業の実施に必要な事項について指導を行うとともに、必要に応じ海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律第41条の2に基づき関係行政機関の長又は関係地方公共団体の長その他の執行機関の長及び関係機関等に出動を要請し、防除措置を講ずるものとする。

イ 防除措置を講ずべき者が、流出油等の拡散防止、除去等の措置を講じていないと認められるときは、これらの者に対し、防除措置を講ずべきことを命ずる。

ウ 緊急に防除措置を講ずる必要がある場合において、必要があると認められるときは、巡視船艇等に応急の防除措置を講じさせるとともに、関係機関等に必要な資機材の確保及び防除措置の実施について協力を要請するほか、必要に応じ機動防除隊又は海上災害防止センターに防除措置を依頼する。

(9) 海上交通の安全確保

海上交通の安全を確保するため、次に掲げる措置を講ずるものとする。

ア 船舶交通のふくそうが予想される海域においては、必要に応じ船舶交通の整理、指導を行う。

この場合、緊急輸送を行う船舶が円滑に航行できるよう努める。

イ 海難の発生その他の事情により、船舶交通の危険が生じ、又は生じるおそれがあるときは、必要に応じ船舶交通を制限し、又は禁止する。

ウ 海難船舶又は漂流物、沈没物その他の物件により船舶交通の危険が生じ、又は生ずるおそれがあるときは、速やかに必要な応急措置を講ずるとともに、船舶所有者等に対し、これらの除去その他船舶交通の危険を防止するための措置を講ずべきことを命じ、又は勧告する。

エ 船舶交通の混乱を避けるため、災害の概要、港湾・岸壁の状況、関係機関との連絡手段等、船舶の安全な運航に必要なと思われる情報について、無線機等を通じ船舶への情報提供を行う。

オ 水路の水深に異状を生じたとき認められるときは、必要に応じ検測を行うとともに、応急標識を設置する等により水路の安全を確保する。

カ 航路標識が損壊し、又は流出したときは、速やかに復旧に努めるほか、必要に応じ応急標識の設置に努める。

(10) 警戒区域の設定

人の生命又は身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認められるときは、災害対策基本法第63条第1項及び同条第2項の定めるところにより、警戒区域を設定し、巡視船艇等により船舶等に対し、区域外への退去及び入域の制限又は禁止の指示を行うものとする。

また、警戒区域を設定したときは、直ちに最寄りの市町村長にその旨を通知するものとする。

(11) 治安の維持

海上における治安を維持するため、情報の収集に努め、必要に応じ巡視船艇等により次に掲げる措置を講ずるものとする。

ア 災害発生地域の周辺海域に配備し、犯罪の予防・取締りを行う。

イ 警戒区域又は重要施設の周辺海域において警戒を行う。

(12) 危険物の保安措置

危険物の保安措置については、次に掲げる措置を講ずるものとする。

- ア 危険物載積船舶については、必要に応じ移動を命じ、又は航行の制限若しくは禁止を行う。
- イ 危険物荷役の船舶については、荷役の中止等事故防止のために必要な指導を行う。
- ウ 危険物施設については、危険物流出等の事故を防止するために必要な指導を行う。

(13) 非常処置

沿岸海域において排出された大量の特定油等により海岸が著しく汚染され、海洋環境の保全に著しい障害を及ぼし、人の健康を害し、財産に重大な損害を与えるおそれのある場合において、緊急にこれらの障害を防止するため排出油の防除措置を講ずる必要があるときは、油が積載されていた船舶の破壊、油の焼却、現場付近海域にある財産の処分等の応急非常措置をとるものとする。

(14) 災害復旧・復興対策

被災地の復旧・復興に当たっては、災害により地域の社会経済活動が低下する状況にかんがみ、可能な限り迅速かつ円滑に被災者の生活再建を支援できるように、地方公共団体等との連携を図りつつ、次に掲げる対策を講ずるものとする。

ア 海洋環境の汚染防止

がれき等の処理に当たっては、海洋環境への汚染の未然防止又は拡大防止のため適切な措置を講ずるものとする。

イ 海上交通安全の確保

災害復旧・復興に係る工事に関しては、工事作業船等の海上交通の安全を確保するため、次に掲げる措置を講ずるものとする。

(ア) 船舶交通のふくそうが予想される海域においては、必要に応じ船舶交通の整理、指導を行う。

(イ) 広範囲にかつ同時に多数の工事関係者により工事が施行される場合は、工事関係者に対し、工事施行区域・工事期間の調整等、事故防止に必要な指導を行う。

5 町の実施事項（実施主体：本部事務局班、消防対策班）

(1) 災害防止

災害発生のおそれがある場合、町は、現場を巡視し、必要な措置を講じる。また、応急対策の必要がある場合は、第十一管区海上保安本部（中城海上保安部）に要請し、同部の行う応急対策に協力して活動する。

町は、船舶及び臨海施設等の火災に対する消防活動、人命等の救出及び救護について第十一管区海上保安本部（中城海上保安部）に協力して実施する。また、同部に協力し流出危険物の防除について応急措置を講じる。

《町の災害防止措置》

- ア 沿岸住民に対する災害情報の周知、広報
- イ 沿岸住民に対する警戒区域の設定、火気使用の制限等危険防止のための措置
- ウ 沿岸漂着の可能性のある油及び沿岸漂着油等の防除措置の実施
- エ 死傷病者の救出、援護（搬送、収容）
- オ 沿岸及び地先海面の警戒
- カ 沿岸住民に対する避難の指示及び勧告

- キ 消火作業及び延焼防止作業
- ク その他海上保安官署等の行う応急対策への協力
- ケ 防除資機材及び消火資機材の整備
- コ 事故貯油施設の所有者等に対する海上への石油等流出防止措置の指導
- サ 漂流油等防除に要した経費及び損失補償要求などの資料作成並びに関係者への指導

(2) 油汚染事故対策

海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律第41条の2により、海上保安庁長官から町長に対し、排出された油、有害液体物資、廃棄物その他の海洋汚染を防止するため必要な措置を講ずる要請があった場合は、町が中心となって関係機関及びボランティアに協力を要請し実施する。また、資機材については、協力者にも持参するよう求めるとともに、国、県等と連携し、適切な技術指導・協力を求め、迅速な除去に努める。

また、町は、危険物等の海岸等への漂着に対処するため、直ちに関係機関と協力の上、危険物等の防除、環境モニタリング等必要な措置を講ずるものとする。

第6節 道路事故災害応急対策計画

1 発生直後の情報の収集・連絡及び通信の確保（実施主体：本部事務局班、道路管理者）

- (1) 多重衝突や道路構造物の被災等により大規模な事故が発生した場合、道路管理者は速やかに関係機関に事故の発生を連絡するとともに、引き続き応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を連絡する。
- (2) 町は人的被害の状況を収集し、県へ連絡するとともに、引き続き応急対策の活動状況、対策本部設置状況、応援の必要性を連絡する。

2 応急活動及び活動体制の確立（実施主体：道路管理者、関係機関）

- (1) 道路管理者は、発災後速やかに災害拡大防止のため必要な措置を講ずるものとする。
- (2) 関係機関は、「第1章第1節 組織計画」の定めるところにより、発生後速やかに必要な体制をとる。

3 救助・応急、医療及び消火活動（実施主体：消防対策班、本部事務局班、道路管理者）

- (1) 道路管理者は、町等の要請を受け、迅速かつ的確な救助・救出の初期活動に資するよう協力する。
- (2) 町は、救助・救急活動を行うほか、被害状況の早急な把握に努め、必要に応じ、関係機関に応援を要請する。
- (3) 救助・救急活動に必要な資機材は、原則として当該活動を実施する機関が携行するものとするが、町は、必要に応じ民間からの協力等により必要な資材を確保して、効率的な活動を行う。

4 道路、橋梁等の応急措置（実施主体：道路管理者、ライフライン事業者、県警察）

- (1) 道路管理者は、道路・橋梁等に被害が生じた場合は、緊急輸送の確保に必要な道路等から優先的に、その被害状況に応じて、障害物の除去、路面及び橋梁段差の修正、排土作業、盛土作業、仮舗装作業、障害物の除去作業及び仮橋の設置等の応急工事により、一応の交通の確保を図る。
- (2) 道路管理者及び上下水道・電気・ガス・電話等、道路占有施設設置者は、所管以外の施設に被害が発生していることを発見した場合、当該施設を所有する者に直ちに応急措置を講ずるよう通報する。
- (3) 道路管理者は、類似の災害の再発防止のために被災箇所以外の道路施設についても点検を行う。
- (4) 県警察本部は、被災現場及び周辺地域並びにその他の地域において、交通安全施設の点検を行う等必要な措置を講ずる。

5 その他（実施主体：道路管理者）

- (1) 災害復旧への備え
道路管理者は、円滑な災害復旧を図るため、あらかじめ重要な所管施設の構造図等の資料を整備しておくとともに、資料の被災を回避するため複製を別途保存するよう努める。
- (2) 再発防止対策
道路管理者は、原因究明のための調査を行い、その結果をふまえて再発防止対策を実施する。

第3章 共通の災害応急対策計画

第1節 災害通信計画

1 通信の協力体制（実施主体：通信設備の所有者又は管理者）

通信設備の所有者又は管理者は、災害時の通信が円滑かつ迅速に行われるよう相互に協力するものとする。

2 通信設備の利用法（実施主体：本部事務局班、企画財政班）

災害時における警報の伝達、災害情報等の収集、応急措置の実施について緊急かつ特別の必要があるとき、又は電気通信事業用設備が利用できなくなった場合における通信設備の利用方法は、以下のとおりである。

(1) 電気通信事業用設備の利用

ア 非常通話

町は、事前に最寄りのNTT西日本沖縄支店に連絡し、「非常通話用電話」を指定しておくものとする。非常通話は天災地変その他非常事態が発生し、又は発生するおそれがあると認める場合に、次に掲げる事項の市外通話に対しその取扱いをするものとする。

また、非常通話を利用する場合は、あらかじめ指定された番号をダイヤルし、非常通話用電話の指定番号、通話の内容及び通話先を申告の上、申し込むものとする。

イ 非常電報

町は、災害のための緊急を要する電報にあっては、依頼信紙の欄外余白に「非常」と朱書して電報局に差し出すものとする。

電話で非常電報を依頼する場合は、自己の電話番号及び申込責任者名を電報受付センタ（115）に申告の上、申し込むものとする。

なお、非常電報として取り扱われる通信の内容は、非常通話用電話による非常通話の例によるものとする。

(2) 専用通信設備の利用

町は、電気通信事業用設備の利用ができなくなった場合、又は緊急通信の必要があるときは、以下に掲げる通信設備をあらかじめ協議して定めた手続きにより利用するものとする。

ア 海上保安用通信設備

イ 警察通信設備

ウ 気象官署通信設備

エ 沖縄電力通信設備

オ 沖縄総合事務局開発建設部通信設備

(3) 非常の場合における無線通信設備の利用

町は、災害等による非常の事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、有線通信設備を利用することができない場合、又はこれを利用することが著しく困難である場合は、非常通信

を利用するものとする。

非常通報は、無線局を開設している者が自ら発受するものの外、次に掲げる者の依頼に応じ発受することができる。

- ア 官庁（公共企業体を含む。）及び地方自治体
- イ 各防災会議
- ウ 日本赤十字社
- エ 全国消防長会
- オ 電力会社
- カ その他人命救助及び急迫の危険又は緊急措置に関する発信を希望するもの

なお、非常通信を利用するに際しては、沖縄非常通信協議会において設定した非常通信ルートを考慮する。

3 町における措置（実施主体：本部事務局班、企画財政班）

(1) 通信設備優先利用の協定

町は、基本法に基づく通信設備の優先利用について、その必要と認める機関とあらかじめ協議しておくものとする。

(2) 放送要請の依頼

町は、災害に関する通知、要請、伝達又は警告等を行う場合において、テレビ又はラジオによる放送を必要とするときは、県に放送の要請を依頼するものとする。

ただし、人命に関する等、特に緊急を要する場合は、直接放送機関に放送の依頼を行い、事後速やかに県にその旨を連絡するものとする。

第2節 災害状況等の収集・伝達計画

1 実施責任者

(1) 町の役割

- ア 町内に発生した被害の状況を迅速かつ的確に調査収集し、県に報告するものとする。県に報告できない場合にあっては、国（総務省消防庁）に報告するものとする。
- イ 被害が甚大なため被害の調査が困難なときは、関係機関に応援を求めて行うものとする。

(2) 消防機関の役割

消防機関は、火災等が同時多発あるいは多くの死傷者が発生し消防機関への通報が殺到した場合は、直ちに国（総務省消防庁）及び県に報告するものとする。国（総務省消防庁）に対しては、県を経由することなく直接報告する。

(3) その他機関

上記(1)、(2)の機関の他、県、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関等は、必要に応じ相互に被害情報の交換を行うものとする。

また、ライフライン等の被害状況の早期把握のため、ライフライン事業者への航空写真・画像等の情報提供に努める。

2 災害状況の収集（実施主体：本部事務局班）

(1) 災害情報の種類の把握

町及び県は、被害規模を早期に把握するため、以下の情報等の収集を行う。

なお、情報の収集に当たっては、地理空間情報の活用や、他の機関と情報を共有し連携に努める。

- ・ 人的被害、住家被害及び火災に関する情報
- ・ 避難指示の状況並びに警戒区域の指定状況
- ・ 避難者数及び指定避難所の場所等に関する情報
- ・ 医療機関の被災状況及び稼働状況に関する情報
- ・ 道路の被害、応急対策の状況及び道路交通状況に関する情報
- ・ 空港及びヘリポートの被害、応急対策の状況並びに航空機運行状況に関する情報
- ・ 電気、水道及び電話の被害並びに応急対策の状況に関する情報
- ・ 港湾及び漁港の被害、応急対策の状況並びに海上交通状況に関する情報
- ・ 大規模災害時における消防機関への 119 番通報の殺到状況

(2) 町による情報の収集

町は、職員による調査、職員の参集途上の情報、町民等からの通報、ライフライン機関等からの情報入手、119 番通報の殺到状況等から災害情報を把握する。

特に、情報の空白期間においては、119 番通報の殺到状況や周囲の状況等から被害情報を推定し県に報告する。

3 災害発生直後の第1次情報の報告（実施主体：本部事務局班、消防本部）

(1) 町の役割

- ア 町は、報告すべき災害の発生を覚知したときは、覚知後 30 分以内で可能な限り早く、わかる範

困で、国（総務省消防庁）へその一報を報告するものとし、以後、即報様式に定める事項について判明したものの中から逐次報告するものとする。

イ 町は、被害の有無に関わらず、地震が発生し、町内で震度5強以上を記録した場合、直ちに国（総務省消防庁）及び県に対し報告する。

ウ 消防本部は、火災が同時多発あるいは多くの死傷者が発生し、消防への通報が殺到した場合は、その状況を直ちに消防庁及び県に報告する。

エ 町は、行方不明者の数については捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、住民登録や外国人登録の有無にかかわらず、町の区域（海上を含む。）内で行方不明となった者について警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努める。

なお、報告に当たっては、浦添警察署と密接な連絡を保つものとする。

オ 町は、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録や外国人登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村（外国人のうち、旅行者など外国人登録の対象外の者は外務省）又は県に連絡する。

カ 人的被害の数（死者・行方不明者数をいう。）については、県が一元的に集約、調整を行うものとし、県が人的被害の数について広報を行う際には、町は、適切に行われるよう県に協力する。

キ 町は、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行う。

4 災害報告（実施主体：本部事務局班）

災害状況等の収集報告は、本計画並びに各対策部における災害報告要領によるものとする。

(1) 報告の種類

報告の種類は、次のとおりとする。

ア 災害概況即報

イ 被害状況即報

ウ 災害確定報告

エ 災害年報

(2) 報告要領

ア 災害概況即報

町は、災害の具体的な状況、個別の災害現場の概況等を報告する場合、災害の当初の段階で被害状況が十分把握できていない場合（例えば、地震時の第一報で、死傷者の有無、火災・津波の発生の有無等を報告する場合）に災害即報様式第1号に基づく内容を県に沖縄県総合行政情報通信ネットワーク等で報告する。

また、県に報告できない場合にあつては、国（総務省消防庁）に報告するものとする。

イ 被害状況即報

町は、被害状況が判明次第逐次報告するもので災害即報様式第2号に基づく内容を、町から地方本部等を経て県に沖縄県総合行政情報通信ネットワーク等で報告する。

また、県に報告できない場合にあつては、国（総務省消防庁）に報告するものとする。

なお、町が県と連絡がとれるようになった後の報告については、県に対して行うものとする。

ウ 災害確定報告

町は、被害状況の最終報告として、同一の災害に対する応急対策が終了した後 20 日以内に災害報告様式第1号に基づく内容について地方本部等を経て、県に報告する。

なお、報告に当たっては、浦添警察署と密接な連絡を保つものとする。

エ 災害年報

町は、毎年1月1日から12月31日までの災害による被害の状況について、翌年4月1日現在で明らかになったものを災害報告様式第2号に基づき4月15日までに県へ報告する。

5 安否情報の提供（実施主体：企画財政班）

町は、被災者の安否について町民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を侵害することのないように配慮しつつ、消防、救助等の人命に関わる緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努める。

また、安否情報を適切に提供するために必要なときは、関係市町村、消防機関、県警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。

なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受ける恐れがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努める。

第3節 災害広報計画

1 実施機関

町、県及び報道機関は、被害に関する情報、被災者の安否情報等について、それぞれの分担事務、又は業務に基づき、情報の収集及び伝達に係る体制の整備に努めるとともに、町及び県は安否情報の確認のためのシステムの効果的、効率的な活用が図られるよう、町民に対する普及啓発に努めるものとする。

2 実施機関相互の連絡

各実施機関は、相互に情報連絡を行うよう努めるものとする。

3 広報活動（実施主体：企画財政班、各班）

- (1) 各班において広報を必要とする事項が生じたときは、企画財政班に原則として文書でもって通知するものとする。
- (2) 町は、各班が把握する災害情報その他広報資料を積極的に収集し、速やかに町民及び報道機関へ広報するものとする。また必要に応じて災害現地に出向き、写真その他の取材活動を実施するものとする。
- (3) 広報に当たっては、高齢者、障がい者、外国人等の要配慮者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者に配慮した伝達を行うものとする。

4 町民に対する広報（実施主体：企画財政班）

(1) 報道機関への要請

町は、「災害時における放送要請に関する協定」及び「災害時等における報道要請に関する協定」に基づいて、報道機関を通じ住民や被害者に対して必要な情報、注意事項及び県の対策等の周知徹底を図る。

特に、緊急連絡事項はスポット放送を放送機関に依頼し周知を図る。

報道機関を通じて広報する内容は、概ね以下のとおりである。

- ア 不要不急の電話の自粛
- イ 被災者の安否
- ウ 空き病院の情報
- エ 二次災害防止のためにとるべき措置
- オ 交通情報
- カ 食料・生活物資に関する情報
- キ 電気・ガス・水道などの復旧の見通し

(2) 町民からの問い合わせに対する対応

- ア 町は、来庁者に対する広報窓口を設置する。
- イ 町は、町ホームページ、エリアメール、SNS等を活用し、広報活動を行う。

(3) 要配慮者に対する対応

- ア 町は、テレビの文字放送等を活用し、広報活動を行う。
- イ 町は、手話及び外国語通訳を確保し、広報活動を行う。

5 風水害時の災害広報（実施主体：企画財政班）

町における風水害時の災害広報については、段階に応じて以下のような広報を行う。

(1) 警戒段階（台風等が接近し、大雨や洪水が予想される時期）

- ア 用語の解説、情報の取得先、町民等のとるべき措置
- イ 台風・気象情報
- ウ 水位情報（基準水位への到達、堤防高までの水位、排水ポンプの運転状況等）
- エ 警報
- オ 災害対策の状況（本部の設置、対策の現況と予定等）
- カ 被災状況（浸水、道路冠水、土砂災害箇所等）
- キ 道路・交通状況（渋滞、通行規制等）
- ク 公共交通機関の運行状況
- ケ ライフラインの状況（利用規制・自粛呼びかけ、代替サービスの案内、二次災害防止措置等）
- コ 避難情報（準備情報）

(2) 初動段階（暴風、浸水、土砂災害が予測される時期）

- ア 避難情報（避難指示等とその理由、指定避難所等）

(3) 応急段階（暴風、浸水、土砂災害等が収束した時期）

- ア ライフラインの状況（利用規制・自粛呼びかけ、代替サービスの案内、復旧状況・見込み等）
- イ 医療機関の状況
- ウ 感染症対策活動の実施状況
- エ 食料、生活必需品の供給予定
- オ 災害相談窓口の設置状況
- カ その他町民や事業所のとるべき措置

第4節 自衛隊災害派遣要請計画

1 町長の派遣要請要求等（実施主体：町長、本部事務局班）

(1) 知事への派遣要請要求

町長は、基本法第68条の2に基づき、町に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、災害派遣要請書に記載する事項を明らかにし、電話又は無線等で知事に自衛隊の派遣要請を要求し、事後速やかに文書を提出するものとする。

(2) 防衛大臣等への通知

町長は、(1)の要求ができない場合には、その旨及び町に係る災害の状況を防衛大臣又はその指定する者に通知することができる。

なお、町長は、通知を行った場合は、速やかに、その旨を知事に報告しなければならない。

また、通知を受けた防衛大臣又はその指定する者は、その事態に照らし特に緊急を要し、要請を待ついとまがないと認められるときは、人命又は財産の保護のため、知事の要請を待たないで、部隊等を派遣することができる。

※防衛大臣の指定するもの：派遣命令者

2 派遣部隊の活動内容（実施主体：自衛隊）

派遣部隊の実施する作業等は、災害の状況、他の救難機関等の活動状況等のほか、要請者の要請内容、現地における部隊の人員及び装備等によって異なるが、通常は、以下のとおりである。

- (1) 被害状況の把握（偵察行動）
- (2) 避難の援助（避難者の誘導、輸送）
- (3) 避難者等の搜索救助
- (4) 水防活動（土のう作成、運搬、積込み）
- (5) 消防活動
- (6) 道路又は水路の啓開（損壊、障害物の啓開、除去）
- (7) 応急医療、救護及び防疫
- (8) 人員及び物資の緊急輸送（救急患者、医師、その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送）
- (9) 給食及び給水
- (10) 入浴支援
- (11) 物資の無償貸付又は譲与（「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」総理府令第1号（昭和33年1月1日付）による）
- (12) 能力上、可能なものについては危険物の保安及び除去（火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去）
- (13) その他（自衛隊の能力で対処可能なもの）

3 派遣部隊との連絡調整（実施主体：本部事務局班、県、自衛隊）

- (1) 県は、救援活動が適切かつ効率的に行われるよう、災害派遣を命じられた派遣部隊等の長と密接

に連絡調整を行う。

- (2) 自衛隊は、災害発生が予測される場合は直ちに要請に応じられるよう、県又はその他必要な関係機関に連絡幹部を派遣し、情報の交換、部隊等の派遣等に関して連絡・調整にあたる。
- (3) 災害の発生が予想される場合、町及び県は自衛隊が派遣する連絡幹部等に対し必要な情報の提供に努める。

4 町及び県の準備すべき事項（実施主体：本部事務局班、県）

自衛隊派遣に際しては、町及び県は、以下の事項に留意するとともに、自衛隊の任務を理解し、その活動を容易にするように協力するものとする。

- (1) 災害地における作業等に関しては、町及び県と派遣部隊指揮官との間で協議して決定するものとする。
- (2) 町は、自衛隊の災害派遣の間、連絡調整のため業務処理の責任者を指定しておくものとする。
- (3) 町は、派遣部隊の宿泊施設又は野営施設を提供するものとする。
- (4) 町は、災害救助又は応急復旧作業等に使用する機械、器具類、材料及び消耗品類は、特殊なものを除き、できる限り町において準備するものとする。
- (5) 町及び県は、災害の応急対策活動、復旧活動並びに緊急患者空輸に必要な航空燃料の補給及び航空機用発電機等の使用について便宜を図るものとする。

5 災害派遣等を命ぜられた部隊等の自衛官の権限等（実施主体：自衛隊）

(1) 自衛官の措置

災害派遣を命ぜられた部隊の自衛官は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、次の措置をとることができる。

ア 警察官がその場にはいない場合（自衛隊法第94条）

(ア) 避難命令等（警察官職務執行法第4条第1項）

(イ) 土地、建物等への立入（警察官職務執行法第6条第1項）

(ウ) 緊急車両の通行を妨害する車両等の道路外への移動命令（災害対策基本法第76条の3第3項）
（所轄警察署長への通知）

イ 町長その他町長の職権を行うことができる者がその場にはいない場合

(ア) 警戒区域の設定それに基づく立入り制限・禁止又は退去命令（災害対策基本法第63条第3項）
（町長へ通知）

(イ) 他人の土地等の一時使用等及び現場の被災工作物等の除去等（災害対策基本法第64条第8項）
（町長へ通知）

(ウ) 住民等を応急措置の業務に従事させること（災害対策基本法第65条第3項）（町長へ通知）

(2) 自衛官の措置に伴う損失・損害の補償

次の損失・損害については、町が補償を行う。

ア 自衛官の行う他人の土地の一時使用等の処分（災害対策基本法第64条第8項において準用する同条第1項）により通常生ずる損失

イ 自衛官の従事命令（災害対策基本法第65条第3項において準用する同条第1項）により応急措

置の業務に従事した者に対する損害

6 派遣部隊の撤収（実施主体：本部事務局班、知事、自衛隊）

- (1) 要請権者（知事等）は、派遣部隊の撤収時期について自衛隊及び被災地関係者（町）と十分な協議を行い、円滑な撤収に努めるものとする。
- (2) 派遣命令者（自衛隊）は、知事から要請があった場合又は派遣の必要がなくなると認める場合には、速やかに部隊を撤収する。この際、町長、警察、消防機関等と緊密に調整するとともに、その旨を知事に通知するものとする。

7 経費の負担区分等（実施主体：本部事務局班）

- (1) 災害派遣部隊等が活動に要した経費のうち、下記に掲げるものは、町及び県の負担とし、細部は、町が、その都度要請者と災害派遣命令者間で協議の上、決定するものとする。
 - ア 派遣部隊が連絡のために宿泊施設等に設置した電話の施設費及び当該電話による通話料金
 - イ 関係公共機関等の施設宿泊に伴う施設借上料、電気、水道、汚物処理等の料金
 - ウ 岸壁使用料
- (2) その他上記(1)に該当しない経費の負担については、要請者と災害派遣命令者の間で協議の上協定を行うものとする。

8 ヘリポートの準備（実施主体：本部事務局班）

町は、あらかじめ定めた緊急時のヘリポートをヘリポートの設置基準に基づいて設置するよう検討する。災害時にはヘリポートの被害状況を確認し、離着陸可能な場所を県等に報告する。

9 自衛隊の自主派遣（実施主体：自衛隊）

自衛隊法第83条第2項に基づき、災害の発生が突発的で、その救援が特に急を要し、知事の派遣要請を待ついとまがない場合において、派遣命令者は、要請を待つことなく、その判断に基づいて、部隊等を派遣することがある。

災害派遣の要請があった場合においては、その時点から当該要請に基づく救援活動を実施する。

部隊等の長が、要請を待たないで災害派遣を行う場合の判断基準は、以下のとおりである。

- (1) 災害に際し、関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められること。
- (2) 災害に際し、知事等が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認められる場合に、直ちに救援の措置をとる必要があると認められること。
- (3) 海難事故、航空機の異常を探知する等、災害に際し、自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場合に、当該救援活動が人命救助に関するものであること。
- (4) その他、上記(1)～(3)に準じ、特に緊急を要し、知事等からの要請を待ついとまがないと認められること。

第5節 広域応援要請計画

1 国等への応援要請（実施主体：本部事務局班）

(1) 指定行政機関等の職員の派遣、あっせん

町長は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、基本法第29条及び30条に基づき、指定行政機関等に対し職員の派遣を要請し、又は県に対し指定行政機関等の職員の派遣についてあっせんに求める。

(2) 他の市町村への応援の要求

町長は、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、基本法67条に基づき、他の市町村長に対し、応援を求める。この場合において、応急措置を実施するための応援を求められた市町村長等は、正当な理由がない限り応援を拒んではならない。

(3) 知事への応援の要求

町長は、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、基本法68条に基づき、知事に対し、応援を求め、又は災害応急対策の実施を要請する。この場合において、応援を求められ、又は災害応急対策の実施を要請された知事等は、正当な理由がない限り、応援又は災害応急対策の実施を拒んではならない。

2 防災関係機関における応援要請（実施主体：本部事務局班、警察、消防機関）

(1) 警察

大規模災害時において、警察は、必要に応じ国に対して「警察災害派遣隊」の出動を要請し、被害情報、交通情報の収集、救出救助、緊急交通路の確保等の活動について応援を求めるものとする。

(2) 消防機関

大規模災害時において、町長は、消防組織法第44条に基づき、必要に応じ県を通じて総務省消防庁長官に対して「緊急消防援助隊」等の出動を要請し、救急、救助、消火活動等について応援を求めるものとする。

なお、航空応援が必要な場合においては、消防本部は、「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づき、応援を要請するものとする。

(3) 隣接市町村等相互間の応援

町長は、本町の地域にかかる災害が発生した場合において応急措置を実施するために必要があると認めるときは、他の市町村の長に対し、職員等の応援を求めるものとする。

(4) 指定地方行政機関の職員等

町長は、指定地方行政機関の長に対し、次の事項を明示して職員等の派遣要請を行うものとする。

- ア 派遣を要請する理由
- イ 派遣を要請する職種別職員数
- ウ 派遣を要請する期間
- エ 派遣される職員の給与、その他の勤務条件
- オ その他職員等の派遣について必要な事項

(5) 県知事への職員派遣のあっせん要請

町長は、県知事に対し県、指定地方行政機関又は他の地方公共団体の職員の派遣について、(4)の

事項を明示してあつせんを求めるものとする。

第6節 指定避難所の開設・運営計画

1 指定避難所の開設及び収容保護（実施主体：避難所班、本部事務局班）

(1) 指定避難所の設置

避難所班は、あらかじめ定められた施設に指定避難所を開設する。町は、災害の規模にかんがみ、必要な指定避難所を、可能な限り当初から開設するよう努める。指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用も含め、可能な限り多くの避難所を開設し、町民等に周知する。

ただし、これらの施設が利用できないときは、野外に仮設物、テント等を設置するものとする。

また、特定の指定避難所に避難者が集中し、収容人数を超えることを防ぐため、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して指定避難所の開設状況、混雑状況を周知する。

(2) 福祉避難所の設置

町は、要配慮者に配慮して、公共施設や福祉施設等に福祉避難所を開設する。不足する場合は、被災地以外の地域にあるものを含め、民間賃貸住宅、旅館やホテル等を福祉避難所として借り上げる等、多様な避難場所の確保に努めるものとする。

(3) 広域避難

町は、災害の予測規模、避難者数等に鑑み、町の区域外への広域的な避難、指定避難所及び指定緊急避難場所の提供が必要であると判断した場合において、県内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し当該他の都道府県との協議を求めるほか、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、知事に報告したうえで、自ら他の都道府県内の市町村に協議することができる。

町は、指定避難所及び指定緊急避難場所を指定する際に併せて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの避難者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。

町及び運送事業者等は、あらかじめ策定した具体的なオペレーションを定めた計画に基づき、関係者間で適切な役割分担を行ったうえで、広域避難を実施するよう努める。

町及び事業者は、避難者のニーズを十分把握するとともに、相互に連絡をとりあい、放送事業者を含めた関係者間で連携を行うことで、避難者等に役立つ確な情報を提供できるように努める。

(4) 設置及び収容状況報告

町長は、指定避難所を設置したときは、直ちに指定避難所開設状況（開設の日時、場所、収容人員、開設期間の見込）を県に報告しなければならない。

2 避難者の移送（実施主体：本部事務局班）

災害が甚大な場合又は緊急を要する場合の避難者の移送は、「第13節 輸送計画」に定めるところによるものとする。

3 指定避難所の運営管理（実施主体：避難所班）

町は、指定避難所の適切な運営管理を行うものとする。

(1) 指定避難所の運営

指定避難所の運営は、避難者による自治を原則とする。

避難所班は、避難所の適切な運営管理を行うため、各指定避難所への情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等については、避難者、自主防災組織、自治会、指定避難所運営について専門性を有したNPO・ボランティア等外部支援者等の協力を得て実施することとする。

また、町は、指定避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、避難者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、避難者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援する。この際、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材に対して協力を求めるなど、地域全体で避難者を支えることができるよう留意する。

(2) 避難者に係る情報の把握

避難所班は、指定避難所ごとに、収容されている避難者及び指定避難所で生活せず食事のみ受け取りに来る被災者等に係る情報の早期把握に努める。

また、避難所班は、指定避難所以外に避難している被災者、親戚・知人宅等に避難している被災者の所在も把握し、これらの被災者への情報伝達や問い合わせ等に対応する。

(3) 指定避難所の環境

避難所班は、以下のとおり指定避難所における生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう努める。

ア 食事供与の状況やトイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じるものとする。

イ 避難の長期化等、必要に応じて、プライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性及びし尿・ごみ処理の状況など、避難者の健康状態や指定避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努める。

ウ 運営に当たっては、指定避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品及び女性用下着の女性による配布、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布等による指定避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した指定避難所の運営に努める。

エ 町は、指定避難所等における女性や子供等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子供等の安全に配慮するよう努めるものとする。また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努める。

オ テレビ、ラジオ等被災者による災害情報の入手に資する機器の整備を図る。

カ ペットの同行避難を考慮して、指定避難所敷地内にペット専用のスペースの確保、飼育ルールを定めるとともに、飼養について飼い主の自己管理を促すよう努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努める。

キ 指定避難所における新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、避難者の健康管理や指定避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な指定避難所レイアウト等の必要な措置を講じるよう努める。

ク 被災地において新型コロナウイルス感染症を含む感染症の発生、拡大がみられる場合は、町は、感染症対策として必要な措置を講じるよう努めるものとする。また、自宅療養者等が指定避難所に避難する可能性を考慮し、町は、指定避難所の運営に必要な情報を共有する。

4 避難の長期化への対応（実施主体：避難所班、土木対策班、県）

避難所班・土木対策班は、災害の規模、被災者の避難・収容状況、避難の長期化等にかんがみ、仮設住宅のほか、必要に応じて、旅館やホテル、公営住宅、民間賃貸住宅及び空家等、利用可能な宿泊施設や住宅等の提供について避難者に情報提供し、指定避難所の早期解消に努める。

県はこれら施設の確保等について必要な支援を行う。

5 県有施設の利用（実施主体：避難所班、県）

避難所班は、指定避難所が不足する場合、県に対し県有施設の活用を要請することができる。

県は、町から県有施設の一時的な使用の要請があった場合、可能な範囲において提供する。

6 船舶の利用（実施主体：避難所班、県、第十一管区海上保安本部（中城海上保安部））

大規模な災害により指定避難所が不足する場合、町は、県に対して一時的な避難施設として船舶の調達を要請することができる。

町から要請があった場合、県は、第十一管区海上保安本部（中城海上保安部）に対して所有船舶の要請及び沖縄総合事務局運輸部に対して民間船舶の調達を要請するものとする。

7 学校等の指定避難所の受入れ（実施主体：教育委員会）

学校施設は、児童生徒等の学習・生活の場であるとともに、非常災害時には地域住民の避難所としての役割を果たすことから、その安全性・防災機能の確保が求められる。このことから、教育委員会は、学校施設の安全対策（耐震化・津波対策）に配慮した整備を行うとともに、指定避難所に指定されているすべての学校において指定避難所運営マニュアルを作成するものとする。

8 在宅避難者等の支援（実施主体：避難所班）

町は、やむを得ず指定避難所に滞在できない在宅避難者や自主避難所等の状況を把握し、食料等必要な物資の配布、保健師の巡回健康相談等による保健医療サービスの提供、生活支援情報の提供等に努める。

9 広域一時滞在（実施主体：町長、本部事務局班、知事）

(1) 広域一時滞在中の協議等

ア 他市町村長との協議

町長は、災害が発生し、被災した町民の安全や居住場所の確保が困難であり、県内の他市町村での一時的な滞在（広域一時滞在）の必要があると認めるときは、被災住民の受入れについて、他市町村長に協議する。

イ 県知事への報告

町長は、広域一時滞在の協議をする場合は、その旨を県知事に報告する。

ウ 協議を受けた市町村（協議先市町村）の受入れ

協議先市町村長は、被災住民を受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、被災住民を受け入れる公共施設等を提供する。また、受入れの決定をした場合は、その内容を公共施設等の管理者等及び町長に通知する。

エ 公示及び報告

町長は、受入れの通知を受けたときは、速やかに、その内容を公示し、関係機関への通知、知事への報告を行う。

オ 広域一時滞在の終了

町長は、広域一時滞在の必要がなくなると認めるときは、速やかに、その旨を協議先市町村長及び関係機関に通知、公示するとともに、知事に報告する。

(2) 県外広域一時滞在の協議等

ア 協議の要求

町長は、被災住民について他の都道府県での一時的な滞在（県外広域一時滞在）の必要があると認めるときは、知事に対し、他の都道府県知事と被災住民の受入れについて協議することを求める。

イ 知事の協議

知事は、町長から要求があったときは、被災住民の受入れについて、他の都道府県の知事に協議しなければならない。

ウ 内閣総理大臣への報告

知事は、広域一時滞在の協議をする場合は、その旨を内閣総理大臣に報告する。

エ 公示、報告

知事は、受入れの通知を受けたときは、速やかに、その内容を町長に通知するとともに、内閣総理大臣に報告する。

また、町長は、通知を受けたときは、速やかに、その内容を公示し、関係機関に通知する。

オ 広域一時滞在の終了

町長は、広域一時滞在の必要がなくなると認めるときは、速やかに、その旨を協議先市町村長及び関係機関に通知、公示するとともに、知事に報告する。

知事は、速やかに、その旨を協議先都道府県知事に通知するとともに、内閣総理大臣に報告する。

(3) 県外広域一時滞在の受入れ

知事は、他の都道府県知事（協議元都道府県知事）から被災住民の受入れについて協議を受けた場合は、関係市町村と協議する。

協議を受けた場合は、被災住民を受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、被災住民を受け入れる。この場合において、広域一時滞在のために公共施設等を提供し、その旨を知事に報告する。

知事は、その内容を協議元都道府県知事に通知する。

(4) 知事等の助言

町長は、知事に対し、協議の相手方その他広域一時滞在に関する事項についての助言を求めることができる。

第7節 観光客等対策計画

1 実施責任者

観光客等対策の実施は、観光施設等の管理者及び町とする。

なお、避難計画の基本的な事項は「第6節 指定避難所の開設・運営計画」のとおりである。

2 避難情報の伝達及び避難誘導（実施主体：産業観光班、消防対策班、観光施設等の管理者、交通機関の管理者）

(1) 町の役割

町は、津波情報や避難指示等の避難情報を、町民等への伝達方法の他に、浸水想定区域内の観光施設や交通施設等に電話等により伝達する。

また、町職員、消防職員及び消防団員等により海岸、港湾等を巡回し、海水浴客及び釣り人等の来遊者に高台や最寄りの避難ビル等への避難を呼びかける。

(2) 観光施設等の役割

津波情報や町の避難情報を把握した宿泊施設や観光施設の責任者は、放送施設や拡声器等により、宿泊者や来遊者に対し避難を呼びかけ、高台や避難ビルなどの安全な避難場所に誘導する。

なお、避難情報が伝達されない場合も、地震や津波情報を覚知した場合は、自らの判断で避難誘導を実施するものとする。

(3) 交通機関の役割

津波情報や町の避難情報を把握した交通施設の管理者は、バス停等の旅客に対し避難を呼びかけ、高台や避難ビル等の安全な避難場所に誘導する。

運行中の車両等の旅客は、運転者等が運行管理者との連絡又は地域の避難誘導者の指示に従い、安全な避難場所まで誘導する。

なお、避難情報が伝達されない場合も、地震や津波情報を覚知した場合は、自らの判断で避難誘導を実施するものとする。

3 避難収容（実施主体：産業観光班、県、観光施設等の管理者）

(1) 収容場所の確保

町は、観光客等の避難状況を把握し、一時的に収容する施設を確保する。施設が不足する場合は、近隣市町村、宿泊施設及び事業所等に施設の提供を要請する。

県は、町から県有施設の一時使用の要請があった場合、支障のない範囲において提供する。

また、国、関係団体等に施設の利用を要請する。

(2) 安否確認

町は、観光施設の管理者、観光関係団体、交通機関及び警察等と連携して、観光客の人数確認、負傷者及び不明者等の安否情報を把握し、県に報告する。

県は、町からの報告のほか、観光関係団体、交通機関及び警察等から安否情報を収集し、把握する。

(3) 飲料水・食料等の供給

町及び観光施設の管理者等は、可能な限り飲料水・食料等を供給する。

4 帰宅支援（実施主体：企画財政班、県）

(1) 情報の提供

町及び県は、帰宅困難者に対し、災害の状況、飲料水・食料等の供給及び交通機関の復旧状況などの情報を、収容場所等でチラシ、テレビ、ラジオ及びインターネット等で提供する。

(2) 帰宅支援

町及び県は、交通機関の運休・欠航が長期にわたる場合は、観光客等の帰宅のために、バス、航空機及び船舶での輸送について、国及び沖縄県バス協会及び航空会社等と調整を図り、帰宅支援対策を計画する。

第8節 要配慮者対策計画

1 実施責任者

要配慮者対策の実施は、要配慮者利用施設等の管理者及び町とする。

なお、避難計画の基本的な事項は、「第1章 第3節 地震災害時の避難計画」のとおりである。

2 避難行動要支援者の避難支援（実施主体：福祉統括班）

町は、国の「避難行動要支援者の避難支援ガイドライン」に基づき作成した避難行動要支援者名簿を活用し、避難行動要支援者の避難誘導等の支援を行う。

避難誘導にあたっては、地域住民、自主防災組織、女性防火クラブ及び民生委員等の支援者の協力を得て、避難行動要支援者への避難情報の伝達、安全な高台や避難ビル等への誘導及び安否の確認を行う。

また、災害が発生し、又は発生するおそれがあり、避難行動要支援者を保護するために特に必要があるときは、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者に対して避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を提供し、避難支援や迅速な安否確認等の実施に努める。

3 避難生活への支援（実施主体：福祉統括班、町民班、県）

(1) 避難時の支援

町は、要配慮者の避難状況や生活状況を把握し、必要な福祉対策のニーズを検討し、必要な専門的人材を確保し、ニーズに応じたサービスを提供する。

指定避難所においては、専用スペースを設けるなど生活への配慮をするとともに、指定福祉避難所の設置や社会福祉施設等への緊急入所を行う。

県は、福祉保健所を通じて情報を収集するとともに、町の要請に基づき、専門的人材の確保及び派遣並びに入所施設の確保などの広域支援を行う。

(2) 応急仮設住宅への入居

町及び県は、地域の支援のつながりや生活の利便性を考慮した場所に応急仮設住宅を設置し、避難行動要支援者を優先して入居するように配慮する。

また、バリアフリー等の設備等についても、可能な限り避難行動要支援者に配慮した福祉仮設住宅を設置する。

(3) 福祉サービスの持続的支援

町は、福祉サービス提供者等と連携を図り、可能な限り通常の福祉サービスが継続されるよう支援する。県は、町の要請に基づき必要な体制を支援する。

(4) 沖縄県災害派遣福祉チーム（DWA Tおきなわ）の派遣

県は、県社会福祉協議会と連携して、大規模災害時に指定避難所等において高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児等の要配慮者の支援を行う福祉専門職等からなる沖縄県災害派遣福祉チーム（DWA Tおきなわ）を派遣する。

4 外国人への支援（実施主体：産業観光班、県）

町及び県は、沖縄県国際交流・人材育成財団等の団体と連携して、外国人への相談、外国語によ

る情報発信及び語学ボランティアの派遣等を行う。

第9節 消防計画

1 実施責任者

町及び消防本部は、火災又は地震等の災害を防除し、これらの災害による被害を軽減するための消防を実施する。

2 火災、風水害等警防計画（実施主体：消防対策班、消防本部）

町及び消防本部は、火災を警戒し、鎮圧するために消防職員、団員の招集計画、出動計画、警戒計画、通信計画及び火災防御計画を整備するとともに、水防法に基づき風水害、津波、高潮等の水害に対し、関係機関と緊密な連絡の下に災害の規模に応じた部隊編成及び活動隊を定め、対処する。

3 救助・救急計画（実施主体：消防対策班、消防本部）

町及び消防本部は、各種災害及び各種事故等による傷病者等を救助し、応急処置を実施し、さらに医療機関等に搬送する救助・救急活動が平常時又は特殊災害時を問わず常に迅速かつ適正に対処する。

4 相互応援計画（実施主体：消防機関）

(1) 県内市町村間の相互応援

消防機関は、各種災害時の非常事態が発生した場合における災害防御の措置に関する相互応援については、消防組織法第39条の規定に基づき、全市町村がいずれの市町村とも相互に応援ができる体制をとるものとし、その実施について万全を期するものとする。

第10節 救出計画

1 実施責任者

町をはじめとする救助機関は、各機関が連携して迅速な救助活動を実施する。

また、被災地の地元住民や自主防災組織等は、可能な限り初期の救助活動に参加し、被災者の救出に努めるものとする。

2 救出の方法（実施主体：消防対策班、本部事務局班、消防本部、浦添警察署、県、）

被災者の救出は、町においては消防本部又は消防団等を主体とした救出班を編成し、警察と相互協力して、救出に必要な器具を借り上げるなど、情勢に応じた方法により実施するものとする。

(1) 町の役割

ア 町・消防本部は、救助機関として救出活動を実施するものとする。

イ 町は、町のみでは救出が実施できないと判断した場合、県に対して隣接市町村、警察及び自衛隊等の応援を求めるものとする。

(2) 浦添警察署の役割

浦添警察署は、救出の応援要請があった場合、又は警察自身が必要と判断した場合は、速やかに救出活動を実施する。

救出に大量の人員を必要とする場合は、県警察（警察災害派遣隊）の出動により救出を実施する。

(3) 県の役割

県は、被災市町村への応援を必要と認めた場合、又は市町村から応援要請があった場合は、他の市町村、警察、自衛隊及び他の都道府県等に対し応援を要請する。

また、海域での捜索を、第十一管区海上保安本部（中城海上保安部）、自衛隊等に要請する。

(4) 町民

町民は、可能な限り初期の救助活動に参加し、被災者の救出に努めるものとする。

3 救出用資機材の調達（実施主体：消防対策班、消防本部）

救助機関（町・消防本部）は、各機関が所有する救出用資機材を使用する。資機材が不足する場合は、建設業協会等との協定や民間業者への要請により調達する。

4 惨事ストレス対策（実施主体：消防本部）

救助機関（消防本部）は、職員等の惨事ストレス対策を実施するため、必要に応じて総務省消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請する。

第11節 医療救護計画

地震・津波等の災害により多数の傷病者が発生し、又は医療機関の機能が停止して混乱が生じた場合は、沖縄県災害医療マニュアル」に基づいて、町、県及び医療関係機関が緊密に連携し、迅速かつ的確な医療救護活動（助産を含む。）を行う。

1 実施責任者

町は、医療救護を行う。また、災害救助法が適用された場合の医療救護は県が行い、町長はこれを補助するものとする。ただし、災害救助法が適用された場合においても、災害の事態が急迫して、県の実施を待つことができないときは、町長が実施する。

2 医療救護活動に関する組織体制（実施主体：県）

県は、医療救護活動の実施に当たり、医療関係団体及び機関の協力の下、次の組織体制をとる。

(1) 県医療本部（県医療本部長：保健医療部長）

医療救護活動全体の調整を行うため、災害対策本部の下に設置する。

(2) 県DMAT調整本部

災害派遣医療チーム（DMAT）に関する指揮、関係機関等の調整を行うため、県医療本部の下に設置する。

(3) 県DPAT調整本部

災害派遣精神医療チーム（DPAT）に関する指揮、関係機関等の調整を行うため、県医療本部の下に設置する。

(4) 災害医療調整班

県の医療救護活動に関し、医療関係団体及び機関等の調整を行うため、本部災害医療コーディネーター、県DMAT調整本部及び県DPAT調整本部並びに医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会及び日本赤十字社等医療関係団体及び機関のリエゾンをもって構成する組織を、県医療本部の下に設置する。

(5) 地域医療本部（地域医療本部長：保健所長）

地域における医療救護活動に関し総合調整するため、県災害医療本部の下に、保健所の所管区域ごとに設置する。

(6) 現場におけるDMAT本部

必要に応じて、地域のDMATの指揮及び関係機関等の調整を行う、災害拠点病院DMAT活動拠点本部を災害拠点病院等に設置する。また、県は必要に応じて航空搬送拠点臨時医療施設（SCU）を設置し、広域医療搬送に関わるDMATの活動を統括するDMAT・SCU本部を設置する。

(7) 現場におけるDPAT本部

必要に応じて、地域のDPATの指揮及び関係機関等の調整を行うDPAT活動拠点本部を設置する。

3 情報収集と共有（実施主体：健康保険班、県、県医療本部）

(1) 災害時の情報伝達手段

県は、既存の電話、FAX、広域災害救急医療情報システム（EMIS）、沖縄県総合行政情報通信ネットワーク及びインターネットを活用し情報を収集する。

(2) 情報収集・提供体制

県医療本部は、傷病者の発生状況、道路その他のインフラの被害状況等医療救護活動に影響を及ぼす情報を県災害対策本部及び地域医療本部（地方本部）から、医療機関及び医薬品等医療救護活動に関する情報を地域医療本部を通じ医療関係機関等から収集し、時系列に整理（クロノロジーの作成）するとともに、収集した情報を的確に分析して、その結果を災害時の医療救護活動に反映させる。

また、災害時の医療救護活動に必要な情報を、適時医療関係機関等へ提供する。

(3) 町民への情報提供

被災地内の町民に対する診療可能医療機関や医療救護所等の情報提供は、町又は地域医療本部が主体となって行う。また、県医療本部は、診療可能な医療機関情報等県民が必要とする情報について、県ホームページのほか、県災害対策本部を通じて、放送事業者、通信社及び新聞社等の報道機関の協力を得て、的確に提供する。

4 医療救護の実施（実施主体：健康保険班、県、DMAT、DPAT、医療救護班）

(1) 県の活動

ア DMAT、DPAT及び医療救護班の派遣要請

県は、必要に応じて、国、他都道府県、関係機関等にDMAT、DPAT及び医療救護班の派遣を要請する。

イ DMAT、DPAT及び医療救護班の派遣調整

県は、必要な情報を収集し、DMAT、DPAT及び医療救護班等を適切な活動場所に配置する。

(2) 町の活動

ア 情報の収集

町、県及び医療機関は、広域災害・救急医療情報システム等により、医療施設の診療状況等の情報を迅速に把握する。

イ 医療班等の出動要請

(ア) 町は、(一社)中部地区医師会、中部地区薬剤師会等に医療班の派遣を要請する。また、県や他の市町村に応援を要請する。

(イ) 医療班の構成は、医師1人、看護師（准看護師を含む。）3人、事務担当者1人及び運転手1人計6人を基準とする。なお、災害の状況や内容に応じて保健師や助産師の活用も図る。

ウ 応急救護所の設置

町は、医療班と連携して、応急救護所を設置し、トリアージ及び応急手当を行う。また、必要に応じて地域医療本部に支援を要請する。

エ 町に派遣された医療救護班等への支援

町は、県から派遣された医療救護班等に対し、県医療本部及び地域医療本部からの要請により、輸送及び救護活動等への支援をできる限り行う。

(3) DMATの活動

- ア 病院支援
- イ 地域医療搬送
- ウ 現場活動
- エ 広域医療搬送
- オ その他必要な事項

(4) DPATの活動

- ア 精神科病院支援
- イ PTSDを始めとする精神疾患発症の予防等の支援
- ウ その他必要な事項

(5) 医療救護班の活動

- ア 指定避難所及び医療救護所における医療
- イ 病院及び診療所の支援
- ウ 指定避難所の状況把握と改善
- エ 在宅患者及び避難者の医療及び健康管理等
- オ その他必要な事項

5 医療機関の活動（実施主体：医療機関）

被災地域の医療機関と非被災地域の医療機関は、主に次の活動を行う。

(1) 被災地域の医療機関

- ア 必要な診療体制を整え、傷病者への応急処置等を行う。
- イ 病院施設等の被災状況を、地域医療本部に報告する。
- ウ 必要に応じて、地域医療本部に転院が必要な傷病者の搬送、医薬品等の補給及び医療救護班の派遣を要請する。

(2) 非被災地域の医療機関

- ア 被災地から搬送されてくる重傷者等を受け入れる体制を整え、受け入れる。
- イ 受入可能な傷病者数を、地域医療本部に報告する。
- ウ 県医療本部からの要請に基づき、医療救護班等を派遣する。

6 傷病者の搬送（実施主体：健康保険班、消防機関、県医療本部、県）

(1) 傷病者の搬送

傷病者の搬送は、原則として町及び消防機関の救急車両等により行う。

県医療本部は、地域医療本部及び被災地内医療機関等から搬送の要請があった場合、搬送先を決め、消防機関等へ通知するとともに、県本部と搬送のための輸送手段（車両、ヘリ等航空機及び船舶）等について調整する。

(2) 広域医療搬送

ア 広域医療搬送の決定

被災地域や県内医療機関だけでは治療、収容することができない重傷者及び在宅人工透析患者、在宅酸素患者、在宅人工呼吸装置患者等、継続的な治療を必要とする者等の搬送が必要となった

場合、県は、国と協議して広域医療搬送を決定する。

イ 航空搬送拠点臨時医療施設（SCU）の設置

医療本部は、県本部と協議して、その時点での状況に応じて、航空搬送拠点周辺の適切な場所にSCUを設置する。

7 助産体制（実施主体：健康保険班、県）

(1) 実施責任者

災害時における助産は、災害救助法の適用があった場合は、県が実施するものとする。

(2) 助産の方法

ア 医療救護班等による助産

(ア) 助産は原則として産科医を構成員とする医療救護班が当たるものとする。

ただし、出産は緊急を要する場合が多いので、最寄の対応可能な助産師によって行うこともさしつかえないものとする。

(イ) 医療救護班の派遣に係る編成、構成及び救護所の設置については、上記2における応急医療の方法の場合と同様とする。

イ 委託助産機関による助産

医療救護班等による救護ができない者又は医療救護班等による救護の実施が適当でないと判断される者については、国立病院機構その他の公立の病院、診療所、助産所又は以下に掲げる委託助産機関において救護を行うものとする。

(ア) 救助法適用市町村の区域内の産科を有する病院又は診療所

(イ) (ア)の区域に隣接する市町村の区域内の産科を有する病院又は診療所

8 医薬品、衛生材料及び血液製剤等の確保（実施主体：健康保険班）

町は、中部地区医師会、中部地区薬剤師会等と連携し、医薬品等の需給状況を把握するとともに、適切に供給できる体制を整備する。

また、町内の医薬品では不足する場合は、県に対し支援を要請する。

9 被災者の健康管理とこころのケア（実施主体：健康保険班、県、DPAT）

(1) 被災者の健康状態の把握

県は、被災地の現地災害対策本部及び保健所並びに被災地域外の近隣市町村等より、被災地の情報の収集を行い、こころのケア対策会議を開催する。

町は、県と連携して、被災者の避難生活が長期にわたる場合は、指定避難所内に救護所を設置し、医療班による医療救護活動を行う。

町は、指定避難所・仮設住宅等での巡回健康相談を実施し、町民の健康状態の把握と対応を決定する。

(2) DPATの活動

沖縄県DPATの被災地での活動は、現地災害対策本部と連携して行われる。活動内容については、「沖縄DPAT活動マニュアル」に基づいて行われる。

(3) こころのケア

町は、県と連携して、避難生活の長期化によるストレス、PTSD、うつ病、アルコール依存症、統合失調症等の被災者に対し、保健所の相談窓口を設けるなど精神保健福祉相談体制を構築する。

また、子供への健康支援として、学校における健康診断やカウンセリング、家庭訪問等で心のケアを行う体制を構築する。

(4) 継続的治療への支援

県は、人工透析等継続的な治療を実施する医療機関の稼働状況を把握し、町から県への要請に基づいて、広域的な搬送及び受入れの体制を構築する。

町は、継続的治療が必要な被災者の状況を把握し、必要に応じて医療機関や県に対応を要請する。

第12節 交通応急対策計画

この計画は、交通規制の実施により、災害時における交通の危険及び混乱を防止し、交通の安全と円滑を図ることを目的とする。

1 実施責任者

交通規制は次の区分により実施し、実施責任者は次のとおりとする。

| 区 分 | 実施責任者 | 範 囲 | 根拠法 |
|-------|---------------------------|--|----------------------------------|
| 道路管理者 | 国土交通大臣 県 知 事 町 長 | 1. 道路の破損、決壊その他の理由により交通が危険であると認められる場合 2. 道路に関する工事のため、やむを得ないと認められる場合 | 道路法第46条 |
| 公安委員会 | 公安委員会 警 察 署 長 警 察 官 | 1. 災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他応急措置を実施するため必要があると認める場合 2. 道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図り、又は交通公害その他の道路の交通に起因する障害を防止するため必要があると認める場合 3. 道路の損壊、火災の発生その他の事情により道路において交通の危険が生ずるおそれがある場合 | 災害対策基本法第76条 道路交通法第4条・第5条及び第6条 |
| 海上保安部 | 港 長 海上保安官 | 1. 船舶交通安全のため必要があると認める場合 2. 海難の発生その他の事情により特定港内において船舶交通の混雑の生ずるおそれがあるとき、又は混雑緩和に必要な場合 3. 海上保安官がその職務を行うため、周囲の状況から真にやむを得ないと認める場合 | 港則法第37条 海上保安庁法第18条 |

2 実施要項（実施主体：土木統括班、道路管理者、県公安委員会、県、警察機関、自衛隊、消防機関）

(1) 規制の種別

災害地における交通規制の種別は、以下のとおりである。

ア 危険箇所における規制

(ア) 道路法に基づく規制（道路法第46条）

災害時において、道路施設の破損等により施設構造の保全又は交通の危険を防止するため必要があると認めるときは、道路管理者が交通を禁止し、又は制限するものとする。

(イ) 道路交通法に基づく規制（道路交通法第4条）

災害時において道路上の危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要があると認められるときは、県公安委員会は歩行者又は車両の通行を禁止し、又は制限するものとする。

イ 緊急輸送のための規制

(ア) 基本法に基づく規制（基本法第76条）

県公安委員会は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため、緊急の必要があると認めるときは、道路の区間（災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場所及びこれらの周辺の地域にあっては、区域又は道路の区間）を指定して、緊急通行車両以外の車両の道路における通行を禁止し、又は制限するものとする。

資料 緊急輸送道路一覧

(2) 危険箇所における規制

町、県又は県公安委員会は、道路の破損、決壊、その他状況により通行禁止又は制限する必要があると認めるときは、通行の禁止又は制限の対象区間、期間及び理由を明りょうに記載した道路標識を設けるとともに、必要がある場合は、適当な迂回路の標識をもって明示し、一般の交通に支障のないよう措置するものとする。

特に、津波警報が発表された場合は、浸水想定区域への車両の流入を規制する。

(3) 緊急輸送のための規制

県公安委員会は、災害が発生した場合において、災害応急対策に従事するもの又は災害対策に必要な物資の緊急輸送、その他応急措置を実施するための緊急輸送を確保するため、必要があると認めるときは、以下により適切な措置をとるものとする。

ア 緊急輸送機関の措置

被災地において、緊急輸送を実施しようとする機関の長は、あらかじめ日時、種別、輸送量、車両の種別、発着地、経路、事由等を県公安委員会に連絡するものとする。

イ 県公安委員会の措置

県公安委員会は、アの連絡を受けた場合において、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し、又は制限する必要があると認めるときは、以下の措置をするものとする。

(ア) 緊急通行車両以外の車両の通行禁止、又は制限の対象、区間及び期間を記載した標示及び適当な迂回路の標示を所定の場所に設置するものとする。

(イ) 緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し、又は制限しようとするときは、あらかじめ当該道路管理者に禁止又は制限の対象、区間、期間及び理由を通知するものとする。ただし、緊急を要する場合であらかじめ当該道路管理者に通知するいとまがないときは、事後において速やかに通知するものとする。

(ウ) 緊急通行車両以外の車両の通行禁止等を行うため必要があるときは、道路管理者に対し、緊急

通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動等について要請するものとする。

(4) 緊急通行車両の事前届出

県公安委員会は、緊急通行車両の確認を迅速かつ円滑に行うために、あらかじめ、緊急通行に係る業務の実施について責任を有する者から、緊急通行車両の事前届出書を提出させ、これを審査の上、届出済証を交付する。

また、届出済証を交付した車両については、緊急通行車両等事前届出受理簿に登載しておく。

(5) 緊急通行車両の標章及び証明書

県又は県公安委員会は、緊急通行車両の使用者に対し、次により標章及び証明書を交付し、被災地における交通の混乱の防止を図るものとする。

ア 使用者の申出

緊急輸送に車両を使用しようとするものは、県又は県公安委員会に対し、緊急通行車両確認証明書等の交付を申し出るものとする。

イ 証明書等の交付

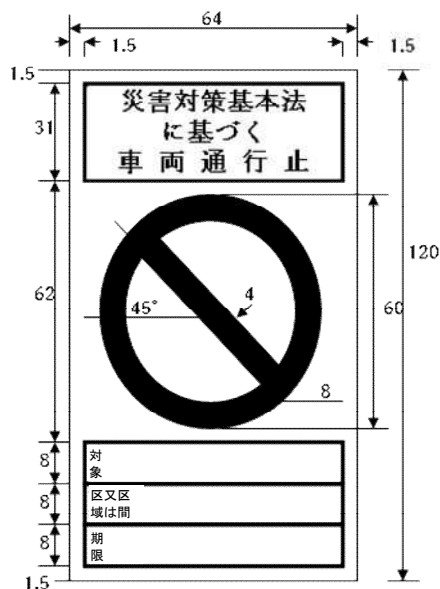
県又は県公安委員会は、アの申し出による緊急車両の確認を行い、標章及び証明書を交付するものとする。

また、届出済証の交付を受けている車両については、優先的に通行に係る確認を行うとともに、確認のための審査を省略する。

(6) 標章の掲示

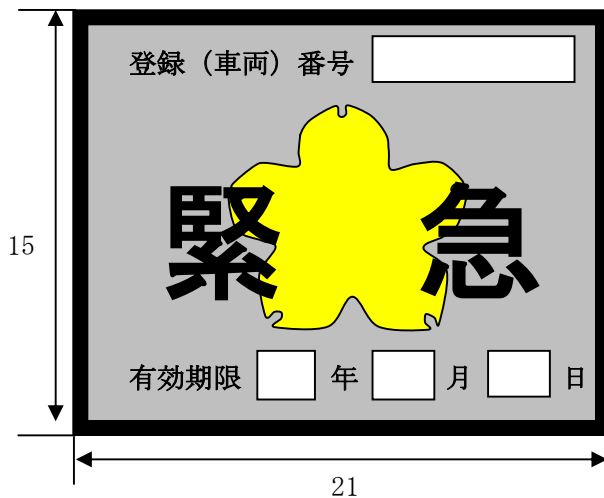
(5)のイにより交付を受けた標章は、当該車両の前面の見やすい箇所に掲示するものとする。

様式1



- 1 色彩は、文字、縁線及び区分線を青色、斜めの帯及び枠を赤色、地を白色とする。
- 2 縁線及び区分線の太さは、1センチメートルとする。
- 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。
- 4 道路の形状又は交通の状況により特別の必要がある場合にあっては、図示の寸法の2倍まで拡大し、又は図示の寸法の2分の1まで縮小することができる。

様式2



- 1 色彩は、記号を黄色、縁及び「緊急」の文字を赤色、「登録(車両)番号」「有効期限」、「年」、「月」、及び「日」の文字を黒色、登録(車両)番号並びに年、月及び日を表示する部分は、白色、地は銀色とする。
- 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
- 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

(7) 警備業者による交通誘導等

被災者に対する救援救護等の活動が公的機関のみでは十分に実施することができない場合、「災害時における円滑な通行の確保等に関する協定」及び「同細目協定」に基づき、県は県警察を通じて社団法人沖縄県警備業協会に対し、災害時における円滑な通行等を確保するために出動要請を行うことができる。

当該出動要請に係る業務内容については、災害時における被災地の被害拡大防止、救護、救援活動のための交通誘導のほか、避難場所、救援物資の保管場所等における警戒、警備業務等とする。

(8) 通行禁止等の周知

県公安委員会は、災害時における通行の禁止又は制限（以下「通行禁止等」という。）を行ったときは、基本法第76条の規定に基づき、直ちに通行禁止等に係る区域又は道路の区間その他必要事項を周知させるものとする。

(9) 車両の運転者の責務

基本法第76条の規定に基づく通行禁止等が行われたときは、車両の運転者は、次の措置をとらなければならない。

ア 道路の区間に係る通行禁止等が行われた場合

道路の区間に係る通行禁止等が行われた場合は、車両を当該道路区間以外の場所に移動させる。ただし、これにより車両を移動させることが困難なときは、できる限り道路の左側端に沿って駐車するなど緊急通行車両の通行の妨害とならない方法で駐車させる。

イ 区域に係る通行禁止等が行われた場合

区域に係る通行禁止等が行われたときは、車両を道路外の場所に移動させる。ただし、これにより車両を移動させることが困難なときは、できる限り道路の左側端に沿って駐車するなど緊急通行車両の通行の妨害とならない方法で駐車させる。

ウ 警察官の指示を受けた場合

その他、警察官の指示を受けたときは、それに従う。

(10) 警察官、災害派遣を命ぜられた部隊の自衛官及び消防吏員による措置命令等

ア 警察官による措置命令等

警察官は、通行禁止等に係る区域又は道路の区間（以下「通行禁止区域等」という。）におい

て、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障があると認めるときは、当該車両その他の物件を付近の道路外の場所へ移動すること、その他当該通行禁止区域等における緊急通行車両の円滑な通行を確保するため必要な措置をとることを命ずることができる。

また、警察官は、命ぜられた者が当該措置をとらないとき又はその命令の相手方が現場にいないために当該措置をとることを命ずることができない場合は、自ら当該措置をとることができる。

イ 災害派遣を命ぜられた部隊の自衛官及び消防吏員による措置命令等

警察官がその場にはいない場合、災害派遣を命ぜられた部隊の自衛官及び消防吏員は、自衛隊及び消防機関が使用する緊急通行車両の円滑な運行を確保するため必要な措置をとることを命じ、又は自ら当該措置をとることができる。

なお、措置を命じ、又は自ら当該措置をとったときは、直ちに、その旨を、当該命令をし、又は措置をとった場所を管轄する警察署長に通知しなければならない。

(11) 道路管理者の措置

道路管理者、港湾管理者又は漁港管理者（以下本節において「道路管理者等」という。）は、放置車両や立ち往生車両等が発生し、緊急通行車両の通行を確保するため緊急を要するとき、又は県公安委員会から要請を受けたときは、区間を指定し、運転者等に対して車両の移動等を命令する。また、運転者がいない場合等は、自ら車両の移動等を行うものとする。

3 相互連絡（実施主体：道路管理者、警察機関）

道路管理者と警察機関は、相互に緊密な連絡をとり、交通の規制を実施しようとするときは、あらかじめその規制の対象区間、期間及び理由を相互に通知するものとする。ただし、緊急を要する場合で、あらかじめ通知するいとまがないときは、事後速やかにこれらの事項を通知するものとする。

4 発見者等の通報（実施主体：土木統括班、警察機関）

災害時に道路及び橋梁等の交通施設の危険な状況又は交通が極めて混乱している状況を発見した者は、速やかに町長又は警察官に通報するものとする。通報を受けたときは、警察官にあっては町長へ、町長にあってはその路線を管理する道路管理者又は警察機関へ通知するものとする。

5 台風・大雨・津波時の対策（実施主体：土木統括班、道路管理者、警察機関）

台風・大雨・津波時は以下の対策を行うものとする。

- (1) 各道路管理者及び県警察は、災害警戒段階から緊密に連携し、それぞれ所管する道路あるいは地域における道路の巡視、点検を行い、被災状況等を把握するとともに、通行の禁止又は制限に関する情報を収集する。

特に、避難指示等が発表された場合は、避難対象地区の道路の浸水、土砂災害及び倒木等の被害状況を確認し、町に伝達する。

また、津波警報が発表された場合は、浸水想定区域への車両の流入を規制する。

- (2) 県警察は、現場の警察官、関係機関等からの情報に加え、交通監視カメラ及び車両感知器等を活

用して、通行可能な道路や交通状況を迅速に把握する。

第13節 輸送計画

この計画は、災害時における被災者の避難その他応急対策に必要な人員、物資及び資材の輸送等を確実にを行うためのものである。

1 実施責任者

被災者の避難その他応急対策に必要な輸送は、町長が行う。

2 輸送対象

緊急輸送の輸送対象は以下の第1段階から第3段階とする。

(1) 第1段階

- ア 救助、救急活動、医療活動の従事者、医薬品等人命救助に要する人員、物資
- イ 消防、水防活動等災害の拡大防止のための人員及び物資
- ウ 地方公共団体等の災害対策要員並びに情報通信、電力、ガス及び水道施設の保安要員その他初動及び応急対策に必要な要員・物資等
- エ 後方医療機関へ搬送する負傷者等
- オ 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧及び交通規制等に必要な人員及び物資

(2) 第2段階

- ア 上記アの続行
- イ 食料及び水等の生命維持に必要な物資
- ウ 傷病者及び被災者の被災地外への輸送
- エ 輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資

(3) 第3段階

- ア 上記イの続行
- イ 災害復旧に必要な人員及び物資
- ウ 生活必需品

3 輸送方法（実施主体：総務班）

(1) 町有車両の確保

災害輸送のための町有車両の確保は、次の方法により行う。

- ア 町有車両の掌握管理は、総務班とする。
- イ 各班長は、車両を必要とする時は、総務班長に次の事項を明示して配車を要請するものとする。
 - (ア) 輸送日時及び輸送区間
 - (イ) 輸送対象の人数、品名及び数量
 - (ウ) その他必要な事項
- ウ 総務班長は、各班長より要請のあった場合は、車両の保有状況、応急対策の内容及び緊急度等を考慮のうえ、使用車両を決定し、各要請班へ通知するものとする。

(2) 町有車両以外の車両の確保

町有車両の輸送力のみでは、災害輸送を確実に遂行できないと認められる場合は、町長は、沖縄

総合事務局運輸部に対し、車両の調達を要請するものとする。

なお、要請に際しては、本節3-(1)-イに定める事項及び必要車両を明示するものとする。

(3) 燃料の確保

町において、車両による輸送を行う場合、町は、沖縄県石油商業組合・沖縄県石油業協同組合に優先的な供給を要請する。

(4) 費用の基準

ア 輸送業者による輸送又は車両の借上は、通常の実費とする。

イ 官公署その他公共機関所有の車両使用については、燃料費程度の負担とする。

4 広域輸送拠点の確保（実施主体：本部事務局班）

町は、県からの救援物資の受入れのために、施設又は空地に輸送拠点を確保する。

第14節 治安警備計画

1 治安警備活動（実施主体：本部事務局班、浦添警察署）

災害時における治安警備活動は、次によるものとする。

- (1) 警察が行う災害時における治安警備活動のうち、本町に関係のある事項は、沖縄県地域防災計画及び「浦添警察署災害警備計画」によるものとする。
- (2) 町長は、災害応急対策に関する措置をとるときは警察署長に連絡をし、両者が緊密に協力するものとする。
- (3) 町長が警察官の協力を求める場合は、原則として警察署長に対して行うものとする。
- (4) 町長が警察官の出動を求める場合は、警察署長を経て災害応急対策責任者である警察本部長に要請するものとする。
- (5) 町は、第十一管区海上保安本部（中城海上保安部）と被災地付近の海上において連絡を密にし、速やかな安全確保に努める。

第15節 災害救助法適用計画

救助法に基づく被災者の救助は、次によるものとする。

1 実施責任者

救助法に基づく救助は、知事が実施する。この場合、町長は、知事の補助機関として実施するものとする。ただし、次に掲げる救助は、災害救助法施行令による委任を受けて町長が実施するものとする。

(救助の委任)

- (1) 指定避難所及び応急仮設住宅の供与
- (2) 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供与
- (3) 被服、寝具、その他の生活必需品の給与
- (4) 医療及び助産
- (5) 被災者の救出
- (6) 被災した住宅の応急修理
- (7) 生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与
- (8) 学用品の給与
- (9) 埋葬
- (10) 遺体の搜索及び処理
- (11) 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

なお、救助法の適用に至らない災害における被災者の救助は、被災者生活再建支援制度（財団法人都道府県会館）の活用促進を含め、町地域防災計画に定めるところにより町長が実施する。

2 救助法の適用基準

(1) 災害が発生するおそれがある場合の適用基準

災害救助法による救助は、災害が発生するおそれがある段階において、国が災害対策基本法に基づく災害対策本部を設置した場合で、現に救助を必要とするときに、町の区域を単位に実施する。

(2) 災害が発生した場合の適用基準

救助法による救助は、市町村単位の被害が次の各号のいずれかに該当し、かつ、現に応急的な救助を必要とするときに市町村ごとに行うものとする。

- ア 市町村における住家の被害が次の表の左欄に掲げる人口に対し当該右欄の被害世帯数に達したとき。
- イ 被害が相当広範な地域にわたり、県内の被害世帯数が 1,500 世帯以上あって、市町村の被害世帯数が当該市町村の人口に応じ、アの被害世帯数の 2 分の 1 に達したとき。
- ウ 被害が広範な地域にわたり、県内の被害世帯数が 7,000 世帯以上あって、市町村の被害状況が特に救助を要する状態にあるとき。
- エ 当該市町村における被害が以下のいずれかに該当し、知事が特に救助の必要を認めたとき。
- (ア) 災害が隔絶した地域に発生したものである等、災害にかかった者の救護を著しく困難とする特

別の事情がある場合であって、多数の世帯の住家が消失したとき。

- (イ) 多数の者が生命又は身体に危害を受け、若しくは受けるおそれが生じたとき。

市町村の人口規模と住家の被害世帯数による適用基準

| 市町村の人口 | | 被害世帯数 |
|-------------|-------------|--------|
| 5,000 人未満 | | 30 世帯 |
| 5,000 人以上 | 15,000 人未満 | 40 世帯 |
| 15,000 人以上 | 30,000 人未満 | 50 世帯 |
| 30,000 人以上 | 50,000 人未満 | 60 世帯 |
| 50,000 人以上 | 100,000 人未満 | 80 世帯 |
| 100,000 人以上 | 300,000 人未満 | 100 世帯 |
| 300,000 人以上 | | 150 世帯 |

3 救助法の適用手続き（実施主体：福祉統括班、県）

(1) 町の役割

- ア 災害の発生に際し、町における被害が2の適用基準のいずれかに該当するときは、法に基づく災害報告要領により、町長は直ちにその旨を知事に報告するものとする。
- イ 災害の事態が急進して、知事による救助法の実施を待つことができないときは、町長は、救助法の規定による救助に着手し、その状況を直ちに知事に報告し、その指示を受けるものとする。

(2) 県の役割

- ア 県は、町からの報告に基づき救助法を適用する必要があると認めたときは、直ちに法に基づく救助の実施について町に通知するとともに、関係行政機関及び内閣府に通知又は報告するものとする。
- イ 救助法を適用したときは、速やかに公告するものとする。

4 救助法による救助の程度、方法、期間及び実費弁償の基準

救助法による災害救助の程度、方法、期間及び実費弁償の基準は、以下のとおりとする。

(1) 救助の程度、方法及び期間

災害救助法施行細則（昭和47年沖縄県規則19号）別表第1

(2) 実費弁償の方法及び程度

災害救助法施行細則（昭和47年沖縄県規則19号）別表第2

第16節 給水計画

この計画は、災害により飲料水を得ることができない者に対し、最小限必要な量の飲料水を供給するためのものである。

1 実施責任者

被災者に対する飲料水の供給は、水道事業者の中で令和3年度に更新した危機管理マニュアルに基づき、町が行う。ただし、災害救助法が適用されたときは、知事の委任に基づき行うものとする。また、災害救助法が適用されない場合で、町長が必要と認めたときは、町が実施する。

2 給水方法（実施主体：上下水道班）

(1) 取水

町は、給水のための取水は、配水池に設置している緊急用給水施設、消火栓その他の補給水源から行う。

(2) 消毒等

町は、取水が汚染しているとき、又は汚染のおそれがあるときは、水質検査を行い、浄水器によるろ過及び浄水剤の投入等により、消毒等を行う。

(3) 供給

町は、被災地への給水は、東部消防組合の水槽付ポンプ車等により搬送して行う。

(4) 広報

町は、給水に際しては、広報車及び報道機関の協力を得て、給水日時、場所その他必要な事項を住民に広報する。

3 給水量（実施主体：上下水道班）

被災者に対する給水量は、1人1日3リットルとするが、補給水源の水量、給水能力及び水道施設の復旧状況等に応じ、給水量を増減する。給水体制が整わない段階においては、町は、協定先等からペットボトルを確保し供給する。

4 水道施設の応急復旧（実施主体：上下水道班）

町は、水道施設が破壊された場合には、給水のための重要度及び修理の日数等を考慮して応急復旧を行い、必要に応じて町指定給水装置工事事業者の応援を求めるものとする。

5 医療施設等への優先的給水（実施主体：上下水道班）

町は、医療施設、社会福祉施設、指定避難所等に対しては、優先的に給水を行うものとする。

第17節 食料供給計画

この計画は、被災者及び災害応急対策員等に対する食料の供給のための調達、炊き出し及び配給等を迅速かつ確実に実施するためのものである。

1 実施責任者

災害時における被災者及び災害応急対策員等に対する食料の調達及び供給は、町長が行う。ただし、災害救助法が適用されたときは、知事の委任に基づき行うものとする。

2 食料の調達方法（実施主体：福祉統括班）

(1) 主食（米穀又は乾パン）

米穀については、町長は知事（糖業農産課）に米穀の応急買受申請を行い、知事の発行する応急買受許可書により指定業者手持の米穀を調達する。

災害用乾パンについては、町長は知事に災害用乾パンの買受要請を行い、これに基づき知事が沖縄食糧事務所長に売却申請を行い調達する。

(2) その他の食料

町は、その他主食（パン、その他）及び副食調味料等は、町内の販売業者より調達する。

3 応急配給及び炊き出しの方法（実施主体：福祉統括班、避難所班）

(1) 応急配給を行う場合

災害が発生し、又は災害のおそれがある場合における応急配給は、次の場合に町長が必要と認めるとき行うものとする。

ア 被災者に対し、炊き出しによる給食を行う必要がある場合

イ 被災により卸売、小売販売業者が通常の販売を行うことができないため、その機関を通じないで配給を行う必要がある場合

ウ 災害時における救助作業、急迫した災害防止及び緊急復旧作業に従事する者に対して給食を行う必要がある場合

(2) 応急配給品目

配給品目は米穀又はその加工品及び副食品とする。

(3) 応急配給の数量

1人あたりの配給数量は、次のとおりとする。

ア (1)のアの場合 1日あたり精米 300グラム

イ (1)のイの場合 1日あたり精米 300グラム

ウ (1)のウの場合 1食あたり精米 200グラム

(4) 炊き出しの実施

炊き出しは、各指定避難所において避難所班が行い、必要に応じ自治会等の協力を得て行うものとする。

4 炊き出し等食料の給与の費用及び期間等

(1) 対象者

炊き出し、その他による食品の給与は、指定避難所に収容された者、住家が全壊（焼）、流出、半壊（焼）又は床上浸水等のため炊事のできない者及び被害を受け、一時緑故地等へ避難する必要がある者に対して行う。

(2) 費用

炊き出し、その他による食品の給与のため支出できる費用は、主食、副食及び燃料費等とし、救助法限度額以内とする。

(3) 期間

炊き出し、その他による食品の給与を実施できる期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、住家の被害により被災者が一時緑故地等へ避難する場合は、3日分以内を現物支給する。

5 要配慮者等に配慮した食料の給与（実施主体：福祉統括班）

町は、要配慮者等に配慮した食料の給与に努めるものとする。また、指定避難所における食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努める。

第18節 生活必需品供給計画

この計画は、被災者に対する衣料及び生活必需品物資の調達及び配給に関するものである。

1 実施責任者

被災者に対する被服、寝具その他生活必需品の調達、給与及び貸与は町長が行う。ただし、災害救助法が適用されたときは、知事の委任に基づき行うものとする。

2 物資の調達（実施主体：福祉統括班、本部事務局班）

物資の調達については、応急救助用として必要最小限の数量を備蓄するほか、町は、関係業者との密接な連絡により物資の調達をするものとする。それでもなお、必要量が確保できないときは、町は、県又は他の市町村に対し応援を要請する。

3 物資の給与又は貸与（実施主体：福祉統括班）

(1) 対象者

災害により住家が全壊（焼）、流出、半壊（焼）又は床上浸水等により生活上必要な被服、寝具その他日用品等を喪失又はき損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して行う。

また、町は、指定避難所の避難者のみならず、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者に対しても物資等が提供されるよう努める。

(2) 品目

給与又は貸与する衣料物資等は、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行う。

なお、町は、物資は時間の経過とともに変化することをふまえ、時宜を得た物資の調達に留意するものとする。また、指定避難所における感染症拡大防止に必要な物資をはじめ、夏季には冷房器具、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮し、さらには、要配慮者等のニーズや男女のニーズの違いに配慮した物資を供給する。

（品目例）

寝具、外衣、肌着、身廻品、炊事道具、食器、日用品及び光熱材料

(3) 費用

被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与のため支出できる費用は、季別及び世帯区分により1世帯あたりの額は救助法の限度額以内とする。

(4) 期間

被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、災害発生の日から10日以内とする。

4 物資の配給方法（実施主体：福祉統括班）

町は、世帯構成員別に被害状況を把握し、物資の配分計画をたて、迅速かつ確実に配給するものとする。

5 義援物資の受入れ、金品の保管及び配分（実施主体：福祉統括班）

(1) 救援物資の受入れ

町は、全国の自治体及び団体等からの救援物資を受け入れる。町で救援物資の受入れができない場合は、県が町のニーズを把握し、救援物資提供の申出を受け付ける。

(2) 受入ルールの作成

町は、救援物資を受け入れる場合は、自治体、企業及び団体からの大口の提供のみとするなど、ルールを明確にする。

(3) 救援物資の受入方法

町に送付された義援物資は、町において受入れ・保管し、配分計画に基づき配分を行うものとする。

第19節 防疫計画

この計画は、災害時における感染症の発生及びまん延を防止するため、防疫の万全を期するものである。

1 実施責任者

町は、南部保健所の指示に従って感染症対策上必要な措置を行う。

災害時における感染症対策は、町長が実施する。

2 感染症対策実施の組織（実施主体：健康保険班）

町は、災害時の感染症対策実施のため感染症対策班を編成する。災害地域が広範囲にわたるときは、その都度即応体制をとるものとする。

3 感染症対策の指示（実施主体：知事）

知事は、感染症対策上必要と認めるときは、当該市町村に対しその範囲及び期間等を定めて次に掲げる指示を発するものとする。指示を受けた町は速やかに指示事項を実施するものとする。

- (1) 「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（以下、この節において「法」という。）第27条第2項及び第29条第2項の規定による消毒に関する指示
- (2) 法第28条第2項の規定によるねずみ族及び昆虫等の駆除に関する指示
- (3) 法第31条第2項の規定による生活の用に供される水の供給に関する指示
- (4) 予防接種法第6条第1項の規定による臨時予防接種に関する指示

4 感染症対策の実施（実施主体：健康保険班、上下水道班）

(1) 清潔方法

町は、感染症の患者が発生し、又は感染症がまん延するおそれがある場合において、感染症予防のため必要があると認めるときは、当該土地又は建物の占有者（占有者がいない場合は管理者）に対し清潔を保つよう指導する。また、町は自ら管理する道路、溝渠、公園等の場所の清潔を保つものとする。

なお、津波被害の被災地においては、津波汚泥の堆積や水産加工施設から発生する廃棄物等により、悪臭、害虫の発生など衛生上の課題が生じることから、防疫活動に万全を期すよう十分に留意する。

(2) 消毒方法

消毒の方法は、同法施行規則第14条までに定めるところにより行う。

(3) ねずみ族及び昆虫等の駆除

ねずみ族及び昆虫等の駆除の方法は、同法施行規則第15条によるものとする。

(4) 生活の用に供される水の供給

法第31条第2項の規定による知事の指示に基づいて、町は速やかに生活の用に供される水の供給措置を開始するものとする。

(5) 指定避難所の感染症対策

指定避難所を開設したときは、南部保健所の指導のもとに指定避難所における感染症対策の徹底を期さなければならない。このため、町は、指定避難所内における衛生に関する自治組織を編成させ、その協力を得て感染症対策に万全を期するものとする。なお、感染症対策指導の重点事項は、概ね次のとおりとする。

ア 疫学調査

イ 清潔の保持及び消毒の実施

ウ 集団給食

エ 飲料水の管理

オ 健康診断

5 消毒薬剤の調達（実施主体：健康保険班）

消毒薬剤は、町において緊急に調達するが、それが不可能な場合は南部保健所に調達あつせんの要請を行う。

6 臨時予防接種（実施主体：健康保険班）

予防接種法第6条第1項の規定に基づく知事の指示による臨時予防接種は、対象者の範囲及びその時期又は期間を指定して実施するものとする。町は、実施に当たっては、特別の事情のない限り、通常災害の落ち着いた時期を見計らって定期予防接種の繰上げの実施等を考慮する。ただし、指定避難所で患者若しくは保菌者が発見され、まん延のおそれがある場合には緊急に実施する。

7 その他（実施主体：健康保険班）

町は、その他必要事項については、関係機関と協力して行う。

第20節 清掃計画

この計画は、被災地におけるごみの収集及びし尿の収集処分等の清掃業務を適切に実施し、環境衛生の万全を図るものである。

1 実施責任者

災害時におけるごみ及びし尿の収集処理は、町長が行う。

2 ごみの収集処理の方法（実施主体：環境衛生班）

(1) 収集方法

- ア ごみの収集は、被災地及び指定避難所に委託業者の車両を配車して速やかに行う。
- イ ごみの集積地は、地域自治会長と町が協議して定めるものとする。

(2) 処理方法

ごみの処理は、原則として東部環境美化センターにおいて処理するが、必要に応じ環境保全上支障のない方法で行うものとする。

3 し尿の収集処理の方法（実施主体：環境衛生班）

(1) 収集の方法

し尿の収集は、災害の規模に応じ、各許可業者に指示してくみ取りを実施する。

(2) 処理方法

し尿処理は、汚泥再生処理センターで中間処理し、汚泥を東部環境美化センターで助燃剤として処理する。

4 食品衛生監視（実施主体：健康保険班）

町は、食品衛生は、食料及び飲料水について監視を行うとともに、食品による危害を防止するための注意喚起を行うこととする。

5 犬等及び危険動物の保護・収用計画（実施主体：環境衛生班）

町は、災害時の状況に応じて必要と認めたときは、犬等収用班を組織し、狂犬病予防法、動物の愛護及び管理に関する法律等に基づき、放浪犬及び所有者不明の負傷動物（犬、ねこ、小鳥等の愛玩動物）の保護及び収容を行うものとする。

6 ペットへの対応（実施主体：環境衛生班）

災害時には、多くの避難者がペットを同伴して避難することが予想される。そのため、町は、避難場所での混乱を防止し、これら動物の保護や適正な飼養に関し、獣医師会、動物関係団体及びボランティア等と協力して対策を実施する。

町は、ペットの状況を把握するとともに、避難場所敷地内に専用スペースを設置し避難者の生活場所とを区分する。

また、所有者責任による自己管理を徹底させる。

第21節 行方不明者の捜索及び遺体処理並びに埋葬計画

この計画は、災害により行方不明になっている者（生存推定者及び生死不明者）の捜索を行い、遺体の処理及び埋葬を円滑に実施するためのものである。

1 実施責任者

災害時における行方不明者の捜索及び遺体の処理並びに埋葬等の措置は、町長が行う。なお、行方不明者の捜索は、町及び消防団が警察署及び第十一管区海上保安本部（中城海上保安部）と協力して担当し、遺体の処理及び埋葬等は町が担当する。

ただし、災害救助法が適用されたときは、遺体の処理は知事が行い、捜索及び埋葬は知事の委任により町長が行う。

2 行方不明者の捜索（実施主体：消防対策班）

(1) 捜索隊の設置

行方不明者の捜索を迅速かつ的確に行うため、必要に応じ、町に捜索隊を設置し、行方不明者数及び捜索範囲等の状況を考慮し、消防対策班員を中心に各班員をもって編成する。

(2) 関係機関の連携

町は、捜索の方法に当たっては、災害の規模、地域その他の状況を勘案し、警察署、第十一管区海上保安本部（中城海上保安部）及び自衛隊等の関係機関と事前に打合せを行うものとする。

3 行方不明者発見後の収容及び処理（実施主体：消防対策班、本部事務局班、警察官又は海上保安官）

(1) 負傷者の収容

捜索隊が負傷者及び病人等援護を要する者を発見したとき、又は警察署及び第十一管区海上保安本部（中城海上保安部）より救護を要する者の引渡しを受けたときは、町は、速やかに医療機関に収容するものとする。

(2) 遺体の収容・安置

ア 町は、遺体を収容、一時安置するための施設等を予め選定しておき、必要に応じ、遺体収容施設を設置する。

イ 発見された遺体は、町が所轄警察署等と協議して、公民館及び学校等適切な収容施設に搬送する。

ウ 身元識別のため相当の時間を必要とし、又は死亡者が多数のため短時間に埋葬が出来ない場合等においては、町が遺体を一時安置所に収容し、埋葬の処理をとるまで保管管理を行う。

(3) 遺体の調査、身元確認

ア 発見された遺体については、警察等が取り扱う遺体の死因又は身元の調査等に関する法律等の関係法令に基づき、警察官又は海上保安官が遺体の調査等を行う。

イ 遺体の調査、身元確認等を、医師及び歯科医師等の協力を得て行う。

ウ 警察官又は海上保安官は、身元が明らかになった遺体を遺族に引き渡す。また、受取人がいない遺体又は身元不明の遺体は、死亡報告書に本籍等不明遺体調査書を添付して、死亡地を管轄す

る市町村へ引き渡す。

(4) 医療機関等との連携

捜索に関しては、負傷者の救護及び遺体の検案等が円滑に行われるように医療班及び医療機関等の連絡を前もってとるものとする。

4 遺体の処理（実施主体：本部事務局班）

- (1) 町は、遺体について、医師による死因、その他の医学的検査を実施する。
- (2) 調査及び医学的検査を終了した遺体について、町は、遺体識別のため遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置を行う。
- (3) 町は、早期の身元確認、遺族への遺体引き渡し及び遺体取扱に伴う感染予防のための資機材を整備し、検視場所及び遺体安置所への配備に努める。

5 遺体の埋（火）葬（実施主体：本部事務局班）

引取人の判明しない遺体又は引取人が判明した遺体であっても、その遺族が埋（火）葬を行うことが困難な場合には、町長がこれを行う。なお、町で火葬が困難な場合は、町は、県に広域火葬を要請する。

6 行方不明者の捜索等の費用及び期間等

(1) 被災者の救出

ア 対象者

災害のため現に生命及び身体の危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を捜索し、救出するものである。

イ 費用

船艇その他救出のための機械、器具等の借上費、修繕費及び燃料費とし、当該地域における通常の実費とする。

ウ 期間

災害にかかった者の救出の期間は、災害の状況に応じ必要な期間とする。

(2) 遺体の捜索

ア 対象者

遺体の捜索は、災害により現に行方不明の状態にあり、周囲の事情によりすでに死亡していると推定される者に対して行う。

イ 費用

遺体の捜索のため支出できる費用は、船艇その他捜索のための機械、器具等の借上費、修繕費及び燃料費とし、当該地域における通常の実費とする。

ウ 期間

遺体の捜索は、災害発生の日から10日以内とする。

(3) 遺体の処理

ア 対象者

遺体の処理は、災害の際死亡した者について、遺体に関する処理（埋葬を除く。）を行う。

イ 処理の範囲

遺体の処理は、次の範囲内において行う。

(ア) 遺体の洗浄、縫合及び消毒等の処置

(イ) 遺体の一時保存

(ウ) 検案

ウ 費用

遺体の処理のため支出する費用は、次に掲げるところによる。

(ア) 遺体の洗浄、縫合及び消毒等の処理の費用は、1体あたり3,500円以内とする。

(イ) 遺体の一時保存のための費用は、遺体を一時収容するために既存建物を利用する場合は、当該施設等の借上費について通常の実施とし、既存建物を利用できない場合は、1体あたり5,400円以内とする。

(ウ) 検案が医療班によることができない場合は、当該地域の慣行料金の額以内とする。

エ 期間

遺体の処理の期間は、災害発生の日から10日以内とする。

(4) 埋葬

ア 対象者

埋葬は、災害の際死亡した者について遺体の応急的処理程度のものを行うものとする。

イ 費用

埋葬は、実際に処理を行う者に対して、できる限り次に掲げる現物を支給するものとし、その費用は、1体あたり大人215,200円以内及び小人172,000円以内とする。

(ア) 棺（付属品を含む。）

(イ) 埋葬又は火葬の費用（人夫賃を含む。）

(ウ) 骨つぼ及び骨箱

ウ 期間

埋葬の期間は、災害発生の日から10日以内とする。

第22節 障害物の除去・災害廃棄物処理計画

この計画は、災害のため住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等の障害物が日常生活に著しい支障を及ぼしている場合に、これの除去に関するものである。

1 実施責任者

- (1) 住家又はその周辺に運ばれた土石、竹木等の障害物の除去は、町長が行う。ただし、災害救助法が適用されたときは、知事の委任により町長が行う。
- (2) 障害物が公共その他の場所に流入したときは、それぞれ所管する管理者が行うものとする。

2 除去の方法（実施主体：土木統括班、道路管理者、河川管理者、港湾管理者、第十一管区海上保安本部（中城海上保安部））

実施者は、自らの応急対策機器材を用い、又は状況に応じ建設業者の協力を得て障害物の除去を行うものとする。

(1) 住居又はその周辺に運ばれた障害物

ア 除去の対象者

障害物の除去は、居室、炊事場等日常生活に欠くことのできない部分又は玄関等に障害物が運び込まれているため一時的に居住できない状態にあり、かつ、自らの資力をもってしては当該障害物を除去することができない者に対して行う。

- (ア) 当面の日常生活が営み得ない状態にある者であること
- (イ) 住家の被害程度は、半壊又は床上浸水した者であること
- (ウ) 自らの資力をもってしては、障害の除去ができない者であること

イ 費用

障害物の除去のため支出できる費用は、ロープ、スコップその他除去のために必要な機械、器具等の借上費、輸送費及び人夫賃とし、1世帯あたり137,900円以内とする。

ウ 期間

障害物の除去期間は、発生の日から10日以内とする。

(2) 倒壊住宅等

町は、解体後の処分場所までの運搬及び処理を行う。

また、町は、災害時に、適切な管理のなされていない空家等に対し、緊急に安全を確保するための必要最小限の措置として、必要に応じて、外壁等の飛散のおそれのある部分や、応急措置の支障となる空家等の全部又は一部の除却等の措置を行う。

(3) 道路関係障害物

道路管理者は、死体等の特殊なものを除き、道路上の障害物を除去する。特に、交通路の確保のため緊急輸送道路を優先的に行う。

(4) 河川・港湾関係障害物

河川管理者及び港湾管理者は、それぞれが管理する区域の障害物を除去する。

第十一管区海上保安本部（中城海上保安部）は、海難船舶又は漂流物・沈没物等により船舶交通の危険が生じ、又は生じるおそれがあるときは、所有者に対し、これらの除去、その他船舶交通の

危険を防止するための措置を講じることを命じ、又は勧告する。

3 災害廃棄物の処理（実施主体：土木統括班、環境衛生班、県）

(1) 災害廃棄物処理体制の確保

町は、災害時に排出する多量の一般廃棄物を速やかに、かつ、円滑に処理する体制を確保するため、国が策定した「災害廃棄物対策指針（平成 26 年 3 月）」及び「沖縄県災害廃棄物処理計画（平成 29 年 3 月）」又はこれをふまえあらかじめ策定した災害廃棄物処理計画に基づき、処理体制を速やかに確保する。

県は、廃棄物処理が町のみでは困難な場合、情報提供や技術的な助言等を行うとともに、国、町及び関係団体と調整し、広域処理体制を構築する。

(2) 仮置場、最終処分地の確保

町内でがれきの仮置場、最終処分地の確保を行うことを原則とするが、それが困難な場合、県は、県内の他市町村での仮置場及び最終処分地の確保について、環境省と連携して町を支援する。

(3) リサイクルの徹底

町は、がれき処理に当たっては、適切な分別を行うことによって可能な限りリサイクルに努めることとし、県においては、リサイクルの技術面の指導や対応可能な業者の選定等を環境省と連携して行う。

(4) 環境汚染の未然防止、町民・作業者の健康管理

町は、障害物の除去に当たっては、有毒物質の漏洩やアスベストの飛散防止及び町民、作業者の健康管理及び安全管理に十分配慮するものとする。県は、そのための技術面の指導、監視等を環境省その他関係機関と連携して行う。

第23節 住宅応急対策計画

この計画は、災害により住宅を失い、又は損壊したため居住することができなくなった者に対し、自力で住宅を確保することができない者に応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理その他を実施するものである。

1 実施責任者

被災者に対する応急仮設住宅の供給（建設型応急住宅、賃貸型応急住宅）及び住宅の応急修理は、町長が行う。ただし、災害救助法が適用されたときは、知事が行う。

2 応急仮設住宅の建設（実施主体：土木統括班、町民班、県）

(1) 対象者

応急仮設住宅は、住家が全壊、全焼又は流出し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住家を得ることができないものに、建設し供与するもの（以下「建設型応急住宅」という。）、民間賃貸住宅を借り上げて供与するもの（以下「賃貸型応急住宅」という。）又はその他適切な方法により供与するものとする。

(2) 建設型応急住宅

ア 建設型応急住宅の設置に当たっては、原則として、町有地を利用するものとする。ただし、これら適当な町有地を利用することが困難な場合は、私有地を借り上げるものとする。

イ 1戸当たりの規模は、応急救助の趣旨をふまえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定し、その設置のために支出できる費用は、設置にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として、5,714,000円以内とする。

ウ 建設型応急住宅を同一敷地内又は近接する地域内に概ね50戸以上設置した場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置でき、50戸未満の場合でも戸数に応じた小規模な施設を設置できる。

エ 福祉仮設住宅（老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有し、高齢者等であって日常の生活上特別な配慮を要する複数のものに供与する施設をいう。）を建設型応急住宅として設置できる。

オ 建設型応急住宅は、災害発生の日から20日以内に着工し、速やかに設置しなければならない。

カ 建設型応急住宅を供与できる期間は、完成の日から建築基準法（昭和25年法律第201号）第85条第3項又は第4項に規定する期限までとする。

キ 建設型応急住宅の供与終了に伴う建設型応急住宅の解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費とする。

(3) 賃貸型応急住宅

ア 賃貸型応急住宅の1戸当たりの規模は、世帯の人数に応じて(2)イに定める規模に準ずることとし、その借上げのために支出できる費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料又は火災保険等その他民間賃貸住宅の貸主又は仲介業者との契約に不可欠なものとして、地域の実情に応じた額とする。

イ 賃貸型応急住宅は、災害発生の日から速やかに民間賃貸住宅を借り上げ、提供しなければならない。

ない。

ウ 賃貸型応急住宅を供与できる期間は、(2)カと同様の期間とする。

(4) 要配慮者に配慮した仮設住宅

県及び町は、要配慮者であって日常の生活上特別な配慮を要する者を数人以上収容し、老人居宅介護仮設等事業等を利用しやすい構造及び設備を有する施設（以下「福祉仮設住宅」という。）を、仮設住宅として設置できる。

(5) 入居者の選定

町は、入居者の選定に当たっては、高齢者、障がい者等の要配慮者の入居を優先するものとする。

(6) 運営管理

町は、応急仮設住宅は、入居者の状況に応じての適切な運営管理を行う。この際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。

また、必要に応じて応急仮設住宅におけるペットの受入れに配慮する。

3 住宅の応急修理（実施主体：土木統括班）

(1) 対象者

町は、災害のため住家が半壊（焼）し、そのままでは当面の日常生活を営むことができず、自らの資力では応急修理をすることができない者に対して行う。

(2) 費用

居室、炊事場及び便所等日常生活に欠くことのできない部分に対して行い、その費用は1世帯当たり以下のとおりとする。

ア イに掲げる世帯以外の世帯 595,000 円

イ 半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 300,000 円

(3) 期間

住宅の応急修理は災害発生の日から3ヶ月以内に完成する。

4 県営住宅の活用（実施主体：県）

県は、指定管理者と連携を図り、県営住宅の空家状況の把握に努め、被災市町村に配分する。

また、県営住宅に入居を希望している被災者に対し入居資格の特例を認め、その居住の安定を図る。

5 住家の被災調査（実施主体：税務班、県）

町は、罹災証明書発行のために、住家の被災状況の調査を行い、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」（内閣府）等に基づき、全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊、準半壊、準半壊に至らない（一部損壊）の区分で判定を行う。

県は、町の要請に基づき、全国から調査要員を確保し配置するなどの調整を行う。

6 被災者台帳の作成（実施主体：税務班）

町は、必要に応じて、個々の被災者の被害状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成、活用し、被災状況に応じて被災者が受けられる援護措置が漏れなく、効率的に実施されよう努める。

また、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、被災者台帳の作成にデジタル技術を活用するよう積極的に検討する。

第24節 二次災害の防止計画

1 実施責任者

建築物の応急危険度判定及び被災宅地の危険度判定は、町が実施する。県は、町に判定士の派遣及び技術的な支援を行う。

2 被災建築物の応急危険度判定（実施主体：土木統括班、県）

町は、地震により被災した建築物について、余震等による倒壊や部材の落下等の二次災害を防止し、使用者等の安全を確保するため、応急危険度判定を実施する。

危険度判定は、「応急危険度判定実施要綱」及び「実施マニュアル」により実施する。

県は、判定支援本部を設置し、町の要請に基づき応急危険度判定士の派遣及び資機材の提供等の支援を行う。

町は判定実施本部を設置し、県及び関係団体の支援を受けて建築物の応急危険度判定を実施し、判定結果を各建築物に表示する。

3 被災宅地の危険度判定（実施主体：土木統括班、県）

町は、地震により宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合、被害の拡大による二次災害を防止するため、被災宅地の危険度判定を実施する。

危険度判定は、「被災宅地危険度判定実施要領」により実施する。

県は、判定支援本部を設置し、町の要請に基づき、宅地判定士の派遣及び資機材の提供等の支援を行う。

町は判定実施本部を設置し、県及び関係団体の支援を受けて宅地の危険度判定を実施し、判定結果を表示する。

また、被害状況により被害の拡大が予想される場合は、応急対策や避難指示等の必要な措置をとる。

4 降雨等による水害・土砂災害の防止（実施主体：土木統括班、県）

県は、地震後の降雨等による水害や土砂災害発生に備え、二次災害防止施策を講じる。

特に、津波により海岸保全施設等に被害があった地域では、二次災害の防止に十分留意する。

沖縄県内で震度5強以上が観測された場合又は通常基準より少ない雨量により対象とする土砂災害の発生が想定される場合、県と沖縄気象台は、必要に応じて大雨（土砂災害）警報及び土砂災害警戒情報等の発表基準を引き下げて運用する。

また、国に対して緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）の派遣を要請し、被災状況の迅速な把握、湛水排除など被害の発生及び拡大の防止及び被災地の早期復旧その他災害応急対策に協力を得る。

町は、災害の発生に備え避難対策を実施する。

5 高潮、波浪等の対策（実施主体：土木統括班、県、国）

県及び国は、高潮、波浪、潮位の変化による浸水を防止するため、海岸保全施設等の点検を行うとともに、必要に応じて応急工事及び町と連携した警戒避難体制等の応急対策を行う。

町は、災害の発生に備え避難対策を実施する。

第25節 教育対策計画

この計画は、文教施設又は児童生徒及び園児の被災により通常の教育を行うことができない場合に、応急教育の確保を図るためのものである。

1 実施責任者

災害時における文教に関する応急対策の実施責任者は、次のとおりとする。

- (1) 町立小中学校児童生徒に関する応急教育は、町教育委員会が行う。
- (2) 災害時の学校内の応急措置は、各学校長（園長）が行う。
- (3) 町立小中学校及び町立幼稚園その他町立文教施設の災害応急復旧は、町長（町教育委員会）が行う。
- (4) 救助法による教科書、教材及び学用品支給については、県の補助機関として町長が行う。

2 応急教育対策（実施主体：各学校長（園長）、町教育委員会）

(1) 休校（休園）措置

- ア 大災害が発生し、又は発生が予想される場合は、各学校長（園長）は、町教育委員会と協議し、必要に応じて休校（休園）措置をとるものとする。
- イ 休校（休園）措置が登校前に決定したときは、直ちにその旨を放送（ラジオ等）その他確実な方法により児童生徒及び園児に周知させるものとする。
- ウ 休校（休園）措置が登校後に決定し、児童生徒及び園児を帰宅させる場合は注意事項を十分徹底させ、必要に応じて集団下校、学校職員による誘導等を行うものとする。

(2) 教育施設の確保

町教育委員会は、学校施設が災害によりその一部が損壊し、使用不能となった場合は、安全管理上緊急修理を要する箇所については応急修理又は補強を施し、学校教育に支障のないよう万全の措置を講じ、休校（休園）をできる限り避けるものとする。

なお、災害のため学校施設が使用できない場合は、次の場所を予定する。

- ア 隣接校
- イ 公民館等の公共施設
- ウ 前掲施設を使用できない場合は、応急仮設校舎（園舎）の建設を検討する。

また、町教育委員会は、応急教育に当って町内に適当な施設がない場合は、各教育事務所を通じて県教育委員会に対して施設の提供につき要請を行う。

(3) 教科書、教材及び学用品の給与

ア 被災児童生徒及び教科書の被害状況の調査報告

町教育委員会は、被災した児童生徒及び災害によって滅失した教科書及び教材の状況を別に定めるところにより県教育委員会に報告するものとする。

県教育委員会は、町教育委員会からの報告に基づき必要に応じて、現品入手の手続きを行うものとする。

イ 支給

(ア) 救助法適用世帯の小学生及び中学生に対する支給

町教育委員会は、給与の対象となる児童生徒の数は、被災者名簿について当該学校における在籍の確認を行い、被害別、学年別に給与対象人員を正確に把握し、教科書にあっては、学年別、発行所別に調査集計し、調達配分する。

文房具、通学用品にあっては、前期給与対象人員に基づいた学用品購入（配分）計画表により購入配分する。

(イ) 救助法適用世帯以外の児童生徒に対しては、町又は本人の負担とする。

ウ 給与の品目、費用、期間

(ア) 品目

教科書及び学用品の給与は、被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物を支給する。

a 教科書及び教材

b 文房具

c 通学用品

(イ) 費用

a 教科書代 …………… 実費

b 文房具及び通学用品

幼稚園児1人当たり …………… 実費

小学校児童1人当たり …………… 救助法の限度額以内

中学校生徒1人当たり …………… 救助法の限度額以内

(ウ) 期間

学用品の給与は災害発生の日から、教科書については1ヶ月以内、文房具及び通学用品については15日以内にそれぞれ完了しなければならない。

(4) 被災児童生徒の転校及び編入

被災児童生徒の転校及び編入については、教育長が別に定める。

(5) 教育職員の確保

ア 町教育委員会は、教員の被災等により通常の授業及び保育が行えないときは、代替職員を確保し、授業又は保育に支障をきたさないようにする。また、必要に応じて、一時的に教員組織の編成替え等を行う。

イ 教員免許所有者で、現に教職にたずさわっていない者を臨時に確保することを検討する。

3 学校給食対策（実施主体：町教育委員会）

町教育委員会は、応急給食を必要と認めるときは、県教育委員会、県学校給食会及び保健所と協議のうえ実施するものとする。

4 社会教育施設等対策（実施主体：公民館施設等の管理者）

公民館施設等の管理者は、被害状況の把握に努めるとともに、被災施設の応急修理を速やかに実

施するものとする。

5 罹災児童・生徒の保健管理（実施主体：町教育委員会）

町教育委員会は、罹災児童・生徒の心の相談を行うため、カウンセリング体制の確立を図る。

6 文化財の保護（実施主体：文化財の所有者等、文化班、生涯学習班）

文化財の所有者等は、文化財に被害が発生した場合に、被害状況を速やかに調査し、その結果を報告する。

(1) 町指定の文化財は、町に報告する。

第26節 危険物等災害応急対策計画

1 石油類（実施主体：本部事務局班、消防機関、施設責任者）

(1) 危険物施設の責任者の役割

消防法で定める危険物の製造所等の施設が危険な状態となった場合、施設の責任者は、以下の応急措置を行うとともに、消防機関等の関係機関に通報するものとする。

ア 危険物施設の実態に応じ、危険物の流出又は出火等のおそれのある作業を緊急に停止するとともに、施設の応急点検及び出火等の防止措置をとる。

イ タンク破壊等により漏洩した危険物が流出、拡散しないよう防止措置をとる。

ウ 従業員及び周辺住民に対する安全措置をとる。

(2) 町の役割

町及び消防機関は、施設の責任者と密接な連絡を図り、災害の拡大を防止するための消防活動、負傷者等の救出、警戒区域の設定、避難の指示及び広報活動等を実施するものとする。

2 高圧ガス類（実施主体：本部事務局班、消防機関、施設責任者）

(1) 高圧ガス保管施設責任者の役割

高圧ガス保管施設責任者は、高圧ガス保管施設が危険な状態となった場合、以下の応急措置をとるとともに、消防機関等関係機関に通報するものとする。

ア 火気の使用を停止し、状況に応じ保安関係以外の電源を切断する。

イ 高圧ガス保管施設が危険な状態になったときは、直ちに製造又は消費等の作業を中止し、施設内のガスを安全な場所に移し、又は大気中に安全に放出し、この作業のために必要な作業員以外の者を退避させる。

ウ 充填容器等を安全な場所に移す。

(2) 町の役割

町及び消防機関は、保管施設の責任者と密接な連絡を図り、災害の拡大を防止するための消防活動、負傷者等の救出、警戒区域の設定、火気使用禁止広報及び避難の指示等を実施するものとする。

3 火薬類（実施主体：本部事務局班、消防機関、施設責任者）

(1) 火薬類保管施設責任者の役割

火薬類保管施設責任者は、火薬類が危険な状態となった場合は、以下の応急措置をとるとともに、消防機関等の関係機関に通報するものとする。

ア 火気の使用を停止し、状況に応じ保安関係以外の電源を切断する。

イ 時間的余裕のある場合において、貯蔵火薬類を他地域に搬送する。

ウ 搬送経路が危険であるか、又は搬送する時間的余裕のない場合においては、火薬類を水中に沈める等の措置を講ずる。

(2) 町の役割

町及び消防機関は、施設の責任者と密接な連絡を図り、災害の拡大を防止するための消防活動、負傷者等の救出、警戒区域の設定、避難の指示等を実施するものとする。

4 毒物劇物（実施主体：本部事務局班、消防機関、施設責任者）

(1) 毒物劇物保管施設責任者の役割

毒物劇物保管施設責任者は、毒物保管施設等が災害により被害を受け、毒物劇物が飛散し、もれ、流出し、しみ出し、又は地下に浸透して保健衛生上の危害が発生し、若しくは発生するおそれがある場合は、以下の応急措置をとるとともに、保健所、消防機関、警察等の関係機関に通報するものとする。

ア タンク破壊等により漏洩した毒物劇物が流出、飛散しないよう防止措置をとる。

イ 従業員及び周辺住民に対する安全措置をとる。

(2) 町の役割

町及び消防機関は、施設の責任者と密接な連絡を図り、施設の延焼防止のための消防活動、負傷者等の救出、汚染区域の拡大防止措置、警戒区域の設定、広報及び避難の指示等を実施するものとする。

5 石油コンビナート（実施主体：本部事務局班、消防機関、施設責任者）

石油コンビナート災害の発生により被害の発生が予測される場合、県等の防災関係機関と密に連携して、事故が発生した場合には迅速に被害状況を把握し、的確な応急対策を実施する等により、二次的な災害の発生を防御し、被害を最小限にとどめ、町民の安全を確保するため必要な措置を実施するものとする。なお、石油コンビナート災害の応急対策等は、沖縄県石油コンビナート等防災計画に準じて実施するものとする。

(1) 石油コンビナート特定事業者の施設責任者の役割

石油コンビナート特定事業者の施設責任者は、石油コンビナート災害の発生が予測される場合は、災害の応急措置と拡大の防止措置、異常現象時には、町、県、消防機関、警察等の関係機関に迅速に情報伝達及び通報するものとする。

(2) 町の役割

町及び消防機関は、施設の責任者と密接な連絡を図り、災害に関する情報収集伝達、避難指示及び避難所の開設、地域住民の避難誘導、危険物及び高圧ガス災害の防御及び人命救助、警戒区域の設定、負傷者の救出及び搬送、医療救護の実施、広報等を実施するものとする。

第27節 労務供給計画

この計画は、災害応急対策実施のため、職員の動員だけでは十分に対応できない困難な事態が発生した場合に必要な労務の供給に関するものである。

1 実施責任者

災害応急対策に必要な労務者の供給については、那覇公共職業安定所に依頼するが、もし諸般の事情により当該職業安定所長からの労務者の供給あつせんが困難と思われる場合は、あらかじめ当該職業安定所長と調整の上、町長が自ら労務者の雇用を行う。

2 労務者供給の方法（実施主体：産業観光班、本部事務局班）

(1) 供給手続

町長は、那覇公共職業安定所長に対し、次の事項を明示して、労務者の供給を依頼する。

- ア 必要とする作業内容
- イ 労務の種別
- ウ 就労時間所要人員
- エ 集合場所

(2) 賃金の基準

賃金の基準は、西原町臨時職員の賃金に災害時の事情を勘案して決定する。

(3) 賃金の支払方法

賃金の支払方法は、その日払いとし、支給事務等は「西原町臨時職員の任用、給与、服務及び勤務条件等に関する規則」に準じて、町が行うものとする。

3 救助法による賃金職員等の雇上げ（実施主体：産業観光班）

町が実施する、救助法に基づく救助の実施に必要な賃金職員等の雇上げは、以下によるものとする。

(1) 雇上げの範囲

救助の実施に必要な賃金職員等の雇上げの範囲は以下のとおりとする。

ア 被災者の避難誘導賃金職員等

災害のため現に被害を受け、又は受けるおそれのある者を安全地帯に避難させるための誘導賃金職員等を必要とするとき。

イ 医療及び助産における移送賃金職員等

(ア) 医療班では処理できない重症患者又は医療班が到着するまでの間に医療措置を講じなければならぬ患者がおり、病院、診療所に運ぶための賃金職員等を必要とするとき。

(イ) 医療班によって医療、助産が行われる際の医師、助産師、看護師等の移動にともなう賃金職員等を必要とするとき。

(ウ) 傷病疾病がまだ治癒せず、しかも重症ではあるが、今後は自宅療養することになった患者を輸送するための賃金職員等を必要とするとき。

ウ 被災者の救出賃金職員等

被災者の救出及びその救出に要する機械器具、その他の資材の操作又は後始末をするための賃金職員等を必要とするとき。

エ 飲料水の供給賃金職員等

飲料水を供給するための機械器具の運搬、操作等に要する賃金職員、飲料水を浄化するための医薬品等の配布に要する賃金職員及び飲料水を供給するために必要とする賃金職員等を必要とするとき。

オ 救済用物資の整理、輸送及び配分賃金職員等

以下の物資の整理輸送及び配分に要する賃金職員等を必要とするとき。

(ア) 被服、寝具、その他の生活必需品

(イ) 学用品

(ウ) 炊き出し用の食料品、調味料、燃料

(エ) 医薬品、衛生材料

カ 死体捜索賃金職員等

死体の捜索に必要な機械器具、その他の資材の操作及び後始末に要する賃金職員等を必要とするとき。

キ 死体の処理（埋葬を除く。）賃金職員等

死体の洗浄、消毒等の処理をする賃金職員等及び仮安置所まで輸送するための賃金職員等を必要とするとき。

(2) 賃金職員等雇上げの特例

ア 上記のほか、埋葬、炊き出しその他救助作業の賃金職員等を雇上げる必要がある場合、町は、次の申請事項を明記して県に申請するものとする。

(ア) 賃金職員等の雇上げをする目的又は救助種目

(イ) 賃金職員等の所要人員

(ウ) 雇上げを要する期間

(エ) 賃金職員等雇上げの理由

イ 町は県に要請をし、県はその必要を認めたときは、厚生労働省にその旨を申請し、承認を得て実施するものとする。

(3) 雇上げの費用及び期間

ア 費用

雇上げ労務に対する賃金は、法令その他に規定されているものを除き、労務者を使用した地域における通常の実費程度を支給するものとする。

イ 雇上げの期間

労務者雇上げの期間は災害応急対策の開始から終了までの必要な期間とするが、救助法に基づく賃金職員等の雇上げの期間はそれぞれ救助の実施が認められている期間とする。

4 従事命令、協力命令（実施主体：産業観光班）

(1) 執行者及び対象者

災害応急対策を実施するため人員が不足し、緊急の必要があると認めた場合は、次の要領によって、従事命令、協力命令を発するものとする。

[従事命令等の種類と執行者]

| 対象作業 | 命令区分 | 根拠法律 | 執行者 |
|---------------------------|------|---------------|------------------------------|
| 災害応急対策事業 (災害応急対策全般) | 従事命令 | 災害対策基本法第65条1項 | 町長 |
| | | 〃 第65条2項 | 警察官、海上保安官 |
| | | 〃 第65条3項 | 自衛官(町長の職権を行う者がその場 にいない場合) |
| | | 警察官職務執行法第4条 | 警察官 |
| | | 自衛隊法第94条 | 自衛官(警察官がそ の場にいない場合) |
| 災害救助作業 (災害救助法に基づく救助) | 従事命令 | 災害救助法第7条第1項 | 知事 |
| | 協力命令 | 〃 第8条 | |
| 災害応急対策事業 (災害救助を除く応急措置) | 従事命令 | 災害対策基本法第71条1項 | 知事 町長(委任を受けた 場合) |
| | 協力命令 | 〃 第71条2項 | |
| 消防作業 | 従事命令 | 消防法第29条5項 | 消防吏員、消防団員 |
| 水防作業 | 従事命令 | 水防法第24条 | 水防管理者 水防団長 消防機関の長 |

[命令対象者]

| 命令区分(作業対象) | 対象者 |
|---|--|
| 災害対策基本法及び災害救助法による知事の従事命令(災害応急対策並びに救助作業) | 1 医師、歯科医師又は薬剤師 2 保健師、助産師、看護師、准看護師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士、救急救命士又は歯科衛生士 3 土木技術者又は建築技術者 4 土木、左官、とび職 5 土木業者、建築業者及びこれらの者の従業者 6 地方鉄道業者及びその従業者 7 軌道経営者及びその従業者 8 自動車運送業者及びその従業者 9 船舶運送業者及びその従業者 10 港湾運送業者及びその従業者 |
| 災害対策基本法及び災害救助法による知事の協力命令(災害応急対策並びに救助作業) | 救助を要する者及びその近隣の者 |
| 災害対策基本法による町長、警察官、海上保安官の従事命令(災害応急対策全般) | 町内の住民又は当該応急措置を実施すべき現場にある者 |

| | |
|-------------------------------------|---------------------------|
| 警察官職務執行法による警察官の従事命令 (災害緊急対策全般) | その場に居合わせた者、その事物の管理者その他関係者 |
| 消防法による消防吏員、消防団員の従事命令 (消防作業) | 火災の現場付近にある者 |
| 水防法による水防管理者、水防団長、消防機関の長の従事命令 (水防作業) | 区域内に居住する者又は水防の現場にある者 |

(2) 損失に対する補償

町又は県は、従事命令等による処分によって通常生ずべき損失に対して補償を行うものとする。
(基本法第82条第1項)

(3) 傷害等に対する補償

ア 町の役割

町は、従事命令（警察官又は海上保安官が基本法の規定により町長の職権を行った場合も含む。）により、当該事務に従事した者が死亡し、負傷し、又は疾病となったときは、町は基本法施行令第36条に規定する基準に従い条例で定めるところにより、その者の遺族、若しくは被扶養者がこれらの原因によって受ける損害を補償するものとする。（基本法第84条第1項）

第28節 民間団体の活用計画

この計画は、災害の規模が大きく地域社会の災害応急対策の円滑かつ迅速な処理を行うため民間団体の協力を図るためのものである。

なお、町で処理できない場合は、隣接市町村に協力を求めて行うものとする。また、大規模な被害又は広範囲にわたる災害が発生した場合、若しくは町において処理できない場合においては、県に対し、民間団体の活用の要請を行う。

1 実施責任者

民間団体に対する要請は、町長が行う。

2 協力要請対象団体

- (1) 各自治会
- (2) 自主防災組織
- (3) 女性団体
- (4) 青年団体
- (5) 各種団体

3 協力要請（実施主体：本部事務局班）

(1) 要請の方法

町は、協力を要する作業に適する団体の長に対し、次の事項を明示して協力要請するものとする。

- ア 協力を必要とする理由
- イ 作業の内容
- ウ 期間
- エ 従事場所
- オ 所要人員数
- カ その他必要な事項

(2) 協力を要請する作業内容

- ア 被災者の救出、又は災害応急復旧等の作業の応援
- イ 災害後の炊き出しの応援

第29節 ボランティア受入計画

1 ボランティアの募集（実施主体：福祉統括班、社会福祉協議会）

町災害ボランティアセンターは、被災地におけるボランティアの円滑な活動が図られるよう、県災害ボランティアセンターと連携協力を行う。

また、町災害ボランティアセンターは、ボランティア受付の総合窓口を設置するとともに、被災地におけるボランティアニーズを把握し、ボランティア募集に係る広報に努める。

2 ボランティアの受入れ（実施主体：福祉統括班、社会福祉協議会）

町災害ボランティアセンターは、県災害ボランティアセンター、町、社会福祉協議会、日本赤十字社及び地域のボランティア団体、災害中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）等と連携し、ボランティアの円滑な活動が図られるよう受入体制を整備する。

さらに、ボランティアの受入れに際しては、高齢者介護や外国人との会話能力等ボランティアの技能等が効果的に生かされるように配慮するとともに、必要に応じてボランティアの活動拠点を提供する等、ボランティア活動の円滑な実施が図られるよう支援に努めるものとする。

ボランティアの受入事務（受付、活動調整、現地誘導等）は、地域のボランティアや町民組織からの人員の派遣等により実施する。

なお、共助のボランティア活動と町の実施する救助の調整事務について、町社会福祉協議会が設置する災害ボランティアセンターに委託する場合は、当該事務に必要な人件費及び旅費を災害救助法の国庫負担の対象とすることができる。

3 ボランティアの活動内容

ボランティアに参加・協力を求める活動内容は、以下のとおりとする。

(1) 専門ボランティア

- ア 医療救護（医師、看護師、助産師等）
- イ 無線による情報の収集・伝達（アマチュア無線通信技術者）
- ウ 外国人との会話（通訳及び外国人との会話能力を有する者）
- エ 住宅の応急危険度判定（建築士）
- オ その他災害救助活動において専門技能を要する業務

(2) 一般ボランティア

- ア 炊き出し
- イ 清掃
- ウ 災害応急対策物資、資材の輸送及び配分
- エ 被災地外からの応援者に対する地理案内
- オ 軽易な事務補助
- カ 危険を伴わない軽易な作業
- キ 指定避難所における各種支援活動
- ク その他災害救助活動において専門技能を要しない軽易な業務
- ケ 災害ボランティアセンターの運営に関する支援

コ その他必要なボランティア活動

4 ボランティアの活動支援（実施主体：福祉統括班、県、社会福祉協議会）

町、県及び社会福祉協議会等は、ボランティアの活動支援として、以下の対策について実施する。

(1) 活動場所の提供

ア 町災害ボランティアセンターの役割【町社会福祉協議会、町庁舎等】

(ア) 指定避難所等のボランティア活動の統括

(イ) 一般ボランティアの受付、登録（登録者は本部へ連絡）

(ウ) 一般ボランティアのオリエンテーション（ボランティアの心得、活動マニュアル）

(エ) ボランティアの紹介

(オ) ボランティアニーズの把握とコーディネート

(カ) ボランティアの活動記録の分析と次の活動への反映

(2) 設備機器の提供

町及び県は、可能な限り、電話、ファックス、携帯電話、パソコン、コピー機、事務用品、自動車、自転車、活動資機材等を提供する。

(3) 情報の提供

町及び県は、行政によって一元化された災害の情報やボランティア活動状況等に関する適切で最新の情報をボランティア組織に提供することによって情報の共有化を図る。なお、提供するにあたっては、ボランティア組織自体が必要とする情報だけでなく、町民に対する震災関連情報、生活情報も同時に提供する。

(4) ボランティア保険

町は、ボランティア保険の加入に際して金銭面の支援に努める。

(5) ボランティアに対する支援物資の募集

町及び県は、ボランティアが必要としている物資を、報道機関を通じて広報することによって、ボランティア活動に対する金銭面や物的面の負担を軽減する。

第30節 公共土木施設応急対策計画

1 実施責任者

災害時における道路及び港湾漁港施設の応急対策は、沖縄県の地域を管轄する指定地方行政機関等とそれぞれの施設の管理者が連携・調整の上、行うものとする。

2 施設の防護（実施主体：土木統括対策班、産業観光班、県、沖縄総合事務局、西日本高速道路(株)）

(1) 道路施設

ア 町道

町道の管理者である町における措置は、以下のとおりとする。

(ア) 町長は、町管理道路に被害が発生した場合は、直ちに次の事項を県道路管理課及び所管土木事務所に報告するものとする。

- ・被害の発生した日時及び場所
- ・被害の内容及び程度
- ・迂回道路の有無

(イ) 町は、自動車の運転者や地区の住民等が、決壊崩土、橋梁流失等の災害を発見した際に直ちに町長に報告するよう、常時指導・啓発しておくものとする。

イ 国道（指定区間）

国道（指定区間）の管理者である沖縄総合事務局開発建設部は、管理する国道についてパトロール等により早急に被害状況を把握し、災害対策本部と共有を図り、道路災害の未然防止又は優先啓開ルートの適切な応急措置を行うものとする。

ウ 国道（指定区間外）及び県道

国道（指定区間外）及び県道の管理者である県における措置は、以下のとおりとする。

(ア) 土木事務所は、常に所管の道路の破損、決壊、橋梁流失その他交通に支障を及ぼすおそれのある箇所について検討を加え、災害時に迅速かつ適切な措置がとれるように努めるものとする。

(イ) 道路管理者は、所管する道路についてパトロール等により早急に被害状況を把握し、災害対策本部と共有を図り、道路災害の未然防止又は優先啓開ルートの適切な応急措置を行うものとする。

(ウ) 土木事務所長の災害に関する報告は、「第2節 災害状況等の収集・伝達計画」に定めるところによるものとする。

(2) 港湾・漁港施設

ア 町における措置

町長は、護岸、岸壁等に被害が発生した場合は、沖縄県の地域を管轄する指定地方行政機関等と調整を図り、速やかに以下の事項を所管の土木事務所長等に報告するものとする。

(ア) 被害の発生した日時及び場所

(イ) 被害内容及び程度

(ウ) 泊地内での沈没船舶の有無

イ 県の役割

(ア) 土木事務所等は、常に所管の防波堤、護岸、岸壁等の破壊その他船舶、貯木場、民家に支障を

及ぼすおそれのある箇所については検討を加え、災害時に沖縄県の地域を管轄する指定地方行政機関等と調整を図り、迅速、適切な措置がとれるよう努めるものとする。

- (イ) 災害発生のおそれがある場合は、所管の岸壁、護岸の状況を把握するため所員を地区別に手分けして、沖縄県の地域を管轄する指定地方行政機関等と調整を図り、被害情報の収集、護岸・岸壁被害の未然防止又は適切な応急措置を行うものとする。

3 応急措置（実施主体：土木統括班、産業観光班、県、沖縄総合事務局、西日本高速道路(株)）

(1) 道路施設

道路管理者は、災害が発生した場合に全力をあげて復旧に努めるとともに、迂回道路等の有無を十分調査し、迂回道路のある場合は直ちにこれを利用して交通を確保するものとする。

(2) 港湾・漁港施設

港湾・漁港管理者は、災害が発生した場合は全力をあげて応急復旧に努めるとともに、再度災害を防止するため十分な応急措置を行い、背後の民家を防護するものとする。

4 応急工事（実施主体：土木統括班、産業観光班、県、沖縄総合事務局、西日本高速道路(株)）

(1) 応急工事の体制

ア 要員及び資材の確保

応急工事の実施責任者（町、県、沖縄総合事務局、西日本高速道路(株)）は、災害時における応急工事を迅速に実施するため、以下の措置を講じておくものとする。

- (ア) 応急工事の施行に必要な技術者、技能者の現況把握及び緊急時における動員方法
(イ) 地元建設業者の現地把握及び緊急時における調達の方法

イ 応援又は派遣の要請

応急工事の実施責任者は、被害激甚のため応急工事が困難な場合、又は大規模な対策を必要とする場合は、他の地方公共団体に対し応援を求めて、応急工事の緊急実施を図るものとする。

(2) 応急工事の実施

応急工事の実施責任者（町、県、沖縄総合事務局、西日本高速道路(株)）は、以下により災害時における応急工事の迅速な実施を図るものとする。

ア 道路施設

(ア) 応急工事

被害の状況に応じて概ね次の仮工事により応急の交通確保を図るものとする。

- ・ 障害物の除去
- ・ 路面及び橋梁段差の修正
- ・ 排土作業又は盛土作業
- ・ 仮舗装作業
- ・ 仮道、さん道、仮橋等の設備

(イ) 応急工事の順位

被害が激甚な場合は、救助活動及び災害応急措置を実施するために必要な道路から重点的に実施するものとする。

イ 港湾・漁港施設

(ア) 背後地に対する防護

津波による防波堤の破壊のおそれがある場合は、補強工作を行い、破堤又は決壊した場合は、潮止め工事、拡大防止応急工事を施行するものとする。

(イ) 航路、泊地の防護

河川から土砂流入及び波浪による漂砂によって航路、泊地が被害を受け、使用不能となった場合は、応急措置として浚渫を行うものとする。

(ウ) けい留施設

岸壁、物揚場等の破壊に対する応急措置は、決壊部分の応急補強工事を行い、破壊拡大を防止するものとする。

第31節 ライフライン等施設応急対策計画

1 電力施設応急対策（実施主体：沖縄電力株式会社）

電力施設に関する災害応急対策については、沖縄電力株式会社が定める防災業務計画により実施する。

2 ガス施設応急対策（実施主体：ガス関係業者）

ガス施設に関する災害応急対策は、西原町内各ガス関係業者が定める保安規定等により各業者が実施する。

3 液化石油ガス施設応急対策（実施主体：液化石油ガス販売事業所）

液化石油ガス販売事業所（以下「販売店」という。）は、自ら供給している消費者等から事故発生の通報があったときは、沖縄県高圧ガス保安協会長、消防機関及び警察に通報するとともに、応急措置を行う。

4 上水道施設応急対策（実施主体：上下水道班）

(1) 上水道の応急対策

町は、上水道施設の復旧にあたっては、給水区域の早期拡大を図るため、配水調整等によって断水区域をできるだけ少なくするとともに、復旧優先順位を設けるなど効率的に復旧作業を進めるものとする。

また、被災者に対しては、給水車、備蓄飲料水、簡易浄水装置及び雑用水源等の活用など速やかに緊急給水を実施する。

(2) 広域支援の要請

町は、外部からの支援者の円滑な活動を確保するため、水道施設及び道路の図面の配布、携帯電話等の連絡手段の確保状況の確認などを行う。

5 下水道施設応急対策（実施主体：上下水道班）

下水道施設に被害が発生した場合、町は、県と連携し、主要施設から順次復旧を図るものとし、復旧順序については処理場、ポンプ場、幹線管渠等の主要施設の復旧に努め、その後、枝線管渠枳及び取付管等の復旧を行う。

6 電気通信設備応急対策（実施主体：電気通信事業者）

電気通信事業者は、速やかに通信障害の状況やその原因、通信施設の被害、復旧の状況や見通し、代替的に利用可能な通信手段等について、関係機関及び国民に対してわかりやすく情報提供（ホームページのトップページへの掲載、地図による障害エリアの表示等）するよう努める。

電気通信事業者は、町内における災害時の電気通信確保のための応急対策について、各社の定める防災業務計画に基づき実施する。

第32節 交通機関応急対策計画

1 バス・タクシー（実施主体：バス・タクシー事業者）

バス・タクシー事業者は、災害が発生した場合、あらかじめ定められた防災マニュアル等に基づき、旅客の安全を確保し安全な避難場所に避難誘導を行う。

特に、津波警報等が発表されている場合は、速やかに安全な高台や避難ビルに旅客を誘導する。

第33節 農林水産物応急対策計画

災害時における農産物、林産物、水産物及び家畜の応急対策は、次によるものとする。

1 農林水産物の対策（実施主体：産業観光班）

町は、災害の発生により農林水産物に甚大な被害を受けたとき、又は被害を受けるおそれのあるときは、ただちに対策を確立し、広報車等を通じて周知徹底を図るとともに、自治会並びに関係団体を通じて事後対策について指導を行うものとする。

2 農産物応急対策（実施主体：産業観光班）

(1) 種苗対策

- ア 災害により農産物の播きかえ及び植えかえを必要とする場合、町は農業協同組合に必要種苗の確保を要請するとともに、県に報告するものとする。
- イ 要請を受けた農業協同組合各支店は、直ちに要請を取りまとめ管内で確保できないものについては、上部機関の沖縄県農業協同組合等に種苗の購買を発注して必要量を確保するものとする。

(2) 病虫害防除対策

ア 緊急防除対策

町は、町内の広範な地域にわたり病虫害が発生した場合、病虫害緊急防除対策を樹立し、自治会並びに農業団体に対し、具体的な防除を指示するものとする。

イ 緊急防除指導班の編成

町は、特に必要と認めたときは、緊急防除指導班（産業観光課、農業委員会、農業協同組合、当普及員、経済連原料指導員）を編成し、現地指導の徹底を図るものとする。

ウ 防除機具の動員

町は、災害により病虫害が異常発生し、緊急防除を実施する必要があるときは、関係機関の防除機（大型防除機）を使用するものとする。

エ 農薬の確保

町は、災害により緊急に農薬の必要を生じた場合は、農業協同組合に対して手持農薬の緊急供給を依頼するものとする。

3 家畜応急対策（実施主体：産業観光班）

(1) 家畜の管理

降雨等により、浸水、がけ崩れ等の災害が予想されるとき、又は発生したときは、飼養者において家畜を安全な場所に避難させるものとし、この場合の避難場所の選定、避難の方法につき必要があるときは、町においてあらかじめ計画しておくものとする。

(2) 家畜の疾病対策

家畜疾病の発生を予防するため、災害地域の農場に対して、町は県に協力し、家畜伝染病予防法に基づく飼養衛生管理基準等の遵守を指導する。

町は、診断の必要な家畜について、家畜診療所獣医師等を災害地域へ派遣するよう県に要請する。災害による死亡家畜については、家畜の飼養者に対して町に届出を行わせるとともに、関係法令

に基づき埋却又は焼却等の処理を適切に行うものとする。

(3) 飼料の確保

災害により飼料の確保が困難となったときは、町は各畜産関係組合等の要請に基づき、県又は町内の農業協同組合に対し必要量の確保及び供給について、あっせんを要請するものとする。

4 漁船漁具応急対策（実施主体：産業観光班、消防対策班）

(1) 漁船漁具の管理

津波等の災害が予想される時は、所有者において漁船漁具を安全な場所に避難させるものとし、この場合の避難場所の選定、避難の方法について必要があるときは、町においてあらかじめ計画しておくものとする。

(2) 遭難者の捜索

遭難者が発生したときは、町は、第十一管区海上保安本部（中城海上保安部）へ通報し、又は琉球水難救済会に連絡するとともに、町においても捜索隊を編成する。

第34節 その他災害応急対策に必要な事項

1 応急公用負担

(1) 物的公用負担

ア 公用負担の種類と執行者

| 公用負担の種類 | 対象物 | 根拠法律 | 執行者 |
|--------------|-------------------------------|----------------------------------|---------------------|
| 使用・処分 | 消防対象、土地 | 消防法第29条第1項 | 消防吏員 消防団員 |
| 使用制限 | | | |
| 一時使用 | 土地 | 水防法第21条第1項 | 町長 |
| 使用、収用 | 土石、竹材、その他の資材 | | |
| 使用 | 車馬、その他の運搬具、器具 | | |
| 保管命令 | 必要物資の生産、集荷、配給、保管、運送の業者 | 災害救助法第23条の2第1項 災害対策基本法第78条第1項 | 指定行政機関の長、指定地方行政機関の長 |
| 収用 | 必要な物資 | | |
| 管理 | 病院、診療所、助産所、旅館、飲食店 | 災害救助法第26条第1項 災害対策基本法第71条第2項 | 知事 (町長) |
| 使用 | 土地、家屋、物資 | | |
| 保管命令 | 必要物資の生産、集荷、配給、保管、運送の業者 | | |
| 収用 | 必要な物資 | | |
| 一時使用 | 他人の土地、建物その他の工作物 | 災害対策基本法第64条第1項 | 町長 警察官 |
| 使用、収用 | 土石、竹材、その他の資材 | | |
| 除去、その他の必要な措置 | 災害を受けた工作物又は物件で応急措置の実施の支障となるもの | 災害対策基本法第64条第2項 | 海上保安官 |

イ 公用令書の様式

様式第1号、様式第2号、様式第4号又は様式第5号による。

(2) 人的公用負担

ア 命令の種類と執行者

| 対象作業 | 命令区分 | 根拠法律 | 執行者 |
|----------|------|-------------|-----------|
| 消防作業 | 従事命令 | 消防法第29条第5項 | 消防吏員、消防団員 |
| 災害救助作業 | 従事命令 | 災害救助法第24条 | 知事 |
| | 従事命令 | 災害救助法第25条 | |
| 災害応急対策事業 | 従事命令 | 災害対策基本法第71条 | 知事 |

| | | | |
|------------------|------|----------------|-----------|
| (災害救助法による救助を除く。) | 協力命令 | | |
| 災害応急 | 従事命令 | 災害対策基本法第65条第1項 | 警察官、海上保安官 |
| | | 災害対策基本法第65条第1項 | |
| | 従事命令 | 警察官職務執行法第4条 | 警察官 |

知事（知事が町長に権限を委任した場合の町長を含む。）の従事命令の執行に際しては、法令等に定める令書を交付する。

知事以外の従事命令発令権者が発令する従事命令等には、令書の交付は必要としない。

イ 公用令書の様式

様式第3号、様式第4号、様式第5号による。

2 警戒区域の設定権

(1) 設定の要件（災害対策基本法第63条、水防法第14条、消防法第23条の2・第28条・第36条）

- ア 災害が発生し、又は発生しようとしている場合に、人命又は身体に対する危険防止のため特に必要である場合
- イ 災害応急対策を特に迅速かつ円滑に行う必要がある場合

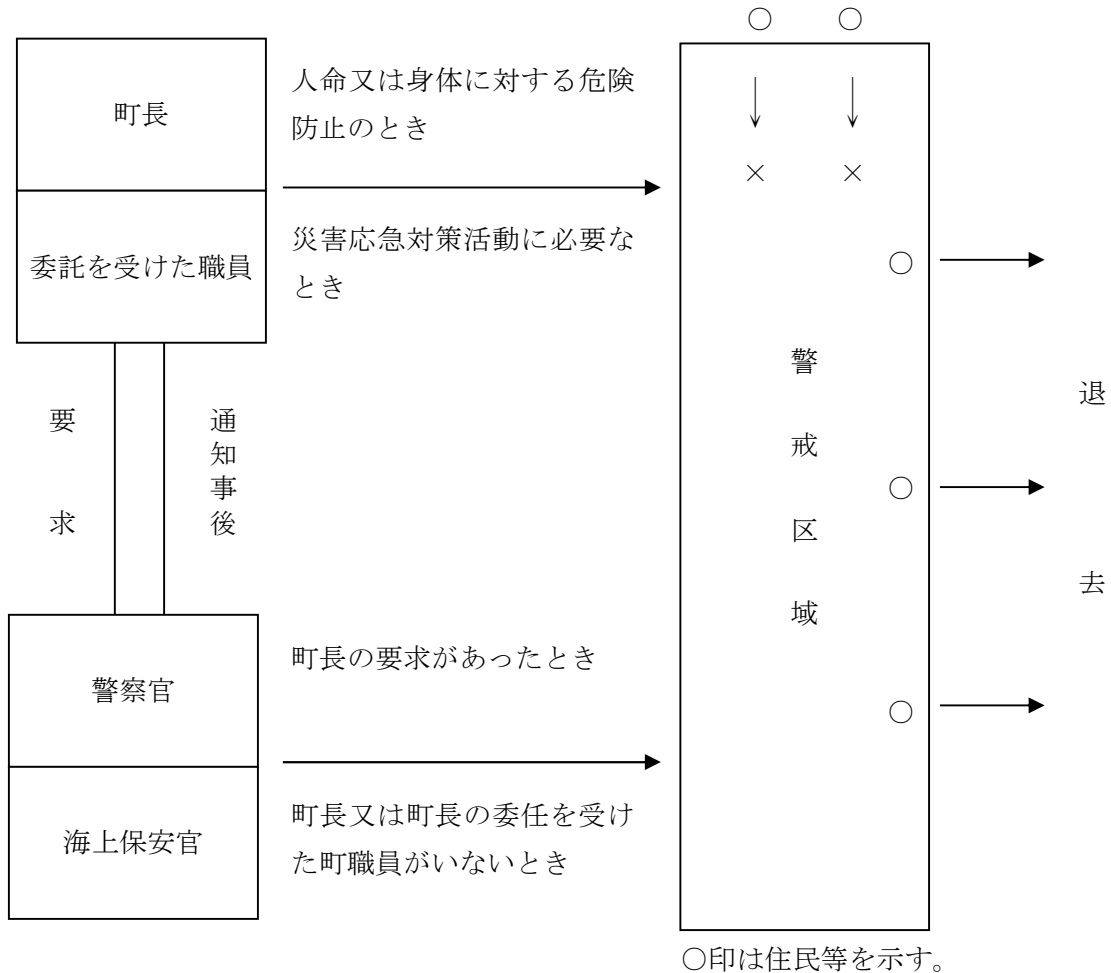
(2) 設定権を有する者

- ア 町長
- イ 町長の委任を受けた町職員
- ウ 警察官又は海上保安官
- エ 消防長
- オ 消防吏員又は消防団員

(3) 警戒区域への立入制限等

警戒区域への一般の立入りを制限・禁止又はその地域からの退去を命ずる。

立入制限・禁止



(4) 罰則

警戒区域の設定に基づく制限・禁止又は退去命令について、違反した者は、一万円以下の罰金又は拘留に処せられる。

3 証標

(1) 災害対策本部に従事する者の腕章

災害対策本部に従事する者は、左上腕に様式第6号の腕章をする。

(2) 災害応急対策に使用する車両の標示

災害応急対策に使用する車両は、当該車両の前面の視野を妨げない場所に様式第7号の標示をする。

第4編 災害復旧・復興計画

(修正素案)

第4編 災害復旧・復興計画

目次

| | |
|---------------------------------|---|
| 第4編 災害復旧・復興計画 | 1 |
| 第1節 公共施設災害復旧計画 | 1 |
| 1 実施責任者 | 1 |
| 2 計画の種類 | 1 |
| 3 町及び県における措置（実施主体：本部事務局班、県、県警察） | 2 |
| 第2節 被災者生活への支援計画 | 3 |
| 1 災害相談（実施主体：税務班） | 3 |
| 2 罹災証明書等の発行（実施主体：税務班） | 3 |
| 3 住宅の復旧（実施主体：税務班、土木統括班） | 3 |
| 4 生業資金の貸付（実施主体：税務班、福祉統括班） | 4 |
| 5 被災世帯に対する住宅融資（実施主体：税務班） | 4 |
| 6 災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給（実施主体：福祉統括班） | 5 |
| 7 災害義援金品の募集及び配分（実施主体：福祉統括班） | 5 |
| 8 租税の徴収猶予及び減免等（実施主体：税務班） | 5 |
| 9 職業のあっせん（実施主体：産業観光班） | 6 |
| 10 被災者生活再建支援（実施主体：税務班） | 6 |
| 11 地震保険や共済制度の活用（実施主体：本部事務局班） | 6 |
| 第3節 中小企業者等への支援計画 | 7 |
| 1 農業者への融資対策（実施主体：産業観光班） | 7 |
| 2 漁業者への融資対策（実施主体：産業観光班） | 7 |
| 3 中小企業者への融資対策（実施主体：産業観光班） | 7 |
| 第4節 復興の基本方針 | 8 |
| 1 復興計画の作成（実施主体：総務部、県） | 8 |
| 2 がれき処理（実施主体：総務部、県、関係機関） | 8 |
| 3 防災まちづくり（実施主体：建設部、県） | 8 |
| 4 特定大規模災害時の復興方針等（実施主体：総務部、県） | 8 |

町は、被災の状況、地域の特性、関係公共施設管理者の意向等を勘案しつつ、迅速な原状復旧を目指すか、又は更に災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決をも図る計画的復興を目指すかについて早急に検討し、復旧・復興の基本方向を定める。必要な場合には、これに基づき復興計画を作成する。

被災地の復旧・復興に当たっては、男女共同参画の観点から、復旧・復興のあらゆる場・組織に女性の参画を促進するものとする。併せて、障がい者、高齢者等の要配慮者の参画を促進するものとする。

また、町は、災害復旧・復興対策の推進のため、必要に応じ、国、県等に対し、職員の派遣その他の協力を求めるものとする。特に、他の地方公共団体に対し、技術職員の派遣を求める場合においては、復旧・復興支援技術職員派遣制度を活用するものとする。

第1節 公共施設災害復旧計画

被災した施設は、本町がおかれている災害に対する各種の特性と原因を検討し、その被害程度に応じ適切な復旧事業計画をたて、被災施設の原形復旧に併せて、再度災害の発生を防止し、施設の新設又は改良を図る。

1 実施責任者

指定地方行政機関の長、地方公共団体の長、その他の執行機関、指定公共機関、その他法令の規定により災害復旧の実施について責任を有するものが実施する。

2 計画の種類

計画は、災害応急対策計画に基づく応急復旧終了後、被害の程度を充分調査検討し、その都度、作成実施するが、その主たるものは次のとおりである。

(1) 公共土木施設災害復旧計画

- ア 河川施設復旧事業計画
- イ 海岸施設復旧事業計画
- ウ 道路施設復旧事業計画
- エ 砂防施設復旧事業計画
- オ 地すべり防止施設復旧事業計画
- カ 急傾斜地崩壊防止施設復旧事業計画
- キ 下水道施設復旧事業計画
- ク 港湾施設復旧事業計画
- ケ 林地荒廃防止施設復旧事業計画
- コ 漁港施設復旧事業計画
- サ 公園災害復旧事業計画

(2) 水道施設復旧事業計画

(3) 農林水産業施設災害復旧事業計画 ※農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する

る法律

- (4) 都市災害復旧事業計画
- (5) 住宅災害復旧事業計画
- (6) 社会福祉施設災害復旧事業計画
- (7) 公立医療施設、病院等災害復旧事業計画
- (8) 公立学校施設災害復旧事業計画
- (9) 社会教育施設災害復旧事業計画
- (10) 文化財災害復旧事業計画
- (11) その他の災害復旧事業計画

3 町及び県における措置（実施主体：本部事務局班、県、県警察）

(1) 激甚災害特別援助法に基づく激甚災害の指定促進

著しく激甚である災害（以下「激甚災害」という。）が発生した場合において、町又は県において被害の状況を速やかに調査・把握し、早期に激甚災害の指定が受けられるよう迅速かつ適切な対応を行い、公共施設の災害復旧事業が迅速かつ円滑に行われるよう努めるものとする。

(2) 緊急災害査定促進

災害が発生した場合、町及び県は、被害状況を速やかに調査把握し、緊急に災害査定が行われるよう措置し、公共施設の災害復旧事業が迅速に行われるよう努めるものとする。

(3) 災害復旧資金の確保措置

町及び県は、災害復旧に必要な資金需要額を早急に把握し、その負担すべき財源を確保するため所要の措置を構ずる等、災害復旧事業の早期実施を図るものとする。

(4) 暴力団の排除

県警察は、暴力団等の動向把握を徹底し、復旧・復興事業への参入・介入の実態把握に努めるとともに、関係行政機関、被災地方公共団体、業界団体等に必要な働きかけを行うなど、復旧・復興事業からの暴力団排除活動の徹底に努めるものとする。

(5) 復旧工事の代行

町は、国の緊急災害対策本部が設置される災害（以下「特定大規模災害」という。）等を受け、かつ工事の実施体制等の本町の実情を勘案して円滑かつ迅速な復興のため必要があるときは、その事務の遂行に支障のない範囲で、本町に代わって工事を行うよう、県又は国に要請するものとする。

第2節 被災者生活への支援計画

町及び県は、被災者等の生活再建に向けて住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般、又は女性の悩み相談・暴力被害者支援等きめ細かな支援を講じる。

また、町は、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、災害ケースマネジメントの実施等により、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努める。

1 災害相談（実施主体：税務班）

(1) 県民サポートセンターの開設

被災者の抱える相談や問い合わせに対処するため、県は、国の関係省庁、市町村その他関係機関と連携して県民サポートセンターを開設する。

当該センターの開設に当たっては、被災者の便宜を考慮し、できるだけ関係機関を一堂に集めるよう努めるものとする。

県民サポートセンターは、県本庁、県土木事務所及び被災地域の公共施設等に設置する。

(2) 町の相談窓口等の開設

町は、被災者の自立に対する援助、助成措置について広く被災者に周知するとともに、できる限り総合的な相談窓口等を設置する。

居住地以外の市町村に避難した被災者に対しても、従前の居住地であった市町村及び避難先の市町村が協力・連携することにより、被災者に対して必要な情報や支援・サービスを提供する。

(3) 被災者への説明

町は、被災建築物の応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査など、住宅に関する各種調査が個別の目的を有していることをふまえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い、民間の保険損害調査との違い等について、被災者に明確に説明するものとする。

2 罹災証明書等の発行（実施主体：税務班）

町は、被災者に対して各種の支援措置を早期に実施するため、遅滞なく住家等の被害の程度を調査し、住宅等の危険度判定結果の表示や罹災証明書を交付するものとする。

なお、住家等の被害調査や罹災証明書交付の体制を確立するため、担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、応援の受入れ体制の構築等を計画的に進めるなど、これらの業務に必要な実施体制の整備に努めるものとする。

さらに町は、効率的な罹災証明書の交付のため、当該業務を支援するシステムの活用について検討する。

3 住宅の復旧（実施主体：税務班、土木統括班）

(1) 災害住宅融資

ア 災害復興住宅資金

町及び県は、被災地の滅失家屋の状況を調査し、沖縄復興開発金融公庫法令に規定する災害復

興住宅資金の融資適用災害に該当するときは、罹災者に対し当該資金の融資が円滑に行われるよう、借入手続きの指導、融資希望者家屋の被害状況調査及び被害率の認定を早期に実施し、災害復興資金の借入促進を図るものとする。

なお、この場合、資金の融通が早急に行われるよう、町は、罹災者が公庫に対して負うべき債務を保証するよう努めるものとする。

イ 個人住宅（特別貸付）建設資金

町は、管内で地震による住宅の被害が発生した場合において、沖縄振興開発金融公庫に対して、個人住宅（特別貸付）建設資金の災害罹災者貸付制度の内容を罹災者に周知するよう要請する。

なお、町は、罹災者が借入れを希望する際には、「罹災証明書」を交付するものとする。

(2) 災害公営住宅の建設

町及び県は、大規模な災害が発生し、住宅に多大な被害が生じた場合、低額所得者に賃貸するため国庫補助を受けて災害公営住宅を建設するものとする。

4 生業資金の貸付（実施主体：税務班、福祉統括班）

(1) 災害弔慰金の支給等に関する法律による災害援護資金

町は、災害により負傷又は住居、家財の損害を受けた方に対して、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく生活の再建に必要な資金を貸し付ける。

(2) 生活福祉資金の災害援護資金

社会福祉協議会は、「生活福祉資金貸付事業制度要綱」に基づき、災害救助法が適用にならない災害によって被害を受けた低所得世帯に対して生活福祉資金を貸し付ける。

なお、「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づく災害援護資金の貸付対象となる世帯は、原則としてこの資金の貸付対象とならない。

(3) 母子父子寡婦福祉資金

町は、災害により被災した母子父子家庭及び寡婦に対して、事業開始資金、事業継続資金、住宅資金の据置期間の延長及び償還金の支払猶予等の特別措置を講じる。

(4) 生活福祉資金制度による各種貸付

町及び社会福祉協議会は、金融機関等からの借入が困難な低所得世帯、障がい者や要介護者のいる世帯に対して、経済的な自立と生活の安定を図るために必要な経費を貸し付ける。

5 被災世帯に対する住宅融資（実施主体：税務班）

町は、低所得世帯あるいは母子父子世帯で災害により住宅を失い又は破損等のために居住することができなくなった場合、住宅を補修し又は非住家を住家に改造する等のため資金を必要とする世帯に対して以下の資金を融資するものとする。

(1) 災害弔慰金の支給等に関する法律の災害援護資金

(2) 生活福祉資金の災害援護資金又は住宅資金

(3) 母子父子寡婦福祉資金の住宅資金

6 災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給（実施主体：福祉統括班）

(1) 災害弔慰金の支給

町は、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、災害により死亡した町民の遺族に対し災害弔慰金を支給する。

(2) 災害障害見舞金の支給

町は、災害による負傷、疾病で精神又は身体に著しい障がいが出た場合、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、災害障害見舞金を支給する。

7 災害義援金品の募集及び配分（実施主体：福祉統括班）

(1) 義援物資の受入れ

町、県は、関係機関等の協力を得ながら、国民、企業等からの義援物資について、受入れ物資を明確にし、報道機関を通じて国民に公表する。

(2) 義援金の受入れと配分

町、県、日本赤十字社各機関は、被害の状況等を把握し、義援金の募集を行うか否かを検討し決定する。

ア 義援金を、確実、迅速、適切に募集・配分するため、県は義援金配分委員会（以下、本節において「委員会」という）を設置する。

イ 委員会の構成機関は、県、日本赤十字社沖縄県支部、沖縄県共同募金会、県市長会、県町村会、沖縄タイムス、琉球新報、沖縄婦人連合会、その他県単位の各種団体の代表者により構成する。

ウ 町、県、日本赤十字社沖縄県支部、沖縄県共同募金会、その他各種団体は、義援金の受付窓口を開設し、直接義援金を受け付ける。

エ 町は、義援金の受付状況について委員会に報告し、受け付けた義援金は委員会へ送金する。

オ 委員会は、受領した義援金は、配分計画に基づき、速やかに被災市町村へ送金する。町は、委員会から送金された義援金を、配分計画に基づく配分率及び配分方法により、被災者に配分する。

8 租税の徴収猶予及び減免等（実施主体：税務班）

(1) 地方税の特別措置

町及び県は、税条例等に基づき、以下の特別措置を行う。

ア 地方税の減免

災害により被害を受けた場合、被災納税者の地方税（個人住民税、固定資産税、自動車税など）について一部軽減又は免除する。

イ 徴収の猶予

災害により被害を受けた場合、被災納税者の地方税について、その徴収を猶予する。

ウ 期限の延長

災害により、地方税の申告・納税等が期限内にできないような場合、一定の地域について、災害がやんだ日から2ヶ月以内の範囲で申告等の期限を延長する。

9 職業のあっせん（実施主体：産業観光班）

公共職業安定所は、災害により離職を余儀なくされた者の早期再就職を促進するため、県、町と連携して以下の措置を講じる。

- (1) 被災者のための臨時職業相談窓口の設置
- (2) 公共職業安定所に出向いて行くことの困難な地域における臨時職業相談所の開設又は巡回職業相談の実施

10 被災者生活再建支援（実施主体：税務班）

町及び県は、被災者生活再建支援法に基づき、自然災害により生活基盤に著しい被害を受け、自立して生活を再建することが困難な被災者に対し生活再建支援金の支給手続きを行う。

対象は、町の認定する全壊、大規模半壊、中規模半壊と認定された世帯を原則とする。

町は、被災者からの申請を受け付け、とりまとめた上、県に提出する。県は、委託先の法人に申請を提出し、支給の決定及び交付等を行う。

11 地震保険や共済制度の活用（実施主体：本部事務局班）

地震保険や共済制度は、地震等による被災者の生活の安定に寄与することを目的とした制度であり、被災者の住宅再建にとって有効な手段であることから、町はそれらの制度の普及促進に努める。

第3節 中小企業者等への支援計画

この計画は、災害を受けた中小企業、農漁業者に対し災害復旧資金の融資を行い、応急復旧を図るものである。

特に、台風被害では、さとうきび、葉タバコ等の農作物被害が顕著になりやすいことをふまえて復旧を促進するものとする。

1 農業者への融資対策（実施主体：産業観光班）

被災農業者に対しては、低利の資金を融資することによって、農業経営の維持安定を図ることを目的として、天災融資制度、沖縄振興開発金融公庫等の制度金融による救済制度が設けられている。

町は、「天災融資法」の発動及び「激甚災害法」が適用されることとなった場合は、天災資金の活用を推進する。

また、天災融資法等が適用されない場合は、農林漁業セーフティネット資金（災害資金）や農業近代化資金等の災害復旧事業を対象とした制度資金の活用を推進する。

2 漁業者への融資対策（実施主体：産業観光班）

町は、被害漁業者の施設（漁船・漁具）、漁獲物及び漁業用資材並びに漁業協同組合等の管理する共同利用施設又は在庫品に対する被害については天災融資法を適用し、災害復旧を容易ならしめ、被害漁業の経営の安定を図るよう推進する。

また、沖縄振興開発金融公庫の漁業基盤整備資金及び漁船資金等を積極的に利用するとともに、系統金融の活用を図るよう指導推進する。

3 中小企業者への融資対策（実施主体：産業観光班）

災害時の被災中小企業者に対する融資対策として、町は、関係商工会議所、商工会、商工会連合会、中小企業団体中央会等の協力を求めて、金融相談を行い、融資の指導、あっせんを行う。

第4節 復興の基本方針

1 復興計画の作成（実施主体：総務部、県）

町及び県は、大規模な災害により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた災害において、被災地域の再建を可及的速やかに実施するため、復興計画を作成し、関係機関の諸事業を調整しつつ計画的に復興を進めるものとする。

特に、被災地の復興計画の作成に際しては、地域のコミュニティが被災者の心の健康の維持を含め、被災地の物心両面にわたる復興に大きな役割を果たすことにかんがみ、その維持・回復や再構築に十分に配慮する。

また、町は、町民の意向を尊重しつつ協同して計画的に行うものとし、男女共同参画の観点から、復旧・復興のあらゆる場・組織に女性の参画を促進するものとする。また、併せて障がい者、高齢者等の要配慮者の参画を促進するものとする。

2 がれき処理（実施主体：総務部、県、関係機関）

町、県及び関係機関は、事前に作成した災害廃棄物処理計画に基づき、必要に応じて広域処理を含め、災害廃棄物の処理方法を確立するとともに、仮置場、最終処分場を確保し、計画的な収集、分別、運搬及び処分を図ることにより、災害廃棄物の円滑かつ適正な処理を行うものとする。

また、環境汚染の未然防止又は町民、作業者の健康管理のため、適切な措置等を講ずるものとする。

3 防災まちづくり（実施主体：建設部、県）

町及び県は、防災まちづくりに当たり、避難路、避難地、延焼遮断帯、防災活動拠点ともなる幹線道路、都市公園、河川及び港湾などの都市基盤施設及び防災安全区の整備、ライフラインの耐震化、建築物や公共施設の耐震・不燃化及び耐震性貯水槽の設置等を基本的な目標とする。

また、復興のため、市街地の整備改善が必要な場合には、被災市街地復興特別措置法等を活用するとともに、町民の早急な生活再建の観点から、防災まちづくりの方向についてできるだけ速やかに町民の合意を得るように努め、併せて、障がい者、高齢者、女性等の意見が反映されるよう環境整備にも努め、土地区画整理事業や市街地再開発事業等の実施により合理的かつ健全な市街地の形成と都市機能の更新を図るものとする。

4 特定大規模災害時の復興方針等（実施主体：総務部、県）

大規模災害からの復興に関する法律（以下「復興法」という。）に規定する特定大規模災害を受け、国の復興基本方針が定められた場合は、必要に応じて次の措置を講じる。

(1) 県の措置

県は、国の復興基本方針に即して県域の復興のための施策に関する方針（以下「県復興方針」という。）を定める場合、必要に応じて関係行政機関の長、関係市町村長又は関係団体に対して資料提供等の協力を求める。県復興方針を定めた場合は関係市町村へ通知し、国への報告を行う。

また、特定大規模災害等を受けた市町村から要請があり、地域の実情を勘案して必要と認めるときは、その事務の遂行に支障のない範囲で都市計画の決定等を代行する。

(2) 町の措置

町は、必要に応じて県と共同して国の復興基本方針等に即した復興計画を策定し、また、復興協議会を組織して復興整備事業の許認可の緩和等の特別措置の適用を受け、市街地開発事業、土地改良事業等を実施する。

また、復興計画の作成や復興整備事業の実施等に必要な人員が中長期的に不足する場合は、復興法に基づき、関係地方行政機関の長に対して職員の派遣を要請する。

